



復刻

**農林省統計調査要綱輯覧
(農業センサス，農業動態調査の部)**

第2分冊

2018年1月

学術情報メディアセンター
食料・農業統計情報開発研究分野

統計研究資料 J シリーズの発刊に際して

京都大学寄附講座農林水産統計デジタルアーカイブ講座は、神内良一氏の寄附により 2012 年に設置された。以来、農林水産統計の高度利用に向け、データの整備・加工・システム化について活動を行ってきている。この活動は、戦前戦後の日本農業に関する統計資料の発掘所在調査を行い、戦前期や戦後高度経済成長期の統計資料は、残存する調査原資料のデジタルアーカイブ化を行うものである。他方、戦後統計資料については、調査客体の年度間リンクージュや統計調査間リンクージュを行い、客観的根拠に基づく政策評価の礎を築こうとしている。さらに、構築された各種データベースは、デジタルアーカイブシステムとしての機能を発揮し、すべての研究者への情報提供をとおして共同利用として多くの成果をあげようとしている。

このような寄附講座の活動にともなって、統計文献やメタデータに関する資料調査や整備が行われるが、謄写版に代表されるように、その中にはアクセスに難があるものがある。このうちメタデータは、統計調査の実施にかかわる関連資料集であり、その時代の環境諸条件を正確に把握した上、統計調査結果の最終像を想定し、これを実現するために必要な指示書として作成されてきたものである。統計調査の利用者は、これらメタデータにかかわる資料の存在を理解し、必要に応じて目を通しておかなければならない。

本寄附講座では、それらの統計調査にかかわる資料の重要性に鑑み、これらの資料を復刻し、広く農林水産統計調査利用者の便宜に供することとした。ここに「統計研究資料 J シリーズ」として発表するものがそれである。この統計研究資料 J シリーズは、英文名では、Journal of INner-documents concerning National Agricultural and Industrial affairs (JINNAI) となり、直訳すれば、農林水産および産業一般行政に関する資料集となる。寄附者の神内良一氏に最大級の敬意を表するものである。

上述の本寄附講座が行う資料の復刻作業は、その対象によっては、紙質の劣化により、長時間の作業を必要とするものもある。また、基本的に発行部数のきわめて少ない資料を対象にすることから、資料の入手自体が厳しいものもあり、すべての資料輯の復刻が統一的に進められるものでもない。したがって、このシリーズは定期的に刊行するわけではなく、本寄附講座の活動の進展にともない、復刻資料がまとまった段階で随時発表する予定である。

編集者を代表して

2016 年 10 月吉日

京都大学学術情報メディアセンター

特命教授（農林水産統計）

齊 藤 昭

Preface

In 2012, the endowed chair of Statistical Digital Archives of Agriculture, Forestry and Fisheries was established at the Kyoto University thanks to Mr. Ryoichi Jinnai contribution. Since then, we have been actively developing, processing, and organizing statistical data for advanced use in agriculture, forestry, and fisheries studies. These activities include conducting location surveys at excavation sites relating to Japanese agriculture before and after World War II, as well as collecting statistical data on the pre-war period and the post-war economic bubble. The remaining source material is being digitally archived. As for post-war statistical data, we are making efforts to build a foundation for policy evaluation based on objective appraisals by connecting the research packages of each year and establishing links between statistical surveys. Furthermore, some of the resulting databases are being used as digital archive systems. By sharing this information with all researchers, we hope to promote many advances.

Through the activities of our endowed laboratory, materials surveys and improvements were made in relation to these statistical documents and metadata. However, some of these materials (e.g., mimeographs) are difficult to access. Among them, metadata is a set of materials on the implementation of statistical surveys. Specifically, it consists of instructions created under the assumption that a final image of the survey results can be produced after accurately ascertaining the environmental conditions. The users of the statistical surveys should be aware of the existence of these materials, and examine them when necessary.

Given the importance of the statistical surveys in our endowed laboratory, we decided to reissue the related materials and make them available to agriculture, forestry, and fisheries survey users. Therefore, today we are pleased to announce the release of the “J-Series” statistical research material. To express our deep respect for our benefactor, this research material is called JINNAI, which is the acronym for Journal of INner-documents concerning National Agricultural and Industrial affairs.

Reissuing materials may take some time due to the possible deterioration of paper quality. In addition, since such materials were mainly printed in very small numbers, in some cases it is actually hard to obtain them, making the reprinting work advance at a varying rate. Therefore, instead of publishing this series on a regular basis, we intend to announce new issues when progress in the endowment activities is made, and when enough reprint materials are available.

Oct., 2016

Saito Akira
Specially-appointed Professor,
ACCMS, Kyoto University
Previous Director General,
Statistics Department,
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries,
Government of Japan

第二分冊 目次

統計研究資料Jシリーズの発刊に際して

農業センサス	R1
昭和三十年臨時農業基本調査	R1
昭和三十年臨時農業基本調査要綱	R1
農業集落の決定ならびに調査区設定要綱	R14
農業集落の決定ならびに調査区設定手引	R24
照査票の作り方および照査票（戸別表，農業集落概況表）	R99
照査票の整理のし方	R123
農業集落調査の手引および農業集落調査票	R142
農家調査の手引および農家調査票	R288

(参考) 第一分冊 目次

統計研究資料J シリーズの発刊に際して

解説3

吉田嘉雄

農業センサスR1

昭和二十一年農家人口センサスR7

農家人口調査に関する農林次官のラヂオ放送に関する件R7

農家人口調査要綱R10

農家人口調査に関する件R12

農家人口調査実施手続R13

農家人口調査票「七 農家人口」の記入注意R19

農家人口調査質疑応答（第一輯，第二輯）R24

農家人口調査票R38

農家人口調査結果表（一号～四号）R48

一九四七年（昭和二十二年）夏期調査の提要に代へてR56

昭和二十二年臨時農業センサス 臨時農業センサス票R84

昭和二十四年農地調査R96

農地統計調査票R96

農地抽出調査票 調査の手引R100

一九五〇年世界農業センサスR134

基本調査の手引および基本調査票R134

農業事業体・農業事業体名簿作成の手引および農業事業体名簿R194

抽出調査の手引および農家抽出調査票R221

.....

第三分冊 目次

統計研究資料J シリーズの発刊に際して

農業動態調査R1

昭和二六年農業動態調査の手引および調査票R1

昭和二六年度農業動態調査の手引および調査票R28

昭和二七年度農業動態調査の手引および調査票R92

昭和二七年農家カード作成の手引およびカードR170

昭和二八年度農業動態調査実施要領R209

農林省統計調査要綱輯覧
(農業センサス，農業動態調査の部)

昭和三十年臨時農業基本調査

昭和三十年臨時農業基本調査要綱

一、根拠法規

この調査は、統計法による指定統計（第七五号）とし、昭和三十年臨時農業基本調査規則（昭和二十九年農林省令第七一号）に基づいて行う。

二、調査の目的

1. この調査は昭和二五年に実施された一九五〇年世界農業センサス以後、五年目ごとに行うことになつてゐる農業センサスの代りに行うものである。

2. この調査の主たる目的は、農地改革実施後変遷しつつあるわが国の農業構造の姿態を地域的および階層的に把握し、農業行政上必要な基礎的資料を作成することである。

3. この調査においては、従来のごとく農家調査を行うほか、農業集落調査を併せて行ひ、農家相互の共同的諸関係を明らかにする。

三、調査の種類と調査の時期

この調査は、準備調査と本調査に分け、準備調査は、昭和二十九年九月一日現在で、本調査は、昭和三十一年二月一日現在でこれを行う。

本調査は、農業集落調査と農家調査に分け、いずれも標本調査とする。ただし、宮城県および山形県においては農家調査を、三重県においては農業集落調査と農家調査を悉皆的に行う。

四、調査の対象

この調査は、農業集落および農家について行う。

1. この調査において「農業集落」とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう。

「農業」とは耕種、養蚕（養禽および養蜂を含む）または養蚕の事業をいふ。「農家」とは下記の規模の農業を行う世帯をいふ。

農家の最低規模

(1) 耕地の最低規模

まず、全国を次のように二つに分け、1の道県では一反歩以上の耕地を耕作するものを、2の都府県では5畝以上の耕地を耕作するものを農家とする。

1. 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山の十四道県。

2. 東京、神奈川、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、の三十二都府県。

(2) 耕地以外の最低規模

次に耕地の最低規模に満たない世帯でも次のいずれかにあてはまるものはこれを農家とする。

- ① 温室を経営するもの
- ② 搾乳牛一頭以上を飼っているもの
- ③ 仔とり、種つけまたは肥育の目的で殺肉用牛または馬を一頭以上飼っているもの（殺用の牛馬を飼つても、それだけでは農家とはしない。）
- ④ 豚を一頭以上飼っているもの
- ⑤ めん羊、山羊を三頭以上飼っているもの（西方合せて三頭以上の場合も含む）
- ⑥ 成鶏、あひるまたはかちやうを三十羽以上飼っているもの（三種類合わせて三十羽以上の場合も含む）

⑦ 兎を三十頭以上飼っているもの
⑧ 蜜蜂三群以上を飼っているもの

⑨ 昭和二十九年中に農産物の販売による現金粗収入が二万円以上であったもの

五、調査の機構

1. この調査は、農林省農林経済局統計調査部および統計調査事務所の機構を通じて行う。ただし、宮城県、山形県および三重県においては上記の機構を通じて行う。標本調査以外の調査を県の機構を通じて行う。

2. この調査を行うため、各市町村ごとに一名（最近合併した市町村および従前の市などについては旧町村ごとに一名）ずつの臨時農業基本調査指導員（以下「指導員」という。）をおく。標本農業集落（宮城県、山形県および三重県においては全農業集落）内の調査区についてはその調査区ごとに一名ずつの臨時農業基本調査員（以下「調査員」という。）をおく。

3. 農業集落調査は、統計調査事務所出張所（以下「出張所」という。）の職員（三重県においては上記職員の外農業普及技術員または市町村統計主任などのうちから任命する調査員）が、農家調査は、調査員または出張所の職員がそれぞれ面接調査の方法によって行う。

4. 指導員は、農業集落の区域の確定および調査区の設定に関する事務に従事し、かつ、調査員を指導する。

5. 指導員および調査員は、農林大臣が任命し、出張所長の（宮城県、山形県および三重県においては市町村長）指揮監督を受ける。

六、準備調査

1. 準備調査の範囲

準備調査においては、農業集落の決定および調査区の設定、調査票の作成および農家調査の階層分

けを行う。

2. 農業集落の決定および調査区の設定。

(7) 臨時農業基本調査において、農業構造の把握を正確かつ合理的に行うため、「農業集落範囲判定一覽表」を利用して、農家が農業上相互に最も密接に協同し合っている農家集団を単位として、市区町村ごとに農業集落の区域の決定を行う。

さらに、農家調査の実施に当り、調査者の担当区域を明確にし、調査の重複と脱漏を防ぐため調査区の設定を行う。

(2) 農業集落の決定および調査区の設定は、全国の市区町村ごとに行う。ただし、鹿児島県の区域のうち北緯二九度以南にある地域または統計調査事務所長の判断により農家の全然的なと思われる大都市および離島などについては、統計調査部長の承認を得て、これを省略することができる。

調査区は、原則として一農業集落の範囲を一調査区とするが、農業集落の範囲が大きな場合は、農業集落を二つ以上の調査区に分割する。この場合、調査区の分割方法は、部落実行組合単位とすることを原則とする。ただし、その部落実行組合が隣組程度の小さいものである場合または二つ以上の組合の組合員が相互に入り組んでいる場合は、河川、道路など明瞭な標識をその調査区の境界として調査区の設定を行う。

(3) 農業集落の決定および調査区の設定は、昭和二九年九月一日現在で行う。

(4) 農業集落の決定および調査区設定ならびに市区町村地図および調査区地図の作成は、本張所長の指揮監督のもとに指導員が担当する。

3. 照査票の作成

(7) 照査票のうち、農業集落概況票は各農業集落ごとに、戸別票は各調査区内の名世帯について作成する。

(2)

照査票の農業集落概況票に記入する事項は次のとおりとする。

- ① 共用林野
- ② 用水
- ③ 排水
- ④ 土地改良
- ⑤ 共用農用機械 施設
- ⑥ 漁業権
- ⑦ 開拓農業集落
- ⑧ その他

(3)

照査票の戸別票に記入する事項は、次のとおりとする。

- ⑦ 経営田畑面積
- ② 林業
 - ア 自営製薪炭に従事するもの
 - イ 林業賃労働に年間三十日以上雇われるもの
- ③ 水産業
 - ア 漁業権による大型網漁業に年間三十日以上従事するもの
 - イ のり、かき養殖業に年間三十日以上従事するもの
 - ウ ア以外の漁業または浅海養殖業に賃労働者として年間三十日以上従事するもの
 - エ 五人以下の自営漁業に年間三十日以上従事するもの
- ④ 家内手工業を営むもの
- ⑤ 家内手工業以外の工業および店を構えて商業またはサービス業を営むもの

⑥ 賃労働者、事務取算、技術取算または取算のいる家
農産物の販売

ア 販売総額五十万円以上のもの

イ 米、麦の販売額合計一〇万円以上のもの

ウ 米、麦以外の農産物販売額五十万円以上のもの

エ 事務所長指定の商売作物の販売額五十万円以上のものおよび二〇万円以上のもの

⑧ 養 蚕

ア 春蚕を五グラム以上揃立飼養したもの

イ 夏秋蚕を五グラム以上揃立飼養したもの

⑨ 家 畜

乳用牛（満ニ才以上）、殺肉用牛（満ニ才以上）、馬（満三才以上）、めん羊（満一才以上）および豚（六カ月以上）の飼養頭数ならびににわとり（六カ月以上のものを二〇羽以上）を飼養するか否かの別

⑩ 農用機械

動力新式機、動力カルチベーター、動力噴霧機、動力撒粉機、動力揚水ポンプ、トラックおよびオート三輪の台数

⑪ 非農家について

ア 耕地を一反歩以上貸付けているもの

イ 農業日雇に三十日以上雇われているもの

(4) 照査票の農業集落概況票は農業集落ごとに、戸別票は調査区ごとに記入責任者をおき指導員の指導監督のもとに作成する。

4. 農業集落階層

(1) 標本農業集落を合理的に抽出し、かう、農業集落調査および農家調査結果の合理的な集計を行うため、照査票によつて農業集落の階層分けを行う。

(2) 農業集落について設ける階層は、次のとおりとする。

2. 都府県

⑦ 第一次階層

- I 平地農村
- II 農山村
- III 山村
- IV 漁村
- V 開拓集落
- VI 都市における農家点在地

⑧ 第二次および第三次階層

平地農村および農山村については、商品即農業の割合や田畑比率および兼業の入り方などにより分類する。山村については、自家製薪炭を主とする地帯と、林業賃労働を主とする地帯に分ける。

漁村については、漁業経営の大きさや、農業規模の大小などによつて分類する。

b 北海道

⑦ 第一次階層

- I 穀作を伴う商業的地帯
- II 商業的農業地帯

Ⅲ 自給的農業地帯

Ⅳ 漁村

Ⅴ 開拓集落

Ⅵ 都市における農家点在地

② 第二次および第三次階層

穀作を伴う商業的地帯では、農業経営組織の種類と田畑比率により分類する。

商業的農業地帯では農業経営組織のみの分類とする。

3 農業集落の階層分けは、出張所において行う。

4 出張所長は、農業集落の階層分けが終了したならば、「農業集落階層一覽表」を作成し、昭和
二九年十二月二十日までに、事務所長に提出するものとする。

事務所長は、これを審査のうえ疑義のあつた場合は速かに出張所長に照会して、その正確を期
するものとする。

七、標本農業集落の抽出

1 農業構造を地域的に把握するため、実情に依じ、都府県の区域を郡市を単位として一乃至五の農業
地域に分割する。北海道においては、各支庁の区域を農業地域とみなす。

2 標本抽出のためのリストは、分類された農業集落の階層ごとに作成する。この場合の農業集落の配
列は、農業地域ごとにまとめる行う。

3 標本農業集落は、都道府県別に任意系統抽出法により各階層から1/5ずつを抽出する。

4 事務所長は、標本の抽出が終つたならば、その標本農業集落名を出張所長（宮城、山形、三重の名
県においては出張所長および県知事）に通知するものとする。

八、農業集落調査

7 農業集落調査は、農業集落調査票によつて行う。ただし、北海道においてはこの調査を行わない。

8 農業集落調査の調査項目は、次のとおりとする。

- ① 農業集落内の団体
- ② 部落実行組合
- ③ 部落実行組合以外の団体
- ④ 部落会費
- ⑤ 用水
- ⑥ 農業集落内農家の受益している用水源別受益面積
- ⑦ 用水路の状態
- ⑧ 旱魃の対策
- ⑨ 農業水利の経営と賦役
- ⑩ 共用林野およびその他の土地
- ⑪ 共用林野
- ⑫ その他の土地
- ⑬ 農業、林業および漁業の労働の横行など
- ⑭ ゆい、手廻替、共同作業および手伝いの横行
- ⑮ 移動労働
- ⑯ 労働従事者のあつ旋着
- ⑰ その他
- ⑱ 道ぶしん
- ⑲ 共同作業場、その他

共同作業場および共同農産加工所

農林産物の共同販売施設

稚蚕共同飼育所

⑧ 漁業

⑨ 生活改善、その他

⑩ 耕地売買価格

⑪ 小作料、その他

⑫ 減少農家

⑬ 公共事業や国有林事業への人夫割当

③ 農業集落調査は、部落会長、部落実行組合長、統計調査員など現に役職についているものまたは過去についていたことのある者など、農業集落内の諸事情に精通した者を数人選び、これらの者に面接して調査する。

④ 農業集落調査は、出張所の取員（および三重県においては調査員）が行う。

九、農家調査

① 農家調査は、農家調査票によつて行う。

② 農家調査の調査項目は、次のとおりとする。

(a) 都府県

⑦ 世帯員および兼業

⑧ 土地

経営土地およびその利用状況

貸付土地

その他

③ 新設農家及び土地移動

④ 家畜および畜力利用状況

⑤ 農用機械およびその利用状況

⑥ 農業労働

⑦ 農産物

(b) 北海道

⑦ 世帯員および兼業

② 土地

経営土地およびその利用状況

貸付土地

その他

③ 新設農家および土地移動

④ 家畜およびその放牧状況

⑤ 農用機械およびその利用状況

⑥ 農業労働

⑦ 農産物

⑧ 被害

3 農家調査は調査区内のすべての農家について出張所の職員または調査員が面接して調査する。

4 農家の脱漏を防ぐため農家以外の世帯についても、農家判定連記票を作成する。

す、審査および報告

7. 農業集落の決定および調査区の設定

(1) 指導員は、農業集落区域の決定および調査区の設定が終了したならば、「農業集落の決定および調査区設定概報」を作成し、昭和二十九年九月三十日までにこれを出張所長に提出するものとする。「市区町村地図」および「調査区地図」は、その作成を終ったならば「農業集落範囲判定一覽表」とともに、昭和二十九年十月三十一日までに出張所長に提出するものとする。

(2) 出張所長は「農業集落の決定および調査区設定報告書」を昭和二十九年十一月十五日までに事務所に提出するものとする。

(3) 事務所長は、管内の市区町村における農業集落の区域の決定および調査区設定の適否ならびに市区町村地図および調査区地図の当否を審査検討し、不適当なものについては再調査をさせるものとする。

(4) 事務所長は、管内の農業集落の区域の決定および調査区設定の審査が完了したならば、「農業集落および調査区数報告書」を作成し、昭和二十九年十二月三十一日までに統計調査部長に提出するものとする。

2. 照査票

(1) 指導員は、記入責任者が記入した照査票を検討のうえ、「第一次市区町村別結果表」を作成し、照査票をえて、昭和二十九年十月三十一日までに出張所長に提出するものとする。

(2) 出張所長は、照査票によつて、別に定める「結果表」を作成し、昭和三十年三月三十一日までに、事務所長に提出するものとする。事務所長は、管内の集計を行ったうえ、その集計結果を、昭和三十年五月三十一日までに、統計調査部長に報告するものとする。

3. 農業集落の階層分け

出張所長は、農業集落の階層分けが終了したならば、「農業集落階層一覽表」を作成し、昭和二十九年十二月二十日までに、事務所長に提出するものとする。

4. 農業集落調査

(1) 出張所長は、農業集落調査が終了したならば、調査浅れや誤記のないことを確かめ、昭

和三十年三月十五日までに、事務所長に調査票を提出するものとする。

- (2) 事務所長は、出張所長の提出した調査票を審査し、集計のうえ別に定める様式により「第一次農業集落調査結果表」を作成し、これを昭和三十年七月三十一日までに統計調査部長に提出するものとする。

- (3) 三重県知事は、県において担当した農業集落調査が終了したならば審査集計のうえ、別に定める「第一次農業集落調査結果表」を作成し、昭和三十年七月三十一日までに統計調査部長に提出するものとする。

- (4) 統計調査部長は、第一次結果を昭和三十年十一月三十日までに公表し、第二次以下の結果を逐次公表するものとする。

5 農家調査

- (1) 調査員は、面接調査が終了したならば、調査票に調査員の記入すべき階層符号を記入のうえ、すみやかにこれを指導員に提出するものとする。

- (2) 指導員は、調査票の審査を行ったうえ、昭和三十年二月二十八日までに、出張所長にこれを提出するものとする。

- (3) 出張所長は、調査票を審査し、農家ごとに整理票を作成のうえ別に定める様式により「第一次農家調査結果表」を作成し、これを昭和三十年六月三十日までに、事務所長に調査票を添えて提出するものとする。

- (4) 事務所長は、出張所長の提出した「第一次農家調査結果表」を審査集計のうえ別に定める様式により「第一次農家調査結果表」を作成し、これを昭和三十年八月三十一日までに統計調査部長に提出するものとする。

- (5) 宮城県知事、山形県知事および三重県知事は、県において担当した農家調査を終了したならば審

査、集計のうえ、別に定める様式により「第一次農家調査結果表」を作成し、これを昭和三十年八月三十一日までに統計調査部長に提出するものとする。

統計調査部長は「第一次農家調査結果の概要」を昭和三十年十一月三十日まで公表し、第二次以下の結果を逐次公表するものとする。

十一、調査票および結査表の保存

一、統計調査部長は、農業集落調査票および農家調査票を五年間、農業集落調査および農家調査の結果表を永久に保存する。

二、宮城県知事、山形県知事および三重県知事は、県において担当した調査の調査票を県において期間を定めて保管するものとする。

農業集落の決定ならびに調査区設定要綱

一、臨時農業基本調査の概要

昭和三十年二月一日実施予定の臨時農業基本調査においては、従前の農業センサスとはほぼ同様の農家調査によつて農業構造を調査するほか、農業協同体としての農業集落における農家相互の共同的諸関係を把握し、農業構造を総合的、全体的に解明するため、農業集落調査をあわせて行う。

しかして農業集落ごとに照査票を作成し、これによつて農業集落の階層分けを行い、その階層ごとに1/5の農業集落を抽出しこの標本農業集落について農家調査と農業集落調査を行う。

二、農業集落の決定ならびに調査区設定を行う目的

臨時農業基本調査において農業集落を実情に即して、正確に決めることは農業経済の構造を正確に把握する上に不可欠な関係があるので、臨時農業基本調査の実施目的に適合して農業集落の決定を行う。

さらに照査票の作成と後で行う農家調査および農業集落調査の実施に当り、調査者の担当区域を明確にし、調査の重複、脱漏を防ぎ、かつ将来行うべき農業諸統計調査の合理的な抽出単位とするため、調査区の設定をあわせて行う。

三、農業集落の決定ならびに調査区設定の時期

農業集落の決定ならびに調査区の設定は昭和二十九年九月一日現在で行う。

四、農業集落の決定ならびに調査区設定の範囲

農業集落の決定ならびに調査区の設定は全国の市区町村について行う。

ただし、農家の全然ないと思われる大都市および離島などについては、統計調査事務所長の判断により統計調査部長の承認を得て、これを省略することが出来る。

五、農業集落の決定ならびに調査区の設定を行う機関

農林省―同統計調査事務所―同出張所―臨時農業基本調査指導員

六、臨時農業基本調査指導員

一、臨時農業基本調査指導員（以下指導員という）は市区町村ごとに各一名づつおく。

ただし、統計調査事務所長（以下事務所長という）が必要と認めたときは、昭和二十九年度中に合併した町村および特に広い区域の市区町村について、合併前の町村、その他適当な区域ごとに一名づつの指導員を置くことが出来る。

二、指導員は当該市区町村の統計主任、勸業主任その他の有識経験者のうちから選定することとし、事務所長は当該市区町村長の援助を得て、市区町村ごとにその候補者名簿を作成し、統計調査部長に報告するものとする。

三、指導員は農林大臣より委嘱するものとする。

四、指導員は統計調査事務所出張所長（以下出張所長という）の指導を受け、担当市区町村または旧町

村などの区域ごとに次の業務を担当する。

- (一) 農業集落の決定
- (二) 市区町村地図の作成
- (三) 調査区の設定
- (四) 調査区地図の作成
- (五) 照査票の作成

七 農業集落の決定と市区町村地図の作成

1. 農業集落の定義

農業集落とは、その集団の成員が農業上相互に最も密接に協同しあっている農家集団をいう。

2. 農業集落の決定

指導員は、担当区域内の農家集団の範囲ならびに共同化の範囲などを別紙様式一号の「農業集落範囲判定一覽表」に記入し、農業集落の定義にしたがい、農業集落の範囲を決定する。

ただし、北海道においては「農業集落範囲判定一覽表」は作成せず、農事実行組合の範囲を農業集落の範囲とみなすことにする。また、大都市などで、農家が点在し、農家集落を形成していない場合は、類似した産業構造をもつ集団ごとに分割するにともない、農業集落の決定を行わない。

3. 市区町村地図の作成

指導員は前記の農業集落の範囲を決定したならば、担当区域内の農業集落の位置と境界を明確にするため、統計調査事務所より配布された用紙等をもちい、市区町村地図二枚（原図一、写一）を作成する。

市区町村地図には次の記号および名称を記入する。

- (一) 都道府県界 郡（支庁）界
- (二) 市区町村界 市区町村名および隣接市区町村名
- (三) 大字（町）界および大字（町）名

(四) 農業集落の位置と境界を明示するために必要な鉄道、主要な河川、湖沼、橋、道路とそれらの名称

(五) 耕地、山林の別

(六) 集落の形

(七) 農業集落および調査区の位置を明示する主要な建物

(八) 農業集落の境界と農業集落の名称

(九) 調査区界およびその番号

4 市区町村と旧町村の関係図の作成

事務所長は、指導員に命じて、最近市に合併した町村および、とくに広い地域の市区町村については、旧市区町村ごとに前記三、の市区町村地図を作成させ、更に現在の市区町村と旧市区町村との関係図を作成させる。

この関係図は旧町村の地域を明示した略図とする。

八 調査区設定の方法

1 調査区の分割

(一) 指導員は担当区域内の決定された農業集落ごとに調査区を設定する。

(二) 原則として、一農業集落の範囲を一調査区とする。

(三) 農業集落の範囲が大きな場合は、農業集落を二つ以上の調査区に分割する。

この場合、調査区の分割方法は、部落実行組合単位とすることを原則とする。ただしその部落実行組合が隣組程度の小さいものである場合、または二つ以上の組合の組合員が相互に入り組んで住んでいる場合は、河川道路など明瞭な標識をその調査区の境界として、適宜いくつかの調査区に分割する。

大都市などで農家が点在しているために農業集落の決定を行わない区域については、類似した産

業構造をもつ集団毎に分割し、その集団をもつて調査区とする。

(四) 調査区には調査区番号を付する。

エ. 調査区地図の作成

指導員は分割した調査区について、調査区ごとに調査区地図一枚を作成する。

調査区地図には次の記号および名称を記入する。

(一) 農業集落界および農業集落名

(三) 隣接調査区の番号

(二) 調査区界および調査区番号
(四) 世帯の位置とその番号

(五) 世帯の位置を明示するに必要な河川、湖沼、橋、道路、鉄道、建築物およびそれらの名称

九. 世帯の出入関係の調整

指導員は農業集落の決定および、調査区の設定を終了したならば、決定した農業集落の区域内に住するが、他の市区町村の農業集落に属する世帯、および決定した農業集落の構成員であるが、他の市区町村の農業集落に居住する世帯について、別紙様式第二号の「農業集落構成員出入関係調整表」を作成して、出張所長に提出する。

出張所長は「農業集落構成員出入関係調整表」を受取ったならば、出入関係のある農業集落が共に管内の市区町村内にある場合は、双方の「農業集落構成員出入関係調整表」の記入が照応するかどうかを確かめ、一致しない場合は関係市区町村の指導員に問い合わせて照応するようにあらためる。関係市区町村の一方が、管内の場合は、関係出張所長に通報して同様の処置をする。

十. 照査票の作成

指導員は農業集落ごとに照査票を作成する。

十一. 報告書の提出

指導員は農業集落の決定および調査区の設定を完了したならば、別紙様式第三号の「農業集落お

よび調査区設定概報」を作成し、昭和二十九年九月三十日までに出張所長に二部提出し、出張所長はそのうち一部を事務所長に提出する。

ろ、指導員は、市区町村地図および調査区地図を完成したならば「農業集落範囲判定一覧表」二部のうち一部を「農業集落構成員出入関係調整表」二部のうち一部、市区町村地図原図、調査区図、照査票と共に昭和二十九年十月三十一日までに出張所長に提出する。

ろ、出張所長は、別紙様式第3号のろ「農業集落および調査区設定報告書」を昭和二十九年十一月十五日までに事務所長に提出する。

十一、 審 査

事務所長は管下の市区町村における農業集落の決定および調査区分割の適否、ならびに市区町村地図調査区地図の当否を審査検討し、不適当なものについては、再調査をさせることができる。

十二、 保 存

事務所長は市区町村地図および調査区地図については永年、「農業集落範囲判定一覧表」については五カ年間保存しなければならない。

十三、 報 告

事務所長は管下の農業集落の決定および調査区の審査が完了したならば、別紙様式第四号による「農業集落および調査区数報告書」を作成し、昭和二十九年十一月三十日までに農林大臣に提出する。

判 定 一 覧 表

日 現 在

市区町村

欄			決 定 し た 農 業 集 落 範 囲					農 業 集 落 の 通 し 番 号
生活面の 共同化 葬式または 野辺送りの 範囲 ⑩	その他の共同化 (具体的に 記入する) ⑪ ⑫		名 称	その範囲 ⑬	農家戸数 ⑭	非農家 戸 数 ⑮	決 定 理 由 ⑯	
					戸	戸		

出 入 関 係 調 整 表

日 現 在

市区町村

(乙 票) 決定した農業集落の構成員が他市区町村の地籍にあるもの(出ているもの)

農業集落名称	調査区 番 号	農 家 戸 数	非 農 家 戸 数	世帯主氏名	世帯主の居住する市区 町村名、行政部落名
		戸	戸		

別紙様式第7号

農 業 集 落 範 囲

昭和 29 年 月

農業集 落判定 のための 分類	大字 名	欄										
		甲						乙				
		部落実行組合			行政部落			旧実行組合 (昭和18年当時)			農業生産面の共同化	
		名称	農家 戸数 ①	未加入 農家 戸数 ②	名称	農家 戸数 ③	非農家 戸数 ④	名称	農家 戸数 ⑤	未加入 農家 戸数 ⑥	共用林 野の利 用範囲 ⑦	賦役の範囲 農道 ⑧ 用水路 ⑨
		戸	戸		戸	戸		戸	戸			

別紙様式第2号

農 業 集 落 構 成

昭和 29 年 月

(甲 県) 決定した農業集落の地籍にある他市区町村の構成員とすべきもの(入っているもの)

農業集落名称	調査区 番号	農家 戸数	非農家 戸数	世帯主氏名	世帯主の属する市区 町村名、行政部落名
		戸	戸		

三〇九

調査区設定報告書

日現在

統計調査事務所

出張所

調査区			
番号	戸数		
	農家数	非農家数	計
	戸	戸	戸

調査区数報告書

日現在

事務所

業集落数											調査区数	二つ以上の調査区を設定した農業集落数
100戸	120戸	140戸	160戸	180戸	200戸	250戸	300戸	350戸	400戸	500戸～ (50戸ごと)		
119戸	139戸	159戸	179戸	199戸	249戸	299戸	349戸	399戸	499戸			

別紙 様式第3号の2

農 業 集 落 お よ び 調

(註) 様式第3号のノも様式第3号のニに準ずる。

昭和 29 年 月

市 区 町 村 名		農 業 集 落			
市(区) 郡	町 村	名 称	戸 数		
			農 家 数	非 農 家 数	計
			戸	戸	戸

注意 1. 各農業集落ごとに調査区番号順に記入すること。
2. 一農業集落を一調査区とした場合は調査区欄は番号だけを記入する。
3. 一農業集落を数調査区とした場合は調査区欄は農業集落欄の内訳となるように記入する。

別紙 様式第4号

農業集落および調

昭和29年 月

[illegible]

農業集落の決定ならびに調査区設定手引

一、臨時農業基本調査の構想

1. 昭和三十年の二月に臨時農業基本調査が実施されることになりました。この調査は、昭和二十五年の一九五〇年世界農業センサス実施後、五年目ごとに行う農業センサスに代る大調査であります。

2. いうまでもなく、昭和二十五年から昭和三十年に至るまでの期間には、わが国の農村にとってはきわめて重要な意義をもつ時期であります。終戦後間もなく実施された農地改革事業が一応終了し、その農地改革事業の成果がいよいよあがりつつある時期です。また、終戦後不足していた農業資材の出現りもますます豊富になつて、農業生産力が高まり、農業全般からみれば戦前の水準を越えた時期でもあります。

一方、農業機械の導入、特に耕耘段階の機械化が著しく発達しつつあることも特記しなければなりません。

長く悩まされてきた食糧不足と、この時期に至つてようやく緩和し、そのための農作物の作付においては商品作物の導入がますます増加していると共に、養蚕、家畜なども増加してきています。あるいわまた、農地改革の結果、耕地が細分化したため、兼業の必要がますます増加してきていることも注目されます。このように、いろいろの意味からみて重要な時期でありますので、このさき、農業基本調査を実施しておくことは、単に歴史的な意味があるばかりでなく、農業の振興発達のために行う諸施策の樹立と実行上からも大切であると思われるます。

3 次に調査の実施方法について述べますと

- ① 各市区町村ごとに農業集落を決め
- ② さらに調査区の設定を行い
- ③ 各調査区ごとにその区域内にある各世帯について、次のような事項を調査する照査票を作ること

ことになつております。

なお、一農業集落に二つ以上の調査区を設けた場合は、照査票を農業集落ごとに集計します。この三つの仕事は九月から十月にかけて指導員としての皆様にお願いすることになつております。

〔照査票の調査項目〕

(イ) 世帯主氏名

(ロ) 田・畑別耕地面積

(ハ) 農家について

① 裏作の有無

② 米麦類、雑穀、蒔類、野菜類の販売の有無

③ 果実(種類別)の販売の有無

④ 工芸作物(種類別)の販売の有無

⑤ 養蚕飼育の有無

⑥ 林業、水産業、その他の産業従事の有無

(ニ) 非農家について

① 農産物(種類別)の販売または仲介業の有無

② 農業資材(種類別)の販売または仲介業の有無

③ 農業日雇に雇われることの有無

④ 土地所有の有無

(ホ) 家畜頭数

乳用牛、肉用牛、馬、めん羊、豚、鶏

(ヘ) 農機具台数

動力耕耘機、動力脱穀機、動力噴霧機、揚水ポンプ、モーター、カルチベーター、動力カッタ

(ト) サイロの基數

(チ) 農業集落における共同施設

⑦ 部落共用林野

用材林、薪炭林、採草地、放牧地別箇所數、面積および受益者數

② 水利施設

溜池・揚水施設別箇所數および受益者數

③ 農機具の共同利用

農機具種類別共同使用者數別台數

④ 耕地の状況

耕地整理実施面積、暗渠排水実施済面積、耕地の交換合実施済面積、棚田の面積

(4) 農家調査ならびに農業集落調査の効率をあげるため、この調査票を利用して、農業集落を、農業を

主とするところ、林業を主とするところ、漁業の多いところおよび兼業の多いところなどに分け、さ

うらに、商品生産の多いところと少ないところに分けるなどによつて、各農業集落をいろいろな階層に

分類します。(しかし、この仕事は統計調査事務所出張所で行います。)

(5) 農業集落の階層分けが終わつたなら、各統計調査事務所ごとに、それぞれの階層の中から、5つづつの

農業集落を抽出します。そして、その抽出された農業集落について、農業集落調査と農家調査を昭和

三十一年の二月に実施いたします。

(6) そして、そのうち農業集落調査は、統計調査事務所の職員が担当して、農業集落内の代表者數名か

ら次のような項目について調査を行います。

〔農業集落調査の調査項目〕

(1) 部落有林について

- ① 利用形態別（用材林、薪炭林、採草地、放牧地、その他）箇所数、面積および利用者数
- ② 所有形態別（市町村有、記名共有、法人有、共有、私有別）
- ③ 利用の形態

割地有無、利用のしかた

(2) 農業水利

- ① 水利施設の種類別関係範囲
- ② 部落民の受益面積と利用者数
- ③ 水利費のとりかた
- ④ 常水、番水別
- ⑤ 水不足の状況と旱魃時の対策
- ⑥ 水路に関する出役状況

(3) 部落費

部落費の徴収方法とその使途

(7)

農家調査は調査区ごとに一名の調査員を委嘱して行います。その調査項目は、だいたひ従来の農業センサスと同様に次のような項目について行います。

〔農家調査の調査項目〕

(1) 農家人口

世帯員の男女別、年令、農業従事の状態、住込の雇人、

(2) 兼業、出稼ぎ

自営産業の種類と規模、賃労働、取組、季節本稼、日雇、人夫、取組、内取、賃仕事

い 地

① 田、畑、樹園地、温室、採草放牧地、山林、宅地、その他別面積

② 所有地、借入地、貸付地別面積

③ 農地改革によつて解放した面積

④ 農地改革によつて解放をうけた面積

（二） 農業雇傭労働

① 農業常雇、農業季節雇、日雇、手伝人、ゆい（時期別）

② 賃作業（賃耕、賃摺など）

③ 農業に雇われて出る世帯員（時期別）

（ホ） 家畜・養蚕

乳用牛、殺肉用牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、兎、養蜂、養蚕

（ヘ） 農機具

原動機、動力耕鬆機、カルチベーター、畜力用碎土機、脱穀機（動力用、人力用）、動力噴霧機

その他

（ト） 農作物

主要農作物収穫面積、収穫高、販売高

8 以上、臨時農業基本調査の構想を大ざっぱに述べたわけですが、この調査を行うためには、前にも述べたように、まず農業集落を決め、さらに必要な農業集落については調査区を設けなければなりません。そして、各調査区ごとに照査票を作るのが皆さん方指導員の仕事になります。前にも述べたとおりです。

そこで、以下指導員の方々に知つていただかねばならぬ事項について詳しく説明することにしたします。

二、農業集落調査の必要な理由

今回の臨時農業基本調査において、はじめに農家調査のほかは農業集落調査をあわせて実施することになりました。この調査に携わる人々に、この調査がどのような目的で計画され、この調査を実施したことによつてどのような意義があるのかを理解して貰うためには、まず最初にその必要性を説明しておきたいと思ひます。

農業集落の正確な定義については、この調査の必要性が理解された後で述べることにしますが、ここでは農業集落は多くの場合一応部落と一致しているの、部落と思つて読んでいただければよいのです。(もつとも部落といつても、現在町村で自主的に設置している行政区のことを考える人もあり、また終戦前どこでも必ず設けていた区のことを考える人もありましょう。あるいはもっと古く、明治二十二年の町村制実施以前の村落を部落と考える人もありましょう。しかし、ここでは部落会費をとつたり、集会所を持つたりしている集団を一応部落と覚えてください。

1 臨時農業基本調査の目的を達成するため、農業集落調査が必要で

(1) 臨時農業基本調査は、いわば農業センサスに当るものであります。申すまでもなく、農業センサスは国策とりわけ農業政策の樹立実行上必要なのです。およそ文化国家、民主国家を建設するためには、統計が必要であることはいまさら説明するまでもないと思ひますが、各種の農業統計のなかでも、農業の生産関係を総合的に明らかにしようとする農業センサスは特に重要でありますので、わが国においては次に述べるように、すでに何回も過去においてセンサス的な調査を実施しております。一九五〇年等世界農業センサスがソ連圏の国々を除く六十余カ国参加の下に実施された事実よりみましても、世界各國が農業センサスを重複していることがよく判りましよう。

(参考) 農業センサスの歴史

農業センサスの歴史は昭和十六年にはじまったといえましょうが、それ以前においても古い意味で農業センサスに含まれるような調査が行われています。いま簡単にその概要を紹介しておきましょう。

(i) 昭和四年の耕地一斉調査

昭和のはじめごろ、当時ローマにあった万国農事協会のすすめにより、農林省が内閣統計局に委託して大農業センサスを行う計画を立てたことがあります。ところで実施行われたのは昭和四年の耕地一斉調査だけでした。

(ii) 昭和十三年の農家一斉調査

わが国には明治三十六年以來農林省が全国農会に委託して調査を行ってきたいわゆる農事統計があり、その中には農家に関する若干の統計も含まれていました。そしてそれは毎年継続して調査されたのでありました。

ところが、昭和十二年七月に中日戦争が勃発しましたので、この戦争による影響のあまり現われないうちに、わが国の農家の実情を一度正確に調べておく必要があると考えて、昭和十三年に農家一斉調査が行われました。

この農家一斉調査は連記票を使用して調査員調査の方法により行われた調査で、農家に関するセンサス式の調査としては最初のものであります。

(iii) 昭和十六年以降の農林水産業基本調査

昭和十五年十二月農林水産業調査規則が定められ、昭和十六年八月一日に最初の調査が行われました。以来、毎年八月一日の夏期基本調査と二月一日の冬期基本調査の二つのセンサス的調査が実施されたのであります。

中日戦争から太平洋戦争へと戦火がはげしくなるにつれ、国内の経済体勢は統制経済から戦時計画経済へと移行しました。当時、農業部面においても、農業生産統制令という戦時立法が施行され、農家の生産力の測定がでるような統計資料の作成が必要になりました。このような調査が行われるようになったのであります。

(iv) 農家人口調査

これは昭和二十一年四月二十六日に行われた調査で、同年の夏期基本調査にかわるものです。当時、敗戦により鉱工業が衰えて、都市労働者、海外からの引揚者および復員者がどつと農村に入つてきましたので、農村の人口が著しくぼう張しつゝありました。そこで農村人口の適正配分計画をたてるために、速かに農家人口の現状を知る必要があつたので、農家人口調査が実施されることになったのです。

(v) 臨時農業センサス

これは、昭和二十二年の夏期基本調査であります。このころまでには海外からの復員、引揚は一応完了して国内人口は著しくぼう張し、農家人口もそれに伴つて著しく増大しました。ところで、当時の情勢では耕地の急速な拡大は望めず、必然的に既耕地の細分化をとらしつゝありました。

また、食糧事情はきわめて悪化し、国民は飢えにおびやかされ、そのために供出制度は著しく強化されました。

さらに物資の不足から農業資材の制当制限が実施され、農地改革事業が開始された時期でもあります。

以上のような諸事情のため、農業生産の現状をくらえて、供出や資材配給の基礎的を作る必要に迫られ、臨時農業センサスが実施されたのです。

(vi) 家畜センサス

これは、昭和二十四年二月一日に行われた調査です。戦時中から戦後にかけて、飼料事情や社会不安の影響により家畜は激減しましたが、従来の農業センサスなどで行われていた家畜の調査は家畜に重点を置いて調査されていなかったため、農家の家畜飼育の状況を総合的にとらえることができなかったため、畜産審議会において家畜振興五ヶ年計画をたてるについて、家畜統計の整備をはかる必要があり、そのためこの調査が行われたのであります。

(vii) 農地統計調査

この調査は、昭和二十四年三月一日に行われたもので、全農家の悉皆調査と抽出調査が同時に実施されました。農業の上に新しい関係と社会環境を作り出し、農業生産の発展を計る目的で行われた農地改革事業は、二十四年の三月で一応終了することになったので、この点をもつて農地改革事業によつてどのようなように土地所有の移転が行われたかの実績を明らかにするために、農地に関する特別のセンサス的な調査が行われました。

(viii) 一九五〇年世界農業センサス

一九五〇年世界農業センサスは、昭和二十五年二月一日に行われた調査でありまして、農業センサスとしては最も新しい調査であります。この調査はすでに述べたように世界六〇余カ国がいつしよに行つたものです。このセンサスは世界の食糧やその他の農産物の生産能率の改善と流通消費の均衡をはかり、各国の栄養状態と生活水準の向上を図るために必要な資料を整備する目的で行われたのです。しかしわが国ではこのほかに農家経済の類型や、農家の勞働力、畜力、機械の使用の状態などもあわせて調査しました。

すなわち、わが国では農家の悉皆調査と全農家の1/20を抽出した抽出調査とを同時に行ひ、悉皆調査においては、主として世界共通の調査項目を、また抽出調査においてはわが国の実情

に即した調査項目を並んで調査するといふやり方をとつたのです。

- (2) かようにわが国においては農業センサスを何回も実施してきましたが、そのつど、農家戸数、農家人口、農業労働、耕地、その他の土地、名種の生産手段、(家畜、農機具、農業資材)農産物、その他各種の農家に關する事項を統計的に調査し、それを県、郡、町村など行政単位別に集計公表して各方面の利用に供してきました。

- (3) ところが、時代の進歩と共に農業政策や普及事業のあり方などがだんだん變つてきた現在、従来の農業センサスのやり方をそのままねていたのでは、最もかんじんな農業の構造を明らかにすることが困難です。多額の国費と労力をかけて行われる農業センサスの利用価値を著しく低下せしめるおそれがあるようになりました。

- (4) これはどういふ点かといふと、色々な点が考えられますが、次に述べる点が特に重要であると思われまふので、具体的に説明しておきましよう。

それは農業の構造を町村、郡、県などの行政範囲を一本にしてみようとしました点であります。

そもそも、農業構造は必ずしも単なる行政上の便宜から区切られた行政区域などのによつてその様相を異にしているものではなく、自然即ち、社会的、経済的諸条件によつてきわめて複雑な発展を遂げているものであるからです。特に最小の統計の集計単位を町村一本にしてある点が問題なので、ここではこの点についてだけ説明しておきます。

- (i) いうまでもなく、同じ町村の中でもいわゆる部落によつてその農業構造が著しく異なるものです。この点を明らかにしておくことはきわめて重要なので、以下いくつかの例をあげて説明しましょう。

奈良県某村は、いわゆる部落別にみると山間部と平坦部に分れますが、この平坦部がまた吉野川を中にして南岸と北岸に分けられます。この村の部落別統計をみると、次表のとおりであります。

す。農家一戸当りの世帯人員は、村全体の平均では、五七人ですが、村の平均に近似しているのは黒駒部落と田殿部落だけで、その他は最大八一人から最小五、〇人までの巾があります。また土地の種類別割合をみましても、山間部では田の面積が少く畑の面積が多いが、同じ山間部といつても、桧辻部落と大平部落とは全く異り、大平部落では耕地が殆んどなく、九七%までが山林、原野など耕地以外のものによつて占められています。さらに反収についてみても昭和二十五年には平坦部と山間部では著しい差異を示しております。それから農家収入割合をみても、同じ吉野川北岸の平坦部でも相谷部落は耕種収入が九五%を占めているのに、上野部落と犬飼部落とは耕種収入が五〇%ばかりで、農業外収入に四〇%前後依存しているのです。かように、

奈良県某村の部落別統計

			農 家 戸 数	一 世 帯 員 数 農 家 当	土地種類別割合			米の反収		農 家 収 入 割 合					
					田	畑	その他	大 正 5 年 石	昭 和 25年 石	耕種 収入 %	養 畜 収入 %	山 林 収入 %	農 業 収入 %	その他 %	
平	吉 野 川 北 岸	相 上 犬 谷 野 飼	26	5.9	43	11	46	2.26	2.36	95	1	0	2	2	
			31	6.4	47	37	16	2.27	2.32	50	1	0	28	11	
			17	8.1	55	20	25	2.22	2.35	51	3	1	43	2	
垣 部	吉 野 川 南 岸	黒 中 駒 津 野 陰 野 打 大 山 表 火	36	5.7	75	8	17	2.35	2.29	55	1	2	41	1	
			52	5.0	53	5	42	2.35	2.36	64	5	2	30	0	
			26	5.4	70	3	27	2.24	2.35	47	3	3	37	10	
			31	5.4	67	5	28	2.40	2.27	81	1	4	13	1	
			32	5.5	63	11	26	2.04	2.21	55	1	2	42	0	
			40	5.9	68	14	18	2.23	2.24	70	4	2	18	6	
			40	5.1	70	7	14	2.24	2.36	67	5	5	16	7	
山 間 部	桧 田 大 大	辻 殿 深 平	19	7.6	56	28	16	2.13	1.36	64	3	24	8	1	
			22	5.7	26	22	52	2.00	1.39	70	2	7	16	5	
			56	5.6	26	24	50	2.13	1.27	58	4	9	27	2	
			18	5.4	0	3	97	2.00	1.23	74	5	9	8	4	
村の合計 (平均)			446	5.7	50	16	34	2.26	2.17						

三三

同じ村の中でも山間部と平坦部で異なるのみでなく、同じ平坦部や山間部の中でもまた異っているのです。村の平均数値だけではこれらの着しく事情の異った部落の実情を知ることができないのであり。

(ii) あるいは漁業を兼ねた農家の多い部落、町に近いか炭鉱に近いとかで兼業の多い部落、ほとんど農業だけに依存している部落など、全く性格の異った部落から成りたっている町村も少くありません。

(iii) あるいは同じ水田地帯の町村に例をとつてみても、一方は肥沃な沖積層の土壌の上になしかも広の耕地を耕している部落がある反面、他方には台地の洪積層の土壌の上で狭い耕地しか耕していない部落があるなど、全く立地条件の異った部落の集合体となつている町村もあるのです。

(iv) その他、田と畑の割合の違つた部落、着しく異つた兼業を行つている部落など、数えあげればきりのない程千差万別で、同じ町村内の部落でも、全部同じ性格のもののみとは限りません。

(v) 最近動力耕耘機が着しく普及してしまいましたが、岐阜県の某村では、村全体としては農家戸数二五二戸で四五台の動力耕耘機が導入されているのに対し、特に普及している一部落だけとつてみると、農家戸数二五戸で十八台も導入されているのです。村全体としては五戸余に一合の割合に過ぎませんが、その部落では一四戸に一合の割合となつてゐる訳です。これは一例にすぎませんが、動力耕耘機の導入され方は各地方共このような傾向があり、村全体に平均的に普及してゆくことは少ないのです。

(vi) この傾向は、新しい農機具のみに限りません。例えば、農家に普通は飼われている役牛馬についても、千歳県某村では村全体としては、役牛一六二頭、馬一二一頭で馬の方が少ないにもかかわらず、一つの部落をとつてみると、砂地で代播作業に特に馬を必要とする事情から、馬を一五頭飼っているのは牛はわずか二頭しか飼っていないといつた事実がみられます。

(vii) 特産地を形成している果樹や工芸作物などについては、一層こういう傾向があることはもう例示するまでもないでしょう。このように同じ町村の中でも部落によつて著しくその性格を異にし、部落の性格が全く反対の場合さえ珍しくありません。

(5) 以上のようには農業組織に差異のあるものを町村ごと一本の統計としてしまえば、違った性格や構造が相殺され、その平均はどちらの部落の農業構造をも表現しなくなるのは当然です。

(6) その結果どういふことになるかというと、このような統計を基礎にした行政や普及事業は、どちらの部落の農業経営にも適合しないものとなるので、どちらの部落でもあまり希望しない政策や普及事業となり、その結果折角の施策が農村の中にうまくゆきわたらないものになるおそれがあります。したがつて、最近の行政や普及事業は、それぞれの地方の農業構造に即応して行わねばならないという意見が強くなつてきています。

(7) 例えば有畜農家創設事業をみても、家畜の導入上考慮すべき経営条件を地域的に設けています。すなわち、飼料の自給率、有畜化し得る組織の有無、その他の条件についていろいろ具体的な基準を設けてあります。

(8) 今日進行しつつある市町村の合併によりその区域が拡大されるので、町村一本の統計では今後ますます利用価値の少ない統計となるおそれがあり、農業集落別統計を作成しておく必要がこの面からも生じているのです。

(9) 合理的な農業施策を行うため、先進国では、農業の地域的構造の研究がますます進んでおり、わが国でもまた各方面で研究されています。

ところが、意識ながら既に述べたことから理解されるように、町村別の統計では充分な農業地域区分ができないという意見が各方面からしばしば提唱されています。

もし合理的な農業地域区分を設ける作業が進められたとしたら、農業政策や普及事業が合理的に

進捗に進められるのみでなく、統計の分野でも一層有用な統計の設計をより少い経費と労力で行えるようになります。

このように考えると、農業政策の合理化をはかつたり、農業統計の改善をはかつたりするには必要な農業地域区分を設けるために、その基礎資料を整備する上からみても、農業集落別統計をとれるようにセンサス方式を改める必要があるのです。

(10) 以上のように、農業センサスの目的とする農業の構造を明らかにする上からみて、従来の統計に欠けていた、農業集落別統計を作成するため、農業集落の調査を行うことが必要なのであります。

(11) 農業集落統計は、農業集落別に集計を行えばえられるから、あらためて農業集落調査をする必要もなかろうと考える方もあると思いますが、以上の説明でもわかるように、この場合の農業集落は農業構造のわかる農業集落でなければならぬのですから、町村行政の都合から定められているいわゆる行政部落でよいというわけにはゆきません。農業構造をみるというセンサス目的に最もふさわしい農業集落をまず調査して見付け出さねばならぬのです。

え、農業生産に深い関係をもつ農業協同体としての農業集落の役割を知るために必要なのです

(12) わが国の農村には共用林野、共同作業場又は共同農具などを持つてゐる所が少くありません。

部落によつては、共用林野の収益で公民館、共同作業場または共同風呂などを建てたり、灌漑や溜池を新設したり、水道を敷いたりしてゐる所もあります。あるいはまたその収益で部落会費はもちろん、町村の多額な地元寄附を出す場合、その寄附金までもまかなつてゐる所もあります。共同作業場や農機具についても共同のものがあるため、農家が個人個人で持つ必要がない所も沢山あります。このような部落においては、農業経営上重要な役割をもつ共同の面を無視できません。

(2) わが国の農家の大部分は零細な経営規模であり、しかもたいがいその耕地は、一カ所にかたまつていないで、数ヶ所から場合によつては一〇数カ所に分散し、入組んでいます。そのため農道、用水施設、採草地その他各種の生産手段を共同で利用しています。

その上、わが国の農家は米麦作を主体とする農業をやっているものが大部分で春秋二期に労働が集中し、ふだんは潜在失業者が多いにもかかわらず、この時期には労働力の不足を生じます。一方また、水田作業のため牲畜を必要とする事情が特に強いというような事情もあり、わが国には古くから共同作業、ゆい、牛馬と人手間との交換など、相互扶助の慣習が多いのです。したがって、これらの面を考えると全く独立的な経営を行っている農家はさわめてまれで何等かの相互扶助を行つて経営しているとみられます。それ故、従来のように農家調査だけを行つても、これらの関係は明らかにならないのです。もつとも、このような事項まで農家調査でとらえることが全く不可能だといふわけではありませんが、これらの部落的な諸関係は農業集落調査として別に調査した方が能率的かつ正確に調査できるものです。これらの農業経営に協同している諸関係とあわせて調査してはじめて、農業の構造を全体的に把握できるのであつて、従来センサスにおいてはこの点が調査されていなかったのです。

(3) ところで、この農業共同体としての農業集落の調査においては、二つの事柄を明らかにしなければならぬのです。

その一つは、農家個々の農業経営に協同している農業共同体の諸事項を統計的数量的に把握することです。すなわち、共用林野や共同の農業水利施設、あるいは共用の建物などがどんな形態で、例えば共用林野なら用材林、薪炭林などの別に、どれ位あるかなどを知ることです。

(4) もう一つは、農家経営に協同し、あるいはそれを拘束し、規制している諸慣行の調査であります。その諸慣行の中には零細な農業経営を支えている隣保共助の慣習も少なくなく、他面においては個人

特に進歩的な農法を取入れようとする農家の農業経営の発展を阻害している場合もまた少ないの
です。

これらの関係を明らかにすることは、今後の農業生産を高め、農村民主化を推進する上に極めて
重要な事柄だと思われます。

以下若干の例をあげて、もう少し説明しておきましょう。

(i) 既に述べたように、わが国の農家の経営規模はきわめて零細であります。故に、一人で溜池を
築き、あるいはこれを維持し、あるいは高価な穀摺機や精米機械などを持つことは困難ですが、
近隣が相寄つて共同すればそれらの農機具の恩恵に浴することが出来ます。砂地で代掻後すぐに
田植えしなければならぬような土質の所や水の不足の所は、ある程度の人数を揃えて田植えを
しなければなりません。幸いに、ゆいによつて現金を支払わずに済みますことが出来ます。

役畜のない農家は、役畜を借り、手間で返します。病虫害の発生に当つては、新しい農業薬剤の
名前を知らなくても、一斉に消毒して貰えるなど、隣保共助による効果は絶大であり、そのため
農業経営上受けている利益は図り知れないものがあります。

(ii) しかし、その反面また弊害もあります。例えば、水稻を早植えすれば収量が多いことがわか
つていても、周囲の農家が二毛作をやっているために、揚水期日を早くして貰うことができないと
か、逆に水の関係で農作の作付を制限されるとか、自家だけで合理的な田植えをしようと思つて
も共同作業からぬけ出ることができないなど、農業経営の改善や技術改良上に支障を与えている
場合も少くないのです。

(iii) つぎに生活面について例をあげてみましょう。今日の農村にのびていまだ冠婚葬祭に無用な費
用をかける風習のあることは多くの人々によつて指摘されています。一夜の結婚式に数十万円の
金を投じ、そのために多くの負債を背負ひ長い間苦しむことを嫌つて、生活の刷新を叫んでいる

農村青年も少ないのですが、長い間の慣習によつて容易に生活の刷新ができていないのです。そして遅れた地方ほどその弊害が大きく、こんな風習のために農業の発展が著しく阻害されているのです。

以上の説明によつて判るように、部落内での共同のあり方や部落の農業上または生活上の諸慣行を知らないで農業政策や普及事業の計画をたてたのでは、充分その効果をあげ得ないものとなるでしょう。

これらの関係は、その部落の社会的、経済的な発展段階によりおのずから差異があるので、これらの実情を地域的に明らかにしておくことは、今後の農業施策や普及事業の推進上先決要件だと考えられます。

このようが必要性と理由とによつて、今回の臨時農業基本調査においては農業集落調査を実施することになりました。

3. 農業統計調査改善のためにも農業集落調査は役立ちます

臨時農業基本調査において農業集落調査を実施すれば、その調査結果が農業統計調査の改善の上にも非常に役立ち、精度の向上、経費や労力の節約をもたらしうるものと考えられるので農業統計の改善や進歩をはかる上からも農業集落調査を行う意義が大きいのであります。

また、農林省で行っている農作物統計調査はもちろんのこと、畜産調査、養蚕調査、林業調査、農業経済調査、農産物生産費調査、農村物価賃金調査など各種の統計調査を、農村の実情により一層適合するように改善することができるようになりますので、一層正しい有用な農業政策の基礎資料を整備できるようになります。

(附記)

臨時農業基本調査は、当初の構想としては全農業集落と全農家の悉皆調査を行う計画でありま

したが、緊縮予算実施の折柄、どうしても経費を大巾に節減して行う必要があったのです。

そのため種々研究の結果、農家数・家畜の頭数・農機具台数についてののみ、照査票で全農家について調査することになりました。しかし、残る調査項目については、農業集落ごとに照査票で調査した項目で農業集落をいろいろの類型に分け、その各類型から1/5の農業集落を抽出し、その標本農業集落について、農業集落調査と農家調査により調査するという方法をとることになりました。

この方法によれば、全農家の悉皆調査を行ったとほぼ同様で、わが国の農業の成りたちや生産関係を知りうることがわかったのです。標本調査による農家調査で悉皆調査と同様の効果をあげるためにも、農業集落調査をあわせて行わねばならないのです。

三、農業集落の定義

1. 農業集落の定義について

いうまでもなく、わが国の農家はその経営が零細であり、その上、水田農業を中心としているため、一般に集落をなしています。

その集落には大小さまざまありますが、だいたいその集落内においては農業生産から農家の生活面に至るまで密接なつながりをもちお互にいろいろの集団や形を通じて協同し合っています。

この調査でいう農業集落とは、これらの各種の集団を通じて各種の形で行われている協同が、最も強く重り合っているところの集団、すなわち「農家が農業上相互に最も密接に共同し合っている農家集団」をいうのであります。

農業上相互に密接に共同し合っているというのは、具体的にいえば農道、農業用灌排水施設、共用林野、農業用の各種建物や農機具などの利用を通じてお互に協同し合っているばかりでなく、ゆい、手伝い、または共同作業を通じ、あるいは農産物の供出または共同出荷など農業経営のあらゆる面に

わたる協力はもちろん、冠婚葬祭その他の生活面にまで密接に結びついていることをいふのです。いかえれば、それは農業共同体といえまじやうし、自給自足経済を伴うわが国の農業にありましては農業共同体が、また、一面においては生活面においても強い紐帯で結ばれているので、農業相互扶助の集団といえるでしょう。農家集団という言葉を使ったからというて、各農家集団の一つ一つがすべて本調査でいう農業集落であるなどと即断してはいけません。もちろん集団そのまゝが直に農業集落といえる場合も多いのですが、中には小さな農家集団を二つ以上合せた区域におよぶものがあり、大きな農家集団の場合、その中がさらに二つ以上の集落に細分されるものもあります。単に「農家集落」といわないで「農業集落」とした理由もここにあるわけで、農業上の結びつきを重視して集落をみようとする意図を明らかにするため「農業集落」と呼ぶことにした点に特に留意して下さい。

また、開拓地のようなくところは、集落のできた日が浅いので、農業生産面や生活面の共同がないやうに思われますが、われわれの行った実態調査結果によれば、相当の結びつきがみられましたし、また開拓農業協同組合を組織しているところも少なくありません。

また、散居制の農村においては、集落をなしていません、密居制の所ほど強くはありませんが、相当の結びつきがみられますので、農業集落に準じて本調査の対象とします。

2. 農業共同体の意義について

(1) 先に農業集落は農業共同体のことであるといいましたが、農業共同体といつても、農業における何らかの共同を行っている集団にはいろいろのものが考えられます。すなわち

(i) 農業共同体を組織の上からみれば、農業生産の必要から任意に組織された集団として、部落実行組合（農家組合、生産組合、増産班、振興小組合、その他各種の名称で呼ばれています）、以下、部落実行組合と呼ぶことにします。養蚕組合、酪農組合、園芸組合、その他各種の組合集団があり、一方、法人格を有する組織として農業協同組合、養蚕協同組合、開拓農業組合などのあ

ることは周知のとおりで、終戦までは農事実行組合、養蚕実行組合などの組織もありました。

(ii) また、その機能の上からみれば、単なる技術改良の研究や農業の技術指導を行うもの、共同作業や農業施設の共同利用を行うもの、あるいは養蚕組合や酪農組合のように単一の経営部門に限り活動するものなどがある一方、部落実行組合のように農業経営の全般にわたるほか、生活面にまでおよんでいるものもあります。

(iii) その集団の地域の大さをみれば、隣組程度のものから小字、大字位のものがあり、町村または町村を超える大きさのものもあります。

(2) かように農業共同体といつても広い意味ではいろいろの形態がありますので、本調査でいう農業共同体とは、これらの各種の集団を通じて行う共同が最も多く、かつ、最も強く重なり合っているところの集団、すなわち「農家が農業上相互に最も密接に共同し合っている農家集団」をいうことにしたのであります。

(i) ここで農業生産上相互に密接に共同し合っているというのは、農業上はもちろん、冠婚葬祭その他の生活面にまで密接に結びついているということを意味することです。説明したとおりであります。

(ii) いいかえればここでは農家の経営する耕地や林野の主要部分が共通の場所にあるような集落を農業集落といっているのです。元素をわめて要細なわが国の農家は、昔から溜池用水路、または農道などを共有してきました。それは耕地や林野が共通の場所になければできないことでした。

そして単に多くの経費を要する溜池や農道などの施設を共同でもたなければならなかっただけでなく、生産の場所が共通であるということから、天災地変はもちろん、ある時は害虫害や気象異変などの自然の暴威と共同でたたかい、ある時は利害関係の深い上級機関の役員送挙、例えば村会議員、農業協同組合の役員、農業委員又は農業共済損害評価委員等の送挙に結束して代表者

を送り、ある時は供出割当や農業共済金の分配等にさいし、結合してその利益を守り、あるいはまた学校移転、道路開き、堤防建設等農家の農業生産または生活上重大な影響をもつ事件に際会すると、協同してその利益を守るといふようなことをしなければならなかったのです。そしてそういうことをするために生れた集団、いわば共通の利害関係をもち、したがって、いわゆる部落根柢といわれるような共通な感情をもっている人々の集団をわれわれは農業共同体、すなわち本調査の農業集落と考えているのであります。

(iii) わが国の農家は零細な経営であると共に、一般にその耕地が入り組み、その上、水田を主体とする経営が多いため、共同の水利施設を利用しなければならぬ場合が多いのです。

(3) このことは以上に述べたように集団内部において互に協力し合ねばならぬ一方、共同の利益を守るために外部に対して結合して対抗しなければならぬ関係を生んでいます。しかしこのような共通な生産関係をもつ社会集団であるために、農業生産面はもちろん、他の社会生活のあらゆる面においては何らかの拘束を受けることが少くありません。

(i) 開田適地があつても用水水の取得が困難であつたり、潅漑苗代が発達し、早植えが叫ばれても配水開始日が昔から定つていて、容易に変更できなかったり、

(ii) あるいは、また、個人で能率的に田植えしようと思つても、血縁や地縁関係による共同作業の慣習があるため、個人の自由にならなかつたり、

(iii) 生産力の低い入会地の草生を改良して家畜の増産をはかろうとしても集団の意見をまとめることが容易でなかつたり、

(iv) 生活の刷新を叫んでも個人だけで実行することは全く不可能な状態にある場合が少くない、など農村においては都市の場合とは異なり、いろいろな強い紐帯で結合されており、個人が農業経営の合理化、近代化をはかろうとした場合に大きな制約を受けるのであります。

(4)

このような制約が非常に強いことが、ここでの農業共同体の特徴でありましょう。

以上の説明によつて明らかのように、本調査で農業集落というのは

- (i) 部落実行組合でもなく、農業協同組合でもなく、あるいはまた行政部落でもないのです。いわば農業共同化に関係のあるそれらの各種団体の最も重なったところの農業集落をいうのであり、
(ii) その機能からみれば農業生産はもちろん、生活面にまで及ぶ総合的、多面的な機能をもつ農業集落であり、

(iii) 一般的にいつて隣組（五人組、組、班、坪などとも呼ばれます。以下、隣組と呼ぶことにします）の範囲よりは大きく、また特別な例外をのぞけば、町村の範囲より小さいものであります。それではそのような農業集落を契機にどうかんてゆくかという疑問が起ると思われしますが、この問題については後で「農業集落範囲の決めかた」の所でふれることとして、本調査という農業集落について、他の側面よりもう少し説明して、農業集落に対する正しい御理解を願いたいと思ひます。

3

自然部落と農業集落との関係について

この調査を考えた初期には、自然部落を対象として調査すべきであると考えたほどでした。そこで農業集落はいわゆる自然部落と、どういう点が異なるかを明らかにしたいと思ひます。

自然部落というのは、政府または地方機関や上級団体などからの強制、指導または援助のもとに発生したものではなく、農村社会における生産活動や生活上の必要から生れた自然発生的な集団であると考えることができます。

しかし、この自然発生部落も、長い間には政府や農業団体などに利用され、その結果いろいろの影響を受けているので、今日自然部落の姿をそのままとめているものは少く、後で述べるように部落の仕事と次第にいろいろの別の集団に移されているので、昔の自然部落と同じ状態のものは觀念的に

は危を伴つてゐる。實際上述がすことはでき難いのです。しかし、部落が変型され、近代化されながら、そこには自然部落と同様農業生産や生活の必要から各種の紐帯によつて結合された集団が依然として存在しているのであります。

このように自然部落の仕事がいろいろの集団に移されながらも、一方において自然部落当時の余習が残つてゐるような集落があります。そのようなところが本調査でいう農業集落に該当するわけだ。皆のまゝの自然部落はほとんどありませんが、その余習を残す集団を今日においても各所に見出すことは困難ではないようです。

4. 行政部落と農業集落との関係について

本調査でいう農業集落は、一般には自然部落に近いものであることは前に述べたとおりであります。部落といへば、一般には町村で行政的に設けてゐる地区を指してゐるようです。また、本調査でいう農業集落が、この行政部落と重なる場合が少くありません。しかし、本調査でいう農業集落は行政部落そのものではありません。

明治の中葉から発達した農事研究会、農事組合から始めて、その後さまざまの経過を経て、最近の農業協同組合に至るまでの農村の産業団体発達のおとをみると、行政部落の業務は農業共同体としての立場からすれば、ほとんど滑板きにされたとみられます。したがつて、このような行政部落、特に役場事務の伝達に便利な立場から機械的に区域を定められたような部落を、そのまゝ、本調査の農業集落とすることの妥当でないことは、容易に理解されることと思ひます。

しかし、実際には行政部落が農業集落と一致してゐる場合の多いことは、すでに説明したとおりであります。

5. 部落実行組合の範囲と農業集落との関係について

部落実行組合が活発に活動してゐる場合、部落実行組合が農業共同体ではないかと思われる向もある。

ると思います。実際には本調査でいう農業集落と実行組合の区域が全く一致している場合がきわめて多いのです。しかし、部落実行組合の区域がいずれの場合も本調査でいう農業集落かというところ、そうではないのです。

部落実行組合はその発展経過をみますと、農事改良、農村経済更生運動または戦時統制経済などの末端機構として利用されてきました。そして、三十戸前後が最も活動し易いという見地からその集団の歴史的経済的または社会的な諸条件を軽視して、三十戸前後の大きさに区切つて設立することが奨励されたのでした。この実状からみて、部落実行組合の区域と農業集落の区域が実上一致している場合がきわめて多いとしても、概念上は同一のものとすることはできないのであります。

6. 結 び

自然発生的な部落は部落内のあらゆる部面にわたり共同し合つていました。封建時代における部落は更に上から警防、宗族、納税、衛生、勤業、その他あらゆる業務を課せられていたのです。

ところが、明治中葉頃から部落的産業団体の発達につれて、農業生産面に関連する諸機能の大部分はこの産業団体のうちに吸収され、一方、警察、衛生、納税、警防、社会教育などの業務もまた行政部落機能の中からはずされ、巡査駐在所、衛生組合、納税組合、消防団、青年会、婦人会などが組織されて、部落機能は着しく分解してしまつたのです。新に分解したこれらの集団の地域は必ずしも部落の地域と一致せず、部落の地域と異なる地域のものも少なくなく、部落より大きい区域のものの場合が相当あつたのです。

したがつて、これら分解・発達した社会的集団の一つだけをもつても、本調査の目的としている農業集落はわかりません。これらの各種の機能をもち、いわゆる部落的諸集団の区域を重ねその業務を総合的にみるとき、そこに最も濃く影を落とすであろうところの区域が、本調査の農業集落に該当するわけでありませう。

(附記)

農業集落という言葉を用いるに至つた理由

本調査については最初部落調査の名前で実施する考えでありましたが、部落という言葉は現在町村などで自主的に色々な名前で設けてゐる行政部落を指すのか、終戦前町村自治体の末端機構として設けていた区を指すのか、あるいはまた明治二十二年の町村合併以前の旧町村を指すのか、人によつてその受取り方がまちまちであります。また行政部落に対し自然部落という言葉もあるごとく、部落という言葉の中にはいろいろの意味があり、しかも種々検討してみると、今回の調査目的からみて、以上は述べたいずれの部落と仮定してもぴつたりしたものではありません。そこでこの調査のための部落の定義を新に作つてみました。部落という言葉を使つて「臨時農業集落」という言葉をやめて「農業集落」と呼ぶことにいたしました。農業集落といつても、いわゆる部落と別個のものではなく、突際には行政部落や区と全く一致する場合も甚だ多いわけであり、農業集落と書くのが本当であります。漢字制限の趣旨にしたがい「聚」を「集」とした点も附記しておきます。

四、農業集落範囲の決めかた

ノ、決めかたについての方針

(1) 農業集落とはどんなものを指すのかということについては、以上の説明によつておぼろげながら判つていただけたものと思ひます。しかし、指導員の皆様には、それぞれ担当していただく区域について、農業集落の範囲を具体的に決めていただくかねばなりません。これからその具体的な方法について説明するわけですが、その前にどういう方針で農業集落の決め方を考えなければならぬか、じめお話し申し上げておきます。

すでに農業集落の定義のところで述べたように農業集落というのは「農家が農業上相互に最も密接に共同し合っている農業集団」ということになっていきますので、各種の集団例えば大字、小字、行政部落、部落実行組合、その他の各種産業団体、教化団体等々についていちいちその事業を調べ、共同化の最も重なり合っていると認められる集団の区域を農業集落とするのが最も正しいやり方の訳です。しかし実際問題として、そのようにすることは大変な手数を要します。そこで最も簡単に決める方法はないかと研究してみました。

その結果、部落実行組合と行政部落を目安にし、これに若干の共同化の事例を調べて判断することにより、七、八割までは比較的容易に農業集落を決めることができるという自信を得ました。そこで、この方法で農業集落を判定し、その方法で判定できない残りの分については、やや詳しい調査を行うように二段構えに考えてみました。しかし、中には農業集落というような考えでは、割りきれない所もありますので、その分については別途に考慮することになりました。

- (2) 部落実行組合や行政部落がなぜそんな都合のよい目じるしになるかについて申し上げます。所申すまでもなく部落実行組合は、部落的産業団体の中では、最も総合的な仕事をしています。所によつては農業共同の唯一の集団となつてゐる所もある位です。また行政部落の方は農業面を除いた集団としては土木、祭典、警防、衛生、教育等々、最も多方面の仕事を担当している集団です。この二つの集団のやつてゐる仕事を合せると農村のほとんど大部分の仕事が含まれる場合が多いということができます。したがつて、この二つの集団の範囲とその重なり方をみれば、かなり、農業集落の範囲を想定することができます。われわれが行つた部落実態調査の結果からみても、実際そのように考えて差支えないことがわかりました。そこで、まず部落実行組合と行政部落を最初の目安として調査することにしたしました。

- (3) しかしながら、この二つの集団だけで判断して農業集落を決定してしまうのは乱暴すぎますので、

全国的に比較的共通な旨とし、共用林野の利用範囲、農道と用水路などの賦役の範囲および詳細の場合の野辺送りの範囲の三つの調査項目をあげ、それらの調査結果から共同面の実態を把握し、共同化の面から裏付けができれば、農業集落と決めることにいたしました。

この三つの調査項目は突進な感じを与えるかと思われませんが、これは全国的にみて最もよく農業集落の範囲を現わすことが、実態調査の結果判明したので取り上げた項目なのです。

参考までに簡単にその理由を説明しておきましょう。

(i) まず最初に共用林野であります。昔は部落が総有の形で山林、原野を所有し共用していたところが沢山ありました。明治御維新以後だんだん少くなりましたが、今でも山岡地方や山附地方には共用林野をもっているところが多くありません。その共用林野からの収入で、公民館を建てたり、共用農機具を備付けたり、あるいは、農道や用水路を作ったり、修理したりしている所があります。また共用林野から薪、炭、草、かや、その他の林野副産物などを採取し、あるいは家畜を放牧している所も少くありません。これらの地方では共用林野は農業経営上、さらにまたその生計上重要な役割をしております。このように共用林野は農業共同体の重要な支柱となっており、まずだけは、共用林野の有無とその利用の範囲は農業集落判定上の重要な手がかりとなるわけです。

(ii) 次の農道や用水路などの賦役について説明します。御承知のごとくわが国の農家の経営耕地は狭いだけでなく、それは幾カ所にも分れその上、相互に入乱れております。そのため農道や用水路を個人だけで持つことはほとんどなく共通に利用しなければなりません。

したがって農道や用水路の修理、清掃または溝さらいなどは部落ごとに行う慣習が昔からなされて多いのです。国道や県道が通じたり、数カ村にわたる用水組合ができたとしても、末端の通路や用水路になるとコンクリートでできているものは少いのでほとんど毎年補修しなければなり

ません。しかも国や県や用水組合の手がそれまでは及んでいないのでそれらの小さな補修や清さういなどはそれぞれ地元民にまかされているのが普通です。

農道や用水路の修理や清掃または溝さらいなどが地元民にまかされ、年数回水役させても大した不平もなく毎年くりかえし実施されているのは耕地がそこに集まっつていて、共通の利益があるからでしょう。したがって農道や用水路を協力して守ること自体が農業協同の立派な証であるということができます。

穀作を主とするわが国の農業において、農道や用水路のもつ意味は重大です。そこは協同部面がある、ということは、農業集落の判定上見逃してはならない目じるしではないでしょうか。

(iii) 農業集落の判定上生活面よりみる項目として色々考えましたが、実態調査をして研究した結果、葬儀の範囲、特に野辺送りの範囲をみることに非常に参考になることがわかりました。

親類、縁者や友人などではないのに葬儀に参列するということは、お互に常によく知り合い、かつその生活上互に有形無形は厄介になつていたことを意味するものと思われれます。したがって、葬儀の範囲は農業集落判定上、有力な手がかりとなるわけです。

さて、以上詳しく述べたように部落実行組合と行政部落のあり方や共用林野、賦役、葬儀の場合などの共同の有無とその範囲を調査すれば、大部分の農業集落の判定はできると思われますが、所によつてこれだけの目ざるしでは正確に判定できないところもあります。その場合には、やむをえず「その他の共同化」の欄の中でできるだけ多くの共同化の事例を調べる一方、その集団の耕地状況をもあわせて調査し、それらを総合的に判断して置くことになります。これについては後で詳しく述べさせていただきます。

え、実際の作業はどのようにしてやればよいのか

それでは次に農業集落を決めるためにどのような順序で、どのような資料を整備し、そして整備した資料をどのように読んで農業集落を決めるかについて具体的に説明いたします。

まず、最初に別表第一号様式のような農業集落判定一覽表を作つて貰います。そこでその表について順次説明いたしますが、「農業集落判定のための分類」の欄の説明を後回しにして、最初に甲欄から説明いたします。

(7) 甲欄について

(1) 甲欄の各項目の説明

まず、大字単位に現在の市町村役場で設けている行政部落と部落実行組合別に、農家戸数と非農家数を調査して記入してください。そこで最初に行政部落とは何かを説明しましょう。

(1) 行政部落とは何か

a. 行政部落とは現在、市区町村で行政的に設けている地区のことです。終戦後は法律で全国同一方式で設けてはありませんが、地方自治体が自治行政上の必要から設けておりますので、所によつてその呼び方が異つております。

町村では「部落」区、市区では「町」と呼んでいる場合が多いようです。

b. また連絡員、駐在員などの名称で、町村から町村民への伝達係をおいてあるところもあります。ますが、この場合はその連絡員や駐在員の担当する区域を行政部落とみなしてください。

c. あるいは部落長、連絡員などを特別におかず、実行組合長や農協支部長に役場事務の連絡係を委任してみるところもあります。この場合は、その実行組合や農協支部の範圍を行政部落とみなしてください。

d. 要するに、その名称や組織の如何を問わず、ここで行政部落と称しているのは納税衛生、土木、教育、警防等の、勸業關係を除く自治体の行政事務を行うため、旧制度における区と類似の役割をもっている区域をいふのであります。

(2) 部落実行組合とは何か

a. 部落実行組合の名称はさまざまありますが、実行組合といえはわかるところが大部分のようです。所によつて部落実行組合と考えられる集団を農事実行組合、農家組合、生産組合、増産班、振興小組合、部落農会、あるいは農協支部と称している所もあります。

b. 部落的産業団体にはこのほかに養蚕組合、酪農組合、園芸組合などのように、単一農業経営部門を主とした集団や、出荷組合のように流通部門だけの集団もあります。ここであいう部落実行組合とは、農業部門の一部だけを担当する集団ではなく、農業部門はもちろん、生活面にまでわたるような総合的な集団を指しているのです。

c. しかし養蚕、酪農、果樹などが専業となつていゝような所では、名称は養蚕組合、酪農組合、園芸組合などであつても、実質的には部落実行組合と同様な役割を果している場合もあります。このような場合は部落実行組合に準じて農業集落判定の資料といたします。

d. また救済会などが実質的に部落実行組合と同様な活動をしている場合があります。この場合もまた部落実行組合と同様に取扱います。

い

旧部落実行組合とは何か

農業集落の判定は現在の行政部落と部落実行組合の範囲からみちびき出すことをたてまゑとしてゐます。けれども、現在の部落実行組合のなかには、配給、供出、農地問題または選挙などの関係で、戦時中から戦後にかけて分裂したものがあつて、その分裂のしかたが、必ずしも農業共同体としての本来の形と一致しない形で行われたものがあります。そこで、農業集落の判定上旧部落実行組合の範囲を考慮した方がよい場合が多いので、昭和十五、十六年当時の部落実行組合をあわせて調査することにしたわけです。

(ii)

甲欄の記入のしかた

(1)

この表は町村ごとに作成します。市区においては旧市区町村別、また最近合併した町村に

おいては旧町村制に作成して下さい。

(四) この表は次の順序で記入して下さい。

αグループ——部落実行組合と行政部落の区域がほぼ一致しているもの。

βグループ——部落実行組合と同じ区域の中に二つ以上の行政部落があるもの。またこれとは

反対に、同じ行政部落の中に二つ以上の部落実行組合があるもの。

γグループ——行政部落と部落実行組合の区域が一致しないもの、すなわちαおよびβグループ以外のもの

記入の際はまず最初に「農業集落判定のための分類」欄にαと記入し、αに該当するものだけを先に記入、αの記入が済んだからβに該当するものを記入します。βグループが終つたら次に残りのγグループを記入します。したがって同じ大字がα、β、γに分割されて記入されることもあるわけです。

ここで特に注意しておきますが、一覽表の記入を大字ごとにしたからといって、農業集落は大字の範囲を超えるものがないと思つてはいけません。こちらの大字の一部と隣りの大字の一部がいつしよになつて一農業集落となつてゐる場合もありますから、この点特に注意して下さい。

(イ) 行政部落の農家戸数、非農家戸数は現在時点に近いものを取り、原則として住民登録による世帯数を記入することに致します。

(ニ) 部落実行組合の農家戸数には、現在組合に加入している世帯を記入して下さい。未加入農家戸数は、初めから加入していない農家および、実行組合を脱退したような農家について記入して下さい。

(2) 乙欄について

(4)

乙欄の各項目の説明

この欄は甲欄に記入した行政部落と部落実行組合の区域ごとには、農業面や生活面において、共同し合っている範囲を確め、農業集落の範囲を判定するために設けた欄です。したがって、共同化の実態を正確につかむためにいろいろの項目をとるべきですが、なるべく簡単な調査で判定したいという理由から、既に述べたように生産面では共用林野と賦役、生活面では葬儀などの共同化の範囲をみることにしました。

まず、最初に共用林野から説明しましょう。

Ⅰ 共用林野について

α. ここで共用林野というのは部落民が共同で利用している用材林、薪炭林、竹林などの山林および採草地、放牧地や場などとして利用している原野のことです。

β. 封建時代には部落民所有の林野が各地方とも沢山ありましたが、明治御維新後は部落有林野の市町村への統合、または個人への解放などにより、次第に減少しました。また、耕地として開墾されたものも少なくありません。しかし、山間の村落には部落民共用の林野がまだ各所にみられ、場所によつては村落民の経済上、重要な役割をもっているのです。

γ. 今日、部落民の利用している林野は、県有や市町村有であつたり、まれには固有のものであつたり、また、幾人かの記名共有であつたりする場合が多いようです。この調査ではその所有名儀が誰であるかを問いません。部落民が共同で利用している山林や原野を問題にしているのです。「共有」でなく「共用」の林野を調査して貰うわけなのです。

α. 共用林野は所によつて一部藩で何十カ所もある事例がありますが、こればかりとして山間の部落では数カ所の共用林野をもっている場合が少なくありません。しかし、平坦地では堤外地または道路の土堤などを採草地や養牧地として利用したり、河原や池沼のよしなどを

利用したりする程度のものしかない場合が多いようです。

e. 共用林野といつても、収益の分配など全く考えられず、柴や草などを採取することもある。あるいは、いいかえれば、その部落民や実行組合員の農業経営上あまり役に立っていないようなものは、強いて記入する必要はありません。ただし最近まで農業経営上、あるいは柴をとるなどのため、家計上相当役立っていたような所は現在あまり利用していない。くとも、農業集落の判定上、貴重な判断材料となりますので、記入しておいてください。

また、共用といつても、その部落や実行組合だけで利用しているものと、町村全体が柴や薪をとったり、草やかやを刈ったり、放牧したり、あるいは松茸のような林野副産物をとったりするものもあります。この場合、その利用の範囲が町村または町村以上の区域にわたるものは記入を省略して差支えありません。ただし、その部落や実行組合に創地してあるものはもちろん記入していただく必要はありません。

また、同じ部落内でも、ごく一部の特定の者だけしか利用できないようなものは、記入する必要がありません。ただし、実際に利用している者が数戸であっても、部落民の大部分の者が利用する権利のある場合は記入しておいてください。

2. 漁村などで共用の網干場をもっている場合も共用林野に準じて記入して下さい。

(四) 農道および用水路などの修理、清掃のための賦役について

a. まず、最初に農道の賦役について説明しますが、農業集落決定上、最も有用な項目ですから、特に注意してください。

農道や林道を新設したり延長したりする場合のことは、ここでは考えておりません。また、橋梁の修理とか石垣を積みなおすとか、要するに材料を使ったり、大工や土工などの職人を

使用するような大修繕については、町村費から補助して貰うか、部落経費のうちから現金を支出するか、現物をもらうという慣例が多いようです。また、たとえ人夫だけでやる修繕でも、何年か一回というような場合は、反別割などで各戸から出役する場合があります。以上例示のようなものは記入する必要がないのです。

り、ここでも農道の賦役というのは原則として年数回（春と秋に一回というのが一番多く、夏行うところもあります）各戸が一、三、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一、二十三、二十五、二十七、二十九、三十一、三十三、三十五、三十七、三十九、四十一、四十三、四十五、四十七、四十九、五十一、五十三、五十五、五十七、五十九、六十一、六十三、六十五、六十七、六十九、七十一、七十三、七十五、七十七、七十九、八十一、八十三、八十五、八十七、八十九、九十一、九十三、九十五、九十七、九十九、一百、という所もあります。出役して雪や雨で崩れた土堤をおしたり、流された路面に土を盛り、砂利を敷いたり、あるいはまた、橋を補修したりすることなどです。この場合、その部落や実行組合などの担当する区域が村々によつてほぼ決つてゐるのが普通です。

つぎに、用水路などの賦役について説明します。

用水路の修理や溝さらいについては、農道の場合と同様で、毎年春の通水前に一回とか、春秋一回づつとか部落民が共同で行う慣習が多いようです。用水路の賦役については部落民の一部の受益農家だけで行う場合がありますが、これは記入する必要はありません。

また地方により、貯水池へ水を引くいわゆる導水路の掃除や補修をしたり、灌漑用として利用している池沼の底さらいをしたり、引水するために毎年河川の中に土のうを入れたりする所もあります。あるいはまた、排水のための水路や溝についても灌漑用の用水路と同様な作業が行われまじやう。これらは、いずれも用水路などの賦役と同様に取扱つて下さい。

所によつては部落民の平等な出役に頼らず、人夫を雇つて農道や用水路の補修や溝さらいをしている場合もあります。この場合にも賦役があつたものに準じて、その経費を負担している部落とか、実行組合の区域も賦役の範囲として下さい。

なお漁村における磯の清掃のための賦役も、農道や用水路の賦役に準じて記入して下さい。

い。

(ii) 葬儀について

ア、葬儀にさいし、親類や友人などが出席していろいろ面側をみるのが当然ですが、そのほかに隣組が手伝うとか、同行仲間や庚申講仲間が手伝い合う風習が、広く農村にあります。

ビ、この場合の同行や庚申講が小さな農業集落の場合は一組しかなく、その範囲も農業集落と一致している場合が多いのですが、その農業集落が大さの場合には、農業集落内に二つ以上の組がある場合が多いようです。その場合地域的に南と北に神社を中心にしてはつきり分れているといったような場合が多いのですが、その組の仲間が入り混れてつくられている場合も少くありません。しかし二つ以上の同行や庚申講があつても、他の農業集落の者が加入することはほとんどないので、同行や庚申講の組織の範囲をみると農業集落がわかる場合が多いようです。

特に一農業集落に二つある場合でも、一つの組仲間だけが葬儀を手伝う場合、同じ農業集落の中の他の同行や講仲間の者は野辺送りに行くという習慣が一般的のようで野辺送りの範囲は農業集落の有力な判定材料になるのです。

シ、もつとも野辺送りといつても、必ずしも葬儀場に参会する場合に限定する必要はありません。要するに、親せき、縁者、または友人というような特別な個人的関係のない人が葬儀にさいし、葬儀に参列したり、その家をも向する慣習のある場合、その範囲が農業集落と見られることが多いのです。

(iii) 乙欄の記入のしかた

(イ) 乙欄の記入は甲欄に記入されたア、ビ、シ、グルーアの順序に記入します。

(ロ) 共用林野の利用の範囲、農道および用水路の賦役の範囲、野辺送りの範囲などは、大字の範

田、何々部落の範囲、何々実行組合の範囲、何と何部落の範囲、隣組の範囲などのように記入してください。

共用林野などの場合、違った利用範囲のものがあると思われるが、その場合は二つを並べて記入しておいてください。

い) その他の「共同化」の欄は後で説明することはいいたします。

3. 農業集落範囲の決定のしかた

「農業集落判定のための分類」の各欄をa、b、c、のグループ別に記入することにしたのは、農業集落範囲の判定にさいし、わかりやすいものから順次整理していくためだったので、ここまではグループから順次それぞれ例をあげながら説明しますが、その前に乙欄の共同化の事例の判定について原則的なことだけを申し上げておきます。

共同化の事例としては共用林野の利用の範囲、農道や用水路の賦役の範囲および葬儀の場合の野辺逆りの範囲の三つあげましたが、この三つのうち共用林野の利用の範囲は、農業集落の範囲より大きい場合がとぎとぎあり、また、葬儀の野辺逆りの範囲については農業集落の範囲より小さい場合がしばしばありますので、特に注意を要します。農道・用水路の賦役の範囲はこれらに比べれば、最もよく農業集落の範囲を表わしますが、しかし必ず農業集落の範囲を表わすとは限りませんので、農業集落の判定の際は、この点をよく注意して判定してください。

判 定 一 覧 表

横山村

欄			決定した農業集落範囲					農業集 落の通 し番号
生活面の 共同化	その他の共同化		名 称	その 範囲	農家戸数	非農家 戸 数	決 定 理 由	
葬式または野辺送 りの範囲	(具体的に記入) する							
⑩	⑪	⑫		⑬	⑭	⑮	⑯	
上野田 の範囲			上野田	上野田行政 部落の範囲	17	5	③、④、⑩	1
中野田 の範囲			中野田	中野田行政 部落の範囲	30	3	③、④、⑩	2
下野田 の範囲			下野田	下野田行政 部落の範囲	21	1	③、④、⑩	3

α. 次に③、④欄の賦役の範囲は、完全に上野田、中野田、下野田各行政部落のおのおのの範囲になっております。

この賦役の範囲は重要なきめ手になっていますが、さらに⑩欄の葬式の範囲もおのおの行政部落の範囲となっています。

ε. 以上のように実行組合と行政部落が一致してさらに③、④、⑩欄の範囲が行政部落や実行組合の範囲と一致しているので、上野田、中野田、下野田各行政部落の範囲おのおの農業集落範囲と決定いたしました。

三
面
へ

(7) 判定基準

(i) aグループの判定のしかた

まず最初、aグループ、すなわち一つの実行組合と一つの行政部落の範囲が一致している場合について述べましょう。このような場合は二通りあります。

- (1) その第一は 一つの実行組合と一つの行政部落の区域とで、その農家が完全一致しており、さらに、その区域を単位とする生産面や生活面の共同化が乙欄で認定できる場合で、この場合は、その区域を農業集落の範囲とします。(例7)

(例7)

農業集落範囲

農業集落 判定のた めの分類	大 字 名	甲 欄									乙 欄		
		部落実行組合			行政部落			旧実行組合 (昭和16年当時)			農業生産面の共同化		
		名称	農家 戸数	未加入 農家 戸数	名称	農家 戸数	非農家 戸数	名称	農家 戸数	未加入 農家 戸数	共用林 野の利用 範囲	賦役の範囲	
			①	②		③	④		⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
a	野	上野田 生産組合	戸 17	戸 —	上野田	戸 17	戸 5	現在と 同じ	戸 17	戸 —	大宮野田 の範囲	上野田 の範囲	上野田 の範囲
		中野田 生産組合	30	—	中野田	30	3	"	30	—		中野田 の範囲	中野田 の範囲
		下野田 生産組合	21	—	下野田	21	1	"	21	—		下野田 の範囲	下野田 の範囲
	田												

三四九

〔農業集落範囲の判定の説明〕

- a. この例は、もつと判定し易い農業集落範囲の例です。
- b. 農業集落範囲判定一覽表について、甲欄をみますと上野田、中野田、下野田の三行政部落のいずれも、実行組合の区域と農家戸数が一致しています。
- c. 乙欄をみますと ⑦欄の共用林野の利用範囲だけを見れば、大宮野田の範囲になって、この行政部落より大きなワケになっていますので、この ⑦欄だけでは農業集落範囲のきめ手にはなりません。

判 定 - 覧 表

沖田村

欄			決定した農業集落範囲					農業集 落の通 し番号
生活面の 共同化 葬式または野辺送 りの範囲 ⑩	その他の共同化 (具体的に記 入する ⑪ ⑫)		名 称	その 範囲	農家戸数 ⑭	非農家 戸 数 ⑮	決定理由 ⑯	
隣組の 範囲			森 崎	森崎行政部落 の範囲	戸 33	戸 6	⑧、⑨	1
"			赤 岡	赤岡行政部落 の範囲	18	1	⑧、⑨	2
"			畑 田	畑田行政部落 の範囲	26	3	⑧、⑨	3
眞山の 範囲			眞 山	眞山行政部落 の範囲	21	2	⑧、⑨、⑩	4

6. 森崎行政部落と第1ス増産組合について甲欄をみますと、行政部落と実行組合の範囲は一致しているが、農家戸数は一致していません。その違いは隣りの大田村の人が入っていたからです。ですから、この出入関係を調整しますと森崎行政部落と第1ス増産組合とが区域も農家戸数も一致したことになります。
7. 乙欄の方の⑦欄は該当がありません。⑧、⑨欄は、森崎行政部落の範囲で行われていますが ⑩欄の葬式の範囲は、親類、友人と隣組の人が集まっていますので、この隣組の範囲は考えないことにしました。
8. 以上のように農業生産面の共同化は、⑧、⑨欄だけしかありませんが、行政部落と実行組合の区域と、農家戸数が一致しておりますので、⑧、⑨欄は有力なきめ手になります。したがって、この森崎行政部落の範囲を農業集落範囲と決定しました。また、赤岡、畑田、眞山の行政部落も森崎行政部落と同じようにそれぞれ一つの農業集落と決定しました。

三五〇

- (ロ) その第二は、一つの実行組合と一つの行政部落の区域が一致しているが、その区域に含まれる農家戸数に若干の違いがある場合です。(若干の違いとは調査時期による相違や実行組合に未加入者がいるために生じたような違いのことです) この場合その区域を単位とする生産面や生活面の共同化が乙欄で認定できる場合は、その区域を農業集落の範囲と決定し、農家戸数の若干の違いについては、後で述べる原則によつて調整します。(例 2)

(例 2)

農 業 集 落 範 囲

農業集落 判定のため の分類	大字 名	甲 欄						乙					
		部落実行組合			行政部落			旧実行組合 (昭和16年当時)		農業生産面の共同化			
		名 称	農家 戸数	未加入 農家 戸数	名 称	農家 戸数	非農家 戸数	名 称	農家 戸数	未加入 農家 戸数	共用林 野の利 用範囲	賦役の範囲	
			①	②		③	④		⑤	⑥		農道 ⑧	用水路 ⑨
a	八幡	第12 増産組合	33		森崎	35	6	現在と 同じ	33			森崎の 範囲	森崎の 範囲
		第13 増産組合	18		赤岡	18	1	"	18			赤岡の 範囲	赤岡の 範囲
		第14 増産組合	26		畑田	26	3	"	26			畑田の 範囲	畑田の 範囲
		第15 増産組合	21		真山	21	2	"	21			真山の 範囲	真山の 範囲

(農業集落範囲の判定の説明)

- この例は、行政部落と実行組合との農家戸数が若干くい違っている例です。
- 農業集落範囲判定一覧表をみますと、大字八幡には四つの行政部落があり、おのおの行政部落には昔からある実行組合が一つあります。
- 特に森崎行政部落の農家戸数35戸と第12増産組合の農家戸数33戸との2戸のくい違いをここでは問題にとりあげている訳です。
- 行政部落と実行組合とでくい違っている2戸の農家は、隣りの大田村から分家した人で、村界にあり、その耕地の大部分は大田村にあり、実行組合は大田村に加入し、農道や用水路の賦役は大田村の方でやっています。また、葬式の範囲も大田村の方であることがわかりました。
- しかし、居住地は森崎行政部落の中であつて、住民登録と村税も、こちらの沖田村の方になっています。従つて、この2戸の取扱ひかたは地籍だけこちらにあり、農業生産面や生活面の共同化は、大田村でやられているのですから当然隣りの大田村の構成員とみなしてこちらの森崎農業集落範囲には含めません。(36頁の4参照)

判 定 一 覧 表

古里村

欄			決定した農業集落範囲					農業集 落の通 し番号
生活面の 共同化	その他の共同化		名 称	その範囲	農家戸数	非農家 戸 数	決定理由	
葬式または 野立送り の範囲 ⑩	(具体的に記 入する ⑪ ⑫)							
第1組 の範囲			橋 本	橋本行政部 落の範囲	46 戸	7 戸	⑦、⑧、⑨	1
第2組 の範囲								

また、昭和22年の実行組合の分裂が突出問題の一時的な感情のもつれでできたものであり、その他は橋本の範囲で共同化が行われています。

α、さらに⑩欄をみますと、この行政部落は、昔から二つの組ができていて、葬式はこの組仲間同士でやられております。しかし、この組仲間は、隣りの行政部落と入り乱れて組織されているものでなく、この行政部落内だけでやられております。またこの組仲間は、冠婚葬祭の時だけの仲間で、隣組またはその連合でできていますので、ここでは考慮に入れないことにします。

ε、したがって、この橋本部落は、五つの実行組合がありますが、もとは一つの旧実行組合から分裂したもので、さらに⑦、⑧、⑨欄ともに旧実行組合の範囲になっておりますので、ここでの農業集落は、旧実行組合の範囲すなわち行政部落の範囲と決定しました。

三五二

(ii) bグループの判定のしかた

一つの行政部落の中に二つ以上の実行組合がある場合について説明します。

(1) 行政部落の区域内に実行組合が二つ以上ある場合で、その実行組合が供出、配給または農地問題などでも一つだったものが戦時中または戦後分れ裂たような場合です。この場合も、生産面や生活面の共同化が行政部落の範囲で行われていることが、乙欄で認定できれば行政部落の範囲を農業集落の範囲と決定します。(例3)

(例3)

農 業 集 落 範 囲

農業集落 判定のた めの分類	大 字 名	甲 欄								乙		
		部落実行組合			行政部落			旧実行組合 (昭和16年当時)			農業生産面の共同化	
		名 称	農家 戸数	未加入 農家 戸数	名 称	農家 戸数	非農家 戸数	名 称	農家 戸数	未加入 農家 戸数	共用林 野の利 用範囲	賦役の範囲
		①	②		③	④		⑤	⑥		⑦	⑧ ⑨
b	橋	第10組合	戸 14	戸 2		戸	戸		戸	戸		
		第11組合	16	1								
		第12組合	5	—	橋本	46	7	橋本	46	—	橋本部落 の範囲	橋本部 落の範 囲
		第13組合	4	—								
	本	第14組合	4	—								

(農業集落範囲の判定の説明)

- 大字橋本には一つの行政部落があり、実行組合は五つからなっています。
この実行組合は、昭和22年頃に供出問題にかうまつて分裂したもので、もとは一つの実行組合でした
- 甲欄をみますと、旧実行組合の範囲と、行政部落の範囲とは一致しています。
しかし現在五つの実行組合のおのおのを農業集落とみなすべきか、それとも旧実行組合の範囲を農業集落とみなしてよいか、検討してみますと次のようになります。
- 乙欄をみますと、②欄は橋本部落の範囲になっていますし、また④、⑥欄も橋本部落の範囲になっております。この二つの共同化を考えますと、やはり旧実行組合の範囲と一致しております。

判 定 一 覧 表

神崎村

欄			決定した農業集落範囲					農業集 落の通 し番号
生活面の 共同化	その他の共同化		名 称	その 範囲	農家戸数	非農家 戸 数	決定理由	
葬式または 野辺送り風の範囲 ⑩	(具体的に記 入する ⑪ ⑫)			⑬	⑭	⑮	⑯	
庚申請 仲間の 範囲			小 諸	小諸行政部 落の範囲	戸 32	戸 10	⑧ ⑨ ⑩	1
庚申請 仲間の 範囲								

α. 乙欄では⑦欄は該当がありませんが、⑧、⑨欄については三つの実行組合別にやられているのではなく、小諸行政部落の範囲で農家も非農家もいっしょになってやっています。

ε. ⑩欄の葬式については、庚申請の仲間が三つあって、非農家も入っており、またこの庚申請仲間には同一人で二つの仲間に入っている者もあります。しかしこの庚申請仲間は、この小諸行政部落に人だけでつくられていて、隣の行政部落の庚申請仲間の人で、これに加っている人はおりませんし、また小諸行政部落に住む人で隣の行政部落の庚申請仲間に加っている人もありません。

φ. 以上のように乙欄を総合的に判断しても、ここでは三つの実行組合の範囲ではなく、小諸行政部落の範囲を農業集落範囲と決定すべきであると考えました。

三五四

(ロ) 行政部落と全く同じ区域内に実行組合が二つ以上あつて、その実行組合が隣組的な小さな組織である場合も、生産面と生活面の共同化が行政部落の範囲で行われていることが認定できれば、行政部落の区域を農業集落の範囲と決定します。(例 4)

(例 4)

農 業 集 落 範 囲

農業集落 判定のた めの分類	大字 名	甲 欄									乙		
		部落実行組合			行落部落			旧実行組合 (昭和16年当時)			農業生産面の共同化		
		名 称	農家 戸数	未加入 農家 戸数	名 称	農家 戸数	非農家 戸数	名 称	農家 戸数	未加入 農家 戸数	共用林 野の利 用範囲	賦役の範囲	
			①	②		③	④		⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
b	屋	第 1	戸 10	戸 —		戸 32	戸 10		戸 10	戸 —			
		第 2	9	—	小 諸			現在と 同じ	9	—	—	小諸部 落の範 囲	〃
		第 3	13	—					13	—			
	沢	第 4	11	—					11	—			
		第 5	17	—	河 内	50	14	〃	17	—	—	河内部 落の範 囲	〃
		第 6	14	—					14	—			
		第 7	8	—					8	—			

(農業集落範囲の判定の説明)

三五五

- 大字屋沢には行政部落が二つありますが、その一つの小諸行政部落には実行組合は三つあります。この実行組合は昭和16年頃実行組合を強制的に創設した時に、昔からあつた庚申請仲間の範囲をもとにして機械的に三つに区切つたものです。だから、この実行組合は必ずしも農業生産面にもっとも密接な関係をもつ集団であるとはいえないようです。
- するとここで、この三つの実行組合の範囲を農業集落とするべきか、それとも行政部落が一つだから一つの農業集落にするべきかの問題が生じてきます。
- 農業集落範囲判定一覧表について甲欄をみますと、実行組合は三つありますが、一つの行政部落の範囲になっています。

iii) Cグループの判定のしかた

(イ) Cグループというのは、実行組合と行政部落の区域がはなはだしく違っている場合や実行組合の組織がない場合です。aやbのグループで農業集落の判定のできなかった場合も、この方法によつて判定して下さい。そして、Cグループの場合は、乙欄のその他の共同化の欄を利用していろいろの共同化の事例を調査して、共同化の最も濃密な区域を農業集落範囲とするわけです。

(ロ) ところで農業集落判定のための共同化の事例としてどういふものを取るかは、地方によつて異なりましょう。

ある村では共同作業場が決め手となり、ある村では冠婚葬祭用の共同の膳碗類がその決め手になるというようなこともあるでしょう。しかし、ここでは部落実態調査結果に基いて、比較的共同して使えるような項目を掲げておきます。

a、まず最初に農業生産面を考える項目は、共同作業場と穀摺機、精米機、精麦機および噴霧機などの共同利用の範囲であります。このうち、共同作業場については二つ以上の農業集落が共同で利用している場合があります。また、共同農具については、農業集落内の有志だけで共同しているような場合がありますので、農業集落の判定上、これらの項目を使う場合に注意を要します。

b、つぎに生活面を考える項目については共同集会場および冠婚葬祭用の共同の膳碗類の利用の範囲や、部落会費あるいは祭典費などの徴収の範囲は、二つ以上の農業集落にわたる場合があります。逆に、膳碗類の利用の範囲は農業集落内の組、または同行仲間などの範囲となっている場合もあります。したがつて、いずれの場合も農業集落の決め手となるとは限りませんが、農業集落判定上、有効に利用のできる項目です。

シ、また、所によつては、名種の講や農休日その他の生活改善事項の申合せならびに実施の範囲、若者仲間組織範囲なども重要な参考資料になります。それから、飲料水となる共同利用の井戸なども、所によつては参考になりますけれども、これらの慣習があつても、それ一つだけで農業集落を判定してはなりません。

α、以上は、若干の事例にすぎませんが、このほか、それぞれの地方で、農業集落判定上利用できる生産面や生活面の共同化の事例が相当あると思いますので、よく研究して利用してください。

要するに、以上のような各種の共同化の有無と、その共同の範囲を調査して、それらの総合判断によつて農業集落を決定するわけです。(例五)

欄			決定した農業集落範囲					農業集落の通し番号
生活面の共同化 葬式または お盆の送り の範囲 ⑩	その他の共同化 (具体的に記入) する ⑪ ⑫		名称	その範囲 ⑬	農家戸数 ⑭	非農家 戸 数 ⑮	決定理由 ⑯	
第17組合 の範囲	共同精米機 は第17組合 の利用範囲	—	中新田	第17実行組 合の範囲	戸 20	戸 3	⑧、⑨、⑩、⑪	1
第18組合 の範囲	共同精米機 は第18組 合の利用範囲	—	一本木	第18実行組 合の範囲	43	7	⑧、⑨、⑩、⑪	2

〔農業集落範囲の判定の説明〕

- a. 行政部落の中新田、一本木の二つは、それぞれ大字中新田、大字一本木の範囲になっていますが実行組合の範囲を見ますと、中新田行政部落の一部北沢の9戸は距離的に行政部落の本体からはなれていて、農業生産上はむしろ一本木行政部落の農家と、より密接な関係があるので、第17組合（大部分中新田行政部落の範囲）に属さないで、第18組合（一本木行政部落の範囲）に属しています。（位置図参照）
- b. この9戸のくい違いについて、農業集落範囲の判定のさいに（例え）のように取扱ってよいものか、または行政部落の範囲にするべきか、あるいは実行組合の範囲にするべきかの問題が生じてきます。
- c. この場合、農業集落範囲を定めるには、第17 実行組合の範囲をとるべきか、それとも中新田行政部落の範囲をとるべきかについてまず決定しなければなりません。今まで[※]は甲欄で見当をつけることができましたが、この場合は、くい違いがあるので乙欄だけしかたよりになりません。
- d. 乙欄をみますと⑧、⑨、⑫欄ともに第17 実行組合になっています。また共同精米機と共同精麦機の利用も第17 実行組合の範囲になっていますので、ここでの農業集落範囲は、当然、第17 実行組合の範囲とみなします。したがって、問題の9戸は第18 実行組合に該当する農家になります。
- e. 第18 実行組合の方も⑧、⑨、⑫欄ともにこの実行組合の範囲になっています。一本木行政部落の範囲ではありません。また、共同農機具も第18 実行組合の範囲の利用になっております。したがって、農業集落範囲も第18 実行組合の範囲の利用になっております。したがって、農業集落範囲も第18 実行組合の範囲と決定しました。
- f. ここで決定した農業集落範囲欄の農家戸数は、中新田農業集落が20戸、一本木農業集落が43戸となります。

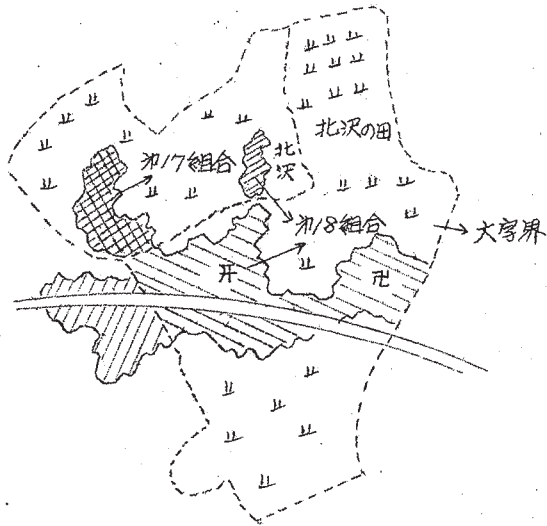
(例5)

農業集落範囲

農業集落 判定のた めの分類	大字名	甲						乙					
		部落実行組合			行政部落			旧実行組合 (昭和76年当時)		農業生産面の共同化			
		名称	農家 戸数 ①	未加入 農家 戸数 ②	名称	農家 戸数 ③	非農家 戸数 ④	名称	農家 戸数 ⑤	未加入 農家 戸数 ⑥	共用林 野用の 範囲 ⑦	賦役の範囲 農道 ⑧	用水路 ⑨
C	中新田	第17組合	戸 20	戸 —	中新田	戸 20 929	戸 3	現在と 同じ	戸 20	戸 —	—	第17組 合の範 囲	第17組 合の範 囲
	一本木	第18組合	43	—	一本木	34	7	"	43	—	—	第18組 合の範 囲	第18組 合の範 囲

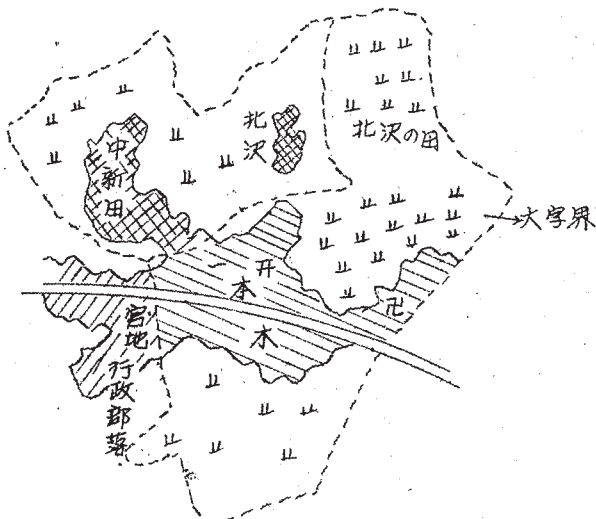
位置図

(イ) 実行組合



位置図

(ロ) 行政部落



(1) 以上の方法を用いて農業集落を判定する場合、共同化の事例がきわめて少いときは判定が困難でありましょうし、また、共同化の実情がいろいろな集団に分れて、いずれとも判定しかねる場合もあらうと思ひます。その場合は、次の方法によることにいたします。

それは、各集団の構成員が経営している耕地が、同一の地籍に集中している状態を調査し、最も共通の場所を耕作しているような集団を農業集落とする方法であります。その理由は、もし、このように共通の場所を耕作していると、現在共同化の事例がなくとも、病虫害の発生、旱魃、水害、農道修理、用水路補修、耕地整理、供出、共済保険等々において協力する必要が生じた場合、これら共通の場所を耕作している人々が結合する必然性があるからです。

(IV) 大都市の場合の取扱い方

(1) 最近の町村合併で市になつたような場合は、旧町村別には農業集落を定めることは前に述べましたが、ここである都市とは、大都市、あるいは工業地帯の都市のことです。

このような都市には、市街地ばかりでなく、農村地帯も存在しております。そして農家は、一般の農村と同じような集落をなしている場合もあり、農家、非農家と入り混つている場合もあり、さらに非農家の中にごく僅か、点々と存在している場合もあります。そして、農業集落を定める場合には、比較的明瞭に判定できるものもありますが、どの農家をどうまとめて農業集落としらうのか判断に迷う場合もあります。こういう種々雑多な形態で農家が存在している場合には、いさなり行政部局や実行組合を目標にとり、機械的に「農業集落範囲一覽表」を作つて判定しようとするのは、ただ困難をましますだけです。

(2) そこで都市を一括して考えるよりも、都市の中の地域を、どの程度市街地化されているかによつて、地帯分けして検討した方が整理しやすいと思ひられますので、一応次のような分け方をしてみることになります。

① 純農村地帯

② まだ、あまり市街地化されていないで、農村としての形態が残っている地帯

③ ほとんど市街地化されて、そのなかにごく少数の農家が存在している地帯

④ 完全な市街地であつて、農家は存在しない地帯

このうち④の場合は農業集落を定める必要がないので除外し、以下①の純農村地帯から順に説明します。

① 純農村地帯

純農村地帯は、もちろん少数の非農家が存在している場合でも、一般の農村と同じように、農業集落の判定を行つてくださう。

ただ、その場合、市区については、現在の行政区のなかを旧町村別大字別に分けて、検討してくださう。

それは、旧村の大字から何市何町と名前だけ変つていても、旧町村時代からの影響が現在なお相当強く残っている場合が多く、農業集落の判定上便利だからです。

なお、こういう大都市の場合は、農家と農業協同組合との連絡が密接である場合が多く、農業協同組合の下部組織がどのような範囲で、どのような状態にあるかということもあらかじめ検討しておきますと、実行組合なり農家なりの状態をとらえやすくなります。

② まだ、あまり市街地化されていないで、農村としての形態が残っている地帯

あまり市街地化されていない地帯といつても、市街地化の度合いの低いものから、相当市街地化されている場合まで、種々の段階があります。また農村としての形態が残っている地帯は一括してここに含めます。この場合も前記①の純農村の場合と同様に取扱つてくださう。

ただ、この場合の非農家は、直接農家と関係のないようなものが多いので、農家以外のものを

け考えればよく、定められた農業集落の範囲内にあつても非農家は除外します。

③ ほとんど市街地化されていて、その中にごく少数の農家が存在している地帯

この場合は、同じく都市のうちについても前の①、②の場合と全く異った取扱ひをしなければなりません。

なぜならば、この場合は農業集落の定義であるような農家集団は存在しないからです。そこで、農業集落はきめないことに致しますが、以下述べる方法でいくつかの農家の集団に分割します。

α まず、実行組合とか、生産組合とかあるいは養鶏組合や酪農組合など、農家の集団を第一の目安とします。へそいう集団がない場合は、市役所などで設置している連絡員の担当区域ごとに、その区域内にある農家を一集団とみなします。

このような地帯では、農家をとらえること自体が先決問題なのでして、前記のような農家の集団を手がかりにしないと、農家をとらえることが困難です。

β 次に、それらの集団の農家のある地域を調べて、集団を中心として地域分けを行います。この際、かざる地域はいずれか一方の集団の地域に分けてください。

γ 次に、各地域ごとに農家の農業と兼業の特色を調べてみます。

農業の特色とは、その地域内の農家では、たとえば花作りしている者が多いとか、販売用の野菜を作っている者が多いとかいうことです。

兼業の特色とは、その地域内の農家では、たとえば会社員が多いとか、養用期にのりの採取を行う者が多いとかいうことです。

α 各地域の特色が判つたならば、特色の類似している地域ごとにまとめて一集団とします。(なお、この場合、その集団の地域をそのまま調査区とします。)(例六)

(例六) 大都市のうち、ほとんど市街地化されていて、その中にごく少数の農家が存在している地域」の取扱いかたの説明。

山川市東谷区は、総世帯数二四、〇〇〇戸で、そのうち農家が七五戸あります。農業協同組合はなく、生産組合が三つありますが、農家は集合しておらず、数カ町に点在する農家によつて一生産組合ができています。そして、別に生産組合に入っていない農家（乳牛だけを飼養している）によつて酪農組合が一つ作られています。

2. まず、各農家の組合ごと、に、農家数とその農家のある地域を調べてみます

(例6) 第 1 表

農 家 の 集 団		
名 称	農家戸数	農 家 の ある 地域
第1生産組合	29 戸	朝町、南町、吉田町、浅山町
第2生産組合	17	宮谷町、東宮谷町、久保町
第3生産組合	13	元町、大川町、西川町
森川酪農組合	16	朝町、久保町、元町

(註) この場合は、「農業集落範囲判定一覧表」の代りに、第2表の様式で報告書を作ってください。

第 2 表

地 域 分 け	農家戸数	地 域 内 の 農 家 の 特 色		判 定 (調査区 番号)
		農 業	兼 業	
朝町、南町、吉田町、浅山町	38 戸	畑作のみ、自給用の麦、飼料用豆、野菜を作っている 乳牛飼養9戸	勤人が多い	1
宮谷町、東宮谷町、久保町	18	乳牛飼養1戸	冬期のみの採取を行う者が多い	2
元町、大川町、西川町	19	乳牛飼養6戸	商店が多い	3

と、第一表のようになります。このうち、森川酪農組合に入っている農家のある地域は、第一、第二、第三生産組合の農家のある地域とが重なっています。

㍁、そこで、生産組合を中心として地域分けをしますと、第二表のようになります。酪農組合に入っている農家は少いので、生産組合を中心とした地域分けに従って分けてまいります。

㍂、そうしますと、地域別の農家戸数は第二表の「農家数」欄のようになります。

㍃、そこで、この地域ごとに農家の特色を調べてみますと、それぞれ異った特色がみられますので、おののの地域内の農家を、それぞれ一集団といたしました。へなお、それぞれを一調査区とします。

(V) 漁村集落についての注意

いわゆる漁村であっても、幾らかでも農家があれば、一般の農業集落と同様に取扱われることはいうまでもありませんが農家が全然存在しない場合も「漁村集落」を上記の方法に準じて「農業集落範囲判定一覽表」に記載してください。

(2) 決定した農業集落欄の表示のしかた。

決定した農業集落欄の記入法については、すでに前記の各種事例の説明でお判りのことと思いますが、記入方法の統一を図る意味で、以下記入の方法を述べておきます。

(i) 名称の記入欄

行政部落と実行組合の区域が一致した場合は、行政部落の名称をそのまま記入し、行政部落と実行組合の区域が一致しない場合、実行組合の名称をとつたときには、実行組合の名称を、行政部落の範囲をとつた場合は行政部落の名称を記入します。また、他の農業集落範囲の名称と重複しないように適宜簡単な名称を記入することが大切です。

(ii) その範囲の記入欄

行政部落と実行組合の区域が一致した場合は、行政部落何々の範囲と記入し、行政部落と実行組合の区域が一致しない場合は、判定した行政部落、または実行組合の名称の範囲と記入します。二つの行政部落の範囲を農業集落とした場合は、二つの行政部落の名称をあわせて記入し、その範囲を明示します。また、大字一つの範囲になれば大字何々の範囲と記入します。

(iii) 農家戸数

農家戸数とは、農業集落範囲の区域内にある農家戸数のことで、実行組合から脱退した農家、未加入の農家も含むことは、いうまでもありません。

(iv) 非農家戸数

非農家戸数については、農家戸数と同様に、その農業集落内にある戸数を記入してください。およその戸数で差支えありません。

(v) 決定した理由の書き方

具体的に乙欄のいずれをとって、さらに、それ以外の共同化のどういふものを考慮して決定したかを記入します。

例えば ⑧、⑨、⑩のように入ります。

4、農業集落範囲の構成員（農家と非農家）の出入関係の取扱い

農業集落範囲が決定してから、具体的に別紙一覽表で決定した農業集落構内の農家戸数や非農家戸数を記入しなければならないのであります。この際、この農業集落範囲の区域内に当然含めなければならない農家や非農家と、含めてはならない農家や非農家があります。

これは大変面倒なことでありますが、面倒だと言って、これを放置しますと、農業集落範囲がばく然としたものになったり、また農家の脱漏がふきたりしますので、この出入関係の調整は大変重要なことです。したがって、これらの場合を一括して、(1)他市区町村との出入関係、(2)他の農業集

落との出入関係と二つに分けて、その取扱い方法の説明をします。

(7) 他市区町村との出入関係の取扱い

農業集落範囲の決定を行った場合、他市区町村へ出ている農家や、逆に他市区町村から入りこんでいる農家のある場合があります。このような農家の出入関係をいかに取扱うかが問題になるわけですが、次には他市区町村へ出ている農家の取扱いかたの原則を述べておきましょう。

他市区町村から入りこんでいる農家の取扱いかたについては、それを裏返して考えていただければよい訳です。

(i) こちらの農業集落と農業生産面、生活面で結びつきをもっている農家であっても、その住居が隣接市区町村の農家の集落の内部に入り混って点在する場合は、便宜上、すべて居住地である隣接市区町村内の農業集落の構成員として取扱うことにいたします。

(ii) これに反し、こちらの農業集落がぼうちようして、自然に隣接市区町村の地籍内に住居を持つような農家があった場合、あるいは相隣接する他市区町村の農業集落の農家と市区町村界のところで互に入りこんで存在する農家がある場合などの、隣りの市区町村の地籍にある農家の取扱いかたは次の原則に従うこととします。

(1) その農家が行政部落・実行組合のいずれの関係とこちらの農業集落に属するならば、もちろんこちらの農業集落の構成員とします。

(2) その農家が、村税や部落会費などは、隣村の方に納めているが、実行組合はこちらの部落に加入しそれと農業生産面の共同が行われているような場合には、こちらの農業集落の構成員とします。農業生産面における結びつきを優先して考えることにします。

(3) 例外的な場合かも知れませんが、その農家がこちらの村と隣りの村の両方の実行組合に加入している場合は、住居のある方（すなわち隣村の方）の農業集落の構成員とします。

(iii) また非農家についても農家の場合は準じて取扱います。

ただし、農村の町場のように比較的農家より非農家が多いところで農業集落を判定した場合については、多少とも農業を行っている者、農産物の販売または仲介業者の者、農業資材の販売または仲介業者をする者、このような非農家の世帯のみに限りその構成員とします。

(2) 他の農業集落との出入関係の取扱い

(i) 農業集落の範囲を決定した場合、同一市区町村内の農業集落の間にも、農家非農家の出入関係が生じますが、前項(1)他市区町村との出入関係の場合に準じて同様に取扱ってください。

(ii) ただし、前項(ii)に当るような事例の場合、今度は同一市区町村内のことですから、後に述べる市区町村地図および調査区地図作成に際し、農業集落の境界線の引きかたをなるべく、その構成員とされた農家、非農家がすべて農業集落の範囲内に入るようにいたします。そうすると、他の農業集落の範囲内に入るようにいたします。そうすると、農家の出入関係はないものとして、取扱うことのできる場合が多くなる訳です。

(3) 農業集落範囲の構成員の出入関係調整後の手続き

(i) 上記の原則に従って、農業集落範囲の構成員が確認され、他市区町村との出入関係が調整されたならば、次のような手続きをふんでください。

(1) の(1)および(2)の場合には「農業集落範囲判定一覧表」の農家、非農家数が正しく調整されているかどうか確かめます。この場合は「農業集落構成員出入関係調整表」に記入する必要はありません。

(4) (1) の(1)の場合は「農業集落構成員出入関係調整表」の乙票に他市区町村に居住しているがこちらの農業集落に含める農家、非農家を、甲票にこちらの市区町村内に居住しているが、こちらの農業集落に含めない農家、非農家を記入し、出張所長に提出してください。

(1) (2) の場合、農業集落の境界線は、前に述べたとおり、原則として農家・非農家の出入関係
を調整して引くようにしてください。

ただし、その境界線を引いたがために境界線がかえって不明瞭になる場合には、農家・非農
家の出入関係を若干無視して、境界線を引いても差支えありません。

なお、この場合、調査区地図にこのことを註記してください。

(ii) 出張所長は上記「農業集落構成員出入関係調整表」の提出を受けたならば、出入関係のある農
業集落が共に管内の市区町村内にある場合は、双方の「農業集落構成員出入関係調整表」の記入
が照応するかどうかを確かめ、一致しない場合は、関係市区町村の指導員に向い合せて照応する
ようにしてください。関係市区町村の一方が管外の場合は、関係出張所長に通報して、同様の処
置をしてください。

五、市区町村地図の作成

1. どのような目的で地図を作るか

農業集落の範囲がきまれば、次に、それらの農業集落は市区町村のどのような処にあるか、境界は、
どこからどこまでかを明示するために、また農業集落が漏れていたり、同じ地域の農家の集団が重つ
て、二つの農業集落とさめられたりするような誤りを防ぐために、市区町村地図（原図一枚、写一枚
計二枚）を作ります。

2. 農業集落の境界線について

さきに農業集落の範囲をさめました。その範囲を地図上で表わしますと、農業集落に属している人
の居住している地域ということになります。（農業集落に出入関係があれば、若干の喰違いができます。
そうすると、その他の地域（人の住んでいない地域）は、農業集落の範囲から除かれることになり
ますが、ここではそういう地域も各農業集落を中心として分割します。つまり市区町村内の地域は、

必ずどれかの農業集落に含めてしまうのです。そして、その地域の境界を農業集落の境界とします。

では、どのようにして、前記の地域を分割するかというと、次に述べるとおりです。

(7) 現在の農業集落外のどこまでの地域が、その農業集落に属すると考えられるかによって分けます。

例えば農業集落外に人が住むようになった場合、どこまでの地域ならば、その農業集落の人と見なされるかによって、地域の範囲をきめます。

耕地、山林などの場合、どの農業集落の者が主に利用しているかによって分割します。

(8) 大字を農業集落とした場合は、大字の境界を農業集落の境界とします。

もちろん、この農業集落の境界は(8)の場合のほかは、厳密にはきめられないと思いますが以上のことを目安として、きめればよいのであります。

注意していただきたいことは

農業集落を中心として、地域を分割するので、例えば、その農業集落の人が、主に耕作している耕地だからといって、それを点々と拾って一つの農業集落の地域に含めるというようなことはしないでください。

つまり、一つの農業集落の中に他の農業集落の地域があつたり、一つの農業集落の地域が数カ所に点在するというような分け方はしないでください。

たとえ実情はそうなつていても、この地図上で分ける場合には、前記の方法で、便宜上、機械的に分けてしまいます。

一農業集落は一地域とすることに注意してください。

3. どのような方法で地図を作るか

市区町村の地図を作るといいますが、多くの場合、役場などで作った地図がありましようし、地理調査所の地図（特に陸地測量部の地図と呼ばれています）なども市販されていますので、それらの

地図があれば、それを参考にして書けばよいのです。

もちろん、正確に書いていただけに越したことはありませんが、一分一厘の狂いもないという必要はありません。逆に、極端に実際と違ったものでも困ります。要するに、後で迷ってありますことが実際と大きな違いがなく記入されていればよいのです。

(7) 用紙と大きさ

市区町村地図は農林省統計調査事務所から配布された用紙に書いてください。

この紙の大きさはB5(「だいたいの新聞紙の大きさ」)ですが、これに入るように、なるべく大きく書いてください。この用紙に書ける地図の大きさは、市区町村の実際の面積とくらべると、町村によつては一万分の一位の縮尺になることもあり、あるいは二万分の一位の縮尺になることもありましようが、配布された用紙一紙に書けばよいので、縮尺が何万分の一になろうと差支えありません。なお、配布されたものと大体同じ位の大きさの地図があれば、それを使って差支えありません。市区町村地域が広い場合の注意

しかし、ここで注意していただきたいのは、地図を作る目的が農業集落の位置、境界の明示と重複、脱漏を防ぐことなので、農業集落の形、境界線などがわかりにくくは困るのです。例えば、最近、町村を合併して市になった場合、市の地図を配付された用紙に描くと、集落の形は非常に小さくなり、農業集落の境界線は、ごたごたと細かくなつて、農業集落をどうきめたのか判りにくくなる場合があります。このような場合は、農業集落の位置、境界線などが判るようには、市になる前の町村ごとに地図を作り、別に、市と旧町村の関係図を作ってください。(市と旧町村の関係図とは、旧町村の地域を記入した市の略図のことです。附表を参照してください。)これは最近合併して市になった場合に限らず、地域の広い市区町村の場合には同様にしてください。

(2) 地図には何を記入するか

市区町村地図には、附表にしたがつて、次の記号と名称を記入します。

- ① 都道府県界、郡（支庁）界
- ② 市区町村界、市区町村名および隣接市区町村名
- ③ 大字（町）界、および大字（町）名
- ④ 農業集落の位置と境界を明示するために必要な鉄道、主要な河川、湖沼、橋、道路およびその名称

⑤ 耕地、山林の別

⑥ 集落の形

⑦ 農業集落および調査区の位置を明示する主要な建物

（例えば、役場、郵便局、学校、神社、寺院など）

⑧ 農業集落の境界および農業集落の名称

⑨ 調査区界および調査区番号

（註）調査区界と調査区番号は、次の「調査区の設定と調査区地図の作成」を読んでから記入してください。

（註）大都市のうち「ほとんど市街地化されていて、ごく少数の農家が存在している地帯」については、その地帯の境界、名称だけわかればよく、その他の記号は必要ありません。すなわち、以上のうち(1)、(2)、(3)と調査区番号だけ記入すればよいのです。

六、調査区の設定と調査区地図の作成

7. 調査区はなぜ新しく設定するか

調査区を設けるといいますが、以上で定められた農業集落と異った区域を調査区とするというのではなく、原則として、農業集落の範囲をそのまま調査区とするのであります。ただ、農業集落のな

かには、戸数の多いものもあり、地域の広いものもあつて、一人の調査員が短期間に調査できない場合があります。このような場合だけ、調査上の便宜を考えて、農業集落のなかをいくつかの地域に分けて調査区を設けます。

逆に申しますと、調査区には二種類あることになります。つまり、一調査区がそのまま農業集落である場合と、数調査区を合せたものが一農業集落である場合です。

なぜ、今までも設けられた、国勢調査区や農業センサス調査区などを使わないで、今回新しく調査区を設けるかと申しますと、今までは、農業集落ということを考えて調査区を設けたことはありませんでした。たとえば、昭和二十五年の世界農業センサスのときの調査区について、農業集落という考えからみますと、ただ、地理的に近いということだけで甲の農業集落の一部と乙の農業集落の一部を合せて一調査区とした例もあります。また、機械的に三十戸づつを一調査区とした例もあります。このような調査区を用いて今回の農業集落の調査を行うことは困難なことなのです。

そこで新しく、農業集落の調査に使える調査区を設けようという訳なのです。

そしてさらに、この調査区は、今回の農業集落の調査だけでなく、今後、農林省統計調査部で行ういろいろな調査にも用いるものなのです。

どのような方法で調査区を設定するか

すでに定められた農業集落ごとに、農家戸数、地域の広さを検討して、次のような方法で調査区を設けます。

(7) 農業集落内の農家戸数がだいたい、五十戸以内の場合には、原則として、その農業集落の範囲を一調査区とします。

しかし、農業集落内の農家戸数が五十戸でも、その地域が広いとか、地勢の関係で調査上不便である、というような場合や、非農家の戸数が非常に多い場合は、次の(8)の方法によつて数調査区に

分けます。

(2) 農業集落内の農家戸数が五十戸を超える場合は、次の方法でその農業集落を二つ以上の調査区に分けます。

(i) その農業集落内で、実行組合、組、班などが二つ以上あり、それらが地域的に作られているものでしたなら、その実行組合、組、班を調査区の単位とします。

しかし注意していただきたいことは

(1) それらを単位として農業集落のなかを地域的に分けるのですから、たとえば、実行組合が二つあっても、同じ地域に両方の組合員が入りまじっているのですから、当然その実行組合を単位として調査区を設けることはできません。

(2) 実行組合、組、班などが地域的に作られている場合でも、それが隣組のように小さいものであったり、供出などの関係で小さい組織のものであったりした場合も、それらを単位としても、ただ、小さい調査区ができ、かえって手数がふえるだけで役に立ちません。

(3) 農家と非農家の集落が割合にはつきり区別することができ、そして実行組合が一つの場合に、その実行組合を単位として、つまり農家と非農家にわけて調査区を設けるようなことはしないでください。なぜならば、農家と非農家とは性格の異なるものですから、一つの農業集落を全く性格の異った調査区に分けることになり、今後の調査のための調査区としては役立ちにくくなるからです。

以上のことに注意して調査区をきめましたなら、そのきめた調査区のうちで、さらに地域が広すぎたり、地勢の関係で交通不便であるとかなどで、調査上不便なものはなかったかどうかを検討してください。もし、そういう調査区がありましたら、調査上の便宜を考えて、その調査区内の地域を河川、道路など、はつきりした目じるしを境界としてさらに分けてください。

(11) 前記(1)以外の場合には、調査上の便宜を考えて、その農業集落内の区域を、河川とか道路などはつきりした目じるしを境界として幾つかの調査区に分けます。

(3) 調査区の設定が終わったら

調査区の設定が終わったならば、次の調査区地図を作る前に、さきに作った市区町村地図に調査区の境界と調査区番号を記入します。

調査区の境界と農業集落の境界と一致する場合(すなわち、一農業集落を一調査区とした場合)は、調査区の境界は記入する必要はありません。

調査区番号は次のようにつけます。

(1) 市区町村ごとに、まず農業集落に一連番号をつけます。

(2) 一農業集落を二以上の調査区とした場合は、1の番号の次に「1」「2」……の「1」「2」……の「1」というように農業集落ごとの一連番号をつけ加えます。

(例)

川崎村	農業集落番号	調査区番号
吉野農業集落 (調査区一つ)	1	1
日田農業集落 (" 二つ)	2	2の1 2の2
宮本農業集落 (" 五つ)	3	3の1 3の2 3の3 3の4 3の5

3. 調査区地図の作

(7) どういう目的で地図を作るか

次に、以上の調査区の設定が終わったならば、農家調査の時に、調査地れや二重に同じ家が調査されることのないように、また農業集落調査や農家調査の時に、訪問する家がどこにあるかすぐ判る

ようにしておくために調査区ごとに世帯の位置を明示した調査区地図（一枚）を作ります。

(2) どのような方法で地図を作るか

(7) 調査区地図は、調査区内の世帯の位置がわかればよいので、そう厳密でなくともよいのです。

実際の作業としては各調査区に行つて実際に調べて書いていただくことはありませんが、調査区内の事情をよく知っている人に聞いて書いてもらつても差支えありません。

(7) 注意していただきたいことは

(i) 農業集落の境界線について

農業集落間に出入関係がある場合は、市区町村地図の上ではその境界線を明確に定めることはできませんので、調査区地図を作る時は、はっきりした境界線を定めなければなりません。

この場合、出入関係にある世帯は前記四、六の原則にしたがつて取扱い、境界線のひきかたもまたそれに依じて定めるわけです。しかし、その原則どおりに定めると、境界線が不明瞭になつてくるような場合は、若干の出入関係は無視して境界線をきめて差支えありません。（附

図参照）

(ii) 調査区内の全部の世帯の位置を書くこと。

したがつて他の農業集落に属する人が、その調査区内に住んでいても、除外しないで書いておくこと。（この場合はそのことを注記しておくこと。）

(iii) 用紙と大きさ

調査区地図は農林省統計調査事務所から配布された用紙に書いてください。この紙の大きさはB4（新聞紙の1/4の大きさ）ですが、調査区の地域が広い場合は、調査区全体の地域を入れると、世帯の位置が記入しにくくなりますので、世帯の在る部分だけをなるべく大きく書いてください。つまり、調査区内の人の住んでいない地域を除いて、人家のある地域についてだけ書いて

ください。

(IV)

地図には何を記入するか

調査区地図には、附表によつて次の記号を記入して下さい。

① 農業集落界および農業集落名

② 調査区界および調査区番号

③ 隣接調査区の番号

④ 世帯の位置を明示するに必要な河川、湖沼、橋、道路、鉄道、建築物およびその名称（建築物は例えば集会所、火の見やぐら、神社、寺院、など）

⑤ 世帯の位置とその番号

(V)

世帯の記入のしかた

(1) 世帯の位置をかく時は、準農家もかいておいてください。準農家とは、世帯ではないが農業を行っているもの、たとえば、学校、試験場、会社などが農業を行っている場合、その学校、試験場、会社をいいます。（昭和二十五年の世界農業センサスのときには「その他の農業事業体」といったものです。）

(2) 他の農業集落または調査区に属する人が住んでいる場合は、その世帯には△をつけ、どこの農業集落（調査区）に属するか、欄外に注記してください。

(3) 非農家について

調査区内の世帯（農家、非農家、準農家）については、その全部を記入するのが原則ですが、

非農家については、非常に数多いところもありますので次のように取扱います。

a. 非農家が調査区内の総戸数のだいたい1/3以内である場合
全部の非農家を記入します。

b 非農家が調査区内の総戸数の1/3を超える場合

① 非農家が集団をなしている場合

(若干の非農家が農家の間に入り混っているとしても、非農家の大部分が集団をなしている場合もここに含めます。)

農家の間に入り混っている非農家は全部記入します。

集団をなしている農家のうち、次に該当するものだけは世帯ごとに記入し、その他は一括して、非農家何戸として、その集団のある位置を記入します。

(a) 多少でも農業を行っているもの

(b) 農産物の販売、農業資材の販売をしているもの (農業資材とは、農機具、農薬、肥料、飼料などをいいます)

② 非農家が農家の間に入り混っている場合

次に該当するものだけを記入し、その他は、一括して非農家何戸と戸数だけを記入します。

(a) 多少でも農業を行っているもの

(b) 農産物の販売、農業資材の販売をしているもの

(c) 以上のほか、農家の位置を知る目じるしになるもの

c 大都市のうち「まだあまり市街地化されていないで、農家としての形態が残っている地帯」

非農家は全部除いて農業集落をきめなければならず、農家の位置を知る目じるしになる非農家だけは記入してください。

(二) 世帯の番号は、調査区ごとに一連番号をつけます。番号のつけ方は、なるべく一度で廻れるような（同じ道を何度も行ったり来たりしないで）道順につけてください。

(本) 大都市について

大都市のうち「ほとんど市街地化されていて、そのなかに、ごく少数の農家が存在している地帯」については、調査区地図を作成する必要はありません。

その代りに、調査区ごとに、住所氏名を記入した農家の一覧表を作ってください。

(3) 世帯の出入の関係の調整

調査区地図がふさあがりしましたら、洩れているものはないか、二重になっているところはないか、をよく調べて下さい。

なお、前に述べたように、農業集落の境界線は、農家・非農家の出入関係を調整して引くのが原則ですが、この原則でやれない場合は次のように取扱います。

出入関係にある農家、非農家については、住んでいる方の調査区地図にだけ書いた筈ですから、今度はその世帯の属している調査区の地図に延長として（もし、そうできなければ余白に、別わくとして）もう一度書いて、そのことを注記しておいてください。

例えば

山下さんは九調査区に住んでいます。が十調査区に属する世帯である場合（附图参照）

九調査区の地図

地図作成時に山下さんの家の位置を記入し、欄外に十調査区に属する世帯であることを注記しておきます。

十調査区の地図

調査区地図がふさあがつてから九調査区の地図を参考として十調査区の地図に続けて（続けることができなければ余白に別わくとして）山下さんの家の九調査区における位置をかき、九調査区に住んでいることを注記しておきます。

（他市区町村と出入関係にある農家、非農家については、出所所長が、前記と同様に取扱い、

指導員の提出した調査区地図を補正修正してください。

七、報 告

一、指導員は農業集落の決定および調査区の設定を完了したならば、別紙様式第3号の1によつて「農業集落および調査区設定概報」を作成し九月三十日までに出張所長に二部提出してください。

二、指導員は市区町村地図および調査区地図の作成が終つたならば「農業集落範囲判定一覧表」二部のうち一部「農業集落構成員出入関係調整表」二部の一部を市区町村地図原図、調査区地図と共に十月三十一日までに出張所長に提出してください。

(指導員の作成する報告書の種類)

報告書の種類	作成部数	提出部数	提出期限
1、農業集落および調査区設定概報	3	2	昭和29年9月30日
2、農業集落範囲判定一覧表	2	1	" 10月31日
3、農業集落構成員出入関係調整表	2	1	" 10月31日
4、市区町村地図	2	1	" 10月31日
5、調査区地図	1	1	" 10月31日

三七九

用 判 定 一 覧 表

日 現 在

市区町村

構			決定した農業集落範囲					農業集落の通し番号
生活圏の共同化 葬式または野辺送りの範囲 ①	その他の共同化 (具体的な記入) ②		名称 ③	その範囲 ④	農家戸数 ⑤	非農家戸数 ⑥	決定理由 ⑦	
					戸	戸		

出 入 関 係 調 整 表

日 現 在

市区町村

(乙票) 決定した農業集落の構成員が他市区町村の地籍にあるもの(出ているもの)

農業集落名称	調査区番号	農家戸数	非農家戸数	世帯主氏名	世帯主の居住する市区町村名、行政部局
		戸	戸		

査 区 設 定 概 報

日 現 在

市区町村

調 査 区			
番 号	戸 数		
	農 家 数	非 農 家 数	計
	戸	戸	戸

三八〇

様式第1号

農業集落施

昭和29年 月

農業集落 判定のた めの分類	大字 の名称	甲 欄								乙							
		部落実行組合				行政部落				旧実行組合 (昭和16年 当時)		農業生産面の共同化					
		農家戸数		未加入農家戸数		農家戸数		非農家戸数		農家戸数		未加入農家戸数		共同林野の 利用の範囲		賦役の範囲	
		名称	戸数 ①	名称	戸数 ②	名称	戸数 ③	名称	戸数 ④	名称	戸数 ⑤	名称	戸数 ⑥	共同林野の 利用の範囲 ⑦	農道 ⑧	用水路 ⑨	
			戸		戸		戸		戸		戸						

様式第2号

農業集落構成員

昭和29年 月

(甲票) 決定した農業集落の地籍にある他市区町村の構成員とすべきもの(入っているもの)

農業集落名称	調査区 番 号	農家 戸数	非農家 戸数	世帯主氏名	世帯主の属する市区町村名、 行政部落名
		戸	戸		

- 註 1. 甲、乙票とも他市区町村との出入関係の取扱いによる (ii) の場合のみについて記入してください。また (i) の場合は記入する必要はありません。(37頁の4の1) 参照)
2. 非農家については世帯主氏名の左に○印をつけてください。

例えば ○ 山田庄太郎

別紙 様式第3号の1

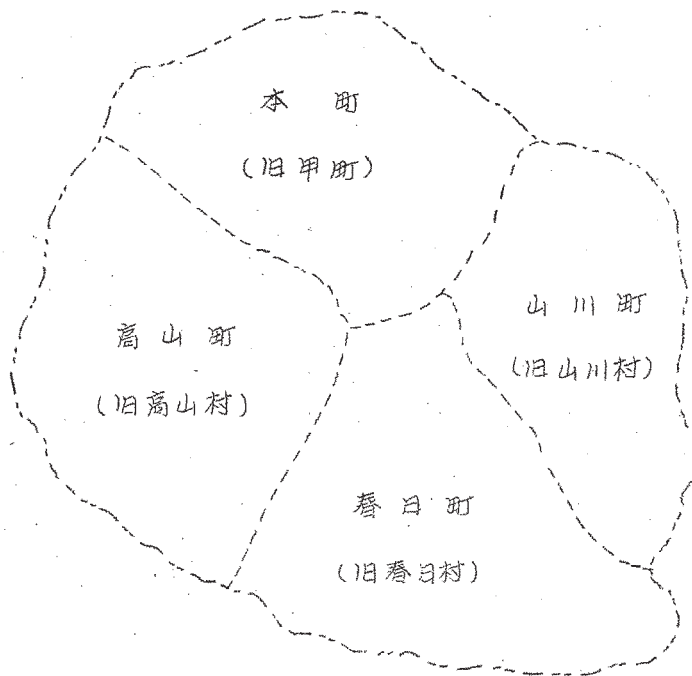
農業集落および調

昭和29年 月

市区町村名		農 業 集 落			
市(区) 郡	町 村	名 称	戸 数		
			農 家 数	非 農 家 数	計
			戸	戸	戸

- 註 1. 名農業集落ごとに調査区番号順に記入すること。
2. 一農業集落を一調査区とした場合は調査区欄は番号だけを記入すること。
3. 一農業集落を数調査区とした場合は調査区欄は農業集落欄の内訳となるように記入すること。

甲市と旧町村との関係図



2. 甲市は7町3か村を合併して市となったもので、旧町村の地域がそれぞれ現在の各町になっている。
3. 甲市全体の地図を作ると農家集落を明示しにくくなるので、上記の旧町村単位に地図を作ります。
3. したがって、甲市の地図としては、旧甲町、旧高山村、旧春日村、旧山川村の地図と、上記の関係図を作る必要があります。

市区町村地図・調査区地図の記号

(市区町村地図・調査区地図用)		(市区町村地図・調査区地図用)	
	都道府県界	○	その他の公共建物
	都市区界	文	学 校
	大字(町)界	卍	神 社
	農業集落界	卍	寺 院
	調査区界		墓 地
	土地種別境界	平 山	農業集落名
	耕 地	水 沢	集 落 の 俗 称
	山 林	7 201 202	調査区番号
	道 路	(市区町村地図用)	
	国 有 鉄 道		集 落
	私 設 鉄 道		点在している人家
	河 川	(調査区地図用)	
	堀	3	世 帯
	湖 沼		世帯(二世帯同居の例)
	役 場	1	他の農業集落に 属する世帯
〒	郵 便 局		非農家の集団

(註)

1. 広大な耕地、山林については、記号を省略しても支えありません。ただし、そのことがわかるように註記しておいてください。(色を差つて、耕地、山林を示)

2. 配布された市区町村地図用紙を使わずに、既存の地図を使用する場合は、記号の凡例をつけてください。

〇〇県〇〇郡春野村地図

(注) 耕地以外の土地は殆んど全部が山林である。

凡 例			
	都道府県界		湖 池
	市区町村界		郵便局
	大字(町)界		公立学校
	大字集落界		神社
	調整区界		寺院
	土地用途別界		山 林
	道 路		平 山
	国有鉄道		私設鉄線
	河 川		電話通話線
	橋		電力送電線

凡 例	
	都道府県界
	郡市区界
	大谷(町)界
	農林省界
	調査区界
	土地整理界
	地区界
	山林
	道
	国鉄
	私設鉄道
	河川
	橋
	湖
	役場
	郵便局
	その他公共施設
	学校
	神社
	寺院
	墓他
	風景特異点
	集落の森林
	調査区番号
	集落
	点近(近)

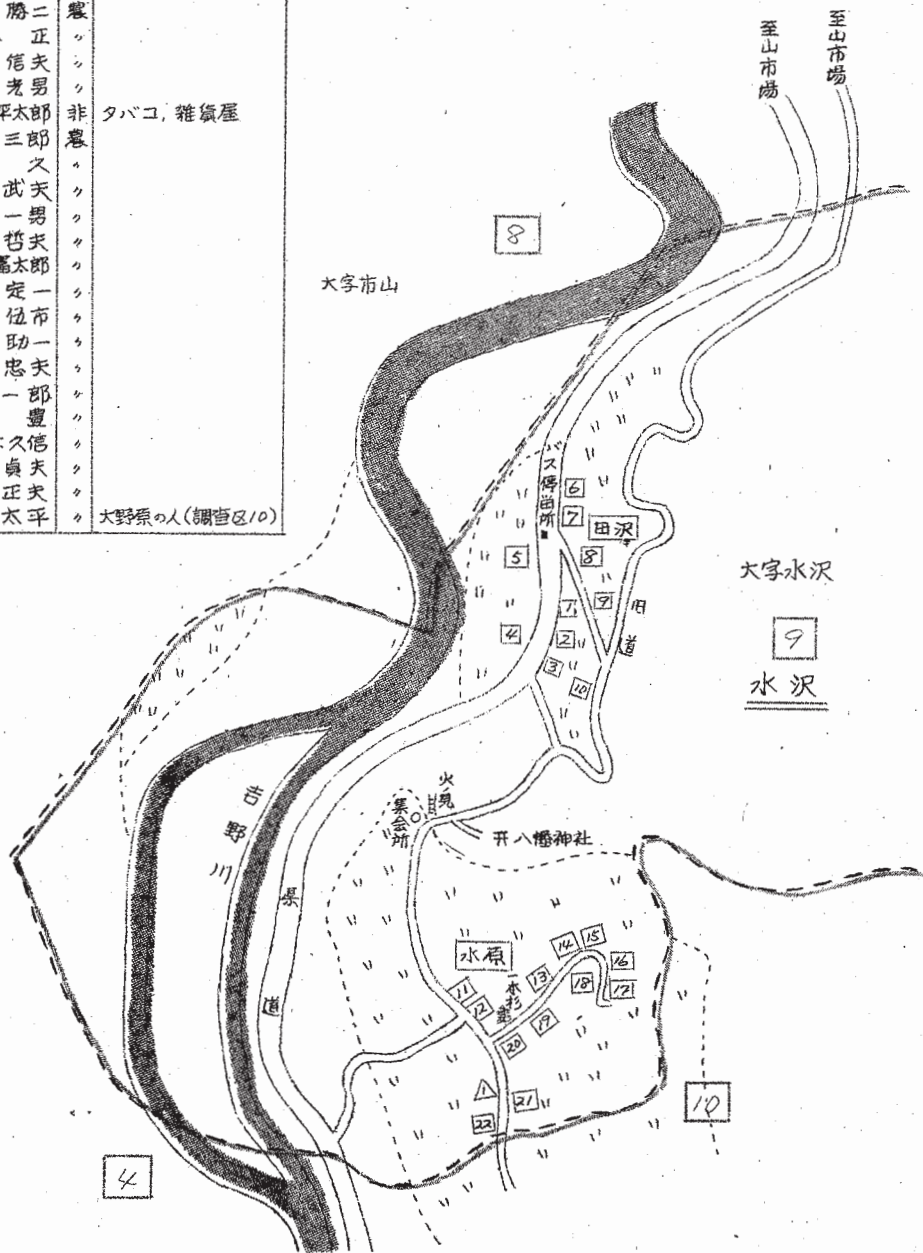
〇〇県〇〇郡春野村調査区地図

調査区番号 9

番号	氏名	備考
1	大竹文夫	農非
2	吉原敷	農
3	小川勝二	農
4	青藤正	農
5	小山信夫	農
6	早川孝男	農
7	高橋平太郎	非農
8	荒井三郎	農
9	岡田久	農
10	山本武夫	農
11	田沢一男	農
12	三島哲夫	農
13	和田龜太郎	農
14	前田定一	農
15	進藤佐一	農
16	北島助一	農
17	福田忠一	農
18	井上一郎	農
19	西岡豊	農
20	佐々木久信	農
21	高橋貞夫	農
22	橋本正夫	農
23	山下太平	農

タバコ、雑穀屋

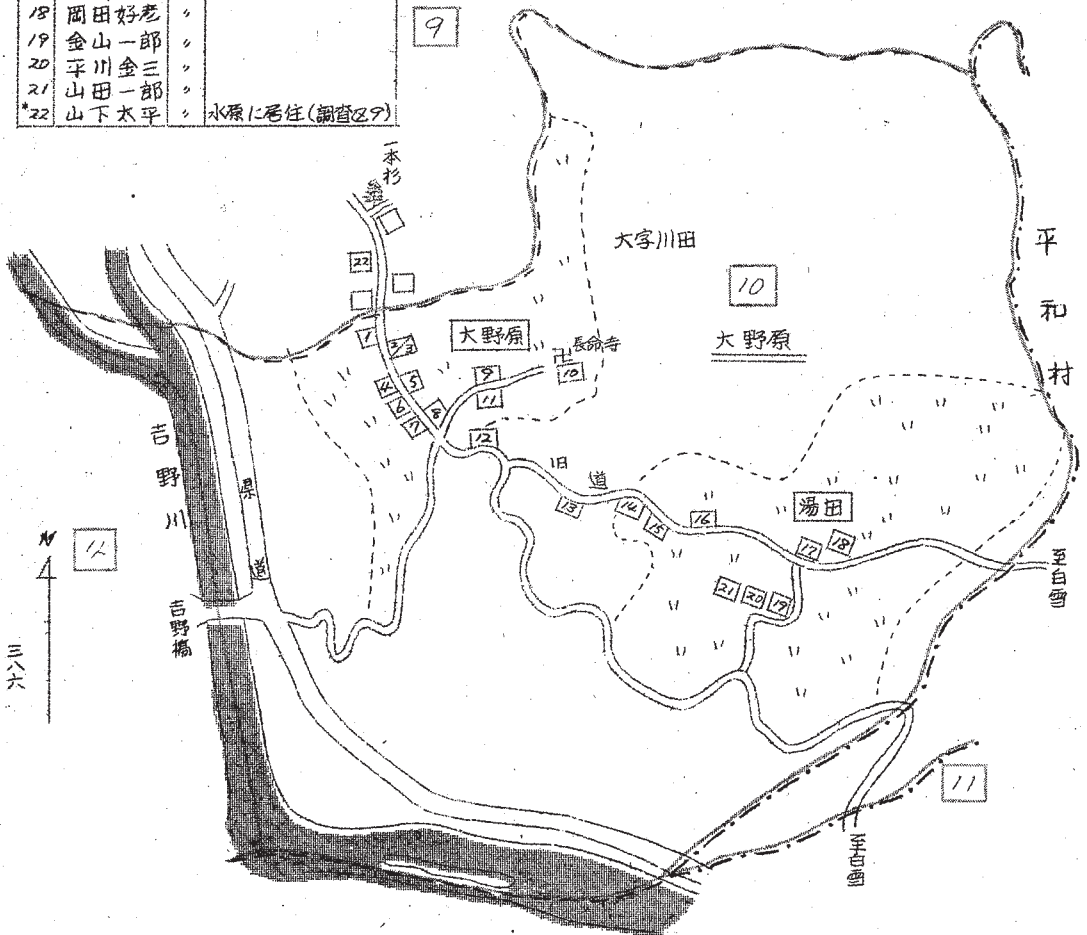
大野孫の(調査区10)



〇〇県〇〇郡春野村調査区地図

調査区番号 10

番号	氏名	備考
1	山川 守郎	大山二郎の家と同居
2	大山 二郎	
3	田口 義雄	
4	浜野 一平	
5	河平 雄	
6	花田 芳男	
7	遠山 忠彦	
8	三木 一平	
9	吉川 久雄	
10	淡川 大悟	長命寺住張
11	五島 喜平	
12	久喜 三郎	
13	市木 吉蔵	
14	平田 彦一	
15	海野 忠夫	
16	南野 五郎	
17	西川 一孝	
18	岡田 好郎	
19	金山 一三	
20	平川 金三	水源に居住(調査区9)
21	山田 一太	
22	山下 太平	



照査票の作り方

一 はじめに

今回の臨時農業基本調査においては「農業集落の決定ならびに調査区設定手引」でお願いしましたように、農業集落判定一覧表、市区町村地図、調査区地図を作成していただきますが、更に引き続いて照査票の作成もお願いいたします。

(イ) 照査票を作成するのは次の三つの目的のためです。

① 各農業集落の農業の特徴に応じて農業集落を分類するためです。これまでの統計は農業地域を区分して現わしていませんでしたので、農業政策や普及事業の改善、合理化のために、農業の地域区分にしたがって正確な統計が必要なのは「農業集落の決定ならびに調査区設定手引」で詳しく申上げた通りであります。この農業地域区分を行うために、農業集落についてのいろいろの知識を必要としますので、照査票でそれらを調査するのです。

② 今回はセンサスの年ではありますが、費用の関係で $\frac{1}{5}$ の農家しか調査しません。そこで町村にとって最低限必要な町村別統計として、農家数・耕地面積・家畜頭数・農用機械台数などの統計を作成するためであります。

③ 個々の農家の調査ではとらえられない用・排水・共用林野・共用の農用機械をも照査票で調査いたします。

これらの項目は農家の皆さんと深い関係があり、農業生産方の一部として重要な役割をもっております。しかしながら、いまだ正確に統計が作られたことがありません。特に最近土地改良や畜産振興その他の政策のためにその必要が感じられています。照査票でその概要を知り、更に後で行う農業集落調査と相まつて非常に重要な資料となるでありますよう。

(四) この調査は皆さん指導員の方々が責任をもつて行って頂くことになっております。しかし一人で行うことはできませんので、皆さんの町や村で置いていらっしゃる調査員の方々に手伝っていただくことになります。

(ハ) 照査票は戸別票と農業集落概況票の二種よりできています。後者は共用林野、用、排水、土地改良面積など農業集落における農業およびこれと関連する項目をまとめて書くものであります。前者の戸別票は各戸毎に耕地面積をはじめいろいろのことを調査いたします。したがって農業集落概況票は、各農業集落ごとに一枚に書いて頂くたいたです。戸別票はこれに反し、戸数が多くて二つ以上の調査区に分けています場合には、各調査区ごとに、その調査員の方により、調査区別に作っていただくので差支えありません。なお、戸別に記入するからといって、各戸を尋ねて廻る必要は全くなく、調査員の方々の知っておられることで十分であります。

(ニ) 市街地の農家が点在している所で農業集落を決定せず、調査区だけ設定した所へ「農業集落の決定ならびに調査区設定手引」35頁参照）では、戸別票だけ作ればよく、農業集落概況票の方は作る必要はありません。また農家の一戸もない漁村集落については、戸別票も農業集落概況票も作る必要はありません。へ「農業集落決定ならびに調査区設定手引」36頁参照）

なお、照査票の記入はすべてペン又は万年筆で、墨が青のインキを用いて記入して下さい。赤やその他の色インキを用いたり、鉛筆、ボールペンを用いたりしないで下さい。

二 戸別票の記入のしかた

戸別票の各欄には、数字を記入する場合と、○印や◎印を記入する場合とがあります。すなわち、①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、の各欄は、○印や◎印を記入します。これらの欄には薄く網の目を入れ、実数を記入する欄と区別がつくようにしてあります。

この票には農家のみでなく、非農家および準農家も記入していただきます。非農家は、全戸数の $\frac{1}{3}$ 以内のときは全部を記入し、 $\frac{1}{3}$ を越えるときは、「農業集落の決定ならびに調査区設定手引」の44頁に示してある原則に従つて記入して下さい。なお、貸付耕地を有するもの、農業田舎に雇われるもの、いる世帯も洩らさないようにして下さい。

準農家（会社、組合、農場、試験場など世帯でなく農業生産を行っているもの、すなわち昭和25年世界農業センサスにおいて「その他の農業事業体」と呼ばれたもの）については、農家および非農家の世帯主氏名を書いた後に、その名称を記入し、経営耕地面積（①③）、家畜（②④⑤）、農用機械（⑥⑦⑧）の各欄に、わかっているだけの事項を記入して下さい。（わからない欄については記入する必要はありません。）

（イ）世帯主氏名

世帯主氏名を並べる順序は、経営耕地面積の大きさの順序に並べることにしていますが、大体のところで差支えありません。また、書落した世帯があることに気がついた場合は、無理に行向に書きこまないで、後の方へ書いておいて入小るべき場所を矢印で示して下さい。しかし、農家を一戸でも書き洩すことのないように充分注意していただきたいので、世帯主氏名を書き終つたならば、その農家、非農家の数を数え、書き洩らしがあつたかどうかを確かめて下さい。

（ロ）林業 ④⑤⑥ 欄

集落内の多くの人が林業と深い関係のある、いわゆる山村では普通の農業ばかりやっている所と相当に違っています。このような山村を区別し、更に山村の型を分類するために必要な項目であります。

④ 自営製薪炭に従事するもの　ここに○印のつくのは、製炭の場合は自分の山で焼くか他人の山を買つて焼くかを問はず、自分で炭焼きがまを持つて焼くものだけに限ります。人に雇われたり、歩合の契約で焼いたりするものは、この欄に○印をつけず、⑤の林業賃労竹の欄に○印をつけます。また製薪の場合

も自分の山を伐つて造るものと、他人の山の木を買つて製薪するものとに○印をつけます。
 ⑤ 林業賃労働に雇われるもの 次にあげる種類の林業賃労働に雇われるものは、この欄に○印をつけて下さい。

植林、山林の管理、伐木、造材、集運材、製薪炭

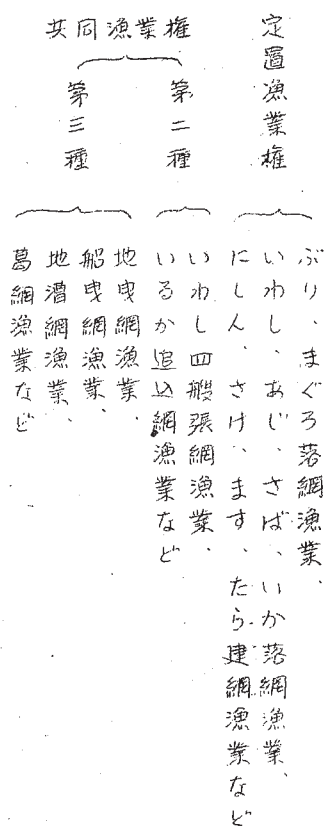
なお、同一の世帯で、④、⑤の両欄に○印がついて差支ありません。

〔ハ〕水産業 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ 欄

これも、前の林業の場合と同様の意味で、漁材の性格を持つている農業集落を区別し、それらが経済的にどのような形で水産業に依存しているかを明にするための項目です。

なお、ここで水産業とは主として海面漁業であつて、内水面漁業は琵琶湖、霞浦、北浦、汝名湖、八郎潟、中海、加茂湖、猿洞湖、風蓮湖、厚岸湖に限定いたします。

ク 漁業権による大型網漁業に従事するもの 漁業権による大型網漁業というのは、漁業法にいう定置漁業権によるすべての定置漁業および共同漁業権第二種、第三種に属する網漁業に限定し、しかも従事者（被傭者を含む）15人以上の規模のものに限ることになります。定置漁業権、共同漁業権の第二種、第三種とはどんなものかといひますと次の通りです。



⑦ ⑦以外の漁業及び浅海養殖業の賃労働者として30日以上従事しているもの 漁業の場合は歩合制が一般的であるため、共同経営と賃労働の区別のつけにくい場合が多いと思いますが、漁網、漁船を持ちよるか、または、それらに対して明らかに持分を有するものの外は、たとえ共同経営と呼ばれていても歩合制は労働の一支払形態と見做し、すべて雇傭関係にあるとみて漁業賃労働者とします。

したがって、例えば、釣具だけ持つて乗り込むイカ釣漁業者は漁業賃労働者とします。

⑩ 通常五人以下の従事者による自営漁業および共同経営漁業に従事するもの、これに属する漁業の種類は多種多様で、一言には尽せませんが、その主なものを例示すれば、採貝、採藻業、小型の定置網漁業および無動力漁船または動力漁船で行う各種の網漁業、釣漁業、延縄漁業などがあります。

〔二〕兼業 ⑫ ⑬ 櫛

その農業集落独特の家内手工業をやっている家の多いところとか、町場になつていて商店が軒を列ねているところとか、給料とりや職工になつて板所、会社などに通つていゝものの多いところとかは、農業が片手間になり易く、普通の農村と異なる事情が多いので、この櫛を設けました。

⑫ 家内手工業を営むもの、水が国の農村には、土地によつて特定の商品の製造を。農家が小人数で手細工で行つてゐる場合が屡々見られます。たとえば、木箱、竹細工、織物、傘、手袋、足袋、ボタンなどを製造してゐるものにさういふことが見られます。多くの場合、このような家内手工業は特定の農業集落に限り相当数の家がやつてゐるものですから、容易に判定されと思ひます。

かような家内手工業においては、原料を買つて製品を売るのが普通ですが、向屋が原料を持つて来て製品を持つて行くというやり方の場合も多く、そういう場合も従事してゐるものに含めます。ただし、内職程度のものは含めません。しかし、よその家で家内手工業をやつてゐるのに雇われて従事している場合は、ここで記号をつけず、その賃労働者に該当するものとして、○印をつけます。

〔木〕農産物販売額 ⑴ ⑵ 榎

⑴ 榎は、農産物販売額についての項目になつています。このような項目を設けたのは、その農業集落が主としてどういう種類の農業を行っているかを判定し、それに従つて農業集落の分類を行うためであります。ですから、農産物販売額といつても、金額を記入していただくわけではなく、販売額が一定以上（五万円とか十万円とか二十万円とか以上）に達する農家に○印や◎印をつけていただけなのです。このように農業集落を分類する目的で調べるのですから、一定額以上の販売額のある農家についての判断は、皆さんの大よその判断でよく、それ程厳密に考えていただく必要もありません。

ところで、⑴ 榎には、農産物販売総額から、畑々の農産物の販売額に至るいろいろな種類の販売額についての項目が含まれていますので、それらの間の関係について述べておきましょう。販売総額というのは、その農家の農産物一切の販売額であり、尚、畜産物の販売額は勿論、主として自家産の原料を用いて行う農産加工品の販売額も含まれます。従つて、⑴ 榎のいずれかに○印や◎印がつけば、当然⑴ 榎に○印がつかないわけになりません。

⑴ 榎は、農産物総販売額から米麦の販売額を除いた金額を考えて○印をつけていただきます。ですから⑴ 榎に○印がつけば、⑴ 榎に○印がついていなければなりません。

⑴ 榎は、統計調査事務所で作つてお渡した別表にかかげてある作物の販売額の合計について考えます。それ等の作物は、どういう性質のものかと言いますと、米、麦、いも、果樹その他永年性の作物（園をなすもの）および高等園芸で栽培された作物を除いた、普通に田、畑に栽培され、比較的収益が高いものです。そのような作物で、あなたの地方で栽培されているものは、別表のうちに含まれている筈です。別表に含まれている作物のうちに、⑴ 榎のいずれかに○の名前が再びあげられている場合に限って、その榎に○印がつけば⑴ 榎に必ず○印がつきます。その他の場合は、⑴ 榎と⑴ 榎の間に何の関係もありません。

(18) (21) (23) の各欄については、個別の農産物の販売額について考えていただければよいわけですから、特に説明する位もないと思います。

三、農業集落概況票の記入のしかた

(一) 共用林野

農業集落概況票におきましてはまず共用林野について記入していただきます。ここで共用林野といいますがそれは普通部落有林または入会地などといわれてゐるものです。一口に共用林野と称するもののなかにもさまざまに利用のしかたのものがあります。すなわち、部落の人達が入会つて草を刈つたり薪を取つたりするものもあり、各個人に割地をして利用したり、用材林の時には各個人の株に応じて収益を分配する形やその収益を部落費にくり入れる形のものもあり、特定のものに貸付けてゐるものもあります（官行造林等はその特殊な形といえます）。またその所有の形態もいろいろな形のものがあり、その成立ちはまことに複雑なのであります。ここでは所有の形態にはかかわりなく農業集落の人達が共同で利用したり収益したりしてゐる林野をすべてとりあげていただきます。ただし、国有地に部分林を設定してゐるものは特に除外して下さい。

また部落内の個人に割地してゐる場合は、共用林野とは考えられないような場合がありますが、土地をはつきり分割所有してゐる場合の外は含めて下さい。

実際の記入のさいは、(イ) 農業集落の人達だけの共用林野と、(ロ) 他の農業集落といつしよの場合と、(ハ) 他の町村にわたる場合と三通りに分けて記入して頂くようになります。二つ以上の農業集落にわたる場合でも各集落毎に割地がされてゐる場合は(イ)に含めて下さい。(ロ)の場合は面積は書く必要がなく、その有無と利用形態を記入していただくだけで結構です。

(3) の共同で放牧する山林は(2)の共用林野の中にもありますし、またそれ以外にもあるわけですから、この兩者を落さず合計して記入して下さい。その時二つ以上の農業集落が関係してゐる場合にはその農業集

落数で面積を算分して記入して下さい。

なお、共用林野を利用する権利はもっていても、実際にはあまり利用していない場合もありますが、このようなものも一応もれなくあげておいて下さい。

〔Ⅱ〕用水、〔Ⅲ〕排水

次にあなたの農業集落の人達が耕作している水田の用・排水関係について書いてもらいます。畑地灌漑については含めません。

ここで用・排水関係について記入してもらいますのは、何といっても我が国の農業は水田農業が中心であり、しかも水田農業においては水の問題が、殆ど死命を制する程重大な意味をもつものですから、その状態を調査しておいて、水利の改善事業計画の基礎資料にするためです。

用水関係についてはあなたの農業集落の人達が利用している用水施設をその大きさにより、(1)相当の規模のもの、すなわち農業集落の共用や少くとも五町歩程度をうるおすもの、(2)個人又は数人だけで使用する程度の小さなもの、(3)天水田、湧水田のように他から水を引かないもの、の三つに分けて書いていただきます。

なお、書いていただくことは、(1)と(2)の場合は、その水源と、その受益面積で、(3)の場合はその面積だけです。

なお、ここで水源というのは用水を何処から取り入れているかというのであって、用排水溝の水をポンプで田に揚水している場合でも、その水が河から取り入れられているものであれば水源は「河川」であり、その水が溜池から取り入れてあれば水源は「溜池」となります。また面積の記入方法ですが、これはあなたの農業集落の人達の水田についての面積ですから他部落や他所村に作出している分も必ず忘れないように記入して下さい。つまり属人主義で面積を書いていたわけです。(以下この項目で記入する面積は属人主義によることに致します。)

(1) 「相当広い範囲にわたって灌漑する用水路」というのは(2)の「個人または数人ぐらいで利用している範囲」程度の小さなものを除いたもつと大きな用水施設のある場合を指します。したがってこの場合の用水施設の大きさとしては数カ町村をうるおす様な大きなものから、小さなものとしては五町歩程度をうるおすものまで含めます。このような用水施設は何々用水とか何々井堰とか呼ばれていることが多いと思いますが、或は別に名称がつけられていないことも少なくないと思います。こうした用水施設を利用しているならば、その施設毎にそれによる農業集落の入達の受益面積を記入し、その水源について該当する欄に印をつけて下さい。

なお「地下水」というのは伏流水や井戸水を利用している場合です。

(2) 「個人または数人ぐらいで利用している範囲の用水」というのは用水施設としてはごく小規模のものを考えているわけです。つまり一人だけで溜池を所有している、それから自分の水田に水を引いている場合とか、或は二、三人とか五、六人で共同してポンプ揚水を行っている場合です。それについて水源別(河川、溜池、溪流、湧水、井戸の別)に区分して水源別に、その件数と受益面積の合計を書いて下さい。水源のうち、溪流というのは極めて小さい谷間の流れ水をいいます。

なお特別に用水路を設けてなく、溪流から直接水田に水を引いている場合も「溪流」の欄に計上して下さい。

(IV) 土地改良

ここで土地改良の事項について書いていただくのはⅡ・Ⅲで水利関係の事情を書いていただいたのと同様に、土地改良事業が食糧の増産に大きな関係がありますので、その実施状況を調べ、改良事業計画立案の基礎資料とするためです。

(V) 共用の農用機械ならびに施設

動力用の大農具は数入の共有、或は生産組合所有などとなっていることが多いのですが、こうした共同

所有の場合、個々の農家ではその台数を尋ねにくいので、ここで記入していただくわけでは。

記入についての注意事項をのべますと、まず共有のしかたを二つに分けて考えます。一つは二戸以上の農家がより合つて農機具を共同購入した場合です。いま一つは部落実行組合とかあるいは機械利用組合とかつまり何等かの団体で購入し、それをその団体に加入している各農家が利用している場合です。

前者の場合あなたの農業集落の何戸かと隣の農業集落の何戸かとが共有しているときもありますが、このときは常時保管している農業集落の方に計上して下さい。又後者の場合もあなたの農業集落の部落実行組合と隣の農業集落の部落実行組合とが共有していることもありませんが、このときも常時保管している方の農業集落へ計上して下さい。ただし、町村役場とか、町村の農業協同組合などで所有している機械を、あなたの農業集落の部落実行組合で保管していたり又必要な時借りてきて使用している場合へ動力噴霧機にこのような例がよく見られます。はここに含めないことにします。

〔Ⅶ〕 漁業権

ここでは戸別票⑦欄の大型網漁業の漁業権だけについて書いていただくのですが、これは戸別票の水産業に属する各項目と相まつて、所謂漁村といわれるものについて、どんな形で水産業に従事しているかによつて分類するためであります。

まず定置漁業権、共同漁業権の第二種、第三種についてその有無を記入し、上記の漁業権のあるものについては網の種類名や統数などを記入していただきます。

最初の「網の種類」欄には「いわし落網漁業権」とか「地曳網漁業権」とか記入していただきます。一つの欄に二つ以上記入される場合も勿論あるわけでは。

次の「一統当り従事者15人以上のもの有無」の欄は、共同漁業権による網漁業について、この照査票では従事者15人以上の規模の場合だけ「大型網漁業」と見做すことにしていますので、戸別票の⑦欄、共同漁業権がやういふ場合に該当するかどうかを明かにする項目です。従つて共同漁業権についてだけ○

印をつけることになっています。共同漁業権による大型網漁業が二統以上ある場合、どれが一統でも従業者15人以上のものがあれば、この欄に○印をつけます。

最後の「この集落内に網元の有無」の欄も、どれが一統の網元でもその集落にいたれば、○印をつけます。

(四) 南拓農業集落

この項目を設けた理由は、特殊な農業事情の下にあり戦後主として入植した南拓農業集落を区別したためと、入植後農業経営がどれだけ進展したか戦後南拓の実績を反省すると共に、今後の南拓政策の指針としたためであります。

(3) の水田計画により出来た水田、というのは、入植時の計画にもとづいて造成された水田のことで、個人で造成した水田は含みませんが、計画通り造成されていなくとも、幾らかでも水田が出来上つていればここに記入します。また「出来上つていなく」という意味は、用水を引き得る状態にあり、田の形態をなしていれば「出来上つていなく」と見做すことにします。

四 その他

上記の各項目のほか、ここではその他農業集落の特徴を示すものとして、(1) 牛馬の生産、肥育地帯に該当の有無、(2) 裏作率、(3) 特殊な畑作形態の有無を記入していただきますが、これらは何れも農業集落を各種の型に分類するためのものであります。

(1) 畜産 牛馬の生産、育成、肥育地帯とは、生産や育成、肥育を行っている農家が比較的多に農業集落で、俗に村の人が生産地帯、育成地帯、肥育地帯だといっているところをそれとすればよいわけですが、具体的にいます。

(4) 役肉用牛の生産地帯とは、登録牛や、俗に中国地方で養牛と呼ばれる血統のよい牛のような優良な成牝牛、成牝牛がいて、優良な仔を生産する有名な地帯をいい、このような優良牛の生産地帯では放牧、

採草用に古くから共用林野が利用され、毎年仔を生ませる農家が多いのです。

(四) 馬の生産地帯とは役肉用牛の場合と同様に比較的血統のよい成牝馬、成牡馬がいて、優良な駒を生産する農業集落をいいます。

(五) 役肉用牛の育成、肥育地帯とは育成と肥育が両方とも行われているところも、また片方だけやっているところもいいます。

ここで育成とはいろいろな型がありますが、たとえば生後五、六カ月の牝を購入し、生後一年半から二年の若牝牛に仕立てて販売したり、あるいは生後一年位の仔を購入して五カ月から一年育成して販売したり、あるいは種牝牛の育成のように比較的長期の育成をして販売するようなことです。

また肥育には二つの型があります。即ち四、五才の未經産牛へお産をさせない牛の長期肥育と、素牛（老廃牛など）を一カ月から一〇〇日程程度の肥育を行って販売する短期肥育とです。

(六) 馬の育成地帯と牛の育成地帯と同様に、放牧、採草地を利用して生後五カ月から一年の駒を購入し、一年から二年位育成する農業集落をいいます。

以上のようにいずれも生産地帯、育成、肥育地帯についてそれぞれ小該当が小さく、✓印をつけてください。

ところによつて牛と馬の生産地帯が重つているところが小さく、エツとも✓印をつけてください。

(2) では水田における裏作面積の割合を書いていただきますが、ここでいう裏作面積とは実際に裏作された面積のことで、裏作可能面積のことではありません。

(3) の一般に雑穀を多く作る畑地とか、あるいは利用度が高い畑地、というのは山間部や寒冷地に多く、その反当収益が少く、他の農村と異なる事情にあるため、そのような農業集落を分けるために設けた調査項目です。

夏作に雑穀を作る畑の頃の雑穀の範囲は、豆類を除く、禾本科の雑穀です。ただし「あや」は除きます。

四 審査 集計 提出

(1) 照査票の記入を終ったならば、記入漏れや記入誤りがないかどうかを確かめて下さい。たとえば⑬米・麦販売額十万円以上の欄に○印がついていて、⑭農産物販売総額五十万円以上の欄に○印がついていないというような矛盾はないかどうかとことや、⑮自営製新炭を行うもの、あるいは⑯林業賃労に雇われるものの欄に○印がついていて⑰欄に○印がついていないというような誤りはないかどうかを確かめます。そして照査票の記入に誤りがないことを確かめ、合計欄を記入した上で指導員に提出して下さい。合計欄の記入は、数字の記入してある欄は数字の合計を、○印や◎印の記入してある欄はその数を記入します。

(2) 指導員は照査票の提出を受けたならば、記入の内容をらびに集計を詳細に審査して下さい。そして不審な点や、明かに誤りと思われるような点がありましたら、調査員に問い合せ、訂正すべき点は訂正していただきます。

(3) 指導員は照査票の審査を終ったならば、別紙様式第五号に従って農家数、耕地面積、家畜頭数、農用機械の台数の各項目について市区町村段階の集計を行い、集計結果および照査票を十月末日迄に統計調査事務所出張所に提出して下さい。

臨時農業基本調查

第一次市區町村別結果表

(特別票より無計)

昭和29年10月

市 区 郡 支 郡 町 村 名

黑龙江省

臨邑縣志

昭和29年 日現在

省 林 農

(他市町に発生する世帯については、元の市町村名を欄外に記入してください)

[illegible]

(農業集落概況票)

昭和29年 月 日現在

都道
府県名郡支
庁名市区
町村名農 業
集 落 名

〔I〕 共 用 林 野

- (1) あなたの農業集落は国有地に部分林を設定してありますか
 いる() ない()

- (2) (1)の国有地の部分林を除いてあなたの農業集落の人達がいっしょに利用したり収益をあげたりしている共用林野がありますか
 (注意1) 共用林野の中には、実際に農業集落の人達が入会って草を刈ったり、薪をとったりして利用していなくても、その林野からあがる収益の分配を受ける権利を農業集落の人達もっていたり、部落費にくり入れることになっていたりしているものも含めます。また、個人別に割地して利用していても、その土地の所有権を分割しているのではない限り含めます。
 ある() ない()

↓

あれば、次の(イ)(ロ)(ハ)に分けて書いてください

- (イ) あなたの農業集落の人達だけの共用林野がありますか

- (注意2) 他の農業集落といっしょの共用林野でも、あなたの農業集落の分が割地されて決まっている場合もこの項に含めます。
 ある() ない()

↓

あれば用途別に次の表にその合計面積を記入してください(面積は土地台帳によってください)

用材林		薪炭林		採草地		放牧地		その他		計	
町	反	町	反	町	反	町	反	町	反	町	反

- (ロ) あなたの農業集落の人達だけでなく他の農業集落といっしょの共用林野がありますか

(注意3) 注意2に該当するものはここでは除きます。

ある() ない()

↓

あれば次の表に用途別および山別にその関係している農業集落数とその面積を記入してください(面積は土地台帳の全体の面積を書いて下さい)

用材林		薪炭林		採草地		放牧地		その他	
関係集落数	面積	関係集落数	面積	関係集落数	面積	関係集落数	面積	関係集落数	面積
	町 反		町 反		町 反		町 反		町 反

(ハ) 他の所村といつしよの共用林野がありますか

ある() ない()

よ

あれば次のしれにあたるか✓印をつけてください

牛馬の育成肥育(Ⅳの(1)の(ロ)と(ニ)より)	養蚕(ア別票の(2)より)	共用林野の有無(Ⅰの(ロ)より)	貸付労働者(ア別票の(2)より)	事務・技術職員・教員(ア別票の(3)より)	家内手工業(ア別票の(2)より)	は以外の工業および店をかまえた商業・サービス業(ア別票(3)より)	同拓判定欄(Ⅳより)
(リ)	(ル)	(る)	(る)	(わ)	(か)	(よ)	(た)
牛	★	%	★	%	★	%	★
馬							

BOOK

決定 (ア)	農業の規模(ア別票の(2)より)をつける (ク)	平地農村・山村判定欄						総合判定 (ア)
		穀作1		商業的農業2		兼業5	自給4	
		ア別票の(3)より (ヤ)	第三次(14)と(15)より (マ)	ア別票の(1)より (ケ)	ア別票の(2)(3)より (コ)	ア別票の(4)より (ク)	ア別票の(5)より (セ)	
	普通零細	★ (60%)以上		★ (60%)以上	★	★ (40%)以上	★ (40%)未満	

用材林 薪炭林 採草地 放牧地 その他
() () () () ()

(3) あなたの農業集落の人達が共同で利用している放牧する山林がありますか

(注意4) (2)の共用林野以外にこの項に該当する放牧する山林がある場合もこれに含めてください

ある() ない()

↓

あればその面積(もし、他の農業集落といっしょに利用している場合にはその両原農業集落数で等分した面積)も書いてください

町 区

[II] 用 水

あなたの農業集落の人達が耕作している水田(出作している分も含めます)の用水についてその施設の大きいものから小さいものの順にうかがいますが

(1) 部落の範囲または5町程度以上の範囲にわたって灌漑する用水

(※) この欄は記入する必要はありません

Ⅰ判定欄 (Ⅳの(3) の(4)より (1))	N判定欄 (Ⅳの(3) の(10)より (3))	水田率 (戸別票の②より (12))	一毛田率 (Ⅳの(2)より (11))	(は)×(に) (L, Nの 場合は 不要 (13))	戸別票の ②による 修正 (へ)	決 定 (と)	牛、馬の生産 (Ⅳの(1) の(11)(12)より (ち)
L	N	%	割	%	0 1 2		牛 馬

山 村 判 定 欄

漁 村 判 定 欄

戸別票の ②の比率 a (14)	戸別票の ④の比率 b (15)	戸別票の ⑥の比率 (16)	決 定 (17)	戸別票の ⑦の比率 a (18)	戸別票の ⑧の比率 b (19)	戸別票の ⑨の比率 c (20)	戸別票の ⑩の比率 d (21)	戸別票の ⑪の比率 (22)	Ⅵより (10)
* %	* %	%		* %	* %	* %	* %	* %	%

路施設を利用していますか

いる () ない ()

↓

いれば用水の水源の種類別にあなたの農業集落の人達がそれぞれから水をかけている面積（受益面積）を書いてください

水源 の種類別	受益面積		農業集落の人達の受益面積 (用水ごとに、個別に記入する)						受益面積 合計	
			町		反		町		反	
河川 湖沼										
溜池										
地下水 (伏流水)										

(2) (1)のほか個人または数人ぐらゐで利用している範囲の用水がありますか

ある () ない ()

↓

あれば用水の水源の種類別にあなたの農業集落の人達がそれぞれから水をかけている面積（受益面積）を書いてください

(最後の受益面積合計と件数だけ)
でも差支えありません

水源 の種類別	受益面積 件数		農業集落の人達の受益面積計算欄						受益面積 合計		件数
			町		反		町		反		件
河川 湖沼											
溜池											
溪流											
湧水											
井戸											

(3) 以上のほか天水田、湧水田がありますか

ある () ない ()

あればその面積を書いてください

町 反

(Ⅲ) 排水

あなたの農業集落の人達が耕作している水田（出作している分も含めます）のうちでポンプによって排水しているものがありますか（そのポンプはあなたの農業集落の地籍内に据えつけてなくともかまいません。また用排水兼用のものも含めます）

ある（ ） ない（ ）

↓

あればその面積（受益面積）を書いてください

町 区

(Ⅳ) 土地改良

あなたの農業集落の人達の利地（出作している分も含めます）について過去に行われた土地改良事業について書いてください

- (1) 耕地整理した耕地がありますか（区画整理しただけのものは除きます）

ある（ ） ない（ ）

↓

あればその面積を書いてください

田 町 区 畑 町 区

- (2) 暗渠排水も行った田がありますか（現在その効果があるものについてだけ）

ある（ ） ない（ ）

↓

あればその面積を書いてください

町 区

- (3) 昭和24年以降、村や部落などの団体の計画によって交換分合を行った耕地がありますか（耕地整理と同時に行ったものは除きます）

ある（ ） ない（ ）

↓

あればその面積を書いてください

田 町 区 畑 町 区

- (4) 昭和24年以降客土した田がありますか（秋落防止のためのものも含めます）

ある() ない()

↓

あればその面積を書いてください 町 区

(V) 共用農用機械、施設

あなたの農業集落のく達が共同で使っている農用機械や施設について書いてください

- (1) 次にあげる種類の共同の農用機械の台数を数えくらの範囲で共有しているものと、実行組合や隣組などの組織で共有しているものとに分けて書いてください

(注意5) 農業集落をこえる範囲で共有している場合は、その農用機械が常時あなたの農業集落内で保管しているものだけを書いてください。また役場や町村の農協などのものもあずかっているものは除いてください。

機 械 の 種 類 共 有 の 形 態	モーター		農 用 機 械		動 (ハ ン ド ト ラ ク タ ー も 含 む) 動 機	動 力 カ ル タ ー ベ ー タ ー	動 力 カ 噴 霧 機	動 力 カ 撒 粉 機	動 力 揚 水 ポン プ	動 力 脱 穀 機	動 力 籾 搗 機	動 力 精 米 機	動 力 精 麦 機	オ ー ト モ ト ー ト ラ ク 三 輪 車	ト ラ ク
	3 馬 力 未 滿	3 馬 力 以 上	3 馬 力 未 滿	3 馬 力 以 上	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
数えくらの範囲で共有															
部落・組合などの組織で共有															

- (2) あなたの農業集落には共同作業場がありますか(共同集会所などを例年作業場に兼用しているものも含めてください)

ある() ない()

(VI) 漁業権

あなたの農業集落の属する漁業協同組合地区で次のような網漁業が行われていますか

いる() いない()

漁業権の種類	網の種類	総数	一網当り従事者 15人以上のものが あれば"○印を つけてください	この集落内に網 元がいれば"○印 をつけてください
定置漁業権 〔ぶり、まぐろ、あ じ、いわし、い な、さけ、ます、 など〕				
共同漁業権 第二種 〔いわし、四艘張 網漁業、い な、さけ、など〕				
第三種 〔地曳網漁業、 船曳網漁業、 地曳網漁業、 など〕				

〔Ⅶ〕 開拓農業集落

あなたの農業集落は戦後主として入植してできたものですか

はい () いいえ ()

↓

そうであれば下記の該当欄に"○印"をつけてください

- (1) 入植した時期は { 昭和26年9月以前 ()
昭和26年10月以降 () }

- (2) 入植した当時の土地の状況は

干拓地 { 海面の ()
池沼の ()
林 野 ()
旧軍用地 { かつて耕地でなかったもの ()
かつて耕地であったもの ()

- (3) 入植当時開田の計画がありましたか

あった () なかった ()

↓

あったならば現在その計画によってできた水田がありますか
(個人で開田したものは除きます)

ある () ない ()

Ⅳ その他

(1) あなたの農業集落は牛馬の生産、育成・肥育地帯ですか (該当するものにV印をつけてください)

(イ) 役肉用牛の生産地帯 ()

(ロ) 役肉用牛の育成・肥育地帯 ()

(ハ) 馬の生産地帯 ()

(ニ) 馬の育成地帯 ()

(2) あなたの農業集落の入込の水田の何割が裏作されていますか (緑肥および青刈作物は除きます)

裏作されている水田の割合 _____ 割

(それ以外の割合 _____ 割)

(3) あなたの農業集落の入込の耕作している畑のかなりの部分 (3割以上) に

(イ) 夏作にとうもろこし、そば、ひえ、きび、もろこしなどの雑穀を作っていますか

いる () ない ()

(ロ) 二年三作を行うかまたは冬作のできないような特に利用度の低い畑がありますか (3割以上)

ある () ない ()

指導員
氏 名

印

記入者
氏 名

印

照査票の整理のし方

一 はじめに

従来の調査では郡、府、県、郡、市町村の行政単位ごとに調査し集計しています。しかし県や郡の中は必ずしも農業経営の面からみて一様ではなく、たとえば水田単作地帯と山間地帯とは著しく事情が違い、これらの地帯別に結果を数しいと厚々要求されます。また、従来の統計では経営耕地面積や農用地面積の規模で農家階層を表わしてきました。しかし、山間地帯・水田一毛作地帯・平地の二毛作地帯では耕地一反歩のゆきが異なり、同じ一町の耕地を経営する農家がいつも同一の階層に属するとはいえないものがあります。そこで農業経営の形態その他により、正確な地域区分を行う必要が生じます。

農業地域区分を市町村別に行うのでは概略しか分けられず、農業集落ごとに行わねば正確さを期待できないことは既に「農業集落の決定ならびに調査区設定手引」で詳しく述べた通りであります。農業集落ごとにそれが、いかなる性格の農業集落であるかを決定するために、照査票で予備調査を行ったのです。もっとも照査票はその他の目的をもねらつており、それらの点については「照査票の作り方」を参照して下さい。

照査票を集計し、十分に整理し、次に行う農家調査および農業集落調査の結果と合せて見ますと、農業の現段階の理解にとって、また農業政策のために、幾多の重要な資料がえられる筈であり、非常に大切なことでもあります。米作の立場から、あるいは畜産の立場から等々、農業の部門別にもこれまでにない資料がえられるでしょう。しかし、照査票の全面的な整理方法の説明は後にし、ここでは農業集落の階層を定め、特定の型の農業集落の数をかぞえるなど、当面必要なことに限ることにします。

二 農業集落階層の符号

農業地域区分または農業集落の階層分けを行うといっても、全国一律に行うことはできません。新潟県

では水田一毛作の農業集落は多いが、広島県では平地の農業集落は極めて少なく、青森県ではりんごが向
題となるでしょうが、群馬県では特に養蚕が注目されよう。全国に適用するような分割方法を作れば
階層の数は非常に大きなものとなります。しかるに抽出調査を行い、多項目の集計を必要とするので、集
計方法はできるだけ単純なものでなければならず、余りに小さな階層を作れば、全体としてかえって不正
確となる恐れがないではありません。

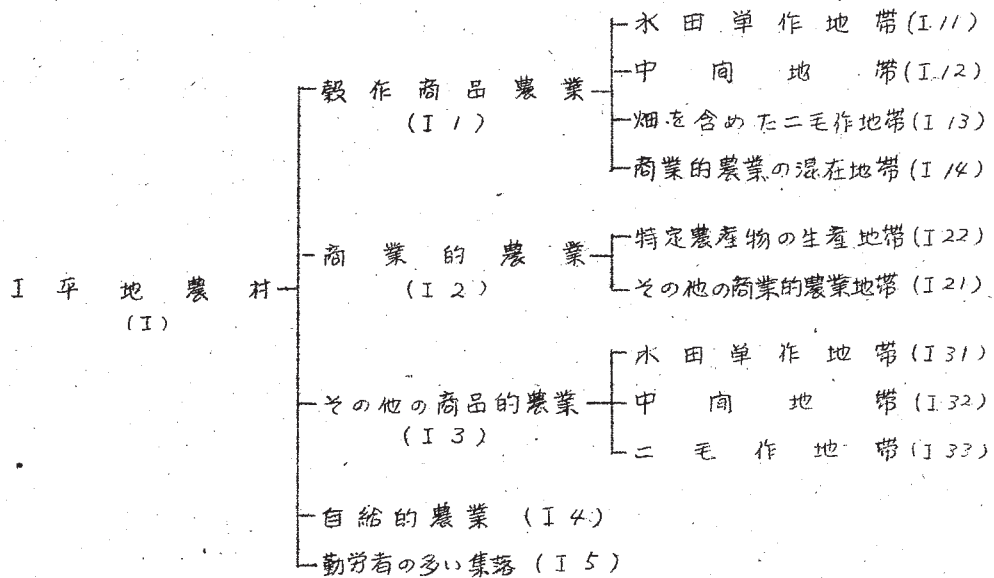
そこで一応、全国一律の基準に従って細分し、先ず農業集落に階層区分の符号を打っておきます。その
後、各都府県の実情に応じて、これらを合併して、適当な大きさの階層をつくることにします。

そこで、区分のしかたをどのようにするかから述べましょう。細かに分割したものは次の通りです。

第1次階層

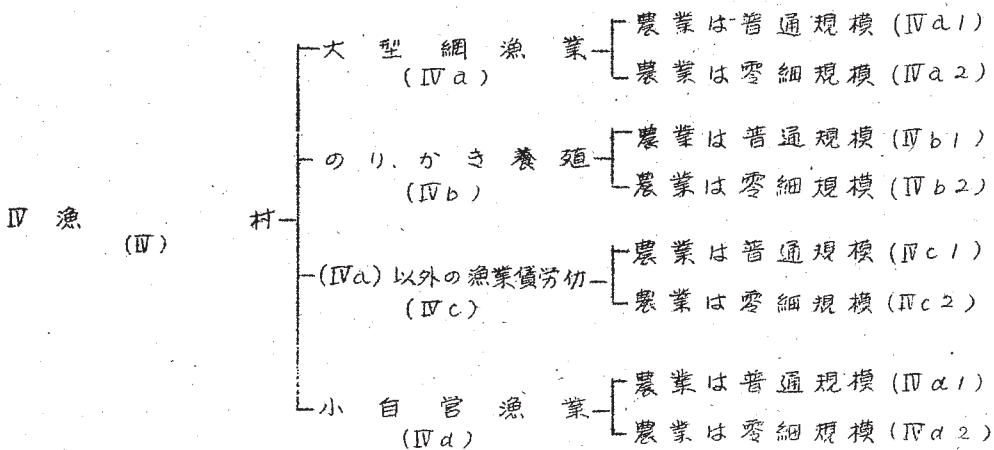
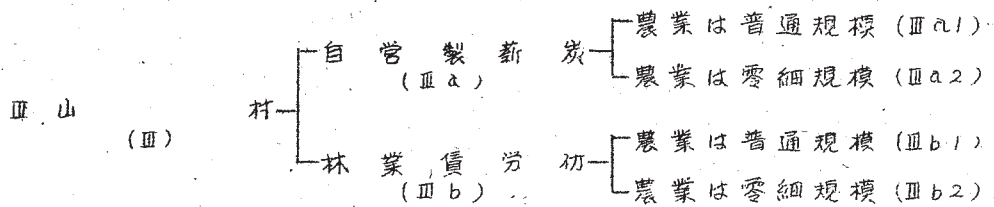
第2次階層

第3次階層



II 農山村 (II)

村 [平地農村に同じ]



V 開拓集落 (V)

VI 都市における農家点在地 (VI)

なお括弧内は階層の符号です。

三 第一次階層

これらを用いてどのように定義するかを述べましょう。

開拓集落 主として終戦後の入植開墾（千拓）農家よりなる農業集落。

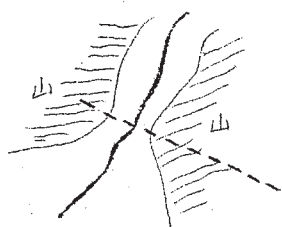
漁村 自営漁業、漁業賃労働または両方に出る戸数が全農家数の40%以上の農業集落。

山村 製薪炭、林業賃労働または両方に出る戸数が全農家数の40%以上の農業集落。

以上は照査票で判定します。したがってその細かな定義は「照査票の作り方」を参照してください。

農山村 農業集落の構成員である農家が自営製薪炭、林業賃労働、山林収入に依存する比率が低いから、少ない農業集落でも、山が近くにあり、山に囲まれている所では多くの場合、間接にはある程度山の影響を受けています。

上の三地域は照査票より決定していきませんが、この地域は照査票によらず、地図によって決定します。



すなわち(i)平地から山間部に入るとき、図のようなくびれている所を界として農山村と平地の農村とを分離します。(ii)これで判定のできない山麓傾斜地は農山村に含めません。(iii)通常の大きさの一ヶ町村、耕地面積およそ六〇〇町程度以上の盆地は農山村には含めません。(iv)海岸における三角形の小平地は約二〇〇町以上の面積以上、海岸に沿って帯状にある平地は巾約一キロ以上の場合、農山村の範囲から除外します。

このようにして農山村の範囲を画定し、この範囲内にある農業集落の中で、開拓、漁村、山村となるものを除いた残りが農山村の農業集落です。

都市における農家点在地、農業集落の決定に際し、例外として「ほとんど市街地化されていて、その中にごく少数の農家が存在している地帯」へ農業集落の決定ならびに調査区設定手引、35頁については集落の決定を行わず、単に技術的の必要から調査区を設けました。このような調査区を以って一つの階層を作

ります。

平地の農村 以上の残りの農業集落を以つて一つの地域とします。以上の階層が重複することもあります。たとえば、上記の定義によれば漁村ともなり、山村となることもあります。このような場合この節を述べた順へ二節の表とは違います。一に上位優先とします。したがって山村であり、漁村であれば漁村とします。

四 平地農村および農山村の第二次および第三次階層

平地農村および農山村は

穀作商品農業 (1)

商業的農業 (2)

その他の商品の農業 (3)

自給的農業 (4)

勤労者の多い集落 (5)

に五分割します。その定義は

(1) 穀作商品農業 米麦の販売金額一〇万円以上の農家の比率六〇%以上の農業集落。こゝらを更に細分して、

(i) 商業的農業の混在地帯 (14) 米麦以外の農産物販売金額五万円以上の農家比率四〇%以上のもの

(ii) 水田単作地帯 (11) 農業集落の一毛作田比率と水田率との積が七〇%以上のもの

(iii) 中間地帯 (12) 同上比率三〇%以上七〇%未満のもの

(iv) 畑を含めた二毛作地帯 (13) 同上比率が三〇%未満のもの

畑の比率が大きくて穀作商品農業に入る所では、畑の収益力が高く、二毛作田と区別する必要がないからです。

(四) 商業的農業 果樹、やさい、工業用作物、花、園芸作物、探種、育苗、酪農、豚、鶏、養蚕など商業的農産物の販売金額五万円以上の農家が六〇%以上の比率を占める農業集落、これを更に分けて

(i) 特定農産物の生産地帯 (22) (23) 県で特に重要な作物、養蚕を選び、統計調査部長の許可をえて、

争務所長が指定します。指定作物一種類、または二種類のみで販売金額五万円以上の農家が六〇%以上となるもの、その種類により、りんご地帯、養蚕地帯などによぶことにします。

(iii) その他の商業的農業地帯 (21) (i) を除いた残り

(iv) 勤労者の多い集落 俸給生活者、賃労働者、あるいは日雇労働者（年間一〇〇日以上）が四〇%以上の農業集落

(v) 自給的農業 農産物全部の総販売金額五万円以上の農家が四〇%未満の農業集落

(vi) その他の商品的農業 上の(i)から(ii)までを除いた残りの農業集落、この細分は(i)の穀作商品農業に準じて行います。

上の二つ以上に該当する場合は、この節で記した順に上位のものを優先させます。

五 山村および漁村における第二次および第三次階層

山村および漁村における第二次以下の階層は、平地農村および農山村と少し原則が違います。山村又は漁村における農家の山または漁業のあり方と、農業の役割とを分類しようとするものです。そこで山村では自営製薪炭を主とする地帯と林業賃労働を主とする地帯にわけます。

自営製薪炭と林業賃労働がどちらも四〇%をこえる場合には、自営製薪炭をとります。どちらかが四〇%をこえ、他方が四〇%未満ならば、四〇%をこえている方をとります。どちらも四〇%をこえていない場合は、多い方をとります。

漁村の大型網漁業とは、地曳、大型定置など定置漁業権および従業者数一五人以上の共同漁業権第二、第三種に属する網漁業に従事（雇傭を含む）するもの（⑦補に〇がつくもの）が多く、かつ、その集落に

属する漁業協同組合に上記の網漁業が存在する集落です。

のり・かき、養殖漁業およびその他の漁業賃労付者の多い地帯は文字通り、のりおよびかき養殖に従事するものが多い所、および漁業権による大型網漁業以外の漁業賃労付者の多いところ です。自営漁業者の多い地帯も同様です。

これらの4種(⑦)(⑧)(⑨)(⑩)捕の比率の中で一つ以上が40%以上であれば、その中より大型網漁業、のり・かき養殖、その他の漁業賃労付、自営漁業の順に優先させます。もし何れも40%未満であれば、最も率の高いものと定めます。たとえば、ある農業集落で大型網四七%、のり・かき〇%、その他の漁業賃労付六三%、自営漁業一八%であり、その農業集落に大型定置網があれば、比率は第二位でも大型網漁業と決定します。

これらを更に農業の規模により普通の規模と零細規模とに分けます。零細規模とは集落の農家の大半の食糧の自給にも足りない程度程度の農業規模を目ざしています。具体的には次節のA・B・C型によつて異なり、その集落の一戸当り平均耕地面積がA・L・N型では六反未満、B型では五反未満、C・D型では三反未満のものと定めます。これ以上を普通の規模とします。

六、農家階層の準備としての地域分類

次に照査要農業集落概況票の(イ)(ロ)の符号付けの方法を述べます。前にも述べましたように耕地一反歩のゆきは所により違つています。一毛作田と二毛作田とで、またやさいなど反当収益の高い作物を作るのと米麦、いも類のみを作っているのでは違つています。したがつて耕地面積規模のみで全国一律に階層をきめることはできません。その他、乳用牛を飼養するとか果樹園を経営することにより、経営耕地面積で示される以上の規模の経営を行っている者もあります。しかし、このような畜産、温室、果樹園など資本を要する農業は個々の農家別に考えることにして、ここでは普通程度の耕地のゆきを中心にして考えることにします。

(i) 畑で生産力の低いところ・平地の農村ではあまり問題となりませんが、山間部の地方の低いところや、寒高冷地は相当に問題となりましょう。そこで照査票の農業集落概況票の欄(3)で、二年三作又は冬作のできない畑の多い農業集落はNとし、Nとならず雑穀の多い集落をLとします。

(ii) L・Nと定めた農業集落を除きまして

一毛田率×水田率

を計算します。この比率を三〇%未満、三〇%以上七〇%未満、七〇%以上に三分し、先ず仮に

A 型

B 型

C 型

七〇%以上

三〇%以上七〇%

三〇%未満

と定めます。

(iii) 次に戸別票②欄の○のついでに農家を眺めてください。戸別票に記入した順序は、ほぼ経営耕地面積の大きさの順に並んでいる筈です。上の仮に定めた型で、A型の場合なら一町、B型では七〜八反、C型では六反程度から上に○がついているかどうかを見ます。(1) ○のついでに農家がないか(2) ついていても相当大きな所へA型で一町二反〜一町三反、B型で一町前後、C型で七〜八反以上へから上に○がついていないか(3) 問題の限界より上で○のついでに農家の比率が少ないへたとえばA型で一町、B型で七〜八反、C型で六反以上の農家に六〇%以下しか○がついていない場合、(ii)のA・B・Cを本決定とします。

これ以外の場合には、たとえばA型で一町以上の大部分に○がついている場合に一段づつずらして型を定めます。すなわち(ii)でAと仮にした場合にはBと決定し、(ii)で仮にCと決定した場合にはBと決定します。もし○でなく◎が上の場合と同じようについでに小は二段ずらします。

これは相当面倒ですが、農家の階層決定のために非常に重要な仕事ですから、よく理解して間違えないようにしてください。

このような型を決める目的は次の通りです。家畜、果樹園、温室などがなければ、耕地面積の大きさで農家の階層を切りうるように、耕地の収益力をほぼ同じになるようにするためです。A型よりB型、それよりC型、D型の方が一歩の平均収益力が高くなるようにねらっているのです。

(例1)

B 型

農家番号	経営耕地面積	農産物販売額 ⁽²⁾ (5万円以上○印) (20万円以上◎印)
	畝	
1	238	○
2	235	○
3	230	○
4	224	○
5	210	○
6	204	
7	202	
8	200	○
9	193	
10	187	
11	170	○
12	156	
13	154	
14	153	○
15	153	
16	123	
17	120	
18	102	
19	95	
20	93	
21	85	
22	84	
23	74	
24	60	
25	49	
26	47	
27	44	
28	43	
計	3928	8ア

(例1)の説明

ここは農家戸数が28戸で、総経営耕地面積は39町2反8畝。

そのうち田は 33 町 6 反 4 畝、畑は 5 町 6 反 4 畝です。

水田率は 86%、一毛田率は 5 割、すなわち 0.5 です。水田率に一毛作率を乗じたものは $86 \times 0.5 = 43\%$ になりますので、かりに B 型としておきます。

次にこれを検討するために戸別票 20 欄をみますと耕地面積 1 町 5 反 3 畝から上の方のところどころ O 印があつて、さらに 2 町 1 反から上の方は O 印がつづいてつけられています。

この O 印がもっと下 (7~8 反) ままでついていれば、B 型を修正する必要が生じます。

しかしこの場合、1 町の近くには O 印がついていないので元のまま B 型と決定します。

(例 2)

A型をB型と決定

農家番号	経営耕地面積	農産物販売額 20 (5万円以上○印) (20万円以上◎印)
1	225 ^設	◎
2	220	◎
3	220	◎
4	211	◎
5	207	○
6	206	◎
7	199	○
8	193	○
9	177	○
10	170	○
11	167	
12	165	○
13	164	○
14	164	
15	160	○
16	156	○
17	150	○
18	149	
19	148	○
20	146	
21	134	○
22	130	○
23	130	
24	130	○
25	126	○
26	122	○
27	117	○
28	110	○
29	102	
30	98	
31	85	
32	64	
33	61	
34	60	
計	5088	237

B118

(例2) の説明

ここは農家戸数が34戸で、総経営耕地面積は50町8反8畝、そのうち田は36町3反、畑は14町5反8畝のところでは。

水田率は72%、一毛作率は10割、したがって水田率に一毛作率を乗じたものは72%になりますので一応A型とします。

次に戸別票の㊤欄をみますと、上層に○印が入っており、また○印は上層から1町層のところまでのびています。このように1町層まで○印がありますので、最初A型と仮定しましたが、一応おとしてB型と決定します。

(注意) 1つの農業集落に2つ以上に調査区がある場合には、2枚以上の戸別票の㊤欄を見渡すのは一寸面倒です。このようなときには、A型ならば1町、B型なら7~8反、C型ならば6反の所に線を入れ、㊤欄で紙を折り、線が重なるようにして、数枚一緒に眺めれば同じようにできます。

七 符号付けのしかた

調査票農業集落概況票に多くの符号記入欄があります。この記入方法を説明しましょう。

(め) (も) (ゆ) (ゆ) (よ) 等々×印のある欄に先ず戸別票より比率を転記します。

次に概況票より、(い) (ろ) (に) (ち) (り) 等○印のある欄を記入します。

たとえば、(い) (ろ) (に) (ち) (り) 等は、(い) または (ろ) (ち) (り) で、
たときには○を、(ち) (り) は牛、馬を○で囲みます。(ろ) は共用林野のあるとき、(ろ) は定置または一五人以上

の共同漁業権による網漁業があれば○をつけます。

戸別票の耕地面積計より水田率を計算し、(は)に記入し、へし、Nの場合を除き(は)×(に)を計算して(ほ)に記入します。次に戸別表の(こ)欄を眺めて(へ)六節参照)、(い)に修正の必要のなし、一段の修正、二段修正に従い、0、1、2、と記入し、(と)に修正後の符号A、B、C、D、EまたはL、Nを記入します。

山村決定欄(ゆ)では(ゆ)が40%以上ならばⅢ_a (ゆ)が40%未満で(ぞ)が40%以上ならばⅢ_bとし、(つ)が40%以上で(れ) (ぞ)共に40%未満ならばその大きな方によります。

漁村決定欄(あ)では、(な)が40%以上で(の)に○があればⅣ_a しかる場合に(ら) (ほ) (う)のうち最初に40%をこすものによりⅣ_b、Ⅳ_c、Ⅳ_dを記入します。これらの何れでもなく(ろ)が40%以上の場合には、(な) (う)の中で比率の最も大きなものによります。ただし(ろ)が最大でも(の)に○がなければ、これを除いて最大のものをとります。

山村または漁村と決定されれば、(く)欄の農業の規模を決定します。戸別票の耕地計より平均耕地面積を算出し、(と)欄でA、L、N型ならばそれが六反、B型五反、C、D型三反未満ならば零細に、それ以外の規模以上ならば普通に○をつけ、最後の(あ)欄に最後の記号、たとえばⅢ_{a1}、Ⅳ_{b2}などと記入します。

あらかじめ地図による区画に従い、農山村である場合には農山村を○で囲んでおきます。山村・漁村・開拓集落でなければ、平地農村・農山村判定欄を埋めます。先ず(や)欄が60%以上のとき、右隣の(け)欄が

例 戸別票の一部

林 業		
自新 営炭 製④	林業賃 労初 に30日 以上⑤	林業 いずれ か⑥ の⑥

農 産 物 販 売				
販 売 総 額⑦	5 万 円⑧	米 販 売 の⑨	農 産 物 米 麦 以 外 の⑩	手 続 指 定 所 長⑪

例1) 合計
比率

16	10	21
52	31	68

3	2
10	7

例2) 合計
比率

	2	2
	8	8

8	6
32	28

例1)

L判定欄 (11)	N判定欄 (13)	水田率 (14)	一毛田率 (15)	11×(15) (16)	戸別票の ⑪による 修正 (17)	決 定 (18)
L	N	61%	10割	61%	0	B
山 村 判 定 欄						農 業 の 規 模 (19)
戸別票の ④の比率 (21)	戸別票の ⑤の比率 (22)	戸別票の ⑥の比率 (23)	決 定 (24)			
* 52 %	* 31 %	* 68 %	Ⅲa			
						普 通 (25)

〔説明〕

この農業集落は山間の自営製炭の極めて多い集落であります。自営製薪炭が16戸(52%)林業賃労初者が10戸(31%)であり、両者どちらかに出ているものは21戸で68%ですから、ここは問題なく山村の自営薪炭集落Ⅲaと判定できます。そこで(18)欄にⅢaと記入します。

さらにこの集落の水田は完全に一毛田ばかりであり水田率は61%ですから、 $61 \times 10 = 61$ となってB型であり、平均耕地面積5.0

反が零細規模の限界ですから、この集落の平均耕地面積 4.7 反は零細規模の農業と判定できます。

(例 2)

平地農村、(農山村) 判定欄							総合判定 (西) Ⅱ 4
穀作 1		商業的農業 2		兼業 5	自給 4	その他 3	
(ヤ)	(ホ)	(ハ)	(ニ)	(ヒ)	(ヘ)	(ロ)	
* (60%) 以上 29%		* (60%) 以上		* (40%) 以上	* (40%) 未満 32%		

この農業集落は四国の農山村で、林業肉豚畜 6 棟の比率 8% ですから農山村に入ります。(ヤ) 29%、(ハ) 0%、(ヒ) 32% ですから、Ⅱ 4 となります。

ハ 集落階層合併の原則

二節では農業集落を全国一率に細分しました。このような多項目の調査では単純な和や単純平均の様式で集計せざるをえず、階層ごとに抽出比を考慮して集計することはできません。したがって、階層の大きさが余りに小さいと端数のためにある程度の偏りを生じ、正確さを期待して階層を細分したため、かえって誤差を大きくすることがあります。そこで細分したものを再び合併して、適當の大きさの階層を作ります。

(i) どの程度にまとめるかという点、技術的には一階層二〇〇個程度以上、最低一〇〇個の農業集落を必要とします。また一方では階層別の結果が期待され、この二つの要求は矛盾します。そこで結果の公表形式ですが、各ブロック毎に特に必要な階層、たとえば東北地方や北陸地方のIⅡへ穀作商品農業、本田単作地帯へ、近畿、中国地方のIⅢへ穀作商品農業、ニモ作地帯へというようなものは、ブロック毎に公表する予定です。したがってある県で集落数が少くても指定した階層は必ず設けます。その他の階層は原則として二〇〇個程度以上とし、(iv)の場合を除き一〇〇個未満の階層を設けないことにします。

(ii) 階層決定の第二の原則としまして、IⅠとIⅡ、IⅡとIⅢとは合併し、階層符号としてそれぞIⅠ、IⅡとします。すなわち、農山村に穀作商品農業および商業的農業の集落があれば、これを平地農村のそれらに合わせるわけです。農山村ではこのようなものが一般に少ないでしょう。あつても平地農村のそれらと余り違わないであろうと考えられるからです。

(iii) 山村では第二次階層より第三次階層を優先します。すなわちIⅢaⅠとIⅢbⅠおよびIⅢaⅡとIⅢbⅡとの合併を先にします。合併後の符号はIⅢabⅠと記します。漁村ではIⅣaⅠとIⅣcⅠ、IⅣaⅡとIⅣcⅡ、IⅣaⅠとIⅣaⅡ、IⅣbⅠとIⅣdⅡを先ず合併せ、それでも個数が少くればIⅣaとIⅣc、IⅣbとIⅣdとも合併します。合併後の符号はIⅣacⅠなどとなります。

(iv) 上の (iii) を除けば、先ず第三次階層の近いものより、次いで第二次階層の近いものより合併します。たとえば I₁₁ と I₁₂、I₁₄ と I₁₅、I₁₇ と I₁₈、あるいは I₁₂ と I₁₃、I₁₇ と I₁₂ と I₁₃ などです。

(iv) 以上以外には原則として第一次階層の合併は行いません。階層の決定は統計調査部長の認可をえて事務所長が決定します。

九 報 告

出張所長は照査票の整理が終わったならば、二節の区分に従い、管轄区域内の農業集落数を数えて事務所長に報告します。事務所長はこれをまとめて農林大臣に提出します。報告の詳細は追って通知します。

農業集落調査の手引

一、調査の目的

今回の臨時農業基本調査においてはじめて、農家調査の外に、農業集落調査を併せて実施することになりましたことは、すでに御承知の通りです。この調査に携わる者は農業集落調査が如何なる目的で実施されるかを、予めよく知っておくことが非常に大切だと思われまします。以下簡単に農業集落調査の目的を述べておきましょう。

(1) わが国の農業構造を正確に知るために必要です

この臨時農業基本調査は昭和二十五年度に行われた一九五〇年度農業センサス実施後、五ヶ年目毎に行われることになつてゐる農業センサスの代りに行われるものです。元来農業センサスは行政上最も重要にして基本的な統計となるもので、農業の構造（しくみ）がどのようなになつてゐるかを総合的につかむために行われるものです。

ところで従来の農業センサスにおいては、全国の農家について悉皆的な調査が行われ、各農家について農家人口・農業労働・耕地・各種の生産手段（家畜・農機具・農業資材）・農産物・その他各種の農家に關する事項を調査し、これを積みあげて統計としてきたのです。

しかるに、臨時農業基本調査の準備のため、農村実態調査を行つて農村の実情を仔細に調べた結果、わが国の農家は只今の生産手段をもちてゐたり、農業生産をはじめ生活の面でも互に扶け合つたりしてゐるので、農家調査を行つただけでは、農業の生産構造や農家の生活の実態の一部分がぬけて、全体の農業構造をつかめないことが判りました。そこで今回の調査では農家調査の外に農業集落調査を行つて、共用している林野、共用してゐるその他土地、農業水利、共同作業場や共同農産加工所、共同し合つてゐる農

業労切その他いろいろの面にわたって、農家が相互に共同しあっている実情を明らかにすることになりました。

すなわち、これら各種の共用施設の有無をきき、ある場合には、その数量とその内容を詳しく調査し、農家の相互に共同し合っている面の実情を明らかにすることが、臨時農業基本調査を実施する目的の一つになっています。

(2) 農業集落における結合の裏合を知るために必要とする

以上述べたように農業集落内には農業生産から農家の生活面に至るまで密接なつながりをお互にいろいろな集団や形を通じて共同しています。そのために採草地、放牧地、農機具または家畜などを個人で持たない農家でも農業経営ができます。また大経営の農家は零細な経営の人から、ゆい、手廻りまたは日雇などいろいろな形で、労力の提供をうけて農業が経営されています。我国の農業はこのような農業集落内における農家相互の關係扶助の關係によって行われているのです。

一面關係扶助をしていくために、農業集落内にはまた個々の農家を拘束したり、規制したりしている横柄があります。農業集落の結合が強ければ強いほど、その規制する力も強いのが普通です。その拘束や規制があるために、農家自身もあまり気づいていないが、新しい農業技術や合理的な経営方法の導入をさまたげたり、農家生活の合理化をはばんだりしている場合が少なくないのです。

また個人割当の運搬となっている供出割当が、部落割当に変えられ、部落で個人に割当てていたり、農業資金や補助金なども部落によって規則通りに農家の手に渡っていないところがあるのです。このように農業集落の結合の強いところでは、各種の政策が農業集落のところでは、ゆがめられたり、変更されたりして、農業政策が正しく浸透することをおぼえていいるところがあるのです。

農業集落の結合の強いことは、農業政策や普及事業の浸透上非常に役立つ場合もあるが、このように間違った方向にゆがめられる場合もあるのです。したがって、農業集落毎にその結合のしかたや共同化のし

ぬたを調査して、それぞれの地方の農業集落の実情を明らかにしておくことは、農業行政を効果的に推進する上に極めて大切なこととあります。農業集落調査では、その結合の度合すなわち結合の強い農業集落か、殆ど結合力のない農業集落かという、いわば農業集落の近代化の程度を調べることを一つの目的となつてゐるわけです。

(3) 農業集落の農業上の性格を知るために必要です。

同じ町村の中でも農業の多い農業集落、漁業を兼ねた農家のある農業集落などがあります。また同じ水田地帯の農村でも、肥沃な土地を広く耕している農業集落もあれば、やせた土地を僅か耕している農業集落もあります。家畜や農機具の入り方同一ではありません。とくに特産地を形成している果樹やエゴ作物になると、同じ町村でも入つてゐる農業集落と、入つてゐない農業集落とある場合が多いのです。

以上のように農業経営上から見れば、殆んど農業集落毎に事情が異なるので、これを従来のように町村ごと一本の統計としてしまえば、變つた農業上の性格や構造が相殺されて、その平均はどちらの農業集落の性格を反映しないこととなります。その結果どういふことになるかといへば、このような統計を基礎として建てた行政計画や普及事業計画は、どの農業集落にもあてはまらないものとなり、どの農業集落でも希望しないものとなるので、折角の施策が農業集落の中にもうまく浸透しないものになります。

ですからこの調査では、農業集落毎に既に述べたように、又同事業や諸機関を調査する一本、農家調査結果のこの農業集落毎に積みあげ、それぞれの地方の農業集落をいくつかの類型（階層）に分けて、その農業集落の性格や特徴を明らかにするため、農業集落調査が行われることになったのです。

その結果農業地域区分の改善上にも役立ちますし、農業統計調査の改善上にも大変役立つことになりましたが、これらの説明は省略しておきます。

(4) 必要です。

要するに、農業集落調査は、農業経営や生活上に深く入り込み、重要な役割を果している農業集落の只

調査を調ふかにし、臨時農業基本調査の目的とする農業構造の正しい把握という目的を達成するために行われるべきです。農業集落調査によつて、はじめにわが国の農業の全体の構造をつかめることになるといふべきです。

二 調査の方法（この要約は調査票にも書いてあります）

(1) 調査票の研究

(イ) 農業集落調査員は標本に当つた農業集落に調査に出かける前に、まず調査票の予知調査票によつて農業集落内の農家の戸数や農業物の種類、家畜頭数、農機具台数をはじめ林業、漁業、養蚕などのこととまづ一通り目を通し、その農業集落の事情を会得しておくことが大切です。

予知調査票の研究が済んだら、次に農業集落概況票により林野・用水・共同作業場・農機具・その他について、あらかじめ研究しておく必要があります。

(ロ) つぎに用水、林野、共同作業場については、農業集落調査の本調査で再び取りあげられるのとくによく注意しておく必要があります。そして農業集落概況票の[I]の林野および[II]の用水の各欄より、農業集落調査の整理表林野およびその他の土地と用水の該当欄へ該当する事項を予め記入しておく下さい。

(2) 調査の担手

(イ) 農業集落調査は農業集落の誰と誰に問かねばならぬという定めはありません。農業集落の各方面にわたり調査せねばならぬので、一般的に部落会長、部落実行組合長、統計調査員、あるいは元これらの役職をつとめた人々のうちで、農業集落内の諸事情に精通した人々に面接調査するのが一番望ましいのです。また、林野・農業水利・漁業あるいは部落実行組合の事業などについて、とくに詳しく調査することになっているので、林野や農業水利の管理若、漁業協同組合の役員または部落実行組合長などに、とくに問かねばならぬ場合があると思われれます。どのような人々にきいたら一番

(3)

よいかは地方地方の事情により異なるので、予めよく研究してあまり大勢の者にきかなくとも、正確にききとれるように、どのような人々に面接したらいかがを予め研究工夫していただきたいのです。

(ロ)

農業集落調査は調査項目が多岐にわたり、はつきりしたことが判らない場合も多いので、試行調査結果によれば、必ず二人以上の看からざる必要があります。一農業集落に部落実行組合が二つ以上ある場合、部落会長などの外に部落実行組合長にも集つて頂く大変よい調査ができるようす。面接調査の隊同じことを二人以上の看からざるまぢまぢな答えを得た場合、調査票にどう記入してよいかわしくなるので、さきでだけ一ヶ所に答つてもらい、同じ質問について答が相違した場合は充分相談してあらつて、その結論を調査票に記入するようにして下さい。

なお、集合して頂いた人々にきいて不明な箇所は、後で例えば用水については、土地改良区や農業水利組合の代表者、其用林野については林野委員にというように不明な調査項目に関係の深い人々を訪ねて確かして下さい。

農業集落調査票の構成について

(イ)

農業集落調査票は調査項目が沢山あり、完全な面接調査形式とすると膨大な調査票となりますので、この調査票は従来の面接調査票のように完全な質問形式をとっていません。

農業集落調査は主として統計調査事務所出張所の職員が行う建前になっています。出張所の職員はすでに何回も面接調査の経験を重ねていますので、このような調査票でも充分面接調査を行い得るものと考え、今回の調査はこのように改めた調査票を実施して頂くことになりました。

ですから、調査員になれる職員は、予めこの調査票の面接調査が行えるようよく研究しておいて頂かねばなりません。

(ロ)

部落実態調査結果によれば、其用林野や用水路が特別に沢山ある農業集落があります。農業集落として殆んど利用されていない其用林野や用水路などについては、調査票に書いてあるよ

要

うに詳しい横行調査の又は短わないうになつていきますが、さうするのについては共用林野と用水路については全部調査することになつてゐるの、共用林野や用水路の特別に多い所は調査票の記入欄だけでは足りないことおあると思われれます。その場合には足りない分だけ張紙して記入して下さい。

(ハ)

農業集落調査票の中[Ⅲ]の用水および[Ⅳ]の共用林野などのところに該当事項の記入として、一、二、三のことく数字を使つてゐるところがあります。これは後で機械集計をする場合に便利なためです。また漁業では(定)・(区)・(人)のごとく文字を記入します。この記入は必ずしも、これは調査票の該当欄に該当事項を記入する符号であります。一、二のあるところはすべて該当のあった場合〇印をすることにしてあります。また ふみこん だところはチエツクのために設けた欄です。

(4)

面接調査について

(イ)

農業集落調査票の中に農業集落という言葉が沢山あります。調査相手はこの言葉に慣れていないし、たとえば言葉の意味が判つてゐても、こちらで決定してゐる農業集落の範囲を知つてゐるわけはないの、予めあなた達の農業集落というのは、これこれの範囲だということをお教えをからさきとりをはじめして下さい。

なお、他の農業集落の範囲について、調査上隣りの農業集落とか、他の農業集落という言葉がでてくるので、予め市町村地図や調査区域図をその町村の農業集落や隣接する町村の農業集落の範囲をしらべておき、必要お注した場合は、調査相手に説明をなさるようになつておいて下さい。

(ロ)

農業集落調査票の中で部落実行組合というのは、農事実行組合、農家組合、生産組合、層産班、振興小组、部落委員会などと呼ばれ、所によつては農協支部と呼ばれてゐる場合もあるの、農業部内の一郡だけを担当する集団ではなく、農業部内はあつらん、生活面にまでわたるよう台綜合的の部落的産業団体を指してゐます。

ですから、部落実行組合の名称だけにとられず、實質的に部落実行組合と同じ機能をもつものはすべて部落実行組合として取扱う点に注意して下さい。

したおつて、養蚕組合や園芸組合などのように農業の一部門だけを担当する団体を含みません。

(ハ) また行政部落という言葉のしぼしぼでできます。これは現在市町村に行政上の必要から設けられている地区のこと。町村では部落、市区では町台と呼んでいるものです。町村によつては連絡員、駐在員などの名称となつているところがありますから注意して下さい。

(ニ) 農業集落調査においては特に断つてない限り、農業集落内の農家や非農家などを基準にしたいわゆる属人調査となっています。

三 調査項目の説明

(I) 農業集落内の団体

調査の目的

(1) 農業集落内の共同化の面を、部落的産業団体をはじめ各種の団体や集団を歸してみようと、この調査項目の一つのねらいです。

(2) 他の多くの調査項目と同様農業集落の近代化の程度をみるために行います。例えば、農業集落内に商品作物の生産が盛んで、果実組合や養蠶組合などがあつれば、それだけ部落的機能は弱くなり、部落的結合は弱くなります。それらの組合の範囲が、教部落、町村というように大きくなれば、農業集落内の結合が弱められます。このように農業集落内に新しい近代的な集団ができてくると、従来の部落としての機能は弱められます。部落機能の分解と呼ぶこともできます。団体の調査はとくに、この部落的機能の分解の面から、農業集落の近代化程度をみることになつています。

2 調査上の約束

1 部落実行組合

(1) 部落実行組合の有無 部落実行組合についてはするにのべたので、ここは繰返さないことにします。

(2) 部落実行組合の区域 部落実行組合の区域が農業集落の区域と一致しているかどうかをきいて、次の三つのうち該当するどれか一つに○印をして下さい。

(イ) 部落実行組合と農業集落の区域がほぼ一致している。これは完全に一致している場合はもちろん含みますが、や数などお若干違つていても、一農業集落一実行組合の場合は一致しているとみます。

(ロ) 農業集落内が二つ以上の部落実行組合に分れている。

これもまた二つの部落実行組合の区域を合せると農業集落の区域と一致している場合です。部落実行組合の区域が二つなり三つに、はつきりしている場合はもちろん、二つなり三つの実行組合が入り乱れている場合でもここに含めます。

(ハ) 部落実行組合と農業集落の区域が全然違つている。

これは(イ)および(ロ)以外の場合のことですから説明を省略します。

(3) 農業協同組合支部の有無 ここは部落的農業協同組合または農協支部が、その農業集落にあるかどうかを確かめるところです。数農業集落にわたる農協支部などはここに含めません。

(4) 農協支部や行政部落との関係 ここを知らたいのは部落実行組合が農協支部へまたは部落的農協や行政部落と一致しているかどうかを知りたいのです。ですから(3)で部落的農協や農協支部がないと答えた農業集落では、きく必要ありません。また例外的に行政部落がないという場合はあります。その場合は「行政部落がない」に○印をして下さい。

ここと同じ組織とか別の組織といっています。それは、次のように約束しておきます。

例えば、部落実行組合長が部落会長を兼ねることになつていて、その下部組織（例えば班や組）や構成員が全く同じ場合、いわゆる看板だけ二枚あるというのには当然同じ組織です。

また、構成員や班・組などが同じで部落会長と部落実行組合長に、別の人を送り出されている場合は同

じ組織とします。

部落会長と部落実行組合長が同じ人でも、その構成員や組・班などの下部組織が異れば別の組織です。すなわち(2)(3)および(4)に○印のあったところにはここに該当するものではありません。

また、部落実行組合と農協の場合でも全く同じように取扱って下さい。ただし、農業集落の人々が部落実行組合のことを、農協支部と呼んでいる場合はありますから、よくその活動状況などをききとり、単に農協より協同購入をしているというふうなのは含めないことにします。はっきり農協支部となっているもののみ該当せしめることにして下さい。

(5) 規約の有無と、かつこの法人格の有無。現在部落実行組合に規約があるかどうかをきいて下さい。かつて法人格をもっていたかというのは、総戦前農事実行組合または養蚕実行組合いわゆる簡易法人として登記していたかどうかを調べるわけです。登記していたかと否けば、すぐわかるようになります。

この場合当時の組合と現在の組合の区域が全然変わっているようなものは当然含めません。現在の部落実行組合が登記してあった当時の組合の延長と思われる場合にはのみ「もっていた」に○印をして下さい。

(6) 部落実行組合の実施事業。ここでは部落実行組合の実施している事業の中で、調査票にかかげたりから(7)までの事業についてのみ知りたいのですから、その他に実施している事業があつて(7)の「(1)から(7)までの事業を行っていない」に○印をして下さい。

ここに掲げた事業については別段説明の必要はないと思われれますが、(1)の「収出割当や農業兵船の資料を出す」だけについて説明しておきます。これは収出割当や農業兵船の運送を円滑にし、かつその公平を期するため部落実行組合から耕作反別・作柄・被害反別・家族員数・家畜数などの資料の提出を求められる場合が多いので、部落実行組合がそのような資料を出しているの否かを調べるので

す。

2. 部落実行組合以外の団体

つぎに部落実行組合以外の団体について調査して貰います。

(1) 産業団体 最初に農業集落員が組合員となつてゐる農業団体について、組合員があるかないかを調べ、あればその団体の組織範囲をたずねます。

調査票に掲げてある農業団体の種類は代表的な名前を掲げてあるもので、例えば畜産組合で酪農事業をやつてゐる場合は酪農組合の欄に、また養鶏事業をやつてゐる場合は養鶏組合の欄に○印をして下さい。また梨栽培組合、葡萄組合、葡萄出荷組合などと名称が違つてゐる、すべて果実組合に含めるごとく、組合や団体の名称に關係なくその実体によつて記入して下さい。

ただし、部落実行組合の酪農部、養鶏部というようなものや、村一円の農業協同組合の場合は除いて下さい。

(2) 隣組または五人組 封建時代から明治、大正時代に及んで五人組・一〇人組などと称されてゐたが、戦時中隣組と称された組織もあり、現在でも隣組、隣保班、五人組などとよばれてゐます。

このような組織があるか、ないか、あれば農機具の共用、冠婚葬祭用什器の備付、葬儀の手伝いなどや、部落会長や部落実行組合長などの伝達機関としてつしをしたり、回覧板を廻したりなどの活動を行つてゐるか否かをきいて下さい。

(3) 陋習や慣習 陋習には音から屋敷むじん、豊むじんなどと称する相互扶助の集団があり、現在もこの風習が残つてゐるところが沢山あります。また最近生活改善を叫ばれ、台所の改善のためや、ミシンを購入するためにもじんを起してゐるところがありますので、それらの有無をきいて形のもの、新しい形のものに分けてきいて下さい。

ここでは貯蓄目的のものは含めないことにします。

2511

(4) 謂　ここに調査したいのは宗教集団としての謂のようなるものを調査したいのです。現在はお人達のリ

ウリエーションの機関と名づけていて、その発注が宗教的なものであればすべて含めることにします。

お日持謂・かんのん謂・切勢謂・あざは謂・庚申謂・一文夜謂　その他神社、仏閣等の名称のついた

謂が随分あるようす。それらの謂の種類を調査して下さい。

(5) 農事研究集団　ここは農事研究集団だけに止め、服飾とか料理などの研究を目的とするものは含め
ないことにします。

その集団の範囲は農業集落内とします。ただし、村や大字単位に組織されたものであつても農業集落
の五、六人以上の者がグループ員となつていて、農業集落内だけのグループで研究のため毎教回以上会
合することがある場合は「ある」に含めることにします。

々々グループ以上に該当するときは「ある」に入れて下さい。

また園芸組合とよんでいるが、実際はその構成員が時々集つて花卉類の市場価格や消費の見通しなど
を研究し、かつ毎教回代表者を市場に送つて研究せしめているようなものは、ここに含めて差支ありま
せん。

〔II〕 部落会費

部落会費の意義

部落会費というのは、従前の行政区に準ずる機能をもつ、部落・区・自治委員会などと呼ばれる集団

か、その集団員から徴収する経費のこと。部落協議費・区費・自治委員会費などとも呼ばれ、稀には
部落実行組合、郷協支部、郷議会などが行政部落と同様の働きをして部落会費に担当するような費用を
とつているところもあります。斯様に部落会費は全国的にみれば、その呼び名は各種各様になりますが

この調査ではすべて部落会費と呼ぶことにしております。
したかつて部落会費と呼ばれなくとも実質上部落会費に相当するものは、すべて調査して貰ふべしな

りません。

部落会費について、さらに別の面から説明しておきます。

部落実行組合・養蚕組合・養鶏組合・園芸組合など各種の部落的産業団体や土地改良区ないし、水利団体・各種の教化団体などとは別に、部落内の道路・水利・衛生・納税・警察・卒塾・その他各種の仕事をを行うために徴収している経費が部落会費です。部落によってはこれらの総合的な仕事のうちから、水利組合・衛生組合・警察団体などが独立し、部落の仕事の中から完全にゆけ出し別個になっているところもあり、またそのような団体が別にあるにもかかわらず實際の仕事の面では部落と実質上一緒だったり、あるいは部落でその団体の経費の一部を負担しているところもあります。また町村役場との連絡、他部落とのつきあいなども部落の大きな仕事となっています。

したがって一口に部落といっている、その仕事の内容は千差万別です。部落会費についても、同様のことがいえます。したがって仕事の面から全国的に部落会費はこれこれと割切ることができません。むしろ、地方の実情によって判断して頂くより外しかありません。

なお、部落会費というと、部落が単位のものをさすからこの調査を行う農業集落の範囲と完全に一致しているとは限りません。したがってこの調査に当たって、もし一農業集落に二つの部落会があった場合は農業集落の農家が多い方の部落会の実情を調査して下さい。また反対に一部落に農業集落が二つ以上設けられている場合もあります。その場合はその農業集落の属している部落会について調査することになります。標本農業集落を仮りにその部落内の二つの農業集落に当たった場合は一つの部落会について両方の農業集落で調査することもあり得るわけです。

エ 調査の目的

部落会費の調査もまた、その農業集落の近代化程度を知るために調査する項目です。一口に断言してしまいうけにもゆきませんが、一般的には農業集落を発展するにたい、従来の部落的結合上大きな役割

をしてゐる部落会の仕事かだんだん減つてゆきます。したがつて、部落会費も少くなりましょう。例えば村一円を組織してゐる農協が活発に活動したり、ガソリンポンプをもちつうになつたため、町村内の数部落毎に警防分団を組織するようになったり、あるいは教ヶ町村にわたる土地改良区ができて、堰道や水利が整備されたりすると、従来の部落会の仕事はそのため縮小されます。そして部落内の結合はそれだけ弱まってくる。そこで部落会費や部落会として使つてゐる経費の面から、農業集落の結合度合や近代化の姿を把握しようといふのである。

3. (1) の(4)で「行政部落がない」に○印のあつたものはこの項目の調査をする必要がありません。調査上の約束

(1) 部落会の経費の有無 最初に農業集落内で部落会として経費を使つてゐるかどうかを調査してもらいます。

(2) 部落会の経費の用途 つぎに部落内の経費のつかひかたについてききます。

ここでは部落会の経費の使ひ途をすべてきき出さうとしてゐるのはありません。農業集落の近代化段階を総合的にみる上で、必要だと思われるものだけに限定してありますから、調査票に掲げた(1)から(7)までの七つの費目以外のものはすべて(予)に入れてください。

(1) 値踏み費 値踏みは道路橋梁などの修理のための材料費や人夫賃を支払うために使う費用です。

(2) 水利費 その農業集落内の水利施設の修理や改善のための費用です。分水をうける報酬として他の農業集落に支払う経費なども含まれます。

(3) 勸業費 勸業費といふのは、その部落会(部落実行組合ではない)として野鼠駆除や滅鼠などを行うための経費と、部落会内の部落実行組合その他の産業団体の事業や青年団の競争研究などに補助金などを出してゐる場合これらの経費のことをいいます。

(4) 衛生費 のみ、か、はえなどを駆除したり、春秋の大掃除の検査などに使つた経費をいいます。

(ホ) 街灯費 これは部落会内の街灯をつけている場合の経費です。

(ハ) 祭典費 祭典は氏子仲間が部落会とは関係なしに行われているところもありますが、部落会で、祭典費を支出したり、若者連の行う祭典に補助したりしているところがあります。そのような経費を指します。

(ト) 役員手当 役員手当は部落会として部落会内の役員に払う手当のことです。ですから、部落会長と副議長とがあるいは、土木委員とかに払う手当は当然ですが、所によっては部落会から例えば部落実行組合長に手当を出しているところもあります。この場合にも含めることにします。ただし役場から直接部落会長に手当を出しているものは含めません。

(三) 部落会経費の予算 部落会の経費を使う上に予算があるか、ないかを調査するわけですが、ここは予算があるというのは予算書が作ってなくてもよいです。また毎戸横行にしたがって支払う経費を予算があるともみることになります。要するに部落会員が予め了解している経費については「予算がある」とみなします。部落会員の知らぬ経費をばつて事後承諾によつて部落会費を徴収するものが「予算がない」に該当します。

(四) 部落会費の徴収 ここでは部落会費を徴収しているかをさうい下さい。共有林野の収入など特別な収入があったため昨年度徴収しなかったが、それ以外の戸に徴収している場合徴収している方に入れて下さい。

なお、部落会費は現金で徴収するものに限定することになります。

(五) 部落会費の賦課方法 ここでは部落会費を農家から徴収する際その賦課基準を何に求めているかを調査します。ここでは該当の〇印はどれか一つだけにつけます。

(イ) 各戸同じ金額 各戸同じ金額というのは頭割りなどと致し、どの家も同じ金額を賦課される場合です。非農家だけ違つても農家が全部同じ金額のときはここに含めて下さい。

ここに該当のあつた場合はさらに一戸当りの平均坪額五〇〇坪以上か、または五〇〇坪未満かきいて下さい。

(ロ) 株による場合 家柄によりあらかじめ等級とか、株とかをきめてあり、毎坪のかかつた費用を、その等級や株によつて計算される場合を指します。

(ハ) 折得などによる場合 新作反別割、市町村民税割、折得などで計算される場合(ロ)の場合は家柄を重くみているに對し(ハ)は現在の収入や収入源となる耕地の広さなどを重くみている場合です。しかし実際上(ロ)と(ハ)の場合の判別はむずかしいと思われるので、予め等級をきめて賦課している場合は(ロ)に入れることにいたします。予め等級をきめるというのは、市町村民税や折得などで計算して、後で頭当ないくつかの等級に整理したようなものは含めません。なお固定資産税を基準とするものは(ハ)に含めます。

以上は農家に賦課する場合をきいているので、非農家に対する賦課方法が違つていこも考慮しなくてはよいのです。

(6) 非農家からの徴収 部落会費が非農家からも徴収されているかを調査しますが、非農家のうち一部の者から徴収している場合でも徴収されているに含めて下さい。

(7) 他の農業集落組合からの徴収 部落会の地籍内に耕地を持つとか、林野を所有するなどの関係で他の部落のものからも部落会費を徴収する場合があります。該当があるかどうかをきいて下さい。

(8) ここでは農業集落の区域外のものという意味ではなく、部落外のものという点に注意して下さい。部落会の経費に徴収したものの、部落会の経費の収入源には寄附金や他の農業集落からの分水の謝礼金

や、留池の鯉の収入その他いろいろあります。ここでは次の二つだけについて該当があるか、ないかをきいて下さい。

(イ) 共用林野の収入 共用林野の収入というのは、共有している林野だけをなく、その所有の如何に拘

らず其用している場合のすべてを含みますので、部落会費の中に繰入れた、例えば、神社の境内の樹木の売却金、溜池の土堀の採草のための入札金などを含みますからその地方地方などのようなものがあるのを予め研究しておいて繕さずにきき出すようにして下さい。ただし現物を除き現金を繰入れたもののみに限ります。

(ロ) 町村よりの補助金、ここには町村より交付せられる雇給費、徴税令書の配付料、納税奨励金、村道の修理補助金など町村から交付された補助金についてきいて下さい。

(リ) 部落会費以外に農家から徴収されている経費、農業集落の農家を部落会費以外に徴収されている経費の中で、次に掲げるものだけについて部落会費、部落会費とは別に徴収しているものと、部落会とは別の団体などがあつて徴収しているものに分けてきいて下さい。

ここが部落会費と別に徴収しているものというのは、いろいろの経費とする部落費として徴収せられるものの外、例えば水利費とか衛生費とかいうように、その費途を予めきめて一般の経費とする部落費とは別に部落会費で徴収しているものといえます。また部落会費とは別な団体が徴収しているものといふのは、部落会とは全く別の団体があつて、その団体が直接農家から徴収している経費をいいます。ここは部落会費を徴収している場合にきくわけですから、部落費を徴収していない場合は調査しない下さい。

(イ) 部落実行組合などの経費、ここは部落実行組合だけでなく、養蚕組合、養鶏組合、鹿養組合、園芸組合、出居組合、木炭組合など部落的産業団体のすべてが含まれます。

(ロ) 町村単位とか、大字単位とか大字区域の産業団体はもちろん含まれません。

農業水利費、農業水利費は、土地改良区、水害予防組合、その他任意申合的水利組合などから、徴収される農業水利費を指しますが、部落会長が、部落会費とは別に農業水利費を徴収するときはこの含めて下さい。

(ハ) 築堤費 父子総代や若者連が徴収する築堤費をいいます。部落会長が、部落会費とは別に築堤費だけ徴収する場合もここに含めます。築堤のための寄付金も、任意に行う場合は別として、予め割当てられるものについては、ここに含めます。

(ニ) 衛生費 衛生組合などで徴収する経費や、部落会が特に衛生費として部落会費とは別に徴収する経費です。

Ⅲ) 用水

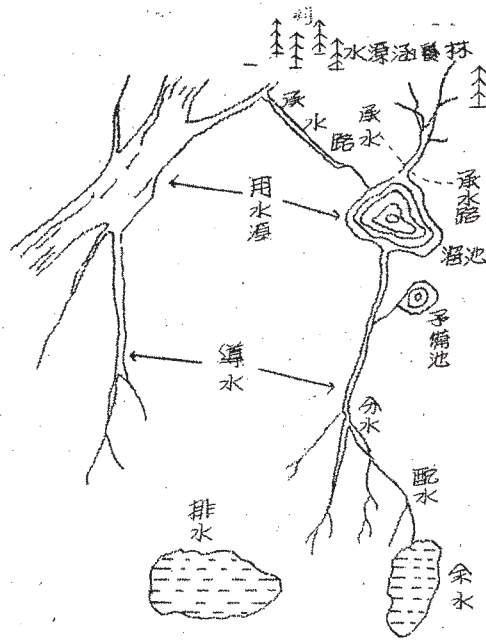
農業水利調査の重点

ここでは用水といつても、とくに農業水利の調査に重点をおいて調査いたします。一口に農業水利といつてもその態様は仲々複雑で、この調査のねらいがどの点におかれているかを予め理解していないと、調査結果が見当はずれのものになります。そこでまず最初に農業水利慣行をどう区分してみなければならぬという基準を説明しておくことにします。(別図参照)

用水には河川、湖沼、溜池、井戸、溪流、天水などいろいろの用水源が利用されていますが、最も多いのは河川と溜池です。(農業用水源別面積は河川三八・三%、溜池一八・三%、湖沼一・六%、地下水五・三%その他六七%、合計一〇〇%)。そこでまず溜池の問題を考えましょう。

溜池は池の中から自然に湧水するものを利用している場合もありますが、普通には溜池の上部の山野に降る雨水や雪融水などを集めて貯溜しています。そのため水がよく集まるように水路(これを承水路という)にします。承水というのは溜池への水の溜込みや用水路に水を引き入れることをさす(を作ったり、また水源を涵養するために植林をしているところもあり、これは水源涵養林と呼ばれています。あるいはまた他の溜池や河川から用水を引いている場合もあります。その場合用水路をもち他部落などより分水して賣うために金品を払っているところもあります。この場合この用水路も承水路と呼称することになります。溜池に貯溜された水を樋をあげて用水路に導きますが、この導かれた水をさらに二つの農業集

農業水利の図解



着て分水してから配水する場合もあります。また分水せずに直接耕地に配水せられる場合もあります。各
 目的田圃に配水せられた用水が一貫水路になり、さらに下流の田に灌漑せられるのが普通ですが、雨が降
 ったり用水が潤沢すると余水が生じます。その余水を利用するものをおみたり、排水するに便する用排
 水路や河川がよいと、余水が停滞し、ここに排水の必要が生じます。

河川について溜池の場合と略々同様な段階に区分されますが、ただ河川の場合は取入口が溜池の場合
 とは大分趣を異にしております。この取入口が堰堤
 頭首工（頭首工というのは取入口附近の水門その他
 の施設を総称するという言葉です）などによつて河川
 を堰きとめて貯水するものと、揚水機を利用して行
 うものとがあります。用水を取入れた後の段階は溜
 池の場合と殆んど変わりません。

以上簡単に説明したように、農業用水の問題とい
 つても承水、溜池や河川自体の問題、分水、配水、
 余水、排水など各段階に用水権や慣行があつて、こ
 れを一緒にして調査すると混乱が起りやすく農業水
 利の事情がつかめなくなります。といつてこれら各
 種の段階についてこの慣行を、全部調査することは客
 易でないで、後に述べるように、本調査において
 農業水利慣行については、とくに配水の問題に重点
 をおくことにしました。ところが用水の慣行上この
 配水と分水との関係があまりはっきりしてはいないの

ですが、この調査は後述のべるように、受益集団を単位として調査しますので、その受益集団の中での関係は全部配水になります。なお、この調査の調査票には面接の際配水と排水が間違えられ易いので、配水を水の配分と表現することになりました。

2. 調査の目的

申すまでもなく、わが国の農業は水田経営を主軸としておりますので、農業水利は農地と共に重要な基本的生産手段ということが過ぎましよう。

それにもかかわらず、農業水利については、明治以来、未だ明確な法律も定められていないので、農業水利についてはいままなお過去の社会的条件の優劣や、立地条件の差等に基く慣行が一般的に支配している有様です。そのため

(1) 不合理な農業水利慣行が残存し、農業生産力の発展をさまたげたり、農業経営の改善をはばんでいるところが多くありません。

例えば余水がありながらその利用を拒まれているため開田ができないうち、増産のためにも冷害対策のために早播がよいと判っているにもかかわらず、昔からの水利慣行が容易に改められないために、実行に移されないとか、あるいは二毛作をしようとして、古い水利慣行にしたがつて田植の時期を遅らせることが出まると、その事例は少くないのです。これらは表面に現われた事例で、それらの外に表面に現われないで、潜在的に農業生産を阻害していることが特に問題だと思われます。

(四) また画期的な農地改革が実施されたにも拘わらず、農業水利だけは依然として古い慣行のままになっています。農村民主化のために農業水利の実態を明らかにしておく必要がありましよう。

(五) さらに国土総合開発計画の進展に伴い近代的産業や諸施設により農業水利の正当な権益が侵害されようとしています。その反面また農業水利の不合理な慣行が水の総合的な高度利用をさまたげている面が少なくないところも有しなければなりません。

いずれにしても、農業水利の実態を明らかにしておかなければ、農業者の正当な主張を促すことはできません。

(二) あるいはまた土地改良計画を樹てる資料として農業水利の統計が必要とする。

以上列記のよう各諸事情から、農業水利の合理的な改善と他種水利に對し農業者の權益を守る立場から、農業水利法の設定が諸者の固に以前から望まれています。わが国の農業の発展を図るために、耕地と共に必要各水利に關する統計を一日も早く整備し、農業水利や土地改良事業に關する合理的な政策をたてるために用水の調査が行われます。

また農業水利調査を今後一層深めて行くための準備調査としてこの役目をもちこおります。

3. 調査項目選定の方針

するにのべたように農業水利といつても複雑多岐にわたるものゝ、多項目にわたる総合的な調査においてその全貌を明らかにするといふわけにはゆきません。そこでまず農業水利の本格的な調査が行われることの前提として、今回の調査においては農業水利中とくに重要な項目に限定し、それらの調査項目の統計的な比重を明らかにして、農業水利問題解決への端緒を拓くことを旨として設計してあります。

(4) 調査票の記入をはじめる準備

農業集落で受益している用水路については、すでに農業集落の農業集落概況票で調査してあるものゝ、それを「農業集落調査整理表」の該当欄に予め転記しておいて下さい。

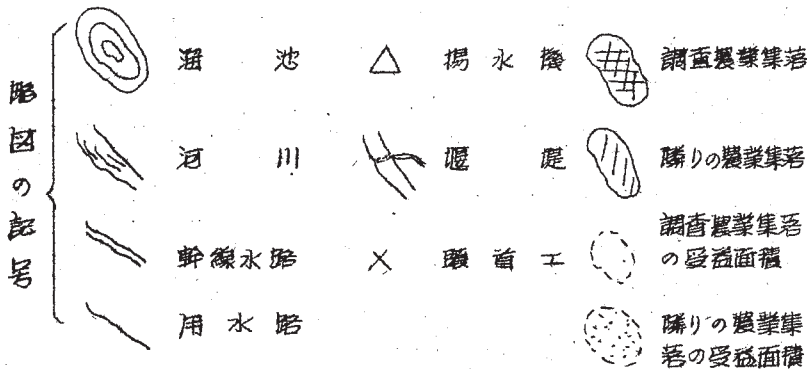
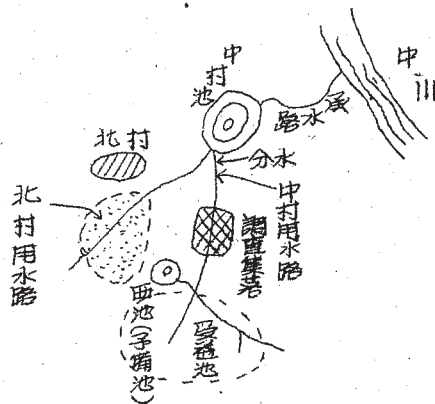
調査票のⅢの用水調査に入る前にまずこの整理表に転記した用水路の位置、その用水路全体の受益農家の範囲、用水路の名称、補助的な溜池や揚水機の有無、その農業集落で関係のある受益集落へ後で説明するしなどについてこきとり、地図をみて下さい。

用水路の形図は用水路について詳しくききとり調査する際の便宜のためと、用水路と用水路の関係や水源などの関係を理解するために、調査に先立って予め記入して頂くように作ったものです。

略図の書き方については別段難しい約束を設けませんが、各用水路の水源、各用水路の間の分水、承水関係、補助的施設などについて記入して下さい。略図をかいたための符号は次に示したものの（次図を参照）を台るべく使うことにします。

これらの用水路の関係をはっきりしたならば、堰集集落掘況單より取認した水源の種類別に堰集集落の

用水路の略図



入達の受益している面積をもう一度確かめ、その数字を整理表の該当欄の下欄に赤鉛筆または赤インクで記入して下さい。堰直上または堰直下の面積や件数とちがった場合はもちろん、同じ場合でも、後の集計を便利にするため必ず赤色で記入して下さい。

5 調査上の約束

堰集集落内農家の用水源別受益面積、整理表で確認した（本書された数字）用水源別の堰集集落内農家の受益面積の合計と件数を調査票上欄の該当欄（イ）の用水路および（ロ）の用水路（に取記し）の天水田湧水田の面積を整理表より取記します。

つぎに（三）の堰集集落内農家の経営水田面積の合計をきいて下さい。そして

つぎに(ホ)の用水路による灌漑実面積を計算します。というのは(イ)または(ロ)の用水路の受益面積には他の用水路から灌漑する場合が多いのである。この面積を合計すると正面積になるのである。用水路で灌漑している実面積も知らないからです。その計算方法は(ニ)の経営水田面積の合計から(ハ)の天水田、湧水田による面積を差引けば(ホ)の用水路による灌漑面積が得られます。この灌漑実面積より(イ)および(ロ)表の受益面積が小さいことはないはずで、灌漑実面積より多い面積だけ二重なり三重に算入する用水路の水を引用しているわけですから、そのダブって引用しているところはどの用水路かを確かめて略々正確な受益面積をつかむように努力して下さい。

エ 用水路の状況のA 用水路の状況Aは 用水路の進行を細かにさぐ前に、まず調査する用水路を定めるために調査するとすることです。

このAを調査するのは監理表の(イ)または(ロ)表の中から、受益面積一町歩以下のものは全部または受益面積が多くなる、受益農家戸数五戸以下の用水路を除外して、これらの小さいものを除いた以外の用水路について記入し調査することになります。

(1) 受益農家の範囲 (2) 用水路の名称 この二つで用水路の名称をさぐるのは、後で相手からいろいろのことをきくときの便宜のために記入するものでありますから、正式の名称でなくともよいのです。その地方で普通に呼んでいる名称でよいのです。もし特別に名称のないときは仮りの名前をつけて下さい。

つぎに受益農家の範囲を次の四つに分けて書いて置きます。他町村、町村全体、隣接する以外の農業集落(1)というの、次に出て来る三つの場合を除く広い範囲にわたる場合のことです。

隣接する他の農業集落と一鎮(2)隣接する場合は、他町村や他郡の農業集落をも二に含めます。

この農業集落だけ(3)しか利用していない用水路は他集落の農家が多少入作して受益している場合でも二に含めます。

(ロ)の用水路(4)調査票の(1)(ロ)の用水路となつていているもののうち小さい用水路を除いたものです。

このように受益農家の範囲を四つに分けた理由は、農業水利の諸償行がこの四つの分類すなわち受益範囲の大きさによって、着るしく差異があるとみられるからである。したがって農業水利の調査項目は、

この四つの分類別に集計しようと考えております。

そこで集計の便宜を考えると、この四つの分類が入り混って記入されいると不便だったり、尚ほつたりしますの、受益農家の範囲をきいたならば、最初(1)ののから調査することとし、受益農家の範囲欄に(1)と略号を書き、その下欄の用水路の名称を記入して(2)以下の各項目をききとって記入し、(1)の用水路の調査を終ったならば、疑に赤インクか赤鉛筆で線を引き、つぎに(2)とつけた用水路について表頭(略号)を記入し、それから以下の各項目についてききとりを行います。以下同様(3)、(4)の順序をききとって記入します。

1. 用水路のない場合は(2)の用水路から記入しはじめで差支えありませんが、表頭に略号を書くことと、利用範囲の異なる毎に赤線を縦に引くことを忘れないようにして下さい。

(3) 用水路全体の所有者 二二二二二という用水路の所有者は、その用水路全体の所有者の意呼です。農業集落外に及ぶもの例えば数ヶ村にわたる土地改良区の所有者のものについては用水路の所有者は土地改良区とするごとく、その農業集落で利用している用水路についてきくのみはあります。

もちろんその農業集落内だけで設けてある用水路もありましょう。用水路の所有者は調査票にある九つの区分をききます。

従前より新地整理組合や普通水利組合であったものでも、現在土地改良区または水害予防組合に改組してこないので、任意組合組合に含めて下さい。(以下同様に取扱います)

農業集落内の用水路の組合組合のものか、その所有者が判明しない場合があると見られます。このような場合は、7と記入しておいて下さい。

(4) 水源の種類 水渾の種類は整理表より転記して下さい。

(5) 用水路全体の受益面積　ここにさくのは、その用水路の受益範囲が農業集落外にわたっているとき、それらの面積をも含めた、その用水路全体の受益面積をさきとるのである。すなわち河川にわたっているとき、このように受益範囲が農業集落外にわたるものについては正確な面積をさきとり難いと思われるので、次の四つの受益面積区分でさきとるようにしてあります。

- 5 町歩未満 (1)
- 50町歩～200町歩未満 (4)
- 5町歩～20町歩未満 (2)
- 200町歩以上 (5)
- 20町歩～50町歩未満 (3)

ですから20町歩以上から200町歩未満の階層区分の分れ目にちがうところだけはさきとるだけ正確に調査するようによく努力して下さい。

(6) 補助的施設　つぎに用水量を増加したり補水したりするため、各種の補助的な施設があるものをさす。

そのうち次のものだけ該当があったら記入して下さい。

(イ) 溜池　溜池を水源としている場合は補助的なものを子池と称している場合が多いのですが、他の用水路の水源となつている余剰のある溜池から賣り水する場合もあります。また河川を水源とする用水路の場合、途中で溜池を作つて雨水をためて、補水することがあります。これを親池とし、それを補助池とする場合は調査相手にきいてさきめて下さい。なお補助的な溜池は○印ではなく何カ所あるかを記入するのです。

(ロ) 揚水機　これもまた水源が河川、溜池などどちらの場合にもあります。ここには本手や揚水施設とはなく、本手の施設とは用水不足が起るのでその補助施設として設けたもののみについて、その揚水機設置の力所数を調査することになります。

(ハ) 他の用水路から　他の用水路よりふだんから承水、分水または賣り水しているものがあつたら、○

印をして下さい。

(二) 井 戸 つぎに補水するための井戸があつたらその力所数をきいて書いて下さい。

(3) 農業集落内の農家に關係のある受益団の受益面積 農業集落内の農家に關係のある受益集團といふのはわかりにくい言葉だと思ひますが、つぎのようになものをいふのです。

α 用水路が農業集落の農業だけのときはその農業集落が受益集團になります。

たとえば、数ヶ町村にわたる土地改良区があつて、幹線水路から分れた用水路をその農業集落だけが利用する場合はその農業集落が受益集團になります。

β 隣りの農業集落の全部または一部と水利組合を作つたり、あるいは大きな幹線水路から分れた用水路を隣りの農業集落と共用している場合もあります。この場合はこの共する範圍が受益集團です。ただし、元来用水路は幹線は広い範圍にわたつていて、その末端の用水路になれば、農業集落または数農業集落の範圍で共用するようになります。この末端の利害を同じくし水の配分や用水路の補修や清ざらいなど一纏にしている範圍を受益集團と呼んでゐるわけです。

γ さらに同じ農業集落の中でも、溪流から五本乃至六本の用水路を作つて灌漑している場合、その用水路の一本、一本が受益集團になります。

以上のような受益集團毎に受益している面積をきいて書いて置きます。

(8) 農業集落内の農家の受益面積は裏面表より取記して置きます

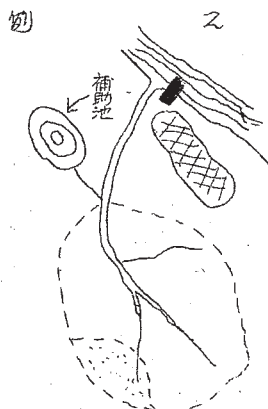
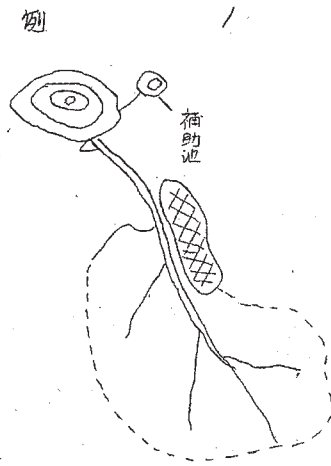
用水路の狀態のB 用水路の狀態のBは用水路の各種の慣行について調査するわけですが、調査相手は、農業集落の人ですから、農業集落に關係のうすい用水路の様子をきいてお判りませんのぞ、用水路の狀態Aできいた用水路のうちで(7)と(8)欄をみて、その農業集落内の農家の受益面積が、受益集團の受益面積の六割以上を占める用水路のみを、3の用水路の狀態Bで調査することにし、四割未満のものはA欄だけの調査で以下3の用水路についてBは調査しないことにします。

ほんとうは農家集落内だけのことを言いたいのです。用水路は農業集落にだけ利用されているものと限つていませんので、農業集落の農家が六割以上占める用水路を調査することにしたわけです。ですから項目によつては農業集落だけの事項を調査するところがありますから調査票に注意して下さい。

しかし、この用水路の状況を調査する対象をどうつかむかということでは、実際は相当に難しいので、以下具体的に事例をあげて説明しておきます。

一 この用水路の状況の調査対象となる用水路の事例――

（一）農業集落内の農家が主として利用している場合、これは最も簡単な例で水源が溜池によつていて、場合と河川によつていて、場合の二つの事例を掲げると次の通りです。



例一は溜池から一本の用水路を引水し、その農業集落だけの農家が受益している場合です。

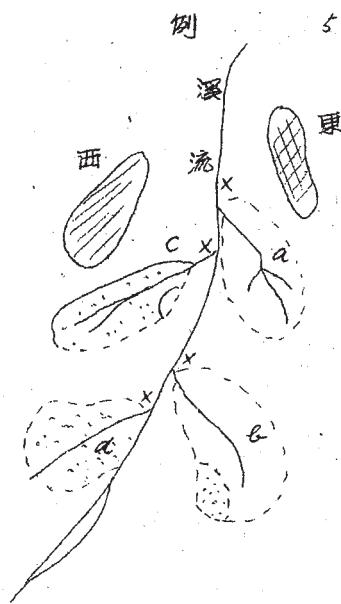
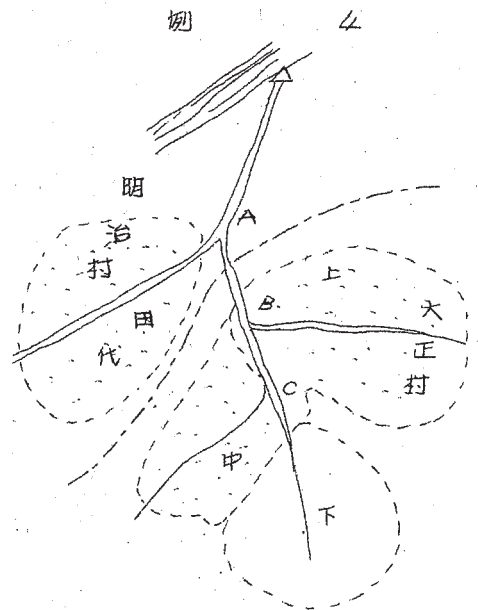
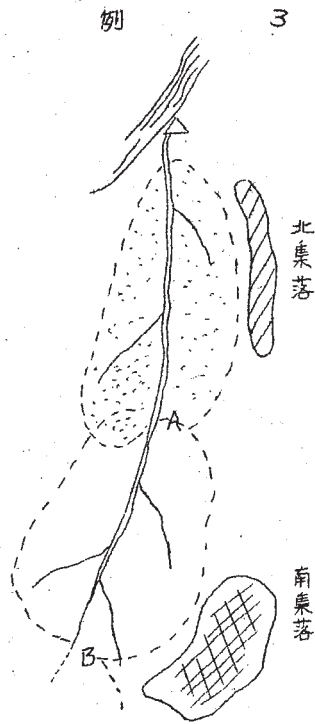
二の場合この用水路は調査対象になることは当然です。

例二は河川を用水路とし一つの補助池をもつていて用水路です。これの主としてこの農業集落の農家が受益してありますが、隣りの農業集落の農家も一部利用してあります。しかし、隣りの農業集落の農家の受益している面積は、その用水路で受益している全体の面積の四割以下で

二つの農業集落の農家が受益している面積が大割以上なので、この用水路をまじと調査の対象になります。

(1) 農業集落内の農家が大きな用水路の一部を利用している場合

例3 大ま谷河川から揚水機で揚水して一本の幹線水路を引水し、二乃至三農業集落で利用している場合の例です。この場合AからBまでの区間の用水路を農業集落が管



四

醒し、溝ざらいや小補修をしてあります。この場合用水路全体としては、南北土地改良区のものですが、南と北の農業集落はそれぞれ受益集団とみられます。したがってAからB地帯までの用水路がその調査対象となります。(この場合南集落の地籍に若干北集落の農家が入作してありますので、受益集団の受益面積の中にはその入作面積も含められている筈です)

例々ば明治、大正両村にまたがる土地改良区による用水路です。この用水路のA地帯に分量石があつて、用水が二分されます。大正村はその半分の水をB地帯に、さらに分量石によつて二つに分水し、一つは上集落、一つは中と下の両集落で利用してあります。中と下とは一日おきの灌水にしています。したがつて中と下の両農業集落の利用する水は用水路全体の水の各々半になります。

この場合下農業集落が受益集団であり下農業集落の管理する部分の用水路が調査対象になります。この場合C地帯に分量石があつて分水している場合も同様です。

例々

農業集落内の一部の農家だけが利用している場合

例々 一つの溪流からa、b、c、dの四つの小さな用水路へ受益農家五人以上、受益面積一町以上があり、a、b、c、dの四つの受益集団があるとみられる場合の例です。というのはa、b、c、dの用水路別にそれぞれ受益している農家が共同して、その用水路毎に溝ざらいをしたり頭首工や用水路の補修をしているからです。このうち

a用水路は東農業集落だけの農家が利用

b用水路は主として東農業集落の農家が受益しているが、西農業集落の農家も入作へ面積を全体の四割以下しています。

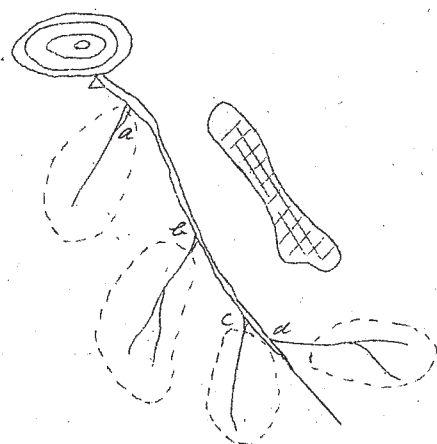
c用水路は逆に東農業集落の農家が若干入作してあります。

d用水路は西農業集落だけの農家が利用してあります。

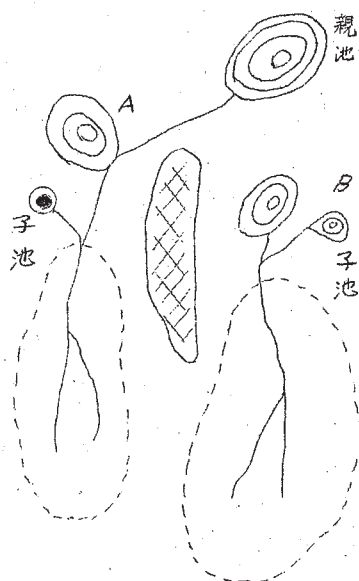
以上のうちaとbの両用水路は、農業集落調査の場合の調査対象となります。c用水路もまた東農

業集落の農家が僅かではありませんが、受益しているのこの用水路の状態Aの各圃の調査が行われますが、Bの調査からは除外されます。a用水路は果樹業集落の調査には関係ありません。

例 6



例 7



例 6 一農集落にその集落内の農家だけが

利用している溜池を水源とする一本の幹線用水路があります。その幹線用水路からa、b、c、d四本の用水路がでて、水不足のときにはそれぞれ別々に留水されています。

この四本の用水路のうち比較的大きき用水路a、bには任意の水利用組合があり、c、dには水利組合ができていないのです。しかし、c、dの受益農家が別々に溜ざらにしています。

以上のような場合a、b、c、dのそれぞれが受益集団とみなされますので、四本の用水路毎にB圃の調査を行わねばなりません。

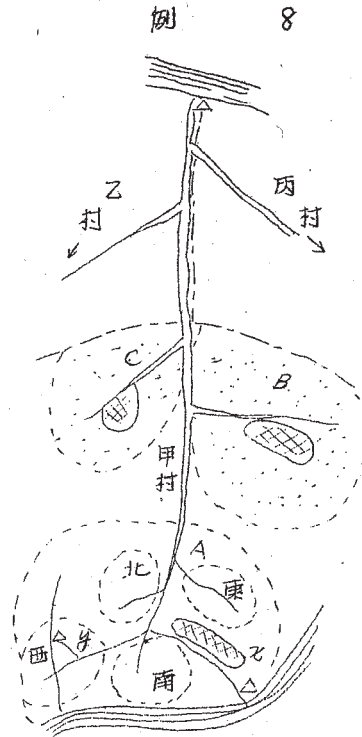
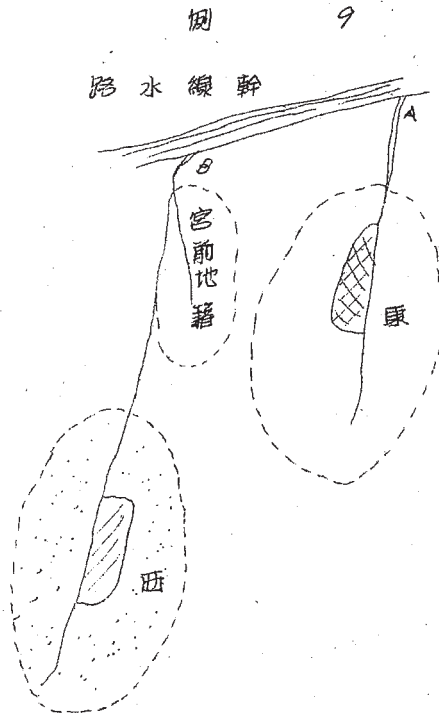
IV) 補助的施設が両方の受益集団に関係のある場合

場合

例 7 農集落に二つの溜池があり、その両方に子池があるにもかかわらず、旱魃時に水も不足するので、最近親池(c)を築造しA、Bの両用水路に補水しています。

この場合溜池cは両用水路の補水の役割しか

図



四六三

もつていふのである。A・Bは受益集団として別々に考えるべきであります。

V) 受益集団が重っている場合

例8 敷カ村の土地改良区で揚水してあります。お甲村のA農業者等は用水路の末端にあたるので、東・北の地区はまだよいが南・西両地区は毎年水不足と云うので、南西の両地区の受益者が協同してその地点で小川より揚水してあります。ところが西地区はそれでもまだ不足しています。里魁の被害をうけることがあるので西地区の受益農家一〇戸が共同して小型のポンプを購入し小川のY地点で揚水して揚水できるようなになっています。

この場合Xポンプの受益をうける南地区の農家は幹線水路の経費と二重に負担し、Yポンプの恩恵をうける西地区の受益農家は経費を三重に負担しています。

この場合XとY地点のポンプは補助的施設にすぎず用水路としては一本とみられ、その用水路としての受益集団はA農業者全体が一つとみられるので、Bの調査の対象は一つとすべき

です。

ⅴ) 受益集団とみられない例

例 9 数ヶ村にまたがる土地改良区のある幹線用水路から、東と西の両農業集落が分水しています。A地点から分水する東農業集落だけを利用している用水路は当然調査対象になります。そこで用水路を利用している官前地籍をどうするかが問題になります。B地点から分水する用水路は本来西農業集落で利用するために作つたもので、この用水路が東農業集落の官前地籍を通っているため用水路開設当時の約束として、東農業集落において官前地籍に水田をもつ農家は小さい用水路を作り水利費を負担せしめて引水してよいことになっています。

この官前の小用水路についてはまだ漏らわしをしたこともなく、西農業集落の用水路の漏らわしに出たり水利費を負担したことありません。官前に水田を有する農家は上流に位置するということと、特権的に利用しているだけだとみられます。受益集団とはみられません。このようなものはこの用水路の状態Aの調査にとどめBの調査は行わないことにします。

ⅴ) 用水路および用水の管理責任者 ニこで用水路の管理者というものは用水そのものではなく、用水路の維持保全の責任をもつ者をいうのであって、毎耳定期的にを行う用水路の漏らえや用水路の補修などの計画を對て指示する責任をもつ者を指します。

用水路の所有者と管理者とは一致する場合が多いが、例えば農業集落で所有している場合その所有の代表者は部落会長になりましようが、用水路の管理者は別に選出された水利委員であったり、また教カ村にわたる土地改良区の所有に係る用水路の場合、幹線は別として各農業集落範囲内の用水路の管理については、それぞれの農業集落に委ねられている場合が少なくありません。

つぎに用水の管理者というのは堰番・盧守・木門番などといわれるものまたはポンプの運転手など用水の過不足状況を見て、水門や樋の開閉調節、ポンプの運転などをする責任者といえます。

した用水が不足した場合に他から分水を要するような仕事も含まれます。

要するに農業集落内の農家の受益している用水全体を管理する責任者です。

用水路および用水の管理者については、次の区分にしておいておきます、用水路の管理者と用水の管理者とは同一の担当者が行う場合もありますか、その場合は両方の該当欄に同一符号を記入しておいて下さい。

法人組合の役員(1)というのは土地改良区、水害予防組合の役員がそのまゝ管理者となっている場合です。

農業集落の役員(2)とは行政区・部落会・自治委員会など、総戦前の区と同様の役割をもつ集団の役員例えば区長・副区長・部議員などのような役員が管理者となっている場合です。

稀には部落実行組合や部落会などが部落会と同様の機能を果たしている場合がありますがその場合は部落実行組合や、部落会の役員を指します。

任意甲合組合の役員(3)というのは法人(土地改良区と水害予防組合)でない水利団体の役員が管理している場合をいいます

農業集落で選挙したもの(4)というのは、用水路や用水管理のために、特別に選挙した者が管理に当る場合をいいます。例えば土木委員・水利委員・水利番というようにものを設けている場合です。土木委員・水利委員・水利番・水利番というように名前がつくとも特別に選挙している場合は、これに含めて下さい。

受益者全体ではつぎりしないもの(5)谷川などから引水する小さい用水路で、組合もなく、代表者もわからぬようなものを指します。

特定の人(6)というのは昔用水路を建設した地主さんがあり、代々その家の者が管理に当たっているような場合、または農業集落内の特定の個人が管理者となっているような場合を指します。

雇人(ウ)は揚水機の運転をする技術者などの雇い、その技術者が用水の管理に当たっている場合です。ただし雇額一石以上の手当や報酬などをつけているものとします。

(2) 取水・分水または補水施設 取水というのは用水源に貯水したり、用水の増量を図るために引水や揚水することというのですが、ここでは河川や溜池を水源とする場合、河川や溜池から揚水するためのポンプ施設があるか、または用水の途中に揚水するためのポンプ施設があるかということを確認します。またその用水路の水量を豊富にするため所有者の異なる他の溜池より取水しているかということ、他の用水路より取水しているかを確認して下さい。

この場合直接取水しているのは溜池であらざるであつても、その溜池が河川より取水している場合もあります。このような場合は、その用水路が直接取水しているところが河川や溜池によつて区分して下さい。

(3) 水の配分 農業水利中配水が一番重要で、この点に詳しく書くことにしてあります。

(4) 水を配分する期間 配水期間を調査するのは、新しい農業技術の導入や二毛作の作付増加などの場合、農業水利よりの制約を受けるようになつているかどうかを調査的にみるためです。例えば年中自由な水を利用し得る場合は農業用水(排水の汚濁は別として)の上からは制約がないものとみられます。そこでこの調査では次の区分で配水期間を調査して貰います。

主として苗代期間だけ(1)小さい溜池などの場合主として苗代期間だけ利用するものがあります。

苗代期間から(2)というのは苗代時期から本田における灌漑期間を通じて配水しているものを指します。いわば稲作期間全期ということです。

本田期間だけ(3)は苗代期間には配水せず、本田の栽培極盛期から本田の灌水の必要期間中配水するものを指します。

年中(4) というのは文字通り一年中その用水路に水を流しているものを指します。もっとも時期によ

り水量に差があると思われますが、水田に何時まで灌水し得る状態にあるもの、例えば苗代時期を早めたり、粟生種を作つては、用水の面から制約を受けまいようなものを指します。

その他(5)以上五つの分類に入らない場合があった場合、その他として下さい。

(七) 水を配分する順序、ここに代播時に灌水するときの配水順序をきくわけですから、前の水の配分時期のところで(1)と記入されたものについては聞く必要ありません。

申すまでもなく代播時期は水の最も豊富に必要を時期でこの時期に水を自由に利用し得るか否かは農作業の計画にはもちろん、代播の早晩は播種時期にも影響する場合があります。収穫にも亦影響なしとは言えないのであります。そこでここは調査票にある九つの区分にしたがって調査し、書いて貰います。

上流、下流、古田、新田などの継承については、その継承集落の入産を考えている限りで差支えないことにします。調査票に勘じたものと異なる型が横行があるかも知れませんが、その場合は異なる類にしていれることに入れ下さい。

(八) 常水番水、ここは早晩が起らない普通の状態のときに常水となつているか、番水となつているかをきくわけします。

常水というのは番水に対する言葉ですから、ここは番水について説明しておきます。

番水というのは本来足りない水を用いるためのものに利用できるといふことにお互に譲りあって利用する趣旨から行われるものであります。足りない水を平等に利用するといふ趣旨では番水の外に、配水量を公平にするため分層水、分層石などの施設を設ける方法法を多く行われます。この施設を設けて行う方法に対し、番水は時間により配水量を制限しようといふ方法で一定の時間と一定の順序によって秩序正しく配水する方法です。その時間には日割を行つ場合と時間で行う場合などいろいろありますが、今は調査の見える時間など番水の交替時間を測ったところがありました。

以上述べたように番水は配水を公平に行うために行われるものであるから、夕刻から早朝までの間、池の通を閉じ、日中だけ用水路に水を流す慣習のところがあります。このようなのは番水ではなく常水にすべきであります。

以上のようを番水に該当しないのが常水になりますので、説明は省略しておきます。

(4) 用水の不足状況　ここには受益集団内の農家の経営する水田について終戦後の用水の不足状況を調査することになりました。ただし終戦後用水源となつてゐる粗池の嵩上げをしたり、河川の取入口の堰堤の嵩上げを高くしたり、他の用水路から新に取水することになったり、或は揚水ポンプを増設するなど拒否的な水利改善施設を行つたものについては、その後の実情を聞くことにいたします。要するに現状の水利施設の下つたように水不足となつてゐるかを知らねばならぬために調査するのです。用水不足は耳により甚しく異なる場合が多いのの一、二を挙げておく。終戦後の実情をきくことにしたのでありますが、すでに水利改善施設を行つたものはその後の状況を調査すればよいわけである。水利改善施設を行つた前の実情をきく必要はないのです。ところで用水の不足状況を調べるには色々な方法がありますが、この調査では次の四つの段階に分けることにいたします。

カンバツ時には用水不足とならなかつたもの(1)

カンバツ時に若干不足したが、カンバツによる被害が軽微であつたもの(2)

ここに被害の軽微というのは農集集団内で水廻りの一番悪い一部分の箇所が一割以内被害を受けた程度とすることにいたします。

カンバツ時には用水不足のため被害が甚だつたもの(3)　　というのは、旱魃の甚だけいの場合より多くの被害を受けたもの、すなわちその被害面積からみて相当広い部分にわたつて一割以上の被害を受けたもののであります。

普通の場合でも用水不足のためカンバツの被害があつたもの(4)　　とは、特別な旱魃でない年にも用水不

要を

足のため、農業集落の担当部分に一部以上の被害をうけた場合はもちろんすが一部の耕地で一部以上の被害が発生した場合(4)とみることにします。また軽微な被害の場合でも、担当を範疇に発生した場合(4)とすることにします。被害面積のなかなは植付不能田や、植付後水不足のため犠牲としたいわゆる犠牲田も含めます。

(5) 用水権の分離譲渡 各農家の田に引水する権利、すなわち用水権は多くの場合耕地と合体しており、水田を購入したり小作したりすれば、その水田に附随して用水権も動くのが普通ですが、ところによつては用水権が水田の所有権や、耕作権とは別個に譲渡される場合もあります。そのような慣行があるかないかを調査するのです。そして、もしそのような用水権が耕地と別個に譲渡される慣行が相当にある他方については、さらに後述詳しく調査せられるものと予想し、この調査はどのような慣行があるかないかだけを調査しておきます。

(6) 家庭用水または防火用水としての利用の有無 農業集落内は農業用に利用する用水路の水を飲料水、炊事、風呂、洗濯などの家庭用や防火用にも利用しているかどうかをきいて下さい。そして、家庭用や防火用にも利用している場合は、と略号を記入します。ほとんど農業集落内で利用する者が数戸以内しかない場合は、利用しない方の略号を記入して下さい。家庭用水としての利用の有無は非農家も含めて下さい。

(7) 水系区分 用水関係の調査票は後で農業水利の標本調査その他の利用のため必要が生じた場合、水系別に集計できるように、次の四段階に分けて区分しておくことにしました。

1) 河川法適用河川名(1)というのは、河川法を適用する河川名という意味で、全国で三四九河川がこれに該当します。その該当河川名を記入します。

11) 河川法準用河川名(1)というのは、河川法を準用する河川名ということ、全国で三三九一河川がこれに該当しています。

47)

普通河川というのは、普通河川と準用河川を除いた残りの河川のことである。全国で約二四〇〇〇河川あるといわれます。その中をさらに(ハ)、(ニ)の二つに分けます。

(ハ)は(ハ)の普通河川または(ハ)の準用河川に注ぐ河川、すなわちこれらの上流、支流にあたる河川のこととをいいます。

(ニ)は(ハ)以外の普通河川、すなわち湖沼や海に直接注ぐ普通河川のこととす。

と二つで、これらの普通河川名や準用河川名については、各都道府県に一覧表と地図があります。これ、統計調査事務所で一覧表を写しとり、各出張所毎に具体的に指示して置くことになっています。から、その指示通り記入すればよいわけです。

この水系区分の記入は河川を直接または間接に利用している場合、その用水路に引水するため、用水を取り入れている箇所、該当河川名を記入すればよいわけです。ここに間接というのは、例えばその用水路の水源となつていて、湖沼への取水に、河川を利用しているような場合をいいます。

河川に間接的な用水路、例えば湖沼だけを水源とするもの、井戸掘水によるものなどは、水系区分には関係がないので、該当がないという意味で斜線を引くことにいたします。

4 旱魃の対策

農業用水の問題は用水の潤沢である場合は、農業生産上に及ぼす影響は比較的小さいが、用水の不足するときは最も強く現われます。とくに農業用水の不足の状況が、旱魃の甚さなるときにも起るような所は重要な問題となります。そこでこの調査はとくに二に重点をおくことにしました。

(1) 受益農家の範囲、その他(1)の受益農家の範囲、用水路の名称および水源の種類は表より転記して下さい。

(2) 恒久的対策、ここには旱魃を防止するため対策後にとつた、主なる恒久的対策の種類をききまします。一つの用水路に二つの〇印がついておられます。また旱魃が何年も続くと田を畑に転換することお

あります。二二では、さういふものがあつたらその面積をきいて下さい。

430

(3) 被害面積

(イ) 旱魃の時の被害面積 この場合は旱魃の時に用水不足のため旱魃の被害を受けた面積をきくのです。

被害というのは旱魃のため平時作に比し、一割以上の被害を受けた面積が、農業集落内の農家の経営する水田中にどれだけあつたかを知らたいのです。元来被害面積は年により著しく異なるので、これは終戦後最大の被害のあつた年の被害面積をきいて書いて下さい。もつとあるするに述べたように恒久的な水利改善施設が行われたところでは、その施設後被害があればその面積を記入します。

このような定義を決めて下さい。被害面積を正確にきくことは困難と思われまします。以上のような趣旨を語して相手が変わる大体の面積を記入して頂ければ結構です。

(ロ) 平時における被害面積 つぎに普通の年に用水不足のため旱魃の被害を受けている面積をきくのですが、ここでは、前の場合とは異り、臨時用水繰返されて旱魃の被害を受けているいわば常習の旱魃被害地の面積が、農業集落内の農家の経営する水田にどれ位あるかを知らたいのです。ですから、ここでは被害率が一割以上などと限定せず、臨時用水不足のため旱魃の被害を受けている面積について、相手が答える面積を記入すればよいのです。

(4) ここは3表の(4)の用水の不足状況をきいたときに(4)と答えた場合にのみきくことになります。終戦後の旱魃時にとつた臨時的水利改善対策 ここは終戦後旱魃時にとつた対策をきくわけですが、既に述べたように終戦後、恒久的な水利改善施設を行つた場合は、その後の実績をきくことになつてくるので、ここをきくことは、旱魃時にとつた臨時的水利改善対策をきくことになります。

(イ) 増水対策 旱魃の時は用水が不足するわけですから、用水を補充する対策がまず取られるのが普通です。そこで急務にとつた対策をきくわけです。

(ロ) 水の配分対策 また旱魃時には不足勝ちな用水をきくわけな平に分けたり、または一部の田を犠

畦にして残った田の被害を防止するため、色々の対策が講ぜられますが、ここは調査票にある三つの分類をききとることにしました。

(ハ) 水を配分する当番 上へ番水の幾化または剰水を番水に切替えると答えた用水路について、その配水当番は農業集落内の誰れが担当したかをきいて下さい。

ここへいう配水当番というのは、その用水路の受益水田の湧水状況や、水不足状況を巡視したり、番水の切替えを実施する担当者といえます。ところによつては、この調査で用水の管理者としての掘守・掘守、水門番などと兼ねている場合もあります。その場合は掘守者の右とここへの配水当番の両方に同じ符号を記入して差支えありません。

(ニ) 堀畦田の順序 (ロ) のところへ堀畦田を設けるところを答えた用水路について、堀畦田を設けた場合の順序をききます。

(ホ) 堀畦田に対する補償の有無 つぎに堀畦田に対する補償の有無をきいて下さい。ここへは金額の大小やその補償方法の如何を問いません。

5. 農業水利の経営と賦役

最後に農業水利の経営の徴収や用水路の涌ざらいなどの場合の賦役方法について、最近年の実績を用水路別にきいて貰います。

(イ) 経営の賦課方法 ここへ経営の賦課方法と称しているのは、新設または臨時の大改修工事などの経営を指しているのではなく、毎年度徴収されるポンプの運転手の給料・電気料・番水人への手当、分水の謝礼金などの経常的な水利費をさしています。ところによつては徴収されていないところもあると聞かれます。

(ロ) 分水または剰水を受けるための対策 ここへは他の農業集落または同一農業集落内にある他の溜池や用水路から分水して貰ったり、剰水をうける場合についてききとるわけです。

(イ) 支払先 ニニニは分水・取水・貰い水を受けたその対価を支払ったその相手先についてさいて下さい。

(ロ) 牛馬の対価 牛馬の年するなわち草摺のなかつた年への対価の種類をきくところをす。

(ハ) 草摺時の対価 草摺時にはとくに現金や現物を増加して支払うかどうかをきいて下さい。

(ニ) 賦役 用水路の溝ざらいや小修理などの賦役と、用水路の水源となつてゐる溜池のある場合その溜池の底ざらいや小修理の場合の賦役についてききます。

(三) この場合の賦役は、新設または大改修などの場合の賦役を含みません。毎年定期的に行つてゐるものみに限ります。

(四) 不出役者の措置 不出役者に対してどのようなことをきくところをす。

多くの地方ではむを駕ない事情例えば病人が急に出たとか、雇用があつたとか特別な事情のため出役しない場合は黙認してゐるようをす。したがつて、ここにいう黙認というのははするくに出なかつた人々について黙認してゐる場合のことをいいます。したがつて(ニ)や(三)の場合ではむを駕ざる事情で出役しなかつた者から徴収したり、出役せしめたりするという意味はありません。

(IV) 雇用林野およびその他の土地

1. 調査の目的

農業集落調査の調査項目の中へは、用水と共に雇用林野は最も重要な調査項目となつてゐます。雇用林野が何故そんなに重要であるかを理解して置くために、以下簡単にその必要を理由を述べておきます。

(イ) 雇用林野は農業経営や農家の生活上極めて重要な役割を果つてゐる所が多いのです。とくに山村や麓山村においては雇用林野がないと、農業経営や生活がでさなくならるところさえあります。すなわち其用の採草池や放牧池を利用して牛馬を飼養したり、自給肥料を作つてゐるからです。あるいは其用の林野から薪や粗糞をとつて燃料としてゐるところも沢山あります。

このように共用林野に頼って農業をやつたり、生計を営んでいるところは、この共用林野の状況が判らなければ、農業のしくみの全貌が判つたとはいへません。あるいは、また用材林や薪炭林を切つているところではその収入で農業集落の設備や林道を切つたり、共同作業場を作り、穀倉や薪炭場を購入しているところもあります。またその収益でその農業集落の負担する中學校の建設資金や林道の寄附金を支出しているところもあります。またその収益の一部または全部を個人に分配しているところも少なくありません。

さらに御承知のようにわが国においては、薪を採つたり採草する林野の大部分は封建時代には農民でありました。そして村落民が入会して利用していたものとす。それが明治維新の「地租改正」や「土地官民有区分」をはじめ各種の土地制度の改革をきつづけとして、部落民有の制度がくずされ、その後公有林野の統一、入会地の整理など幾度か部落共用林野に対する直接間接の上からの勸誘や強制がありました。それにともみわらず今日各地に部落共用の林野が残っています。そのことはいかに共用林野が農家にとつて必要であつたかを示しているものと思われれます。したがつて農業の構造をみようとすると今回の調査において、この共用林野を整理することはできないのです。

- (2) 農業経営または生計上必要な共用林野であつて、農業集落によつてその態様は種々あります。共用林野を整理すると農業経営が成り立たないような所では、この共用林野は農業集落の統合上重要な役割をしてあります。しかし共用林野があつて、あまり農業経営や生計上役立っていないところもあり、共用林野のない農業集落も少なくありません。したがつて共用林野の有無や、その有り方を調べることによつて農業集落の近代化段階にある程度判断することができます。そのため必要なのです。
- (3) 共用林野の実態についてはこれまゝのところ全国的に統一して調査したものがありませんでした。今回の調査によつて農業経営や家計上非常に役立っている共用林野の性格、運営、利用などの実態をつかむことができず、ので今後の合理的な林野行政や農業経営の改善政策を樹てる上に役立つわけ

るす。

以上三つの必要から採用林野について詳細な調査を行うことになったのである。

2 採用林野の意味と調査の準備

(1) まず調査では、要するに農業集落搬送線の〔1〕採用林野の順で調査したものの内容をさらに詳細に調査することをおねがいいたします。

すなわち農業集落搬送線の、採用林野の面積をとらえたが、本調査ではその基礎の上にそれがいかなる性格のものか、いかに運営され利用されているかということ、やや詳細に調査しようとする訳です。したがって採用林野の概念や、用途別の分類などは、農業集落搬送線の舞台と殆んど同じであります。

(2) しかし実際の調査に当たって、採用林野であるかないかの判断は難しく、これをうまく整理しておかねば記入に際して無用の混乱が起ります。その上、採用林野の性格により、ある項目はきいてお意味がなかったり、ききにくなったりします。そこで先ず調査票をきく前に、整理表を用いて整理しておくことにします。

(3) 採用林野というものは、封建時代に「八会林野」とか「村持山」「総持山」とかいわれていたもので、その原は、部落全体の者が草や薪炭をとっていたのである、部落の人から、採用林野であることがはっきりと認識されていたのです。

ところが明治以降、土地所有権の確定や、商民経済の発展にともなうてその形が崩れて、実質的には、この調査という「採用林野」でありながら、部落の人から、明確には認識されなくなつたものがあります。これらの林野については、特にこちらから具体的に林野を指摘してその利用実態をきいて判断する必要がある。この際つぎの点に注意して下さい。

(4) まず国有、都府県有、市町村有になつていゝるものの中には、以前の採用林野がその名義が変つた

だけて、利用の面では従前とほとんど変わらないものがあります。これらのものは、行政法規や会計法規の制約から、償付の形にしたり「使用料」や「売払代金」を徴収しているために、部落の人からは「林野」として認識されたいないので普通の。ことに利用目的が木材や薪炭原料の採取である場合には注意を要します。

したがって調査集落の附近に国有、都府県有、市町村有の林野があった場合には、営林局(署) 県庁市町村役場など、歴史や管理方針について調査しておく必要があります。ことに国有林野は、これらの林野は「林野」「部分林」「償付地」等「地え施設」という名前を分されていますから、とくに注意して聞いて下さい。

つぎに神社有や特殊な団体、組合有(たとえば勧業組合、造林組合)というようになってくるもののうちにも、実質的な林野があります。

(ハ) 最後に最も困難なのは、個人有になつていて「林野」の実質の残されているものの場合ですが、これはその附近の大森林所有者の歴史について調べそれが入会山を集中した結果で上がったものであれば、林野であるかどうかを注意する必要があります。

このような訳で、林野には明確に地えの人々から意識されていないものが相当ある可能性があり、さらに、さらに調査の際に調査集落の林野の面積を調査してありますが、整理票を用いて我々が考えている「林野」をばつぱりさせこれから調査にとりかかるとにしろある次第です。

3 整理票による整理のしかた

この手引のはじめに書いてある通り、調査に出かける前に調査集落の地籍から整理票に「林野」ところを記載しておきます。整理票の1はそのためのもので、調査集落の地籍の「林野」と全く同じ形式の表になつております。そして調査にさいしてはこの表の記入にもとづいて「林野」の一件毎に確認してゆきます。その場合、調査集落の地籍の記載が誤っていることや脱着していることがわかったら、よ

く確めて正しく実態をとらえるようにして下さい。こうして確めた共用林野について一軒ずつ整理票の
にある項目を聞きとつてゆきます。

どのようなしての上記のような理由で、国有、都府県有、市町村有、社寺有、団体有の林野が実情上
共用林野になつてゐるものがぬけてゐるおそれがあります。したがつて調査集積の近くにある国有、都
府県有、市町村有の林野についてその履歴集積の人達と関係してゐるかどうかを聞き、少しでも関係の
ありそうな林野がありましたら整理票の又上記の共用林野とあらべて一筆線で境をしこめて記入し、こ
にある項目を聞きとります。

最後に社寺有、団体有など個人有の林野について、その履歴集積の人達が関係してゐるかどうかを
聞き、少しでも関係のありそうな林野については同様の処理のし方をします。(後でわかるように又の
項目を聞きとることによつて、その林野が我々の考へてゐる共用林野であるかどうか判断されます。)

なおこのところの取扱ひ方については、整理票の注意書きを参照して下さい。

なお、整理票の又に記入する共用林野の一件々が調査票を調査するさいの調査単位になりますか
ら、ここに共用林野の一単位は、どのようにとらえられるべきかについて述べておきます。

この調査においてとられる共用林野の一単位は、一筆あるいは一団地毎というのとは異なつて、
す。たとえば一つの山に一つの共用林野があつても、その中に共用林野となつたときのいささつち所有名義
の異なるものがあつたり、また同じ筆であつても用材林と薪炭林に分れていて用途が異つたりすることが
よくあります。そういう場合一団地または筆を一単位とすることは適當ではありません。逆に全く同一の
筆幅で成之し経廻しをまた共用林野の場合は、幾つもの団地、筆に分れていて用途、所有名義、管理運
営の方法がすべて同一である場合が多いので、そういう場合は調査票に記入するさい全部一括して、一
単位の共用林野と見なして筆支えないのです。要するに調査票に記入するための共用林野一単位は、調
査票の調査項目に対応して、用途、所有者、管理運営の方法が同一である共用林野をなければならぬ。

ということになります。そこで、整理票の記入に当てる。ある程度当該農業集落の共用林野の全般にわたって、その成立事情からその後のいささかの概略を問いて、別紙にメモし整理して上記の意味の共用林野の単位の見当をつけから記入にかかるとよいようにして下さい。

次に整理票のこの各項目について説明しましょう。

(1) 経営の目的 これは、その林野が主として何のために経営されているか、たとえば用材を生産するためか、放牧するためか、採草地として経営しているかということとす。もちろん主たる目的を記入するのであつて、たとえば新炭林のなかに若干の用材がある場合には新炭林とします。

(2) 共有林野 農業集落がその林野を所有し、且つ自由に経営している場合、この欄に○印をつけます。所有については字有のほか共用、記名共有等があつて、明確でない場合はありまゝから「自由に経営する」ということに重点をおいて判断します。自由を經營というのはその林野の經營をどうするかすなわち採草地として經營するか造林するか等を農業集落独自または関係政集落に決定できることをいいます。また農業集落の所有林野を他の者に貸付けている場合もここに含めます。

(3) 賃借・分収 農業集落が他の者の所有林野を經營している場合はこの欄に○印がつくわけですが、この場合は地代や生産物販売代金等の分配方法等が、明確に規定されている筈です。

(4) 経営受託 これはその林野の經營を農業集落が所有者からまかされている場合です。

造林するか薪炭林にするか等の經營の大綱は所有者に協議するとしても、經營の細部や生産物の收穫時期、方法等は集落の自由にまかされているものとす。そして所有者との間に賃借、分収等の明瞭な契約がなく、他代等も多くは名目的になつています。

(2) (3) (4) は一つの林野について、どれか一つに該当するか、或は全く該当しないかのいずれかです。二つあるいは三つの欄に該当することはない筈です。そして次の(5)、(6)の項目は(2)、(3)、(4)のいずれにも該当しなかつた林野についてのみ調査するのであります。

(5)

其用の目的 この項は農業集落の入産がその林野から採取している生産物、その林野の経営目的と関連させて考えるための項目です。つまり林野の経営目的を阻害しないような生産物採取しなくてはならないとすれば、一それるその林野の保護管理の代償として、あるいは旧入会林野の遺害の名残りとして与えられるものです。集落の人産のその林野に対する支配力はそれだけ弱く、したがって其用林野の意義がそれだけ弱まったと考えられるわけです。このため(1)の経営の目的と其用の目的と対比させて其用目的の符号より大きい数字の符号で現わされている場合には、その符号を○とみなします。

(6)

生産物の払い下げ 土地所有が確定し経営が発展してくると、農業集落の人産の利用は土地から切り離され生産物だけが注意されるようになってきます。この場合には生産物の払下げが集落の人産に独占されているかどうか其用のメルクールとなるわけです。この意味でその林野の生産物が関係集落の人産だけにしか払下げられないか、集落を離れても払下げられないか否かをききます。ただし関係集落の人産だけにしか払い下げられないことになったる、かなり以前から調査集落の人産の買取りがない場合には除くことにします。

(7)

判定 「部落共有林野」とか「部落其用林野」とかいう言葉は、それが一般に広く使われているにもかかわらず意味が必ずしも明確にされているとは言えません。そこで(2)(3)(4)のいずれかによつてとらえられたものを、この調査では其用林野と考えようというわけです。(2)(3)(4)のいずれかに○印がついたものは比較的明確に其用林野として理解されましよう。我々はこれを其用林野のA型と呼ぶことにしました。そして(5)に符号がつき、かつ○のつかないものは、上記の説明からわかるように、其用林野の意義の弱まったもので、我々はこれを其用林野のB型としました。最後に(5)で○のついたもの、および(6)ととらえられたものは其用の意味がさらに弱まったものと考えて其用林野のC型としました。

(2)(3)(4)のいずれにも該当しないものは、我々はこれを其用林野と見なしません。そして、ここでA

た、こと判定されたものについてののみ 調査票をとりあげ、それぞれ調査票の、および、で調査することになる訳です。

このようにして、整理票において共用林野であるか否かを判定するのですが、これは同時に農業集落の人達の意識していない共用林野が調査から、まいようにするための手続であることはいうまでもないでしょう。

(8) 面積 最終に共用林野の面積をきき、それが二集落以上に関係している場合は総面積を関係集落数で割って、その農業集落にとつての共用林野の面積を算出するという手続を、ここですましておきます。

4 調査上の約束

1. 共用林野 A 型

まず整理票で A 型と判定された共用林野を調査票の、の表に転記します。このさい、つぎの共用の範囲が異なる毎に一グループにして、境目に赤線をひいて区別するようにします。そして名称、用途（経路の目的）、面積（この農業集落にとつての共用林野面積）をそれぞれ欄に転記します。

(1) 共用の範囲 先に農業集落概況票では、共用林野を利用の範囲により、その農業集落の人達だけの共用林野に、その農業集落の人達だけのなく他の農業集落といつしよの共用林野に、他の町村といつしよの共用林野の三種類に分けて調べましたが、本調査においては、表を別にしはあきせんが、大体その線に沿って区分して調べることにしています。

ただし、その区分は若干農業集落概況票の場合とは相違しております。すなわち、農業集落の人達だけの共用林野 (1) 大字範囲内の数農業集落といつしよの共用林野 (2) 大字範囲の共用林野 (3) その他 (4) の四区分であります。このように区分した理由の第一は集落範囲を超えた範囲の共用林野を区分する際、大字範囲という一つの段階として、はっきり区別したかったからです。

大字範圍(3) 大字といふのはおおむね江戸時代の村であり、其用村野は江戸時代の村持ちのものを延
長である場合が多いので、大字範圍の其用村野といふのは少なくないと思われまゝ。

その他(4) 「その他」には(1)大字より広い範圍を幾つかの農業集落の其用と合つてゐる場合、(2)市町
村の範圍に一致する場合、(3)他の市町村にまたがる場合など考えられます。

なお、農業集落の範圍が大字と一致してゐる場合は「大字範圍(1)」という区分は考えないことにしま
す。それは「その農業集落の其用村野(1)」の区分に含まれるからです。

所有者(1) ここで所有者といふのは、土地台帳に記載されてゐる名義人のことです。
實質的には部落の其有財産であり、部落で管理してゐる村野であつて、所有名義人はいろいろなる

のふあり得る款です。そこで、ここでは名義上所有権を明にするという意味で、所有権者がつぎに
あける範圍のいすれに属するかの判断は、極めて形式的な解釈によつて行ふことにします。

字有(4) 所謂部落有と呼ばれるものに台帳上「字有」「大字有」という名義で登記されてゐるものが
あります。大字とが、字とかは法的根拠をもつた地方自治機関ではないのです。従来、慣行のままに
その名義で登記されたことがあるのです。

この場合、整理票の2の表においては、必ず(2)の其有村野に該当していなければなりませんから注
意してください。

団体有(5) 部落名義で登記出来ないために、部落では財産区を設置したり、いろいろなる名義の部落団
体(法人格を有する)を設置して、その団体名義で登記されるということがよく行われました。なお、

最近、牧野改良組合を設けて、其有村野の松下げを受け、其用の採草池や豊收池として利用してゐる例が見
られます。これらや報徳会など、団体有に含まれます。

記名其有(6) 所謂部落有と呼ばれるものの普通、所有形式は、実はこの記名其有です。すなわち、部
落其有村野を登記する場合、部落は法人格を持たないもので、その時の部落代表者の氏名を記載して、誰

某外何名という法理上の形式がとられることになつたのです。この場合も法理上の表において必ず(2)其有林野に該当していなければなりません。

其有(3) これは其有者すべての名義が台帳に記載されている場合で、本来の権利の其有の場合です。したがって法理上の所有権者は台帳上に記載された者だけに限られるのです。しかし、本来部落持ちであり、部落が持っているものと観念されている場合でも、登記上の手続きは、その時の部落役員または有力者数名の其有の名義でなされているものがありますが、そういうものもここに含まれます。また實際数名のその其有している林野を農業集落の人達が、實際上共用に供するようになったものもここに含まれます。

社寺有(8) 部落持ちと考えられている林野が、台帳上の名義は部落にある神社や寺院の所有名義になつている場合があります。逐に本来神社や寺院の財産である林野を部落で管理利用している場合もあります。いづれの場合も所有名義が神社や寺院であれば社寺有とします。

神社や寺院が所有名義人になり得るためには、それが法人でなければならぬ筈ですが、部落にある小さな社寺においては法人格を持たない場合が多く、その場合は、神宮や層宮の名前で登記されている。部落では部落有林といわれていますが、するにのべたように、ここは土地台帳の記載によつて形式的に決めるので(9)の個人有にして下さい。

(5) 共用林野成立の時期 共用林野には、一般に明治より前の時代からの入会的利用の伝統の名義りとして共用林野となつてゐるものが多いのですが、明治以来公有林野の統一事業が行われたことや、共用林野の変貌、分解が行われたことなどのため、部落の共用林野には幾多の盛衰消長の跡が見られる筈です。ここは親狂の共用林野について、昔からの共用林野が引きつがれて来たものであるか、あるいは明治以後部落が新に入手したものであるかを調べておきます。明治以後新に共用林野となつたものについては、更に昭和になつてからそうになったものであるか、それ以前になつたものであるかの区別をしなければ

ます。

なお、二二では昔からの部落其村であつたのが町打箱に統一されたものを賣戻したものであると、国有林の払下げを受けたものであると、または個人持ちの山を部落の財産または部落の人達の共同出資で購入したものであると、あるいは個人所有の林野を持ち寄つて共用林野としたものであると、要するにその当時において部落として共用してゐなかつた林野を新に共用林野としたものをすべて含めます。

(6) 権利者数 利用範囲がどうであらうと、その共用林野の当該農業集落に在る権利者数を二二に記入します。権利者数は、株や口など持分のはっきりしている場合は、勿論明瞭であります。が、そうでない場合でも、新に権利者として加わるには特定の条件を附して制限している場合が多いので、大抵の場合すぐはつきりすると思ひます。ただ共用林野が部落で管理運営され、収益を専ら部落の費用として利用されておき、新たに加入する場合特別の条件を附してゐないようなものは、必ずしも権利者数の範囲が明確ではありませんが、部落の職員全部を権利者数と見なし、差支えない。

また採炭地や薪炭林、置場などの場合、實際利用してゐるものは集落内の一部の者に限られてゐる場合もありますが、それは利用する必要のない者へ例へば、自家所有の薪炭林のあるものや、家の直屋根傍りのものあるいは利用する条件の異なるもの（例へば、牛馬を飼つてゐなかつたり、薪炭がなかつたりして、採炭しないもの）があるからであり、そういう者も利用する必要や条件が生ずれば当然権利を行使する訳で、このような場合、権利者と利用者とを取り違えないようにして下さい。また、共用林野の賃付けが行われてゐる場合には、實際の利用者は借受けを借受けるが、それは権利者の概念には含められるべきでないことはいうまでもないでしょう（もちろん、借受けた者が同時に権利者であることもあり得ます）。

(7) 管理機構 共用林野の管理運営が誰の手で行われてゐるかを、五つの場合に分けて記入します。ま

す大きく分けて、共用林野管理のための組織が特別に設置してある場合と(1)および(2)、そのような特別の組織の存在しない場合(3)および(4)とが考えられよう。特別な組織の存在しない場合でも共用林野の管理のための異同の役員が設けてある場合(3)と、そうではなくて部落役員の仕事の一部として、部落役員が共用林野の管理運営に当たっている場合(4)とがあります。そして上に述べた各別は、修繕費共用林野の管理が部落の機能と未分化であると考えられる訳です。なお管理のための特別の組織が設置してある場合は、その組織が当然農業集落の範囲内であるか(2)それを越える広い範囲にわたる組織であるか(1)により分けてあり、後者の方が部落との関係が薄いことはいうまでもないでしょう。最後に特定の家族のものか共用林野の管理に当たっているとか、その外以上のいずれにも該当しない方式の管理が行われている場合を「その他」に分類することとしました。

ところで、実地調査に当たって見ますと、いろいろな名称、いろいろ台やり方を共用林野の管理が行われておりますので、調査に当たっては実態をよく見きわめた上で、上記の原則にのらして、どれに分類すべきかを判断するように努めて下さい。たとえば、神社有名譽になつていて、部落の氏子総代が管理に当たっている場合、共用林野が相当の経済価値を有し、氏子総代の主たる任務が共用林野の管理運営にあるのであれば「共用林野管理のための役員が設けられている」(3)とすべきでしょう。共用林野の価値が少く、氏子総代たるが故に神社有の林野を管理していると考えられる場合は「部落の役員が管理している」(4)に含めるべきでしょう。

(ハ) 新たに収利者となるための条件 共用林野は農業集落にとつて重要な財産ですから、その収利者に加わるには何等かの制限を加えてあるのが普通です。その制限は規約として成文化されているものもあれば、不文律の慣習として守られてきているものもありましょう。いずれにしても、新加入者にとつては、部落財産に対する収利を享受するという経済的な利益ばかりでなく、共用林野の収利者となることは部落において「一軒前」としての社会的地位を認められるという意味を持つものであって、し

たかつていろいろな形の制限が行われているのです。

ここに新たに権利者となるための条件を九種類に分類して見ました。もちろん二つ以上の組合せられた条件の場合がありますし、同一の条件でも実質的には強い制約として作用する場合と然らざる場合との間に相当の段階の差があることもありましよう。それに対してここには強い又は明確な制限条件から弱い制限条件へと並べ、上位優先とどれかの一つに分類することによりいづれかの順に分類し、大まかに段階的な差異を見ることを目的としました。このような考え方に合うように、調査に当たってはよく実態をとらへて分類するように努力して下さい。それから新たに権利者となるための条件も時代と共に変化しますので、現在の慣例を知りてい設すが、それには一番最近の事例によるか現在注ぎている規約によることとしました。そして何等の規約もなく、これまでも新たに権利者となつた者が多いので、現在においてはほとんど分らないけれども、問題が生じた場合には、権利者の間の相談によつて何らかの制限条件が加えられようになりような場合の分類も考えておきました。(9)のこれまでもさういう事例に出会わなかつたという分類がこれに該当します。次に簡単に各分類項目を説明しておきましょう。

株や口などの購入(1) 株や口など持分が設けられている場合は、これを購入することが権利者となることとあり、他のいかなる条件も、これが前提になつての語ですから、持分のある場合はすべて(1)に分類すればよいことは明瞭でしょう。

決議(3) これは、は 権利者の総会、役員会、代議員のいずれにしろ、正式に決議される場合はもちろん、農村によくあるような有力者が新たに権利者となる承認を与えれば、それが自動的に部落全員の承認を得ることになるといった非公式な場合も含みます。

権利者全員または有力者の認可を得るのですから強い制約であり、明瞭にとらえられると思ひます。したがって他の条件と重なつて設けられている場合は、この条件をメルウマールとして考えるべ

きでしよう。

入会金(4) 入会金(4)を出すことお条件である場合、新加入者となる手続が、明確な場合ですが、入会金にも額の大小があり、ほんの差別的形式的な場合から、実質的には株や口を賣うに等しい場合もあります。

決議と入会金(2) しかし、入会金と決議の両方が必要な場合は、かなり強い制約となつていゝといえましよう。それと、決議と入会金といふのは二番目の順位においてあります。

農業経営上の条件(5) (6) つぎは農業と関連した条件です。これは元来、村野は農業経営上の必要と結ひついで発注したものであり、したがつてある程度の農業経営を行つてゐる家が、一軒前と見られた慣習の名残りと見ることができると考えます。

(5) は井田など一定の住持手続を有するもの、即ち一定の階層以上の農家で、女用村野を專用しようとしてゐるものであり、(6) はその条件を緩和したものです。したがつてここは、農家といふのは、我々のヘンサスにおける一定義による農家ではなく、その農業集落の農家と見做される程度のものをなければならぬと認めます。

居住条件(7) (8) 最終に居住を条件とするのですが、農業集落は地縁社会ですから、居住を条件とすることは、集落社会の一員たることを条件とするといへましよう。実際、居住を条件とするといふことは、部落費を納め、期役に出役し、冠婚葬祭などのおつき合ひに出るなど、いわゆる部落づき合ひをすること、とくに義務を課すことを、明示すると否とに拘わらず、条件として含んでゐるのです。そして(7) (8) の場合、居住条件はもちろん含んでゐると見なし、差支えないでしよう。一株や口が部落外のものによつて購入される場合は、この例外をなす訳ですが、そのような場合は分割されて行く過渡的な段階と見るべきでしよう。

もちろん(7) の場合の方が(8) に比べれば強い制約であり、部落民としての義務を課すという条件がよ

り明確に意旨されている訳で(8)になると、漸次無条件というに等しい状況になつてきます。(1)の所を述べた収判者数ははっきりしない場合は、こういう状況と結ぶつてゐるものと考へられましよう。

最後に、この共用林野の新なる収判者となるための条件の面については、(1)他の農業集落からの転入者が新たに収判者となる場合と、(2)分家が新たに収判者となる場合に分けて、それぞれどの条件を必要とするかを見ることになつています。へここの分家とは、当該農業集落のすべに収判者である家からの分家を意味することはいふまでもありません。両者を収判者とするための条件が同じ場合もありますが、異なる場合もありますから、注意して調査するようにして下さい。

(8)

(1)

貸付 共有林野を直接収判者達が利用せず、他に貸して地代を収益としている場合があります。貸付の有無 共用林野に植林が行われる場合によく貸付の例が見られ、いわゆる分収林となつていきます。もちろんその際借受者が収判者であつても差支えありませんし、国や県などの公的機関があつても差支えありません。

すなわち、相手が誰であろうと共用林野の管理者が直接貸付けて、地代をとつてゐる場合(分収林の場合を含む)かここの貸付けてゐるものとされる訳です。個人が割当を受けて割地を他に転賃している場合は、ここに含まれないことにします。

共用林野に修繕造林 農行造林などが行われている場合、あるいは収判者の一部に割り当てて貸付けてゐる場合など、漁れ歸いですから注意して下さい。

(10)

貸付先 相手が誰であろうと、前項では貸付けてあれば貸付けてあるとしましたので「貸付けてあるもの」(1)「一部貸付けてあるもの」(2)の両方について貸付先を調べておきます。

収判者のうちの特定の個人(2) 貸付先のうち「収判者の内の特定の個人」(2)というのは、収判者のうちの有力者とみ、比較的大きな林業経営者などに、集中的に貸付けて経営させる場合をいいます。さきにも述べたような収判者のうちの一定グループへとくに地域的集団などに貸付けてゐる場合や

く引き、競争入札などで権利者に貸付けである場合はここに含めず、その他の如く分類します。

(9) 持分 共用林野に対する利用や収益の権利を、一定数の株主と一口とか一名株主はいるるであり、ましようがに分割してあり、権利者は所有する株主は一口数へそれが持分です。此の権利を主張する形になつてゐる場合があります。

この持分は多くの場合、共用林野についてどういふ制度をとつた当時の権利者数だけの株主は一口敷を設け、各戸一株または一口づつ所有します。特定の家だけ二口以上あったり、逆に特定の家は一口とか一口しか持ち得ないことがあります。

い) 持分の移動 株主と分ける場合、共有財産を守る目的でなるべく持分の移動を制限するよう各配處がなされるものとす。権利者各戸には時の経過にしたがって栄枯盛衰の運命が訪れ、いかなる制限や配處にも拘わらず、持分の集中、部外への流出などを免れ難いものとす。ここは権利者内での持分の移動(1)権利者外への持分の流出(2)を調べます。後者に該当する場合のうちには、権利者内での移動があつて差支えないことはいふまでもありません。

(10) 生産物の処理 この項は用途が用材または薪炭林である共用林野についてこのみ調査します。すなわち、用材林、薪炭林の場合、その生産物の経済的価値が高いので、それをどのようにに利用しているかを問ひます。用材林、薪炭林を以て用する場合、その利用のしかたは大きく二つに分かれます。生産物を売つて現金収入を得ることを目的とする場合と生産物そのものを入手することを目的とする場合とす。

(1) 販売の有無 現金収入を目的とする場合、販売の相手方は誰であるかと、また販売方法がどのようなところにあるかと問ひます。すなわち、立木のまき売りと、薪炭を製造して売ると、そして後者の場合生産活動が権利者自身の共同出役によつて行われようと、人を雇ひ行われようと、もしくは製炭業者や伐採業者に購買させて行われようと、すべて共用林の生産物たる木の販売が行われたと見るわけ

けず。ただし、請負わたる場合を立木のまま販売した場合⁽¹⁾と取り違えないよう注意して下さい。
 入会利用⁽⁴⁾の場合でも、製炭原料を採判者に配分し、推判者が炭を焼いて販売することがあります。ようが、ここでは販売と見なしません。

ところで、山林は植林してから短くとも十年から長ければ、数十年経過しなければ不毛なことが出来ないのであるから、販売したか否かの判定をいつの事実とするかに困難な問題があります。最近販売した事実があつても、たとえま、村の中学校への寄付金を提出するため、百円以上を経つている苗木を販売したような財産処分的性格の強い販売もありました。更に、更に以上を経つているに植林を実施し過ぎているけれども、まだ一層も販売したことの無いような場合もありました。ここでは調査の便宜上、および販売の慣習並びに経済的意味を調査することを目的としている点を考慮して、一番近い時期における販売の事例のあるものを販売したものとすることにしました。すなわちこの表に用途が用材林、薪炭林であるとしてとられているものは、一応山林として経営されていると見なし、こよいさしように、余り古い慣例のことになると記憶がうすれているということも考えられるから、さうしたのです。

なお、販売の形態⁽¹⁾、⁽²⁾、⁽³⁾の区別が同一の共用林野について二つ以上にわたる場合は、主たる形態によるべきでしょう。それから、用材の販売の場合、固伐木して販売する場合もありますが、ここでは固伐木の販売の慣習は問題にしないことにします。

入会利用⁽⁴⁾ 親勘を入手することを目的とする用材林、薪炭林の利用のしかたは、いわゆる入会利用と呼ばれるものに当たります。入会を利用するということしかたは共用林野の最も本来的な型で、林野の生産物を製炭集積の人達が分けあって利用するということとです。

生産物の種類や慣行で分配のしかたにはいろいろな方法があります。最も簡単なものは採取量や採取方法、採取期間等を定めておいて、その範囲内で各人が随時に林野に入つて生産物を採取する方法

(1) 管理 用林 薪炭林のみまとして、するわら山林について、その造林、管理の開始が賦税の形で行われるか否かの区別を講べます。其用林の造林や管理は、収利者各戸の出資により行われる場合が多いのですが、労働者を雇い入れて行われる場合や、特定の者に請負わせて行われる場合もあります。後者の方がより林業経営的であり、そして前者の方が其同的結合のより強いものであるということができます。

(2) 造林 用林の造林を始めた時期 用林林について、造林を始めた時期を講べます。元来其用林野は採草、薪炭採取など其用の農用林として発生してきたものであり、それが木打生産を目的とする用林林に転換されたのはいつごろからであるかをとらえたい訳です。才一の用林として、明治時代から大正三年までをとりました。

明治中期より部落有林野の統一事業がすすめられ、一方金肥の施用による其用林野の農業上の利用の比重の減退といふことが起ると共に、用林の需要が増大してまいりましたので、これらの点から其用林野の部落有力者による経済林への転換が計られ、造林が行われ始めたのであります。その動は大正初期まる徐々に発展してきたのに対し、大正初期から急激に発展しはじめたと考えられます。一応大正三年という目途を区切った訳です。大正初期まるという意味で、大正三年をとつたので大正三年といふ程度に特別の意味はありません。

才二の時期として、大正三年から、農業恐慌期の昭和五年までとりました。恐慌にさいし経済林への転換が促進されたと考えられるからです。それから才三の時点として、農地改革をとりました。農地改革もまた其用林野の分解、経済林への転換の機縁をなしたと考えられます。

2 其用林野の型、C型

次に整理要るB型およびC型と判定された其用林野を調査票乙の表に転記します。このさい先ずB型とC型を夫々一つのグループとしてわけて記入し、隣目に赤線をひくことの外は、B型、C型の各グループ

つ毎に、其用の範圍が異なるのを各グループにまとの境目に未便をひいて区別すること、および各林、用
途（経営の目的）、其用の目的、面積（この農業集落にとつての共用林野面積）を、それぞれ別に整理
策から記載することは、すべて、の共用林野A型の場合と同じです。

(6) 収利者、受益者団体は、受益者団体、たとえば、国有林に対して農業集落の人達が保護管理に当る代償
として、製炭森木を私下げて貰ったり、薪炭を採取したり、採草・若葉などをすることゝ認め貰った
りするさいに、製炭組合とか、山林受益組合とか、防火組合とか呼ばれるいろいろな林の組合が設け
られて、いることがよくあります。国有林の利用について、そういう組合を設けておくことが、管林署と
の折衝、その他の面において便利だからです。そこで受益者団体というのは、そのような種類の組合の
ことを指して言います。この種の組合は、当該林野が二農業集落以上の共用となつて、いる場合は勿論
直隸管範圍を起えを組合（1）の場合）になりましょう。農業集落範圍の組合（2）の場合）であることも勿
論あります。また、部落の組織がそのまま上記のような団体の役割を果している（3）の場合）ことも
あります。また、採草や採刈り等の農民の利用が慣行的に残つて、いる場合、何らそういう組合や組
織のない場合も多いと思ひますが、その場合は（4）に分類します。

(ハ) 出役義務、農業集落の人達が共用林野の生産物を採取して、いる場合、その反対給付として、いろいろ
な出役義務づけられることがあります。

この場合、生産物を採取する林野と労力を投下する林野とは一致しなくてはよいのですが、労力の
投出と生産物の給付とは対応して、いなければなりません。国有林などでは時々見られるように、単に区
長などに労力の募集を頼むといった場合には、出役義務があるとは考えません。

つきに出役労力は、額によつて二つに大別されます。

(イ) 保護管理に、オ一は、保護管理といわれるもので、盗伐防止や防火見廻り等が義務づけられる
ものであります。この場合、山火事などの消火のほか、労力を實質的に使うことは少ないです。

が、保護管理の義務というのは、種落の人達には強く意識されていることが多いのです。

(4) 造林労功に 第2は、地権者、植付け、下刈等の造林労功に出る場合であります。

この場合は労功が実質的に使われるし、賃金も若干安いとしても支払われます。しかし、労功力の微達か生産物の採取の代償として前述の組合長や区長を通じて行われるところが特徴であります。

(5) 生産物の処理 生産物の処理については、B型、C型の共用林野の場合は、直接木を売るということは稀であると思われれます。むしろ、いわゆる農用林地的な利用のし方をしている場合が多いと思われるのです。その利用のされ方の具体的な方式を聞くことにしました。

(1) 生産物のとりか この場合、山林の利用としてオーに考えるべきは薪炭採取でしょう。それには職家が自家用の薪炭を採取（柴刈りを含む）している場合(2)と、薪木松下げを受け薪炭を生産して販売する場合(3)とが考えられます。つぎに、最も普遍的なのは採集（カヤ屬の利用を含む）や、落葉かきの場所として利用している場合(4)でしょう。

オ三として、きのこ、山菜など林野副産物を採取している場合(4)です。以上の四つの場合以外の場合は、すべてその他(4)としますが、その主な場合としては、国有林の保護管理などの労功に対し、あるいは、何らかの事業の補助として、助成金などを受ける場合があるのではないかと思われます。

(4) 薪炭炭木入手の平等、不平等 共用林野A型の山林の場合は、担当の販売収益のある場合が予想され、そのため販売収益の分配を問題にしたことがあります。ところが、共用林野のB型、C型の場合は、(1)で見たとように共用林野の郷民的利用が多いので、販売収益の分配が問題になることは少ないと考えられます。勿論、共用林野からの収益の上り方（薪木松下のあった場合や、助成金をもらった場合など）によつては、その点が問題にならない設けはありませんがここには最も経済的価値の高い場合にすなわち(1)(2)の符号のついた場合に限り、共用林野の利用のし方が平等であるか否かを明にするに止め

ました。

3. 林野以外の共用の土地

以上のところでは共用林野のみ調査したうえで、その他の共用の土地はここで簡単に調査することにし
ます。林野以外の共用の土地のうち、比較的重要なものがあるのは、耕地の場合です。耕地の場合のみ、
やや詳しく調査し、それ以外の共用の土地は、ただあるか否かについて調べることにしました。

(A) 耕地 以前の共用林野が耕地として拓かれた場合は、以前からの耕地を部落で所有し収益を上げ
ている場合も、ここに含めます。前者の場合には往々共用林野の中に含めて考えられる場合がありますか
ら、注意して下さい。共用地の側が耕地であれば、耕作者に解放されるのが当然ですが、実際上はい
ろいろな事情でそうされない場合があります。

この項は、およびの共用林野の場合と同様の表の形式をとってありますから、この表に適當な
ように耕地の一単位を定め、およびの場合と全く同様に一単位毎に以下の項目を調査していきま
す。

(3) 面積 面積については、ここでは台帳面積をとりましたが、ここでは実面積をとることとしました。

耕地の場合は、実面積が明瞭でしょうし、また共用林野の一部だけ開墾した場合は、実面積の太がわ
かり良いと考えたからです。なお耕地の場合には他の農業集落と共同耕作している場合はまずないと思わ
れます。したがって当該農業集落の入庫の共用耕地の面積は始めから明瞭であると思います。もし他の
農業集落との共同耕作であれば、当該農業集落の収益のとり分にたいして面積を見積って下さい。

(4) 耕地となった時期 これは共用林野が耕地に転換された時期をとらえる訳で、さきに用林林に転換さ
れた時期を調べたのと同様の項目です。元来耕地であったものを、部落が所有するに至った（それは殆
んど解放されていると思われる）のは、ここでは、便宜上昭和十六年以前の分類に含めることと
します。只、共用林野が耕地に転換されたのは、戦時中から戦後にかけて多かったと想像され、この時期の

5. 昭和二十八年四月以降の町村合併のさいの、旧町村有の共用林野の処理 最近おし健められている町村合併（二）では昭和二十八年四月以降の合併をいいます（一）にたいしては、合併以前の町村有名簿で実質上は部落の共用林野であったものについて、それをどう取扱うか問題が生じたことと想像されます。すなわち旧町村有の財産は、新町村に移管されるのが原則でしょうが、実質的には、特定部落の財産である共用林野については、当該部落の人達には、共用の実質が尊重されることの保証がない限り、所有名簿の新市町村への移譲を承認しなくてはならないであろうことは容易に想像されます。そこで二ではその場合どういう共用林野が、いかに取扱われたかを、共用林野としてA「維持された場合」と、B「消滅した場合」とに分けて調べることにしました。

A 共用林野として維持されているもの まずAの場合は、現在も共用林野であるのですから、当然／＼の表に計上されているに過ぎません。そこで、その表から旧町村合併以前旧町村有であった共用林野の名称、(1)共用の範囲(2)用途(3)面積を記載しておいて、次の項目を調べます。

(4)維持されている形態 旧町村合併後、部落の共用林野として維持されたとすれば、つぎのいずれかの形態をとつたと考えられます。一つは新たに財産区など法人を設立したり、記名共有にしたりして、すなわち所有名簿を旧村から部落に取戻して名実共に部落有林野とした場合です。いま一つは、そのような積極的な形をとらず、そのままの形で維持されている場合です。新町村と部落との間に紛議が生じ、未解決のものについては三に含めることにします。

(5)立木販売の有無 部落共用林野の新町村への移譲、共用の実質の喪失を恐れ、それに対する対策として立木（薪炭、丸太）にして販売した組合を含む）を販売したかどうかを調べたいのです。しかしこういう意図で販売されたかどうかを判定することは困難ですから、二では、旧町村合併のさいに販売されたものはすべて二に該当することにします。

(B) 共用林野でなくなったもの つぎはBの場合は、共用林野でなくなった場合ですが、この場合については、いかなる処分が行われて共用林野でなくなったかを中心に調べます。

(1) 処分方法 処分の仕方としては、大きく分けて新市町村へ移譲された場合と、分割された場合とが考えられます。そして後者については、権利者への平等な分割か、特定のものに集中した分割か、権利者以外にも及ぶ分割かに分けて調べます。

新市町村へ所有権が移ったのみで、其用の実態が残っている場合はここには該当せずAに入れます。

〔V〕

農業、林業および漁業関係の慣行など
調査の目的

農業関係調査の中で農業関係の調査は、其用林野や農業水利について重要な項目です。と申しますのはわが国の農業においては、農家がめいめいで所有している生産手段の外に、其用の用打林・薪炭林・採草池・放牧地などの林野や農業水利施設や其用の農業用具をもっている点が多く、極めて密細な耕地を經營し、大勢の人々がその狭い耕地を耕しながら、農業関係の面において協同している面が極めて多く、この農業関係の面を除くと、ほんとうの農業生産あしくみが判らないからです。

農村には総数多くの人々が入ってきて、多くの者が在野的な農業者といわれていきますのに、農業期とるなれば、実態調査結果によれば一日六〇〇〜七〇〇円、賄いを入れると一〇〇〇円にもなる労働力を入れていいる地方もあるし、会社や工場へ入っている職員や労働者を、農業期には休ませて田植や稲刈などの作業を、手伝わせている農家も少ないのです。

とくに問題になりますのは、吾々がらの横断による農家相互の扶け合いが、まだ各地域に広く行われている点です。何故問題かといくと、労働の扶け合いは農業経営上大変役に立っており、わが国の農業は小さい経営ではあります。米麦作を主としている関係で春秋二期に労働が重なり合います。その期間の作業は短時日の間に大勢の人を雇ってやってしまわないと、大変不経済だったり間に合わなかったりするのです。例えば田植の腰巾着で代掻きをしたあとすぐ播種しないと、植えにくくなり能率がうんと落ちます。

そのため井馬の代掻能力と歩調の合う程度の人數を揃える必要があります。水の自由なないとこはなおさら水掛りの單より時期に一番に荒代極なり、田植を行う必要があります。養蚕の陽合も上緩期には、蠶桑を短期間に上繰せないと非常に不利益となります。このような事情のために舊から、蠶桑期にはとくに、扶け合う組織や慣行があります。また、井馬や蠶桑具のない惣家は、自分の手廻と交換に井馬や蠶桑具を借入れる慣習もあります。このような慣行は蠶桑経営に大差を及ぼしています。しかしその慣行があまり強くなりすぎるとこころでは、独立経営の農民となることをさまたげたり、農村の民主化をおくらせたりしているところもあるのです。また、蠶桑界内に伴ういろいろの慣行があり、それが蠶桑生産力の発露や農村民主化の上から見ても重要な意味をもつと思われるので、とくに重要事項目だけを拾って調査し、蠶桑集落の発展とどのような関係にあるかを、明らかにすることになったわけなのです。

之、調査上の約束

(1) ゆい、手廻舊、共同作業および手廻いの慣行、ゆい、手廻舊、共同作業および手廻いの慣行について、蠶桑と漁業を除き蠶桑と生活上の手廻合いの慣行についてこきくことになっています。

(2) ゆい、手廻舊、共同作業、まず最初に(1)の蠶桑集落内の蠶桑業についてゆい、手廻舊や共同作業が行われているかいないかをきいて、行われている場合どんな作業に行われているかをきくことになっています。

また、郎落実行組合などが中心となつて行っている共同作業と、本家や親方などが中心となつて行っている共同作業と、その他の三つに分けて調査票にある六つの蠶桑業別にきくことになっています。

ここでゆいや手廻舊というものは、例えば、親せきの家へ急に病人ができたため親せきのところへ寄つて、その蠶桑業を行い、急病気がなおつてから手廻を返して貰うというようになるのは急めません。慣習として、相互にゆいや手廻舊を行っている場合を指しこいます。

また、蠶桑集落内で十戸位の農家が田植や脱穀作業を計画的に共同で行う場合は郎落実行組合などが中

心となつてに含めます。また、本家や親方などが中心となつて行う共同作業というのは、たとえば、田植のときに本家と分家のものが共同して、各自の田植田を定め、本家が中心となつて計画地に行う共同作業のようなものをいいます。ただし、本家分家の関係であつても、また、また行つていゝようなものは、ここに含めないで、その他に入れることにします。

(2) 過不足の調整、ゆい、手回替および共同作業を行つた場合、農家相互の間に過不足を生ずる場合も少なくないと思われまゝ。その場合どうしてゐるかを四つに分けて置くことにしています。

二二は(1)表で田植、米麦の脱穀、穀すりおよび上落・瀬外しに該当のあつたもののみについて置き、つて下さい。

(3) 農作業以外の手伝い(1)および(2)で書いたのは農作業についてでありましたが、ここには農作業以外の作業について置くことにしています。農作業以外の作業というと、例えば家屋や土蔵を新築するとか、屋根のふき替をするとか、場合合に手伝いに行く場合と、農具・材料の者が火災で焼けた場合、その家の灰片附けや、水害をうけて家が倒壊した場合、その家の灰片附けなど、災害を受けた家に手伝いに行く場合があるかどうかを置いて下さい。

二のような場合、親せきで行くのは当然ですが、この調査では親せき以外の者が手伝いに行く慣習の場合にのみあるに〇印をして下さい。なおその農家の両隣りの者とあ、ぶいんその家と親戚にしている者が、手伝いに行くというのは親せきに準じて含めないことにします。

しかし、隣組とか班として手伝いに行く場合は「ある」に〇印をして下さい。

2 移動労働 これは移動労働について置きますが(1)は受入れる方は出る方です。

(1) 移動労働の受入れ これは移動労働を受け持っている方はいないかをまずねるところです。例えば山附地方では、田植が平坦地より早く済むの自分分の田植を済ませてから、田植の遅い平坦地へ一週間なり十日間なり泊りこみで働きに出る慣習があり、平坦地では、そのような労働をあてにして農業経営を

行っています。あるいはまたみかんの収穫や茶つみなどについても、他元の労働力は不足するため、他の地方から労働を入れている慣習があります。このように他の地方から毎時労働を入れている場合に「ある」に○印をして下さい。他の地方から労働を入れている戸数で一、二戸位しかない場合や、特別の事情例えはその農業集落に凶害の復旧仕事があつて、その時だけ労働が不足したのを、他の地方からの労働をいれたような場合は「殆んどない」に○印をして下さい。

二、その他地方というのは、ふだん労働を供給している範囲以外をいいます。

つぎに、移動労働を入れた場合、主としてこの作業に競争せしめられたかをきいて、該当欄に○印をして下さい。

以上の場合「相当ある」は農業集落内の戸数の半分以上の戸数が「若干ある」は三、四戸から半分未満の戸数が、移動労働を入れる場合をいいます。

(2) 移動労働に出る方、つぎは前の場合とは反対に移動労働として、他の地方へ出ていくかどうかを調査します。

この場合、職業安定所幹旋のものも含めて、他の地方へ集団となって毎時労働に出る習慣があるかを調査します。前の場合とは異り、農業だけでなく林業や漁業の場合も含めてきいて下さい。

農業についてだけ労働に出かけた先での主たる農作業をきくことになっています。(1)と(2)の「相当ある」「若干ある」「殆どない」の戸数の割合は(1)の場合に準じます。

3. 労働の幹旋者

(1) 労働の幹旋者の有無、二、三は、農業、林業および漁業に従事する者を幹旋する人が、農業集落内にいるかどうかを調査します。この場合前に調査した他の地方へ出かけて切らくいわれる移動労働の幹旋にけるなく、その農業集落内や隣りの農業集落などに、労働に従事する人を幹旋する人を含まれます。茶産地には茶つみ人夫を兼ねてその集落内や、近くの農業集落へ雇われてゆく茶つみ頭おられます。

四葉

みる

雇主は個人個人に頼まないと、茶つみ頭は本年は、何日から何人うつほしいというように頼み、借金もこの茶つみ頭と交渉してまとめ支払います。このように茶つみ頭は、当然幹旋する人の中に含まれますが、このようにはつきりしたものをなくして、農業者団内での人のところへ行けば、雇人を幹旋してこれと言われているような人も含めて下さい。ただし、職業安定所の職員は除いて下さい。

また部落実行組合などで幹旋する場合もあると思われ、これも含めて、いろいろないかをきいて下さい。

(2) 労力の 幹旋者の種類 (1) で該当者があつた場合には、茶つみ頭のように自分が中心となつて人夫をつれて働きに出る人と、単に労力の幹旋だけする人および部落実行組合の三つに分けて、雇用の労力が農業者か林業かあるいは漁業かをきいて下さい。

該当が二つ以上ある場合は○印が二つ以上について記入ありません。

4. その他

(1) 農業者団内賃金の協定 農村には、農業者団内賃金の協定をしている所が相当あるようです。

その協定の内容が田植とか麦刈りなど忙しいときだけの協定のものと、年間の耕作業全体にわたって協定しているものなどいろいろあります。この調査ではそのどちらをよりことにします。

また、その協定を行う団体についてみても、農業者組合または農業者委員会・部落・部落実行組合・部落内の無業者の団体などで行う場合と団内にいる人またはその団体で行う場合など、これまたいろいろの場合があります。そのすべてを含むことにします。したがって、その協定はその農業者団内だけでなく、教養集録または大字の範囲で含むことにします。

また、賃金の協定があつても、十分守られていない場合もあります。それらを含めません。協定のある場合は「ある」に○印をして下さい。

協定をしているにないは、昭和二十九年の事実によつて求めることにします。

(2) 定休日 農村には、正月、お盆、お祭りなどの外に、とくに田植がすんだ後には田休みとか農休みと称して、二日、ないし三日間部落会長その他から触れがきて休む習慣があったり、早天候などの後急雨があったような場合雨休みと称して、これまた部落会長などから触れがきて休む慣行があります。

このような慣行は、可成り古くからあるもので、いまなおその慣行が残っているの、その実態を調査するのは、この調査の一つのねらいです。

もう一つのねらいは、稼給生活者などと同じように毎日曜とか、毎月一日と十五日の二日間とか、その農業集落の人達が申合せで、定休日を作っているかどうかを調査して下さい。

この場合、その申合せの範囲が数農業集落とか、町村全体であつておかまいません。調査する農業集落の農家に関係のある定休日については上記の西いものと新しいものに分けて数当があるかないかを調査して下さい。

定休日ですからその農業集落をみんまで遠足に出かけたとか、温泉に行ったというようになるのは、休みには違いないが定休日には含めません。

(3) 共同炊事と託児所 農業集落で最近の三カ年の間に農繁期に、共同炊事や託児所を設けられたことがあるかどうかをきくわけです。農繁期以外の時期から常設となつてくるのは含みません。

(4) 日産賃金 ニニではその農業集落の日産賃金の水準を調査するために行くもの、ですから、昨昭和二十九年の田植時期における日産賃金だけについて、男女別にきくことになっています。

この場合の食事については賃金の外に、何食給与しているかを問うわけで、オヤツ程度のもものは含めないう下さい。

その他の現物は、一戸や二戸例外的に米をやるとかいるを持つて帰すとかいうのではなく、その他方で、一般的に行われている場合のみその品名を書いて下さい。数量は記入する必要がありません。

また、現金を支払わないう現物のみで産うものは調査しないことにします。「田植時期の日産事例が

殆んどないしは例えば、果樹だけの農業集落の場合で、水田の全然ない偏合や、水田があつてゐる日雇等例のない場合をいいます。

道ぶしん

道ぶしんの意義

道ぶしんということとは「農業集落の決定ならぬに調査区設定手引」の十九頁で、集落の賦級という言葉を説明してありますが、ここに重ねて説明しておきましょう。

道ぶしんを行う道は必ずしも、集落、里道といわれるものばかりでなく、村道の場合もありましようし、林道の場合も含めて差支ありません。

道ぶしんという名には、集落とか林道の新設や延長の場合の賦級があつてもそれは含めません。また橋梁の修理とか石垣を積みなおすため、材料を運んだり、大工や石工などの職人を使用するような大修理についても含めないとします。あるいはまた、人夫だけを招く修理も、何年か一回といふようなものは含めません。要するにここからいふ道ぶしんというのは、集落の人々が道ぶしんと称している耳数回へ春と秋に一回宛といふのが一番多く、夏行つところもあります。各戸から一、三日ぐらい一掃には十数日のところもあります。出役して、用や雪で崩れた土堤をなおしたり、流された路面に土を盛つたり砂利を敷いたり、玄壇になる道端の木の板を払つたり、あるいは橋の小補修を行つたりすることを含むです。この場合里道だけでなく村道も含めますが、この場合は農業集落の担当する区域が村々によってほぼ決つてゐるのが普通です。

道ぶしんの場合賦級がなくなつて、農業集落で現金を払つて人夫を雇つてゐることもあります。この調査では、どのような場合も含めて調査することになっています。なお毎月一回とか数回、日を定め道路の清掃を行うため、道路整備デーを設けてゐる所もあります。これはこの調査には含めないことにいたします。

2. 調査の目的

値ぶしんの横行は農業集落の決定にも利用したように全国的にある横行であり、かつ農業集落の結合を示す非常によい目印となります。値ぶしんの横行は封建時代より永く続いてきたものと認めれますが、農村の近代化とともに値ぶしんのあり方も大きく変わってきております。一例をあげますと、昭和十一年以上に出役する値ぶしんが経営耕地の大きさなどに関係なく各々同じ日数をずつてゐる所、経営耕地の広さや、部落費などに比例してゐる所、横役によらずに部落会費の経営を負担し人夫を雇つて行つた所、その他いろいろの段階があります。しをばつて、値ぶしんの横行をみると、その農業集落の近代化段階を識別する一つの有用な指標となるのです。

農業集落の近代化段階を判別する必要があることは、すでに述べてある通りで、ここでは重ねて申述べません。その識別の資料とするため値ぶしんの調査を行つてゐるのです。

3. 調査上の約束

(1) 値ぶしんの有無 二二では値ぶしんの有無をきくだけです。値ぶしんとは、どの範囲まで入れるかは説明して置ります。

(2) 横役の方法 値ぶしんの組合の本系の形は横役にあります。近代化した農村の中には農業集落の人夫を雇つて行つてゐるところもあるのです。横役と人夫を雇つて行つた場合と両方きくこととしてあります。この場合、春には人夫を雇ひ秋には横役を行つというように両方ある場合があると思われますが、その場合には両方に○印をして下さい。

(3) 出役割当の基準 出役割当日数の割出しがたは、各農家が同じ日数をずつて出るのが一般のようですが、部落会費や耕作区別に比例して出役する日数をきめるところもあるのです。この調査項目を設けてあります。

所によつては農家は二日ずつ、非農家は一日ずつというところもあります。ここは農家だけについて

て調査するので、各農家が同じ日数をして「各農家が同じ日数で」に入れて下さい。また春は各戸同じ日数、秋には夏別割という場合があります。この場合は「各戸同じ日数」と「耕作別割」の両方に〇印をして下さい。

(4) 出日当の支払　ここは賦役で出役した場合に「出日当を支払うか」とかを記入して下さい。出日当は一般には日産賃金より低いのが普通です。出役者に対して日産賃金より著しく低い賃金を支払った場合は「出日当を支払う」に含めます。

(5) 調査する「人夫を雇って」とこの場合は「出日当を支払う」との区別ですが、人夫を雇ってというのは、農業集落内の各戸に出役を割当しない、部落会長や道庁委員などの責任者が、特定の人を雇って行く場合を指します。ですから賦役で各戸が出た場合は、たとえその賃金が日産賃金と同額であっても、それは賦役に当るので、(4)の「出日当を支払う」に該当します。

(6) 不出役者の措置　出役しないものがあつた場合、その日にその家で急病人がゐるとか、他の家の仕事例えば村議会の出席したためとか、集落民が一般に必むを有ない事情と認めるときは黙認するの。か一般の慣行のようでありますが、ここを「出役しない者」というのは他の諸付仕事に中々とか、するけて出役しなかつた者でない、その場合の措置について書くわけです。

このような者に対し、日産賃金より安い出不足金をとる事例が可成りあるようですが、後日農業集落の別の作業に出役して貰う折もまたあります。これらの慣行があるかどうかを記入して下さい。もし二つ以上の慣行があれば、二つ以上に〇印をして差支えありません。

(7) 非農家の賦役　非農家についてる農家の賦役があるかどうかを記入して下さい。非農家のうち出役日数が少ないとか、二回のうち一回しか出役しないとかの場合でも「ある」に〇印をして下さい。また非農家のうち一部にだけ賦役される場合は「ある」に含めて下さい。

その農業集落に非農家がいない場合は「非農家がない」に〇印をして下さい。

農家、非農家の区別は、調査相手の考えている通りで差支えありません。

共同作業場、その他

調査の目的

(VII) この度は、共同作業場および共同農産加工所、農林産物の共同貯蔵施設、班蚕共同飼育所などの共同施設について調査することになっています。

共同施設を調査する目的は、農業集落内の農家の農業経営や農家経営上役立っている共同施設がどれだけあって、それがどのような実態にあるかを明らかにするに努めます。共同施設にはここに具体的に名称を入れた施設の外にまだ沢山ありますが、全国的にみて特に重要だと考えられるものだけにとどめたいので、調査票に記載していない施設があつても「共同作業場」共同農産加工所でないに○印をして下さい。

調査上の約束

調査の範囲 このには、その農業集落内にあるものをだけてなく、他の農業集落と共用のものも含めることにします。また、部落や大字の所有しているものだけでなく、部落実行組合などの部落的産業団体所有のもの、農協や会社所有のものも、教部落の範囲で利用するようになってくるものはすべて含めることにします。更に申せば農協や会社など村一円とか、村内に乏すか所しか設けてないような施設を除くということです。

(1) 共同作業場および共同農産加工所

共同施設の作業種類 共同作業場と共同農産加工所についてまず最初に調査して下さい。

この度は共同作業場や共同農産加工所の建物がある場合にはのみ調査します。したがって、さらに共同作業場や建物があるかどうかをたづねます。しかし、たゞあるかないかをきいた場合、ないと答えて、共同作業の種類を細くきいてみると、それならあるというような場合も多いので、あると答えた場合はもちろん、ないと答えても一応調査票にある作業種類をきいてみて下さい。そして例えば「脱穀、精米

穀すりしについで全部穀当があればもちろん、その三つのうちで一つでも穀当があつたらしく、欄に○印をし下さい。

なお、ここでは、その建物の中を利用しない移動用の施設、例えば穀すり機や、精米機があつても調査しないことにします。へ穀機具については、調査票の農家集落施設欄に記入するに調査しなくてはならない。ここには共同作業場や共同農産加工所を、どのような作業をしていのかを調査するのが目的です。

2) 専用兼用の別 ここでは、その共同作業場または共同農産加工所が、専用か兼用かをきいて、それれ該当欄に○印をして下さい。兼用というのは、共同集会所などと兼用するのさしい、一つの共同作業場の中へ、例えば精米と製パンを行つていふという意味ではありません。

3) 専任職員の有無 つぎに、その共同作業場または共同農産加工所に専任の職員がいるかどうかをきいて下さい。ここで専任職員というのは、必ずしも専任として専任している者でなくとも、差支えありません。例えば、共同脱穀とか共同の製茶とかについては、季節があつて年中行われるものではないのです。このような場合、すなわち共同作業場の行われる期間に季節性のあるものは、その時期だけ専任する者が居れば専任職員が居ることにして下さい。なお、また精米などの場合、農家集落内の数量が多いので毎日行わず一週間に一回大塵と金曜の日だけ専任の者が出て、精米を行うというような場合も、専任職員がいるに該当することになります。また、郡若会の事務員が兼任している、いるに○印をつけて下さい。共同作業場や農産加工所が二つ以上あつて、そのうち一つだけに専任職員がいる場合についての方には、○印をつけて下さい。

4) 利用範囲 ここでは、その共同作業場や共同加工所を利用する農家の範囲をしらべるところで、その区分は次の三つになっています。

農家集落の一部

農家集落のほぼ全部

他の農家集落と共用

ここは農家集落の一部というものは、農家集落内が二つなり三つなりの地域に分けられ、その一つなり

二つの地域の農家が利用してない場合と、農業者の有志が出資してその看だけしか利用できないものを指します。ですから、実際利用している農家が農業者の一部の看だけであつても、農業者のほぼ全部の農家が利用し得る建物になつてゐる看は「農業者」とほぼ一致に含めることにします。

また、他の「農業者」と並用というものは、その農業者専用のものを他の農業者から親せきなどを頼つてきこ一、二戸利用してゐるようなものをなく、他の農業者の全部または一部をよいが、その施設を利用しつゝ建物になつてゐるものをいいます。

(2) 農林産物の共同施設施設

農林産物の共同施設施設については、調査票に掲げてある順序にあるかないかをきいて、該当があつた場合○印をします。ここに掲げてない施設があつた場合は、何種類の施設があつても「その他」欄に○印をすることになります。

取組施設の種類の共同集乳所には、クリームの分離機や冷源設備をもつてゐるものもありますか、ここでは牛乳の秘蔵設備をもち、かつ牛乳の秤量を行つて、その伝票を出荷主にわたすようなものを含めて集乳所とします。また、共同牛乳集乳所というのは、牛乳の輸送機を集める場所をいいます。ただし、この調査では建物がなく、単に道ばたなどを指定したものは含めず、建物のあるものに限ります。

やさいや果実の共同集荷所というのは、単に集荷自動車のみをきとぎに、集荷に便利のため道端の又長などを指定し野積みしておくようなものをいうのではなく、この調査では建物のある集荷所だけに限定します。それは集荷所専用の建物ではなく、例えば出荷時期に公民館や共同集会所を利用する場合を含めますが、個人の台所などを集荷所に充ててゐるものは含めません。やさいや果実の共同集荷所というのは共同で荷造するためにつくられた場所のことです。

農林共同出荷所は、選果台、秤などを備えて共同出を行う場所のことをいいます。これもまた専用の建物ではなくともよいことにします。

以上の施設施設の中には、利用しないものもあると思われまふ、この調査ではこの数軒を利用しないことがなく、今後も利用する見込みのないものは、たとえ施設施設があつても該当がないことにして下さい。

また、農業集落内の一部の農家だけが利用しない場合、例えば養蚕農家が全体の農家の三分の一ばかりの場合でも、その農業集落内の養蚕農家の大部分が利用している場合は、共同施設施設に含め下さい。

所有者と利用の範囲 つぎに共同施設施設の該当のあつたものについて、その所有者と利用者の範囲をきいて貰うわけですが、利用者の範囲の区分は共同作業場や農産加工所の場合と同様です。所有者については、会社所有のものだけについてきいて下さい。

(3) 稚蚕共同飼育所

稚蚕共同飼育所については、共同作業場などと同様に、農業集落内のものだけでなく、その農業集落内の農家が利用している教習農業集落共用のものも含めて調査しますが、また教人共有程度のものも含めて調査することにします。

この稚蚕共同飼育所については、あるかないかをききとり「農業集落内の一部農家の共用のものについてだけ、その設置方針をきくことになっています。

(1)の共同作業場および共同養蚕加工所、(2)の共同施設施設は部局的な性質、または諸組以上のものが共用しているものについて、ききとることにしています。稚蚕共同飼育所については、土室育の場合の土室のごとく極めて小規模な教人共用のものも含まれる点に特に留意して下さい。また、この調査するのは共同飼育を行つた方所数を調査するのはなく、稚蚕の共同飼育を行うために作られた共同飼育所をさしています。

人 調査の目的

漁業に関する調査事項の重点は漁業をやっている農業集落の入障が利用している地先漁場（漁業権の認定されている漁場）を誰が所有し、それをどのように管理し、また実際の行使者をどのように定めているかということに明かにすることです。地先漁場は戦後行われた漁業制度改正によって、従来私有化されていたものの、漁業協同組合に切替えられ、漁民の団体である漁業協同組合の手によって管理されている場合が多くみられます。ところが実際の問題としては、永い歴史の中につくられてきた農業集落が其用地と同じように、その地先の漁場を実質的には管理し利用している場合もあり、漁業協同組合の地区が農業集落の範囲と全く一致している場合には、形式的には実質的にも漁場の所有、管理、利用が農業集落単位に行われていることがあります。そこで漁業の調査はまず漁業協同組合に行って、そこで調査農業集落を含む組合地区の漁業権関係を包括的に調査し、その後調査集落に入って集落の人から、その集落の入障が実際にどのような地先漁場を利用しているかを調査するようにしなければなりません。

又 調査上の約束

(1) 漁業協同組合地区と農業集落の範囲 漁業協同組合の地区とは、水産業協同組合法によって漁業協同組合の定款には必ず明記しなければならないことになっている「地区」のことで、組合員はその地区内に住居を有しなければならないことになっています。この調査で問題になっている地区漁業協同組合は、特別漁業協同組合と違って、その地区は市町村、特別区または行政区をこえないことになっていますから、今次の市町村合併が行われる以前の市町村単位に、あるいはそれよりも狭い範囲の地区で組合がつくられています。後者の場合にはこの調査で農業集落として決定された範囲と符合する場もあります。前者の場合は当然組合の地区内に二つ以上の農業集落を含むことになり得ます。しかも漁業制度改正の結果、地先の漁場の所有、および管理権は大部分この地区漁業協同組合に移されていますから、以下の調査事項を定めてゆく前提として、この農業集落の範囲と漁業協同組合地区との一致、不一致を明らかに

かにして、調査の範囲が混乱しないようにしなければなりません。

調査の仕方としては、漁業協同組合に行つて「この組合の地区は？」と尋ねれば、大抵すぐ答えてくれますが、もし不明の場合は組合の定款をみせて貰えば、それに明記してありますからそれによつて判断して下さい。

(2) 組合加入の条件 漁業協同組合に加入することは、水産業協同組合法により、組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は正当な理由のないのにこれを拒んだり、またはその加入についで現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件をつけてはならないことになっています。ところが附られた採い地先漁場を利用する組合員がこのような自由加入の章則をとつていたのは、とも例れになり、あるいはどうもはならないままに、旧組合員にとつては不利になることがありますから、新加入の組合員の層えることを好まないのが一般的です。そこで組合の定款には水産業協同組合法に定められている通りに「組合員たる資格」を掲げ、それ以外の条件を附加してはいませんが、實際には今度の調査準備調査をみられるように、漁業協同組合としての組合が強いところではしばしばこの準備民になりきらぬものは組合に入れず、しをかつて組合の所有する地先漁場を利用できないということがあります。そこでこの調査準備は調査票の冒頭に注意してあるように組合をきくのではなくて、準備の人にいろいろと突込んで尋ね、その結果を総合して判断することが必要です。「組合員たる資格」は水産業協同組合法の第十八条に明記されていますので、参照するに据けておきましょう。「組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に住所を有し且つ、漁業を営みまたはこれに従事する日数が一年を過ぎて三十日から九十日までの間を定款で定める日数をこえる漁民とする」。

(3) 総代 漁業協同組合の地区は、さきに述べましたように市町村の全地域またはその組合員が百人をこえる範囲のものも少くありませんから、組合の運営が円滑にゆくように組合法では総会の機能の一部を代行する総代会を認めています。総代会を構成するのが総代であつて、総代は組合の定款の定め

によつて、組合員の総会で選挙することになつています。総代は集落の漁民からは世話人とか漁師頭といふようなことばで呼ばれていることもありすが、こゝで問題にしたいのは漁業協同組合の運営に直接参加している漁民の総代であつて、漁業種類別にどの同業者が集つて組織している綱組、任意組合の世話役をいふのありませんから注意して下さい。さうこのような総代は原則としてその定数や任期、選挙の方法等が定款に定められていますから、こゝで調査したいのは、形式上のことではなくて、実際に総代といふものが集落の中を果している役割を推測したいのであるから、調査集落の人から実情をきいて判断し、記入するようにして下さい。

水産業協同組合法中の総代会の規定を摘録する部分だけ参照するに据けておきましょう。(法才五十二条)「組合員(準組合員を除く)の総数が百人をこえる組合は定数の定めるところにより総会に代るべき総代会を設けることができる。

え、総代は、組合員(準組合員を除く)でなければならぬ。3、総代の定数は、組合員(準組合員を除く)の四分の一以上をなければならない。但し、組合員(準組合員を除く)の総数が二百人をこえる組合にあつては五十人以上をあればよい。

(4) 漁業権 この調査事項は調査票にもあるように漁業協同組合に行つて、その組合の地区の地区に設定されている漁業権にどのようなものがあるかを「漁業権免許状」と「漁場図」とをみせて貰つてき

そのうち調査集落の人達が営んでいる漁業に關係のあるものだけひき出して調査します。調査集落の人達が営んでいる漁業権漁業とは、集落内の漁家や網元が単独で經營しているかまたは集落内の漁家や網元が参加して共同經營している漁業権による漁業で、單に集落内に漁夫がいるだけのものや漁業協同組合が自營しているものは除きます。また、集落内に住所を有する個人も、地区の網元に漁業権を所有しているものがあるかどうかを念をおしてきき、もしあれば調査することを忘れないうで下さい。

定置漁業権 定置漁業権才一種は漁業権一件の内容が「漁業種類」に限られていますから、共同漁業権の

内容には二種類以上の漁業が含まれており、各漁業毎に以下の調査する事項が異なっていることがありま
すから、共同漁業権の場合には各々内容を変す漁業種類毎に記入するようにして下さい。ただし、
漁業権免許状をみると漁法は同じである漁獲物の名前だけが異なつた、例えばとびうお、刺網漁業、ぼら刺
網漁業のように、ともに共同漁業権が二種でしかあらずの漁業について(二)(ホ)の事項が全く同じである場
合には、これらは同一欄に一括記入して差支えありません。

(イ) 漁業権種類 漁業権の説明は利権の手引では詳しく述べられませんが、この調査で調査するこ
とになつてくるものだけについて、その特徴を掲げることになります。

共同漁業権 まず共同漁業権とは漁民の団体である漁業協同組合があるところ、一定の水域にその
組合員である地区内の漁民が、一定のとりきめのもとに原則として平等に利用して漁業を営むこと
をさる権利であります。

どこで共同漁業権は一定数の定めるところにより各自漁業を営む権利を有する(一)法第八条の組合
員の総意によつてその行使方法が決定され、裁判の認定されている一定の水域は漁民協会の入会漁場
ということになります。共同漁業権はその漁業の種類によつて才一種から才五種までありますが、こ
こで取扱うのは次の三種類です。

才一種 海藻、貝類、しゃこ、餌むし、なまこ等のような定着性の水産動物を目的とする漁業に対
して設定されるものです。

才二種 網漁具(えり、やな類を含む)を移動しないように敷設して罟む漁業を内容とするもので
例えば小型定置漁業、いかりどめの刺網漁業(連網と呼ぶ地方もあります)、刺網をいかりとめて
底をとる漁業(一定の敷場をもつ敷網(四巻網、四巻網、ハチ網)等漁業、底に網漁業等が含まれ
ます。

才三種 地曳網漁業、地こき網漁業、船ひき網漁業、餌付漁業、しらすけ漁業またはつきいど漁

業を内容とするものである。

定置漁業権 定置漁業権とは漁具を定置して皆む漁業を、身網の設置される場所の最深部が最高潮時に水深二メートル以上ある。船艀の大きな定置漁業を皆む権利をす。

したがって漁法は全く同じでも、水深が二メートルに満たない小規模の定置漁業は、さきへのべた共同漁業権や二種に含まれることとなります。

この漁業権は共同漁業権と違って、漁業協同組合にもなれていゝるものが全体の約一％で、個人または会社所有のものか八〇％近くあつて、最も私有化されている漁業権であるといふことが出来ます。**区画漁業権**、**区画漁業権**とは一定の区画内において水産養殖業を皆む権利を才一種から才三種までありますが、この調査では才一種だけを取扱ふことにします。

区画漁業権才一種に含まれるものには、竹、木等の支柱を海底につき刺し、支柱自体または支柱によつて支えられるものに、水産動植物を付着させて養殖を行う、ひび建養殖業で、例へば、のりひび建、青のりひび建、かきの簡易垂下式養殖等があります。かきについては、ひび建による方法の外に垂下式（筏を浮べてそれに かきをつるして養殖する方法）のものも含まれますが、地蔵式のものは含まれませんから注意しこ下さい。

この漁業権は優先的に漁業協同組合に免許されて、組合にその管理権があり、実際の行使者はその組合員ということになっています。この種の漁業権の九九％は漁業協同組合有になっていますから、組合以外のものがもつていゝるのは例外とみて差支えありません。

(ロ) **漁業種類** 漁業権免許状にかいてある通りに、漁獲物の名称を記すにつけて記入しこ下さい。例へばぶり定置網漁業、あわび漁業、たい掛網漁業、いわし地掛網漁業というようにです。

(イ) **漁業権看** この調査を取扱う漁業権の種類については、さきにのべた通りですが、共同漁業権、区画漁業権については、殆んど大部分が漁業協同組合の専横有であるいは二つ以上の組合の共有とみて差

支えありません。定置漁業権については私有化が進んでいるので、漁業権の所有者が誰であるかをたずね、間違ひなく該当する符号を記入するようにして下さい。間違ひを起し易いものだけを以て説明しますと、漁業生産組合とは水産業協同組合法に決められているそれ自身が漁業を営むことを目的として組織された法人格をもった組合です。

したがって漁業を営むことを目的にしてはいて、水産業協同組合法によらない任意組合と混同しないようにして下さい。任意組合は、通常〇〇大網組合××網組のような名称があります。法人格をもたず、中には何某外〇〇名というように、他は漁民の大多数を網羅して漁業権を免許されているものもあります。

(二) 行使者 漁業権の行使者は、原則として、漁業権者自身ですが、漁業協同組合がもっている共同漁業権および区画漁業権才一種については、組合がその管理権をもっている。組合員である漁民が實際の行使者として、ゆいゆいおその権利によつて漁業を営んでいるのが一般的です。二二区間違ひ易いと思われる点を説明しましょう。

組合が管理権をもつてはいこそ、實際の漁業経営者はその漁業の特性からあるいはその組合の歴史的社会的な特性から、組合員自身ではなくて、組合員を中心にして組織した漁業生産組合、または、任意組合であることがあります。このような場合には、その漁業協同組合員全部が加入しているとは限らず、また中には組合員以外のものが加入しているということがあります。またその加入者数も大小様々で、経営方式も異なつていますが、その組が漁業権を行使して漁業を営む主体になつておれば、すべて「組合員のつくる組」(組)とします。

権利者以外の共同経営(共) 漁業制度改革後、漁業権者が漁業権を他の者に譲渡することが禁じられていた。すなわち、制度改革前のように賃貸するということば、まずみられないと思ひます。その代りに漁業権者は漁業権者を提供し、資本を提供する非権者と共同して、漁業を經營するという事例が實際には

かなり多くてきています。たとえば漁業協同組合が定置漁業権をもちてはいる、資金が不足で自営できないので、その組合員でない会社や個人と共同して漁業を営むというような場合があります。このような場合は「漁業権者でないものとの共同経営」(一六)として下さい。

(ハ) 統制制限漁業 漁業協同組合が所有する漁業権のうち定置漁業権は定置漁業一カ統毎に一漁業権が設定されていますから、これは勿論統制に制限のあるものとして取扱ひ、共同漁業権については才三種と才三種だけが問題になり、共同漁業権才一種は又画漁業権とともに問題になりませんから調査しなくてもよいわけです。

それでは共同漁業権の才二種、才三種にみられる統制の制限とはどのようなことを説明しましょう。(一) まず共同漁業権を組合に免許すると共に(一〇)漁業については何カ統というふうな制限条件がつけられていゝもの(一七)つきに免許後、漁業調整委員会指示によつて、漁業調整の観点から特定の漁業について統制の制限をうけるもの(一八)さらにどうした漁業権の内容につけ加えられた条件としてこれはありませんが、漁業権者である組合が自主的に統制の制限を行つてゐる場合とあります。二二では上のどの場合でもかまいませんから組合員がやろうと思へば誰でもやれる権利をもちながら、その漁業の統制に制限があるためにできないことがある場合には、すべて統制に制限があるものとして取扱つて下さい。

(五) 行幕者決定方法 漁業協同組合が、もつてゐる漁業権を誰に行使させるかということ、手続上は組合員の総会で定め、これを規約にうたうのが原則ですが、二二で調査したものは、どういふ形式上のことではなくて現在統制に制限のある漁業を経営してゐるものが実際にどのような状況下に、どのようなしてきめられかを知らないので、そこで調査は各漁業毎に担当突込んで、いろいろの角度から検討し、その結果を綜合的に判断して該当する符尾を記入するようにして下さい。とくに注意し記載するのは制限統制に落ちる経営者が現在看準してあり、しかもその経営者の半数以上が漁業制度改革以前か

らの経営者である場合には、たとえ経営者同士の漁場を輪番使用していても、あるいはその経営者がかかる抽セシヤ入札の方法で行使者となつたとしころ、そのような形式にはとられず（前）として「漁業制度改革前の行使者が行使している」に該当させます。また「漁業者が出たときにだけ補充する」というのは現在の行使者は固定しているが、そのうちの誰かが死んだり、転出したリして欠員がふきたときにだけ行使者を補充するという方法であつて、その方法はどうあるうとも、このような場合は現在の行使者にはその取得権が確保されていて、他方組合員も新たにその漁業を経営しようと思ふものにとつては、その門は極めて狭いといわざるをえません。このような場合には大抵取得権者だけの組がふさいて、漁業権の管理権は形式的には漁業協同組合にあるとはいいいながら、実質的にはその組にあるものとみられます。この場合も（前）と同様に其間漁業権にはありながら特定の組合員だけが、その内容をなす漁業を独占していることになります。

さきにのべた二つの場合と違って、希望する組合員のすべてが参加して輪番で行使しているとか、抽セシヤ行使者をきめている場合や組合員であれば誰でも参加することの出来る入札で行使者をきめ、さらにその行使期間が二年以内の場合には、それぞれ「輪番または抽セシヤまたは「入札」に該当させます。

これらの場合をさきにのべた二つの方法によつていふ場合に比較すれば、一応組合員全員に対して行使する機会が開放されているとみられるからです。

(6) 漁場割のり、かき養殖業を内容とする区画漁業権が一種では、養殖の技術上、一般の海面漁業と異りかくとも数ヶ月以上一定の水域に養殖施設を置いて、その水域を独占しないとこの経営は成り立ちません。そこで漁業権の管理権を有する漁業協同組合は、漁期のはじめに経営者に漁場を割当て、少なくとも一漁期をおえるまでは、それぞれ漁場をそれぞれ養殖業経営者に独占排他的に利用させるのです。これが漁場割であつて組合員総有の入会漁場はなるべく平等に利用するのが建前ですから、一漁期

については、組合員各自の收穫高が同じになるように漁場の割当てが行われるのが普通です。さらにそれをも生ずる不均等をなくするため、漁期が代れば更めて漁場割をやり替えて平等な漁場利用を行おうとします。これが割替であつて、この割替を行うことによつて漁場の私有化、ひいては特定人への漁場の集中化を未然に防止しようとするのです。この点は共用土地に酷似しているといえます。

(1) 漁場利用の形態 漁業制度改革後の今日では、一般的にいって漁場の擴大に対して行便権を有する組合員の擴大が著るしいので、組合員総有の入会漁場としての秩序を維持するために「組合が建込の場所または建込面積について統制を行つていゝ」場合が多くみられます。それをもまだ相對的に漁場の広さに余裕があり、放任しておいても漁場の秩序が乱れるまでに到つていないようなところもありましょう。そのような場合には「自由に建込人である」に該当させます。また制度改革以前、私有化されていゝ漁場が、改革によつて漁業協同組合有になつてゐる、いまだにその漁場がもとの経営者によつてのみ利用されていゝり、または、改革前の経営者ではなくても「特定の少数のものだけが利用しゝ組合員一般には開放されていゝない」ような利用形態のところをおくれば地方には残つてゐます。さらに極めてまれな例かも知れませんが建込のときは漁場割をしない、共同作業で建込み、收穫直前に漁場割をするような場合は「その他」に該当させて下さい。

(2) 割当方法 組合員各自に割当てられる漁場の大小さは等しくなるようにしている例が多くみられますが、必ずしもみなさうとは限りません。殊に新たに養殖をはじめる権利を取得したものに対しては、旧来からの経営者にくらべて割当てられる漁場が狭いことが少くありません。そこで、これを調査することは分家したり、転入してきて組合員になつたもののはじめに養殖漁場を割当てられることに、その年の漁場割で獲得権者と平等に割当てられてゐるかどうかが、もし平等であれば、全経営者に割当てられる漁場は「単に漁場の大小さが同じになるように割当てられてゐる」のか、それとも漁場をその置方によつて階層分けし、質的にも均等になるように割当てられてゐるのかを明らかにします。

またもし新規のものに對してられる漁獲の大きさが、従来の經營者よりも少い場合は、それによつて差別待遇は「新規のものだけ」であるのか、それとも新規のもの以外にも権利を販賣してからの買取が安いとか、あるいは過去における建込面積の實際や、その家の農業への依存度等から割当て漁場の大きさに差をつけているのかを区別します。

(イ) 割 替 漁場の割替とは既に説明した通りです。一般的について、かき、養殖業の場合は、のりの場合よりも長期間その施設を固定しておくことが技術上必要です。そこで割替の期間が長く、次第に固定化して割替を行わないようになる傾向が強くみられます。また、のり、かき何れの場合でも(ウ)の利用形態で組合による統制が行われていないような場合は、割替が行われないのが普通です。

(ウ) 漁業法による漁業を經營する任意組合 任意組合とは(ウ)の説明した通りですが、ここで調査するのは漁業法漁業を經營している經營主体としての任意組合についてだけです。尙ほなによりに注意して下さい。

(ニ) 加入条件 漁民は誰でもその地区の地元漁場に対しては、それから経済的利益をうけることができ、るようになつていゝのが建前ですが、その漁場の一部が任意組合によつて占有されているために、その任意組合に加入できなければ、漁民一般にその漁場が開放されていないという結果になつてしまします。そこで調査したいことは、いま調査している任意組合がどのような性格のものであるか、それが漁民の地元漁場利用の点について果している役割を知りたいのです。

一定期間この集落に定住することが必要(住)とは、必ずしも漁民でなくてもよいが、とにかくこの農業集落に住みついて、たとえば期役義務を果し、また冠婚葬祭のつきあひをして、集落の人になりきらなければ加入させないというような場合です。

漁業協同組合員としての一定の制限が必要(組合員)とは、一定漁業協同組合員であれば誰でも加入できるかといえ、そうではなくて分家後まだ旧が浅いとか、他所からの転入者等である場合には

一定の年限がたたなければ加入できないという場合があります。

この二つの場合は何れも任意組合への加入の条件が強く、地元漁場が一般漁民に開放されていない場合であります。

株、口などの持分の購入が必置（株）とは、株割をとつていて、その株を購入することが加入条件の前提になつてゐる場合です。実際問題としては、この条件の上にさらにさらに条件がつけ加えられてゐる期間の定住しや「漁業協同組合員」としての一定の「年限」というような条件がつけ加えられてゐる場合もあるでしょうが、この場合は上位優先の原則で処理して、これには含めません。もしこのような条件がつけ加えられていなければ、その株を購入しさえすれば誰でも加入できるわけ、このような組合だけがこれに該当します。

漁船、漁網、漁具の提供が必置（船、網）とは、その任意組合の漁業が主として組合員の持ちよつて生産手段によつて営まれており、その漁業に必要を生産手段を提供することが加入の条件になつてゐる場合です。

(ホ) 持株数又は配当 この任意組合が創設されたときはどうであろうと、現在株主がもつてゐる株数を同じであるかどうか、またもし株割をとつていない場合には、出資者がうけとる配当が均等であるかどうかを調査して下さい。

(ヘ) 労力の義務 株主の家から何人というように、その任意組合の経営する漁業に従事者を出さねばならない義務があるかどうかを調査するのです。もしその義務があれば、株主の家から所定の従事者を出すことができないときには、株主の責任において、他人を雇ひこれに代行させなければならぬということとなります。このような任意組合は、極めて小規模漁業を經營しており、労力を得難いところにみられるものです。

(ト) 労力権 労力権のある場合は上の（ヘ）とは全く逆で、株主がその持株数に応じて、漁夫をその漁業に

延請させることかゝる権利を有する場合です。このような任意組合が経営する漁業は労力の義務のある任意組合に比べれば、相対的にその規模は大きく、労力が相対的に過剰かまたは地主と漁夫との間に古い関係が強く残っているところになります。

生活改善、その他

〔X〕

調査の目的

農業集落の近代化の程度をみるための有力な指標にするために行うことは、他の調査項目と同様ですが、ここでは農村生活改善運動の実態を統計的に明らかにして、今後の諸施策の合理化を図る資料を得るために行います。

二、調査上の約束

(1) 共用施設の有無　ここは生活改善上の共用施設の有無を調査するところですが、まず最初に注意願わねばならぬことは、この調査項目については農業集落内の農家が利用しているものであれば、教養集落、大字などの範囲に収まるものまであるか否かを調査することになります。農業集落内にその施設、例えば公民館や簡易水道があつても、大字より大きいとか、または教養集落よりズット大きい範囲の施設は調査対象としません。

つぎに調査する項目は、調査票にある(1)から(4)までの調査項目に限定し、これ以外の共用施設があつても調査しません。

また共用施設ではなく、共用施設を調査することも注意して下さい。

(4) 公民館　(4) 共同集会所　公民館と共同集会所の区別はむずかしいが、この調査では、公民館と農業集落の人達が呼んでいるものは、すべて公民館として下さい。

(5) 共同用の電話　(5) 放送施設　共同用の電話も放送施設も農業集落で設置したものである、町村で設置したものである、教養集落または大字以下の範囲で共用しているものはすべて含みます。ただし都市

にあるような公衆電話や放送車などは含めないことにします。

放送施設の中にも町村級場から伝達だけするようになっていて、農業集落で放送することのできないものは含めないことにします。

(ホ) 共同浴場 (ハ) 共同理髪所 共同浴場や共同理髪所を共同施設として、共用しているものをいいます。不ずから共用林野の収益を共同浴場を建て、誰かに経営を委託し、農業集落内のものが利用料を払って入浴するようになるものはこれに含めます。ある銭湯と郎基会が契約し他の農業集落の者より安く割引して入浴するような例があつたとしても、これには含めません。また税金などの関係で名義だけ共用施設のようになつていても、実質が共用施設となつていないものは含めませんから、調査の際とくに留意して下さい。

(ト) 簡易水道 これは所有者や施設者が誰であるかを問わず共用している場合を指します。

(2) 流水の利用 この調査項目は衛生改善の見地から取上げたもので、農業集落内で流水を飲料水や炊事用に使っている農家の有無を調査しますから、ここに「担当にある」は農業集落内の半分以上の農家が使っている場合「殆んどない」は数戸以下例外的に使っている場合「若干ある」は数戸から半分以上未満使っている場合ということにします。

(3) 住居内の廃 につきまた(2)と同様衛生上の見地から、廃を住居内に設けている慣習をみるために調査するのですから、同一家屋内にあつても全然入口が別な衛生上汚濁のないものは含めないようにして下さい。「担当ある」は片端を飼う農家のうち半分以上もある場合「若干ある」は数戸から半分以上未満ということにします。なお「若干ある」または「殆んどない」のうち元あつたか最近減つてそのようになつていない場合は、該当欄に○の代りに◎をすることにいたします。

(4) 電灯の有無 電灯がついていない農家が有るかどうかをきくわけですが、この場合の「担当ある」「若干ある」「殆んどない」の区分は(2)の場合と同様とします。

(5) 葬儀を行う組織 農業集落の結合上葬儀を行うための相互扶助の組織は重要な役割を担っています。

まず最初に「ある」「殆んどない」をきいて、つぎにその名称をきくことにしております。

葬儀の際の組織を列えば、大地主とか、その地方の名士とかになると、二つ三つもの組織のものが寄って葬儀を行う場合がありますが、ここでは普通の人の場合に扶け合う組織をさしています。また野火送りの範疇をまたないし三つ組織の区域にわたることがありますが、ここについては葬儀を行う家に集って葬儀場の準備をしたり、墓地の用意をしたり、式の際は色々の役割を分担してくれるための組織をいいます。

名称のない場合は書く必要はありません。また隣組、五人組、班などと呼んでいる場合は名称欄にその呼んでいる通り記入しておいで下さい。

(6) 土葬の慣習 この場合の「相当ある」「若干ある」「殆んどない」は(2)の場合と同様に取扱つて下さい。

ハ〔X〕 耕地売買価格 調査の目的

耕地の売買価格を調査する目的は、耕地の売買価格の水準を地域別にみるためです。ですからこの調査では耕地の売買価格を詳細に知る必要がなく、耕地価格の水準がどのくらいかを知れば足りるわけです。なお、その農業集落の農業事情、例えば、果樹、やさい、桑などの多い地帯では、水田より畑の価格の方が高いというような場合もあるため、田畑を分けてきくことにしました。

2. 調査上の約束

調査の範囲

耕地の売買価格といつても、田であれば一毛田と二毛田、上田と下田、湿田と乾田、畑であれば樹園地と普通畑、普通畑の中にも上下の差異があります。また自作地を数売する場合と現在小作せしめている田

の所有権だけを認める場合は、実態調査結果からみると、その価格に相当の開きがあります。
するにのべたように、ここは耕地の価格水準を知ることが目的ですから、農地改革前からの自作地を最近売却された普通の田や畑について書くことにいたします。なお学校敷地や道筋用地などとした特別の価格のものや、宅地用とするために売却されたものは含めないことにします。ここは最近というのは昭和十八年、二十九年の二ヶ年間ということにいたします。

調査果て普通の田というのは、その農家集落で普通ということですから、畑田の多いところは畑田の価格、自作地帯では農家のできない水田の価格ということになります。また、普通の畑という場合は、その農家集落で普通ということになります。たゞ畑の場合は、その農家集落内の耕地の大部分が、桑、茶、果樹などの樹園地である場合がありますが、このような樹園地は普通の畑には含めないことにします。また大麻とか採種圃などの遊地として、その農家集落内で特別高く取引されるような畑のあるところがあります。ここをいうを買は登記が済んでなくともよいものとします。

(XI) 小作料、その他 調査の目的

耕地については、最近の売買価格のみについて調査しました。小作料、その他については戦前（昭和十三、四年頃）と、現在の両方の事情を調査することになっております。まず調査の目的から申し上げます。戦前のわが国の小作料はいわゆる高率小作料といわれ、非常に高率な小作料であったため、農家生産の発展を阻害していたと言われています。そこで戦前の小作料や小作事情が今回始めて試みられる農家集落の価格とにらみ合わせるとき、どのような関係をもっているかをみるのが、この調査の大きなねらいです。一般的には農家集落が近代化していれば小作料は安く、小作関係も合理化していると考えられますが、また統計的には立証されてはおりません。

さらに農地改革後の小作争議がどうなつてゐるかを、農業集落の階層とにらみ合せてみることは興味ある問題であるばかりでなく、農地改革の成果を正しく判定する上に非常に重要であります。また、農業集落の性格と小作増行との関係が正しく把握されることは、農業政策の推進の上からみても必要だといえよう。

調査上の約束

1. 戦前の状態 / の各調査項目は全部戦前の実績についてさくことになつてゐます。

(1) 戦前の小作料 (1) では戦前の小作料が主として金納であつたか、あるいは主として物納であつたかについて田畑別にさくことになつてゐます。

畑の場合「その他」というのは、小作料の代りに手廻を返す労付地代といわれているものなどを指します。ここだけは、主としてさくはさく小作農のうち三割以上あつた場合には○印をして下さい。一戸のうちで一部分でも労付地代を払つてゐれば一戸と数えてよいのです。

(2) 小作料の型 田の物納小作料の場合、定額をさく。刈分をさくわけです。定額というものは反当何石とか、何匁とかあらかじめ決めてあるもの、刈分というのは小作料の率が定められてあり、毎坪その田の収穫高をみてから小作料の石高が定められるものをいうのです。

(3) 小作料額 ここは田の物納小作料の場合、実際に納めていた小作料が反当どれ位であつたかをきくところです。その農業集落として普通の田についてきいて下さい。なお収穫高に対する小作料の割合についてこそ普通の田についてさきます。

ここをまとめてゐるのは昭和十三 十四年頃の平常の年（不作を減収があつた年を除いて）の実納小作料を知りたいのです。

(4) 永小作権の有無 田について永小作権があつたか否かきいて下さい。永小作権というのは、地主へアツツチ一収、上土へウツツチ一収などとよばれて、小作人が耕作権を売買し、又貸しすれば

又小作料を取る慣行があるもの、地主が小作人を若更する権利を有しない慣行のあるものがあります。
現在の状態

(1) 小作契約 これは現在の田の小作契約についてききます。田の小作契約が文書となっているか、単に口頭だけで決めているのかをきいて下さい。両方ある場合、支配的なる方へ○印をして下さい。

(2) 契約期間 小作契約が文書となっている場合、その小作契約に何年何月という期間が定められているかどうか、期間が定められていた場合、その期間についてきいて下さい。該当が多い場合は支配的なるものについて○印をして下さい。

(XII) 減少農家 調査の目的

減少農家を調査する目的は、農家調査を行っただけでは、農家ではなくなつた若や、他へ転住した農家を調べることからなるためです。前のセンサスを行った時すなわ昭和二五年二月一日以後の減少農家の実情を調べたいためです。

前の一九五〇年世帯調査センサスと今回の臨時調査基本調査の農家戸数を比較すれば、農家戸数の減少が判ります。ここに欲しいのは単なる戸数ではなく、疎開者が元いた都市などへ戻つていなくなつたのかそれとも他により職業が見つかつて転住したためか、あるいは農業集落内へ他に転業して農家戸数になつたのか、あるいはまた旧地主さんが農地放棄して土地を失つて転住したのか、それらの理由別の戸数を知りたいのです。そして毎年行つていいる農業動態調査とを組み合わせれば農家統計のより正確なるを得る資料とするために、この調査項目を入れました。

調査上の約束

(1) 旧地主の移住 三町以上貸付耕地というのは農業集落外に貸付している分も含めて差支えありません。農地放棄前というのは放棄の直前と考える必要はありません。終戦直後にほぼ三町以上耕地を貸付してい

を地主さんといつて書いて下さい。

〔XIII〕 公営事業や国有林事業への人夫割当
調査の目的

この調査項目をまた農業集落の区画化をみるためのものとす。

ス 調査の約束

(1) 公営事業などへの出役割当 昭和二十五年度以前においては公営事業例えば河川改修工事や道路工事、それに国有林関係の事業があったかどうかをきいて、もしあった場合、それらの事業に農業集落で義務的に何日間出役してくれというような割当があったかどうかをきいて下さい。この場合の出役というのは、担当が支払われるものを指しています。そこに出役について義務的な日数の割当があったかどうかをさくわけます。

〔附〕 標準農業集落の抽出方法

市町村農業基本調査の本調査において、農業集落調査および農家調査を行う標準農業集落の抽出は、次の方法によって行います。

(1) 標準農業集落の抽出は層別系統抽出方法によります。すなわち各農業集落を、すでに定められた階層に分け、それぞれを階層より $\frac{1}{5}$ の標準農業集落を任意系統抽出します。

(2) 農業地域

農業地域を地域的に把握するため、郡府県内の農業地域を考慮し、郡市を単位に郡府県内を一定の農業地域に分割します。

(3) リスティング

農業集落を定められた階層に分類し、各階層ごとにリストします。その場合のリストの順序は、抽出による誤差を少なくするため次の方法によります。

すなわち、選定地域の数が偶数の場合は、才一の地域では、農家戸数の小さい農業集落より先に、才二の地域では、農家戸数の大きい農業集落より先に、才三の地域では、農家戸数の小さい農業集落より先にと交互にリストします。

選定地域の数が奇数であれば、これとは逆の方法でリストします。要するに、最後の地域が農家戸数の大きい農業集落より並ぶようになければよいのです。

〔例〕 (地域数、偶数の場合)

階 層 I //

		集落番号	農家戸数
甲 地 域	A	村、 12	(8)
	B	村 8	(13)

乙 地 域	A	村 8	(85)
	O	村 2	(122)
	K	村 17	(96)
	L	村 23	(84)

(4) 標本農業集落の決定方法

上記のリストができたならば、階層ごとにリイヤコロをふり、一から五までの数を任意抽出し、任意抽出点をさめます。ただし次の変更を加えます。

(1) 階層の大きさが五で割って一余る場合、任意抽出点が一であれば、リストの最後の農業集落は標本より除きます。

(2) 階層の大きさが五で割って四余る場合、任意抽出点が五であれば、リストの最後の農業集落を標本に加えます。

(5) リスティングおよび標本農業集落の抽出は統計調査事務所を行います。

⑧ 指定統計第75号

昭和30年臨時農業基本調査

農業集落調査票

昭和30年2月

都府県名	
郡市区名	
町村名	
農業集落名	

五元

農 林 省

〔I〕 農業集落内の団体

1. 部落実行組合

- (1) 農業集落内に部落実行組合の有無 (1)
 ある () 、 (2) につづける ない () 、 (3) にとぶ
- (2) その部落実行組合の区域が、農業集落の区域と一致しているか否か。 (該当欄一つに○印) (2)
 (イ) 部落実行組合と農業集落の区域がほぼ一致している () (1)
 (ロ) 農業集落内が二つ以上の部落実行組合に分れている () (ロ)
 (ハ) 部落実行組合と農業集落の区域が全然違っている () (ハ)
- (3) 農業集落内に部落的農業協同組合または農業協同組合の(3)支部があるか。 ある () ない ()
- (4) 農業集落内の部落実行組合が行政部落や、農業協同組合またはその支部と同じ組織となっているか否か (該当欄に○印) (4)
 (イ) 部落実行組合と行政部落とは { 同じ組織 () (イ)
 (ロ) { 別の組織 () (ロ)
 行政部落がない ()
- (ハ) 部落実行組合と農協または農協支部とは { 同じ組織 () (ハ)
 (ニ) { 別の組織 () (ニ)
- 〔3〕 ふたつと答えがあった場合は(ハ)と(ニ)についてはいずれか
- (5) 農業集落内の部落実行組合に規約があるか否か。 (5)
 かつて法人格をもっていたか否かの区別
 (イ) 規約が ある () ない () 五
 (ロ) 法人格を もっていた () もっていなかった ()
- (6) 部落実行組合の実施している事業 (該当の各欄に○印) (6)
 (イ) 共同採種圃・苗圃設置 () (ハ) 動力耕耘機の共用 ()
 (ロ) 病虫害の共同防除 () (ニ) 耕耘機・脱穀機の共用 ()

- (木) 肥料や農機具の共同購入 () (チ) 冠婚葬祭用の什 ()
 (ヘ) 共同出荷または共同販売 () 器の備付
 (ト) 安出割当や農業共済の費 () (リ) (イ) から (チ) までの ()
 料を出す () 争議を行っていない ()

2. 部落実行組合以外の団体

- (1) 農業集落につきの団体の組合員があるか否かとその団体の
 区域 (ただし村一円の農協は除く) (該当の名欄に○印)
 (1)

	団 体 の 範 囲				
	組合員のあるもの	農業集落と一致	他の農業集落におよび	町村区域	町村を越える区域
(イ) 養蚕組合	()	()	()	()	() (イ)
(ロ) 養鶏組合	()	()	()	()	() (ロ)
(ハ) 酪農組合	()	()	()	()	() (ハ)
(ニ) 果実組合	()	()	()	()	() (ニ)
(ホ) 蔬菜組合	()	()	()	()	() (ホ)
(ヘ) 花卉組合	()	()	()	()	() (ヘ)
(ト) 農産加工組合	()	()	()	()	() (ト)

上記の組合がない ()

- (2) 農業集落内に隣組または5人組などの組織があつて、 (2)
 活動しているか否か。 組織がある { 活動している ()
 活動していない ()

組織がない ()

- (3) 農業集落内に昼根むじん、畳むじんのよう古いものと台
 所むじん、ミシンむじんなどのような新しいものに分けて
 組や頭母子組があるか否か。 (3)

(イ) 古いもの ある () ない () (ロ) 新しいもの ある () ない ()

- (4) 農業集落内にお日待講、かんのん講、伊勢講などの講 (宗
 教的集団) が幾種類あるか。 ある () ない () 種類数 (4)

- (5) 農業集落内に農争研究集団があるか。 (5)

ある () ない ()

〔Ⅱ〕部落会費（部落協議会費、区費などとも呼ぶもの）

(1) 農業集落で行政部落（以下部落会という）として、経費を使っているか否か。 (1)

〔Ⅰ〕の(4)で「行政部落がない」に○印のある場合は〔Ⅲ〕にとぶ
いる() いない()〔Ⅲ〕にとぶ

(2) 部落会の経費をつぎのような費用に当てているか、最近の年についてきく。（ただし水利費や祭典費を部落会費と別に徴収して支出しているものは除く） (2)

(イ) 道路費() (ロ) 街灯費()
(ハ) 水利費() (ヘ) 祭典費()
(該当の名欄に○印)
(ニ) 勸業費() (ト) 役員手当()
(チ) 衛生費() (チ) 以上に該当するものがない()

(3) 部落会の経費について予算がきめてあるか（予算書のない場合も含む）。 ある() ない() (3)

(4) 部落会費を徴収しているか。 (4)
いる() いない()〔(8)にとぶ〕

(5) 部落会費を農家に賦課する場合、つぎのどの方法によっているか。
(該当欄に一つだけ○印) (5)

(イ) 各戸同じ金額 { (1) 戸額500円以上 () (1)
(2) 戸額500円未満 () (2)

(ロ) 家柄により等級（株など）をきめて計算する () (ロ)

(ハ) 耕作区別割、市町村民割、所得などで計算する () (ハ)

(ニ) 上記のうちで二つ以上の方法が用いられている () (ニ)

(6) 部落会費は非農家からも徴収されているか。 (6) ^{五三}

されている ()

されていない ()

非農家がない ()

(7) 部落会費は他の部落の者からも徴収されているか。 (7)

されている ()

されていない ()

(8) 部落会の経費の中につぎのような収入が繰入れられたこと
とあるか。 (8)

(イ) 共用林野の収入 () (1)

(ロ) 町村よりの補助金 () (ロ)

(9) 農業集落内の農家が部落会費のほかに、つぎの経費を徴
収されているか。(部落会費を徴収されていない農業集
落はきかない) (9)

(該当の各欄に○印)

部落会で部落会費 部落会とは別の団体
とは別にとっている などがあってとっている

(1) 部落実行組合などの部 () (イ)

格的産業団体の経費

(ロ) 農業水利費 () (ロ)

(ハ) 祭典費 () (ハ)

(ニ) 衛生費 () (ニ)

以上の経費は徴収していない()

集落概況票〔Ⅰ〕共用林野の(2)から次表に転記しておく。

放 牧 地		そ の 他		計	
町	反	町	反	町	反

放 牧 地			そ の 他			計		
関係 集落数	面 積		関係 集落数	面 積		関係 集落数	面 積	
	町	反		町	反		町	反

五三三

() その他 ()

／ 農業集落の人たちが利用している共用林野について、調査票の農業

(イ) 農業集落の人たちだけの共用林野

用 材 林		薪 炭 林		採 草 地	
町	反	町	反	町	反

(ロ) 他の農業集落の人たちとつしよの共用林野

用材林			薪炭林			採草地		
関係集落数	面積		関係集落数	面積		関係集落数	面積	
	町	反		町	反		町	反

(ハ) 他の町村とつしよの共用林野

用材林() 薪炭林() 採草地() 放牧地

(共用林野以外の共用の土地は除く。)

よ17)を書く。このさし、上記以外の共用林野を答えられらるるも含めて

が特別の関係のある林野を、やはり一併ごとに上記の床線から右の欄へ名称
けて、また床線をひく。

別の関係ある林野を、一併ごとに(2)でひいた床線から右の欄へ名称を書き、下表

林野がないかどうか念をおし、あれば(2)(3)のそれぞれのところにつけ加えて書く。

()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()	()	()
町 反	町 反	町 反	町 反	町 反	町 反	町 反	町 反
町 反	町 反	町 反	町 反	町 反	町 反	町 反	町 反

五三六

2. 農業集落において共用林野の実体をよくきいて、次の表に整理する。

(1) 上の表を参照しながら、共用林野一軒ごとに名称(仮の名称でも書く。そして下表の各項目を記入し終ったならば、床線をひく。

(2) (1)以外の国有・都府県有・市町村有の林野で、農業集落の人たちを書く。そして、下表の各項目を記入し終ったならば、2,3行あ

(3) (1)以外の団体有、社寺有、私有の林野で、農業集落の人たちが特の各項目を記入する。

(4) 以上、終ったならば、ここの項目に照し、なお(2)(3)に計上すべき

	名 称	
その林野の本来的用途をきき次の種類別の ②符号を書く。〔用材林(1) 薪炭林(2) 採草地(3) 放牧地(4) カヤ場(5)〕	① 経営の目的	
②その農業集落が所有し、経営しているものであるかどうかをきく。(該当するものに○印をつける)	② 共有林野	()
③農業集落がその林野の所有者と貸借や分収の契約を結んでいるものがあるかどうかをきく(該当するものに○印をつける)	③ 貸借・分収	()
④農業集落が、その林野の所有者から、経営の委託をうけて共用しているものかどうかをきく。(該当するものに○印をつける)	④ 経営受託	()
⑤ 農業集落の人たちがその林野をどう利用 ②としていくか(何をとつていくか)によっ ③ても次の符号を書く。②の符号よりも大きい ④数字の符号がついた場合は、その符号を○ ⑤に該当しなく 〔用材(1) 薪炭材(2) 草、落葉、枯枝(3) 放牧(4) カヤ(5) その他、山をいなど林野副産物(6)〕	⑤ 共用の目的	
⑥ その林野の生産物が関係集落の人たちだけに、または関係集落の名義で松下げられるか ⑦どうかきく。かなり以前から松下げられているのは ⑧に除く。(該当するものに○印をつける)	⑥ 生産物の松下げ	()
②③④のどれかに○印のついたもの A ③で○のつかないもの 3 ④で○のついたものおよび C ⑤に該当するもの X 上記のどれでもないもの X } の書き方	⑦ 判 定	
台帳面積を記入する。農業集落以上にわたる 共用林野で農業集落ごとに割地している場 ⑧合は総面積を関係集落数で割ってこの農業集落にと つての共用林野面積を算出して記入する。ただし、②で X印のついたものは、この欄の記入の必要はない。	⑧ (1) 総面積 (2) 関係集落数 (3) この農業集落に 帰すべき面積	町 反 町 反

五三

業集落調査整理表

の略図]

五
三

ついて、すでに照査票の農業集落概況票を調査してあるので、それを下
面積に間違いはないかどうかを重ねてとづねて、確認した面積および件数

昭和30年度臨時
農業基本調査

農

〔用水路〕

五三九

農業集落の人達が耕作している水田（出作する分も含む）の用水に
表の水源の種類別の名行の上の行に転記し、念のため調査減れや受益
を下の行に抹書する。

水路

入 達 の 受 益 面 積								受益面積合計	
町	反	町	反	町	反	町	反	町	反

達 の 受 益 面 積								受益面積合計		件 数	
町	反	町	反	町	反	町	反	町	反		

五四。

(イ) 部落の範囲または5町歩程度以上の範囲にわたって灌漑する用

水源の種類別	受益面積	農 業、集 落 の					
		町	反	町	反	町	反
河 川	湖 沼						
溜	池						
池	下 水						
(伏流水、井戸)							

(ロ) 個人または数人ぐらゐで利用している範囲の用水路

水源の種類別	受益面積	農 業 集 落 の 人					
		町	反	町	反	町	反
河 川	湖 沼						
溜	池						
溪	流						
湧	水						
井	戸						

(ハ) 天水田、湧水田面積 _____ 町 反

(イ)	受益面積合計
河川・湖沼	町 反
溜池	
地下水(井・湧)	

(イ)の用水路

(ロ)	受益面積合計	件数
河川・湖沼	町 反	
溜池		
溪流		
湧水		
井		

(ロ)の用水路

(ハ) 天水田・湧水田の面積

町 反

(ニ) 農業集落内の農家の経営水田面積

町 反

(ホ) 用水路による灌漑実面積

町 反

整理表の(イ)および(ロ)表の中から次に掲げる方法でのは除く。

(1) 用水路全体の受益農家の範囲									
(2) 用水路の名称									
(3) 用水路全体の所有者									
(4) 水源の種類									
(5) 用水路全体の受益面積									
(6) 補助施設	(イ) 溜池	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
	(ロ) 揚水機	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
	(ハ) 他の用水路から	()	()	()	()	()	()	()	()
	(ニ) 井	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所	カ所
(7) 農業集落内の農家に関係のある受益集団の受益面積		反	反	反	反	反	反	反	反
(8) 農業集落内農家の受益面積		反	反	反	反	反	反	反	反
(9) 農業集落内の受益戸数		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸

五四二

〔Ⅲ〕 用 水

1. 農業集落内農家の受益している用水源別受益面積
整理表に採書された用水源別受益面積の合計を(イ)および(ロ)表に転記し、(ニ)の「農業集落内農家の経営水田面積」をききとり、(ホ)の「用水路による灌漑実面積」を計算する。(計算は(ニ)-(ハ)=(ホ))
2. 用水路の状態のA 用水路の状態を用水源別に調査するため、転記する。ただし受益面積1町歩以下のものおよび受益農家5戸以下のもの

(1)(2) 整理表の(イ)および(ロ)表に記入された用水路について、その用水路の受益農家の範囲をききとり、次の区分にしたがって右表「用水路全体の受益農家の範囲」にその符号を記入し、用水路の名称(仮名でよい)をききとって「用水路の名称欄」に記入する。

(受益農家の範囲の異なるごとにタテに床線を引くこと)

他町村・町村全体・隣接しない他の農業集落と一括(1)

隣接する他の農業集落と一括(2) この農業集落だけ(3)(ロ)の用水路(4)

(3) 用水路全体の所有権
国有・都府県有(1)市町村有(2)土地改良区・水害予防組合(3)農業集落(4)大字(5)任意申合組合(6)個人・数人共有(7)受益者だけの共有(8)よくわからないもの(9)

(4) 用水路の水源の種類は整理表から転記

(5) 用水路別に、その用水路で受益している全体の面積を次の区分できく。
5町歩未満(1) 5町歩～20町歩(2) 20町歩～50町歩(3)
50町歩～200町歩(4) 200町歩以上(5)

(6) 用水量を層加しとり、補水対策のための施設について、溜池のカ所数、揚水機の台数・他の用水路からもらい水をしているもの、雨水または分水を受けているものの有無(あれば○印をつける)および井戸のカ所数について記入する。

(7) 農業集落内農家に関係のある受益集団の受益面積をきいて記入する

(8) 農業集落内農家の受益面積は整理表から転記

(9) 農業集落内の受益農家数

溢面積が〇割以上を占める用水路だけについて以下の調査をする。

路の範囲の調査になる。

(1) 管理者	(イ) 用水路の管理者										
	(ロ) 用水の管理者										
(2)	取水、分水または 補水施設										
(3) 水の 配 分	(イ) 水を配分する期間										
	(ロ) 水を配分する順序										
	(ハ) 常水、番水										
(4)	用水の不足状況										
(5)	用水権の分離譲渡										
(6)	家庭用水または防大 用水に利用										
(7) 水系 区分	(イ) 適用河川名										
	(ロ) 準用河川名										
	普通 河川名	(イ)									
	(ロ)										

五
四

3. 用水路の状態のB

つぎにスツの(7)と(8)欄の受益面積を比較し、農業集落内の農家の受益しちがって、これから後は、受益集団の利用している部分の用水

(1) 用水路および用水の管理責任者(次の区分で該当符号記入) [法人組合の役員(1) 農業集落の役員(2) 任意申合組合の役員(3) 農業集落で選挙したものが(4) 受益全体ではっきり(5)のもの(5) 特定の(6) 産人(7)]	
(2) その用水路について、その受益集団として受ける取水、分水または補水施設 [河川や溜池などの取入口にポンプで揚水(1) 用水路の途中にポンプで揚水(2) 他の溜池や溜池から取水(3) 他の用水路から分水(4) その他(5) 該当がない(6)]	
(3) (1)水の配分を「主として苗代期間を(1) 苗代期間から(2) 本田期間行う期間 (3) どちら(3) 年中(4) その他(5)」	
水の配分について次のこと	(1)苗代かき時に通水すると 次の水の配分 順序のないもの(1) 上流から(2) 下流から(3) 古田から(4) 新田から(5) 毎年交互(6) 特定地域から(7) くじ引き(8) 代かき時に通水していない(9)
(1)早魃でない普通の状態のときの常水、番水の別 [常水(1) 番水(2)]	
(4) 終戦後の用水の不足状況についてきく(ただし終戦後恒久的な水利改善施設を行ったものについては、その後の実状をきく) カンバツ時にも用水不足とならなかつたもの(1) カンバツ時に若干不足したがカンバツによる減収が軽微であったもの(2) カンバツ時に用水不足のため被害がでたもの(3) 普通の年にも用水不足のためカンバツの被害があったもの(4)	
(5) 用水権を耕地と別に譲渡する慣行の有無 [ある(1) ない(2) 事例がないからわからない(3)]	
(6) 農業集落内で家庭用水(飲料水、炊事用、風呂用、洗濯用など)または防火用にも利用している農家の有無 [ある(1) ない(2)]	
(7) 水系区分	河川法適用河川名(1)
	河川法準用河川名(2)
(該当がない場合は斜線を引く)	(1)または(2)の支流となっている河川名(1)..... 普通河川
	(2)(1)以外の河川名(2)

(1)	受益農家の範囲									
	用水路の名称									
	水源の種類									
(2)	(1) 総戦後とった対策									
	(2) 田を畑にした面積	反	反	反	反	反	反	反	反	反
(3) 被害面積	(1) 旱魃	反	反	反	反	反	反	反	反	反
	(2) 旱魃	反	反	反	反	反	反	反	反	反
(4) 旱魃時の対策	(1) 増水対策									
	(2) 水の配分対策									
	(3) 水を配分する当番									
	(4) 灌漑田の順序									
	(5) 補償の有無									

五
四
六

4 旱魃の対策

	(1) 受益農家の範囲、用水路の名称および水源の種類はこの表から転記
(2) (1) 旱魃を防止するため、終戦後とつた主な恒久的対策の種類をきいて該当村居（二つ以上でもよい）を記入する。 湖池の増設や湖沼溜池などのカサ上げ(1) 河川に揚水機増設(2) 取入口増加、取入口の変更または修理(3) 堰堤のカサ上げ(4) 地下水利用および井戸の増設(5) 他の農業集落から分水または買水(6) 漏水防止(7) その他(8)	(3) 旱魃が続いたために、田を畑にしたものがあれば、その面積 3の表の「(4) 用水の不足状況」で3、4と記入された用水路について、終戦後の旱魃面積と旱魃時にとつた臨時的な応急対策について書く (3) 旱魃の年に被害を受けた農業集落内の農家の被害面積（被害面積） (1) 大の被害面積 (2) 普通の年に被害を受けている農業集落内の農家の被害面積（通常の旱魃被害面積）
(4) 終戦後の旱魃時にとつた臨時的な応急対策	(1) 用水の増量のための対策 〔河川に揚水機増設(1) 他の農業集落の湖沼や溜池から受益(2) 溝をくみ(3) その他(4) 対策なし(5)〕 (2) 水の配分上とつた対策 〔番水の強化、または常水を番水に切替えた(1) 犠牲田設置(2) 常水のまま各人の競争にまかせた(3)〕 (3) 番水の場合の水を配分する当番 〔農業集落の役員(1) 農業集落の中から選考された者(2) 水利団体の役員(3) 水利団体の中から選考された者(4) 世襲的な者(5) 人を雇った(6) 農業集落員または水利団体員の輪番(7)〕 (4) 犠牲田設置の順序 〔主として新田から(1) 受益反別に比例(2) 主として下流で(3) 入作地から(4)〕 (5) 犠牲田に対する補償の有無〔ある(1) なし(2)〕

五七

(該当欄に符号を記入、二つ以上あってよい)

[illegible]

5. 農業水利の経費と賦役

農業水利の経費や賦役について、最近の実状を用水路別に書く。

	(1) 受益農家の負担する経常的な経費の賦課方法 戸数割だけ(1) 受益反別割(2) 戸数割と反別割(3) 質貸価格割(4) 水量割(5) その他(6) なし(7)
(2) 分水または受 水を受けるた めの対価	(1) 支 払 先 〔村外に(1) 村内の隣りの農業集落は外の農業集落に(2) 隣りの農業集落に(3) 農業集落内に(4) 該当がない(5)〕 (10) 年毎の対価の種類 〔労力(1) 現金(2) 現物(3) 支払わない(4)〕 (11) 旱魃時にはとくに現金や物を増加して支払うか (支払う場合は○印)
(3) 賦 役	(1) 用水路や、用水濠となつてゐる溜池などについて、毎年行う補修や溝ざらいについての賦役方法について書く。 〔農業集落の農家が同じ日数出役する(1) 水利団・団体が同じ日数出役する(2) 受益者だけ同じ日数出る(3) 農業集落で人夫を雇つて行う(4) 水利団で人夫を雇つて行う(5) 受益反別割で出役する(6) 賦役をしたことがない(7)〕 (12) 不出役者に対してはどのようにしているか、 〔黙認している(1) 後日出不足分を出役させる(2) 出不足金をとる(3) その他(4)〕

主眼

に書く。名称用途（経営の目的）面積（この農業集落に属すべき面積）は

※ 名 称											
① 共 用 の 範 囲											
② ※ 用 途											
③ 所 有 者											
④ ※ 面 積		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
⑤ 共用林野成立の時期											
⑥ 権 利 者 ・ 管 理 機 構	(イ) 権 利 者 数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(ロ) 管 理 機 構										
	(ハ) 新 と 合 る た ら ば の 条 件 	(イ) 転 入 者 の 場 合									
		(ロ) 分 家 の 場 合									
⑦ 割 地	(イ) 割 地 の 有 無										
	(ロ) 割 替 の 有 無										

五五〇

[IV] 共用林野およびその他の土地

1. 共用林野A型（※整理表をAと判定した林野の一件ごとに次の表整理表から転記する。

名称	(整理表から転記)
① 共用の 範囲	〔農業集落の人たちだけの共用林野(1) 大字範囲内の数農業集落といっしょの共用林野(2) 大字範囲の共用林野(3) その他(4)〕
② 用途	(整理表から転記)
③ 所有者	台帳記載の、するわち名目上の所有者による。 〔国有(1) 都府県有(2) 市町村有(3) 公有(4) 団体有(5) 記名共有(6) 共有(7) 社寺有(8) 個人有・会社有(9)〕
④ 面積	(整理表から転記)
⑤ 取得 の期	〔明治、大正時代に購入した共用林野(1) 昭和になってから購入した共用林野(2) 明治より前の時代から共用林野としてひきつぎ利用しているもの(3)〕
⑥ 権利 者・ 管 理 機 構	イ) この農業集落の現在の権利者数を書く この農業集落の範囲を越えて共用林野の管理のための組織が作られている場合(1) この農業集落の範囲内で共用林野の管理のための組織が作られている場合(2) 管理組織は作られていないが、共用林野の管理のための役員が設けられている場合(3) 部落の役員が管理している場合(4) その他(5) ロ) これまでの事例による。事例がなくとも規約に定められていればどれによる。二つ以上に該当する場合は、上位優先とする。 〔株口などの購入(1) 決議と入会金(2) 決議(3) 入会金(4) 牛馬など一定の生産手段をもつこと(5) 農家であること(6) 一定期間この農業集落に居住していること(7) 単にこの農業集落に居住していること(8) これまでそういう事例に出会わなかった(何の規定もなく)(9)〕
⑦ 割 地	イ) 〔割地してあるもの(1) 一部割地してあるもの(2) 割地してないもの(3)〕 ロ) イ) で(1)(2)の符号のついたものだけに対して記入する。 〔割替する(1) 割替しない(2)〕

33

⑧ 貸 付	(1) 貸 付 の 有 無									
	(2) 貸 付 先									
⑨ 持 分	(1) 株や口などの持分の有無									
	(2) 一株当りの面額									
	(3) 持 分 の 移 動									
⑩ 生 産 物 の 処 理	(1) 販 売 の 有 無									
	(2) 販 売 先									
	(3) 販 売 方 法									
	(4) 販売収益の用途									
⑪ 管 理										
⑫ 造 林	(1) 造林を始めた時期									
	(2) 造林を始める前の 利用形態									

五五二

⑧ 貸 付	(1) [貸付にしているもの(1) 一部貸付にしているもの(2) 貸付にしているもの(3)]
	(4) (1)と(1)(2)の符号がついたものについて主な貸付先によって次のどれかに分類する。 [国、都府県、市町村などの公営団体(1) 権利者のうちの特定の個人(2) 権利者以外の個人や会社(3) その他(4)]
⑨ 持 分	(1) [持分のあるもの(1) 持分のないもの(2)]
	(4) (1)と(1)の符号がついたものについて一棟当りの面積をきく。 [5反未満(1) 5反～1町(2) 1町～3町(3) 3町～5町(4) 5町以上(5)]
	(1) (1)と(1)の符号がついたものについて次の符号を記入する。 [権利者内だけの移動があった(1) 権利者外への移動があった(2) 移動がなかった(3)]
⑩ 販 売 (用 材 林 で 記 入 す る に は)	(1) 販売が行われたものについて最近の実態で主たる形態によって分類する [立木のまき販売した(1) 薪炭を製造して販売した(2) 丸太にして販売した(3) 入会利用(4) その他(5)]
	(4) (1)と(1)(2)(3)の符号がついたものについて、最近の実態について主たる形態によって、次の符号を記入する 権利者だけに販売した(1) 権利者以外に販売した(2) 関係農業集落以外の者に販売した(3)
	(1) (4)と同様に最近の実態によって分類しつぎの符号を記入する。 [入札で購入者を定める(1) 特定の者に指定して売る(2) その他(3)]
	(1) (4)と(2)(3)の符号がついたものについて最近の実態によつてつぎの符号を記入する。 [販売収益を権利者各戸に分配するもの(1) 販売収益の一部を分配し、一部を部落の経費にあてるもの(2) 販売収益を部落の経費にあてるもの(3)]
⑪ 管 理	[植林、枝打ち、下草刈りなどに共同出役する慣行になっているもの(1) 植林、枝打ち、下草刈りなどに共同出役する慣行になっていないもの(2)]
⑫ 造 林	(1) [明治時代および大正3年まで(1) 大正4年から昭和5年まで(2) 昭和6年から農地改革まで(3) 農地改革後(4)]
	(4) 用材林であったもの(1) 薪炭林であったもの(2) 採草場であったもの(3) 放牧地であったもの(4) カヤ場であったもの(5) 耕地であったもの(6) その他の土地であったもの(7)

序で次の表に書く。名称、用途（経営の目的）、共用の目的、面積（二）する。

※ 名 称										
① 共 用 の 範 囲										
※ ② 用 途										
※ ③ 共 用 の 目 的										
④ 所 有 者										
※ ⑤ 面 積		反	反	反	反	反	反	反	反	反
⑥ 権利者・受益者団体	(1) 権利者数	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
	(2) 受益者団体									
	(ハ) 出給 (イ) 保護管理に	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	義務 (ロ) 造林労力に	()	()	()	()	()	()	()	()	()
⑦ 生産物の処理	(1) 生産物のとり方									
	(2) 製薪炭原木入手の平等、不平等									

五五四

2. 共用林野 B 型・C 型

(整理表で B および C と判定した共用林野の一件ごとに、B・C の順
の農業集落に帰すべき面積) を整理表から※印の欄にそれぞれ転記

名称	(整理表から転記)
① 共用の 範囲	農業集落の人たちだけの共用林野(1) 大字範囲内の数農業集落といっしょの共用林野(2) 大字範囲の共用林野(3) その他(4)
② 用途	(整理表から転記)
③ 共用の目的	(整理表から転記)
④ 所有者	台帳記載の、すなわち名目上の所有者による。 〔国有(1) 都府県有(2) 市町村有(3) 団保有(5) 共有(7) 社寺有(8) 個人有・会社有(9)〕
⑤ 面積	(整理表から転記)
⑥ 権利者・ 受益者団体	(1) この農業集落の現在の権利者数を書く
	(2) その共用林野の権利者の間に団体が設けられているか否か。 農業集落の範囲を超えた団体(1) 農業集落の範囲内の団体(2) 部落組織が受益者の団体の役割をしている(3) その他(4)
	(3) その林野の造林や保護管理のため、権利者が出役する義務があるかどうかをきく。(該当するものに○印をつける)
⑦ 生産 物の 処理	(1) その共用林野の生産物のとり方はつぎのどれに当るか。最近の主な事例による。 採草(カヤを含む) (1) 主として自家用薪炭の採取 (2) 主として販売用の薪炭材として利用 (3) 林野副産物の採取 (4) その他(助成金などを含む) (5)
	(2) (1)で(3)の場合、製薪炭を希望する者は平等に原木を入手することが出来るか否か。 〔平等 (1) 不平等 (2)〕

3. 林野以外の共用の土地

A. 共用地で耕地となっているもの

(共用地のまま維持されているが、現在耕作されている土地について、次の項目をきく)

共用林野の場合と同様に、共用地で耕地となっているもの一件ごとに名称を書く。	名 称				
[国有(1) 都府県有(2) 市町村有(3) 公有(4) 団体有(5) 記名共有(6) 共有(7) 社寺有(8) 個人、会社有(9)]	①所有者				
ここでは、実面積を書く。	②面 積	反	反	反	反
[昭和16年以前(1) 昭和17～20年(2) 昭和21～23年(3) 昭和24年以降(4)]	③耕地となつた時期				
[権利者に均等に割当てた(1) 権利者に均等ではなく割当てた(2) 権利者以外に割当てた(3) 団体に割当てた(4) その他(5)]	④耕作者への割当方法				
[耕作者から地代を徴収する(1) 耕作者から地代を徴収しない(2)]	⑤地代徴収の有 無				

B. その代の共用の土地(該当するものに○印)

- (1) 提外地、提農道などで採草、その他に利用されているもの ()
- (2) 神社、寺院祠などの土地 ()
- (3) 共同墓地 ()
- (4) 運物敷地 ()
- (5) その他 ()
- (6) 物干場、作業場など ()
- (7) 石切場など ()

五
五
六

4. 農地改革にさいし、減少した共用林野およびその他の土地

A. 農地改革で解放したもの(次表に解放前の所有者別に解放した実面積を書く)

① 所有者(2の②の符号を用いて書く)				
② 面積(実面積を書く)	反	反	反	反

B. 個人に分割したもの

〔解放する個人に分割してしまった共用林野について、次表に用途別、所有権別に面積を書く。〕

① 用途	〔用材林(1) 薪炭林(2) 採草地(3) 放牧地(4) カヤ場(5)〕					
② 所有権	(この②の符号を用いて書く)					
③ 面積	(実面積を書く)	反	反	反	反	反

5. 昭和28年4月以降の町村合併のさりの旧町村別の共用林野の処置

A. 農業集落の共用林野として維持されているもの

ここに含められる共用林野は、またはこの表に記載されている筈であるから、そこから名称、共用の範囲、用途、面積を転記する。	名称					
	① 共用の範囲					
	② 用途					
	③ 面積	反	反	反	反	反
④ 〔新に財産区など法人を設立したり記名共有にしたりしたもの(1)その他(2)〕	維持されている形態					
⑤ 町村合併にさいし立木を販売したか否かを書く。 〔販売したもの(1) 販売しないもの(2)〕	⑤ 立木販売の有無					

B. 農業集落の共用林野をなくなったもの

① 〔新市町村へ移譲(1) 権利者に平等に分割(2) 権利者に不平等に分割(3) 権利者外に売却(4)〕	① 処分方法					
② 〔用材林(1) 薪炭林(2) 採草地(3) 放牧地(4) カヤ場(5)〕	② 用途					
③ 台帳面積を書く。	③ 面積	反	反	反	反	反

五三七

[V] 農業、林業および漁業労力の慣行など

1. ゆい、手回替、共同作業および手伝いの慣行（ここでは林業および漁業労力を除く）

- (1) 農業集落でつぎのような農作業を行うために、ゆい、手回替や共同作業が行われているか、いれば、その農作業別に部落実行組合などの組合が中心となって行うものと、本家や親方などが中心となって行うものおよび個人同志が相談して行うものに分けて書く。

（該当の名欄に○印）

		部落実行組合 などが中心	本家親方な どが中心	個人同志	(1)
(1) 田 植	()	()	()	()	(1)
(2) 麦まき	()	()	()	()	(2)
(3) 米麦の脱穀	()	()	()	()	(3)
(4) 籾 摺	()	()	()	()	(4)
(5) 上蒺蒺外し	()	()	()	()	(5)
(6) その他の農作業	()	()	()	()	(6)

ゆい、手回替、共同作業の慣行がない () (3) にとぶ

- (2) 上記のうち、田植、米麦の脱穀、籾摺、上蒺蒺外しの4つの作業について、ゆい、手回替や共同作業を行った結果、農家相互の間に個不足を生じた場合、どのようにしているか、つぎの区分で書く。

（該当の名欄に符号をかく）

		部落実行組合 などが中心の場合	本家親方な どが中心の場合	個人同志 の場合	(2)
○不足があつても相互、次の 幾持つ手回や金を貸すこと はない……………(a)	(1) 田 植				(1)
○不足をあつても他の作業にと き手回を貸す……………(b)	(2) 米麦の脱穀				(2)
○不足分は金銭や米白として償 算する……………(c)	(3) 籾 摺				(3)
○個不足が生じるようにはす る……………(d)	(4) 上蒺蒺外し				(4)

五
六

- (3) (1) 農業集落で農業以外の作業、例えば家屋の新築や屋根葺に親せき以外の者が手伝いにゆく慣習があるか。

ある () ない ()

(3)
(4)

2. 移動労働

(該当の各欄は○印)

(四) 獨州、麦まきで..... () () () (四)

(ハ) 果樹(收穫)で.....().....().....() (ハ)

(三) 養護 (女舎から上棟まで) …… () …… () …… () (二)

(ホ) 菜つみ、製菜で.....().....().....() (ホ)

(ハ) 計算取りで () () () (ハ)

(ト) その他の農作業で.....().....().....().....().....(ト)

ある () ない () (3) 12 と 3 (2)

(該当の各揃に〇印)

相当ある 若干ある 殆んどない

(4) 農業労働 () () () () ()

(10) 扶業劣功云 () () () (P)

(ハ) 漁業労働者 () () () (ハ)

担当ある 若干ある 殆どない

(1) 田植、麦刈乙 () --- () --- ()

(ロ) 摺刈、麦まきで () () () (ロ)

(ハ) 果樹(收穫)乙.....().....().....() (ハ)

(二) 養蚕(4合から上獲まで)で……()……()……()=

(ホ) 茶つみ製茶で () () (ホ)

(ヘ) 草刈取りで () () (ヘ)

(ト) その他の農作業で () () (ト)

3. 労働従事者を斡旋するもの

(1) 農業集落内に農業、林業および漁業労働に従事する者を斡旋する人や部落団体があるか。 (1)

ある () ない () (2はと3)

(2) あれば農業、林業、漁業の別に自分が中心となって労働者をつれて働きに出る人や、労働の斡旋だけをする人があるかどうか、部落実行組合などが斡旋する場合があるかどうかをきく。
(該当の各欄に○印)

農業労働 林業労働 漁業労働

(1) 自分で中心になつて () () () (2) (4)

(2) 斡旋だけする人 () () () (4)
(労働者定所職員を除く)

(3) 部落実行組合などが () () () (4)
の斡旋

4. その他

(1) 農業集落、数農業集落または大字の範囲で、町民29員に農業日産賃金の協定をしたか (1)

した () しない ()

(2) 農業集落で正月やお盆、お祭りなどの外に、つぎのような定休日を設ける慣習があるか (該当の各欄に○印) (2) 5

(1) 田植休み(懸休み)雨休みのような古くからの慣行によるもの (4)

ある () ない ()

(2) 毎月1日、15日とか、毎日程などのような比較的新しい慣行によるもの (4)

ある () ない ()

(3) 農事課で最近の三カ年の間に、農繁期に共同炊事を行
ったり、託児所を設けたことがあるか。(3)

ある() ない()

└ 共同炊事() 託児所()

(4) 昭和 29 年の田植時期の日雇賃金を男女別に書く。

(該当名欄に記入)

男 円 女 円 (ただし食費 ____ 食付)(4)

その他の現物は(一般的に行われているもの)

└

田植時期の日雇賃金が殆んどない()

[VI] 値ぶしん

(1) 農業集落で値ぶしん（大修葺の場合を除く）を毎年定期前に行っているか否か。 (1)

いる () りない [VII] にとぶ

(2) その場合、賦役を行うか、それとも人夫を雇って行うかの区別。 (2)

り賦役で () (3)

り人夫を雇って () [VII] にとぶ (4)

(3) 賦役の出役割当日数を定める基準は、つぎのうちのどれに該当するか。 (3)

(1) 各農家が同じ日数で () (4)

(2) 部落会費に比例 () (4)

(3) 耕作反別割 () (4)

(4) その他 () (4)

(4) 出役者に対し出日当を支払うか（普通の日雇賃金より高しく低い場合を含む） (4)

(1) 出日当を支払う () (4)

(2) 出日当を支払わない () (4)

(5) 出役しないものに対してどうしているか。 (5)

(1) 賦認する () (4)

(2) 後日出役せしめる () (4)

(3) 出不足金をとる () (4)

(6) 非農家についても賦役があるか。 (6)

あ る ()

な い ()

非農家がない ()

五三

〔Ⅵ〕 共同作業場、その他

〔注〕 農業集落内だけでなく、その農業集落内の農家が利用する数農業集落共用のものも含めて調査する。なお農協のものや会社のものである、農業集落だけまたは数農業集落共用のものは含めて調査する。

1. 共同作業場および共同農産加工所

(1) 農業集落の農家が利用している。つぎの共同作業や共同農産加工を行うための建物があるかをきいて、あったら、その作業種類欄に○印をする（ただし移動用だけの農機具は含めない）

共同作業種類	種類別の有無
(イ) 脱穀、籾摺、搗米	() (イ)
(ロ) 精米、穀粉	() (ロ)
(ハ) 製麺、製パン	() (ハ)
(ニ) 製糰、製筍など	() (ニ)
(ホ) 送果(送果機の設備あるもの)	() (ホ)
(ヘ) やさい、果実、畜産物の加工	() (ヘ)
(ト) 製茶、製油	() (ト)
(チ) 醤油、味噌の醸造	() (チ)
(リ) 煙草乾燥機	() (リ)

(又) 共同作業場も農産加工所もない () (又)

エ12とぶ

(2) その共同作業場または農産加工所は専用のものか、または共同集会所などと兼用のものかをきいて、つぎの該当欄に○印をつける。

(2)

共同作業場 専 用 ()
 兼 用 ()

共同農産加工所 専 用 ()
 兼 用 ()

(3) そこには専任販員が(季節的のものも含む)いるか否か。(3)

いる ()

いない ()

(4) 利用する農家の範囲はどこか(該当欄に○印が二つ以上

あってもよい)

(4)

農業集落の一部 ()

農業集落のほぼ全部 ()

他の農業集落と共用 ()

(2) 農林産物の共同販売施設

つぎに、農業集落に販売施設があるか否かをきき、あつ

たらそのうちに会社所有のものがあるかどうかと、施設

を利用する農家の範囲をきく

五
大
四

(該 当 の 名 欄 に ○ 印)

	あ る	会 社 所 有 の も の	利 用 農 家 の 範 囲		
			農 業 集 落 内 の 一 部	農 業 集 落 内 の ほ ぼ 全 部	他 の 農 業 集 落 の 農 家 と 同
(1) 共 同 集 荷 所	()	()	()	()	()
(2) 共 同 片 乳 集 荷 所	()	()	()	()	()
(3) や さい 果 実 の 共 同 集 荷 所	()	()	()	()	()
(4) や さい 果 実 の 共 同 荷 込 所	()	()	()	()	()
(5) 木 炭 倉 庫	()	()	()	()	()
(6) 農 具 同 出 荷 所	()	()	()	()	()
(7) そ の 他	()	()	()	()	()

(7) 共 同 販 売 施 設 が な い ()

3. 稚 蚕 共 同 飼 育 所

(注 意 稚 蚕 共 同 飼 育 所 に つ い て は 、 と く に 数 人 共 用 の も の
を 含 め る)

農 業 集 落 に 稚 蚕 共 同 飼 育 所 が あ る か 否 か を き き 、 あ っ ち ら
そ の 利 用 範 囲 と カ 所 数 を き く 。

- (1) 農 業 集 落 内 の 一 部 農 家 共 用 の も の ()
カ 所
- (2) 農 業 集 落 内 の ほ ぼ 全 養 蚕 農 家 共 用 の も の ()
- (3) 他 の 農 業 集 落 内 の 農 家 と 共 用 の も の ()

稚 蚕 共 同 飼 育 所 が な い ()

からきくものに分れる。

「組合員たる資格」および(4)の争点はこれを直ちに翻
くときに役立つ。

ているかどうかをきく。(該当に○印)

この組合の地区に含まれる農業集落数 { 2. 集 落 ()
2 ~ 5 集 落 ()
6 集落以上 ()

同組合に加入しようとするとき、どのような条件があるかをきく。

(該当に○印)

める「組合員たる資格」をこなえるだけでよい ()

期間定住することが必要 ()

期間定住し、集落の人として、

義務を果し、冠婚葬祭等のつきあいをする必要がある ()

(該当に○印)

出方法

挙をしるいできめる ()

番(まわりうち) ()

挙はするが出る人は大体きまっている。()

挙をするので出る人は一定しない。()

→ (4) 選挙方法 (該当
欄に一つだけ○印)

a. 地域別 ()

b. 業種別 ()

c. 地域を加味して業種別 ()

五
六

〔Ⅶ〕 漁 業

※ 漁業に関する調査事項は、漁業協同組合でなくとも、集落の人
漁業協同組合でなく事項は(1)、(2)の(1)にある組合の定款に定める
直票に記入するが、(2)の事項はおぼえておいて後で集落の人にき

(1) この協同組合の地区と、この農業集落の範囲とについて一致し
一致している()

一致していない() →

(2) この農業集落で分家したり、転入してきた人が、新たに漁業協

(1) 組合の定款に定

(2) この集落に一定

(3) この集落に一定

納税・賦役等の

(3) この農業集落の中に漁業協同組合の総代がいるかどうかをきく。

い る () い ない ()

↓

その人はどのようにして送るか → (1) 送

a. 送

b. 輪

c. 送

d. 送

よる漁業があるかどうかを、漁業権免許状および漁場図を見せてもらっ
が管に入っているものだけを抜き出して記入する。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
漁業権種類										
漁業種類										
所有者										
行使者										
整理摘	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
統制制限漁業	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

者をどのようにしてきめられているかをきく。

記入

	漁業名称	1	2	3	4
前) 廃業者が出たとき 入札 (札) その他 (他)	行使者 決定方法				

(4) この農業集落の人達が営んでいる漁業のうち、つぎの漁業权に
てぎく。漁業权免許状にある漁業のうちから、この農業集落の人

定置漁業权(定)区画漁業权才一種(区)共同漁業权才一種(共一) (1) 共同漁業权才二種(共二)共同漁業权才三種(共三)のどれか。	
(10) 漁業の具体的名称	漁業協同組合単独、または共有(漁) 漁業生産組合(生)任意組合(任)個人 会社の単独、または共有(私) 漁業協同 組合と個人または会社(漁私)その他(他)
(11) 漁業权の所有者は誰か	漁業权者自身(权者) 漁業共同組合員 (組合員) 漁業協同組合員のつくる組(組) 漁業权者でないものとの共同経営(共) その他(他)
(1)を(定)(共二)(共三)のどれかが記入され、(1)を(漁)の記 号)入されたものに○印。(該当するものがなければ(16)へとが)	
(12) 上欄で○印のついた漁業のうち、統数に制限のあるものはどれ か。	(該当するものに○印)

み
え

(5) (4)の(12)で○印のついた統数制限のある漁業について、その行使

(4)の(12)で○印のついた漁業の名称を記入。	
漁業制度改革前の行使者が行使している() (該当符号一つを記入) け補充する(補) 輪番又は抽せん(輪抽) 行使希望者が少ないので問題はない(少)	

いて)

られるか

(該当に○印)

そのだけが利用している。.....^のり^かき () [] (ク)へとぶ

..... () [] (ク)へとぶ

について統制をうけている () []

ものの漁場の面積(坪、冊、台、連、枚など)は平等か否か。

と組合せ、平等になるように割当られている^のり^かき () []

が同じになるように割当られている () []

られるものだけが他の者より多い^のり^かき () []

る少ないものが多い () []

.....^のり^かき () []

っていない () []

..... () []

台)があるか、どうかを(4)の(ロ)の漁業名称をあげながら書く。

五
七
〇

(6) 漁場割について

(※ (4) の (1) で (2) のついた、のり養殖業、かき養殖業につ

(1) この養殖集落の人達はどのようにめいめいの漁場を割当て

a. 漁業協同組合の所有する漁場ではあるが特定の少数の

b. 漁業協同組合の所有する漁場内に自由に建ちこんでいる

c. 建ちの場所又は建ち面積 (坪、冊、台、連、枚など)

(2) この養殖集落の人たちのうち、新規に漁場を割当てられる

平等 (のり) (かき)
↓
割当方法 { 漁場の優劣を考え
単に漁場の大きさを

平等でない (のり) (かき)
↓
割当方法 { 新に漁場を割当て
新規のもの以外で

(ハ) 割替について

a. 漁業制度改革以前から割替を行っていない

b. 漁業制度改革のとき割替えを行ってが、それ以後は行

c. 漁業制度改革後で割替を行っている

(7) この養殖集落に漁業権による漁業を経営する任意組合 (申合組

ある () ない ()



組 合 の 名 称	1	2	3
業 業 名 称			
創 設 時 期			
加 入 条 件			
持 分 ・ 配 当			
労 働 の 義 務			
労 働 叔			
従 事 者 の 資 格			

五七二

(イ) その任意組合は何という名称でよばれているか、特に名称のない場合はその代表者名	
(ロ) 主としてどのような漁業を営んでいるか	
(ハ) その任意組合のつくられしのはいつ頃か	明治元年(明治) 大正二年~昭和10年(大正) 昭和11年~昭和24年(昭和) 昭和25年以降(最近)
(ニ) その任意組合に最近加入したのがあるか、あればその条件、そういう事例がなければ規約上定められている条件 (該当符号一つを記入、上位優先)	一定期間この集落に定住することが必要(注) 漁業協同組合員としての一定の年限が必要(組合員) 株、口などの持分の購入が必要(株) 漁船、漁網、漁具の提供が必要(船網) その他(他) 規定もなく最近までそういう事例なし(無)
(ホ) 現在持株数または配当は皆同じであるか	[同じ(同) 同じでない(不同)]
(ヘ) 株主の家からは労力に参加する義務があるか	[ある(ある) ない(ない)]
(ト) 株主は漁夫を出す権利をえているか	[いる(いる) いない(いない)]
(チ) それでは、その漁業に従事するためにはどのような条件があるか。(該当符号一つを記入、上位優先)	有株者(出資者)またはその家族に限る(株主) 漁業協同組合員またはその家族に限る(漁) そのような条件はない(無)

五三

〔IX〕生活改善その他

- (1) 農業集落・数農業集落または大字などで共用するものの、つぎの施設 (該当の各欄に○印) (1)

	公民館 (イ)	共同集 合所 (ロ)	共用 の電話 機 (ハ)	放送 施設 (ニ)	共同 浴場 (ホ)	共同 理髪所 (ヘ)	簡易 水道 (ト)
農業集落内の共用のもの	()	()	()	()	()	()	()
数農業集落または大 字共用のもの	()	()	()	()	()	()	()

上記の共同施設がない ()

- (2) 農業集落内に流水を、飲料水や炊事用に使っている農家の有無。 担当ある () 若干ある () 殆んどない () (2)

- (3) 牛馬を飼う厩を、住居内に設けている農家の有無。

(元あつたが最近減っている場合は「若干ある」または

殆んどない」に◎のこと) 担当ある () (3)

若干ある ()

殆んどない ()

- (4) 農業集落内に電灯がついていない農家があるか。

担当ある () (4)

若干ある ()

殆んどない ()

- (5) 葬儀を行う場合は、扶け合う組織の有無とその名称。

(例、同行、庚申請、隣組など)

ある () 殆んどない () (5)

その名称 _____

特別な名称はない ()

- (6) 土葬の慣習の有無

担当ある () (6)

若干ある ()

殆んどない ()

[X] 新地売買価格

- (1) 農業集落内で農地改革前からの自作地で、最近売買されたものがあつたか。

あ つ た () (1)

争いが殆んどなかった ()

- (2) 「あつた」に○印のついた場合、普通の田と畑の別に、その売買価格をきく。(学校や道路の敷地または宅地用として売買されたものは含めない。)

普通の田 反当 石円位

普通の畑 反当 石円位

[XI] 小作料その他

1. 農業集落の戦前(昭和13.4年頃)の小作料について、田畑別にきく。

- (1) 小作料は金納だったか、または物納だったか。

(どの地だけは小作農家の3割以上あつた場合○印)

主として金納 主として物納 その他
田 () () — (1)

畑 () () ()

- (2) 田の物納小作料の場合は、どのような定めだったか。

定 額 () 刈 分 () (2)

- (3) つぎに、田の小作料について反当物納小作料の数量と、

その小作料が収穫高の何割位になつていたかをきく。

(1) 普通の田の物納小作料 反当__石__斗 (3)

(2) 収穫高に対する小作料の割合 _____ 割

- (4) 田について永小作権の慣行があつたか。

あつた () なかった () (4)

- 2 (1) 現在の田の小作契約についてきく。

文書 () 口頭 () (1)

小作地がなかった ()

- ある () ない () (2)

その期間 { 1 年 ()
2 年 ()
5 年 ()
10 年 ()
以上 ()

(1) 農家集落内で昭和25年2月1日以後、農家をなくなったものの有無と、その理由別戸数。ある()ない() (XIIIへとぶ)

↓ その戸数

その理由別を数 { 移住したもの { 疎開者があつて 戸
 { その地 戸
 { 農業従事者内で農家を多く持ったもの 戸

- ↓
その尹教

(1) 昭和25年以降において公共事業や国有林の事業が、農業集落の近くで行われたか。

行われた () (1)

行われない ()……調査終了

- (2) その場合農業集落で公共事業や国有林事業に、人夫として
ふるよう農業集落内の農家に割当てたことがある。

ある (2)

公共事業之 () () } 調査総り
国有林事業之 () () }

農業集落調査についての注意

(1) 調査に出かける前の準備

(イ) 調査票の農業集落概況票および別票によって、まえてその農業集落の概況をつかんでおくこと。

(ロ) 調査票の農業集落概況票の〔Ⅰ〕共用林野および〔Ⅱ〕の用水から、農業集落調査整理表に該当する事項を転記しておくこと。

(2) 調査する相手

(イ) 調査する相手は誰と誰というように決めてないが、なるべく部落会長、部落実行組合長、統計調査員などの現職者か、過去にこれらの役職についたことのある、農業集落の頭脳に精通した者を選んで、ききとり調査すること。

(ロ) 調査相手として必ず2名以上のものに集ってもらい、そこでききとること。農業水利、共用林野、部落実行組合の事業および漁業などについて、最初に集ってもらった者からききとれないときは、農業水利組合、共用林野の代表者や、部落実行組合長あるいは漁業協同組合役員など、それぞれの方に精通した者を後で訪ねてききとること。

(3) 農業集落調査票について

(イ) この調査票は面接調査を行うことを想定して作ってあるが、従来の面接調査票のように完全な質問形式をとっていないから、そのとき面接調査がでるようになるので、各調査者はまえて調査票をよく理解し、従来の面接調査の経験を活かすように工夫して調査を行うこと。

(ロ) 農業集落によって共用林野や用水路などが極めて多く、記入欄が不足すると思われるが、足りないときは貼紙して記入されたい。

(ハ) 農業集落調査の中に例えば(イ)(ロ)とか(定)、(漁)のように字をカッコでかこんだのが多いが、これは調査票の該当欄

に該当事項を記入する符号であり、中に字がなく()のあるところは該当の○印をすることにしてある。なお、○のふたごみであるところはチェックの意味を記入するところである。

(4) 面積調査に当って

(イ) 農業集落調査票の中に農業集落という言葉がたくさん使われているが、調査される相手は農業集落という言葉に慣れていないし、こちらで決定した農業集落の範囲も知らないのだから、まえもってある地方の農業集落の範囲は、これこれというようにおしえてから さきとり調査をはじめること。なお他の農業集落の範囲についても調査上隣りの農業集落ということはおぼえてくるので、まえもって市区町村地図や調査区域図を知っておき、必要によって調査相手に説明できるようにしておきたい。

(ロ) 農業集落調査票の中で部落実行組合というのは、農事実行組合、農家組合、生産組合、増産班、振興小組合、部落農会などと呼ばれることもあり、また所によっては農協支部と呼ばれている場合もある。養蚕組合や園芸組合などのような農業部門の一部だけを担当する集団ではなく、総合的な農業部門にわたる事業を行う集団のことであるから、部落実行組合の名前でない場合も、該当する場合があることを忘れてはならない。

(ハ) また行政部落というのは、現在市区町村の行政上設けられている地区のことを、町村では「部落」「区」、市区では「町」などと呼んでいるものである。町村によって「連絡員」「駐在員」などの名称をよんでいるところもあるから注意されたい。

(ニ) 農業集落調査は特に断っていない限り、農業集落内の農家や非農家を基準としたいいわゆる戸人調査となっている。

五八

農 家 調 査 の 手 引

一、昭和三十年臨時農業基本調査の目的

この調査は昭和三十年二月一日に行われる昭和三十年臨時農業基本調査です。

昭和三十五年二月に行われ、また世界農業センサスから丁度五年になります。これは五年毎に行われるはずの農業センサスの代りに行うものであります。

二、目 的

昭和二十五年は農地改革の直後でもあり、また戦争の影響が強く残っており、その後の五カ年間に、日本の農業は相当に変化したように思われます。この期間の農業の進歩と変化とをみるのがこの調査の目的の一つです。

昭和二十五年の世界農業センサスは世界の各国が歩調をそろえて調査いたしました。このため日本の農業の状態を十分につかむのに、必ずしも適當であつたとはいえません。そこで若干の点を修正して、日本の農業、農家、農村のあり方をよく現わして、今後の農業政策の資料にしようとするものです。

三、調 査 の 方 法

いろいろの都合で、センサスで普通行われるように、全農家をおたずねして調査することができなくなりました。そこで一部分の農家の方々だけを調査して、センサスの目的を達成する、いわゆるサンプル・センサスによることになつたわけにあります。

この秋、皆さんのお骨おりによつて、主として農業の上で安閑と合つてゐる範囲として「農業集落」を決めていただきました。さらに、この農業集落についてのいろいろの資料を出していただき、これ

に基いて農業集落を平地、山村、漁村などに、あるいは商品化の形や程度で、数値に分類いたしました。その中から、それる五分の一の農業集落を選びました。皆さんに調査していただく農業集落はこの五分の一の中の一つであります。

4 調査の構成

調査は農業集落調査と農家調査との二種よりなっております。農業集落調査は用水や共用林野などを中心に調査するもので統計調査事務所の取組が行います。農家調査は皆さんに願いますので、世帯員の農業従事や副業、土地の面積や利用、家畜や機械とその利用状況、雇い入れた農業労働、農産物の販売などについて、いろいろの調査項目をおたずねします。日本の農業や農村の仕組みを深くつづこんで調べるために、これまでの調査より少し項目も多くなりました。この程度の調査をしないと農業のあり方がよく理解されないためです。それだけにこの結果が出まして、国の行う農業政策が農村の実態にふさわしいものになり、農家の地位の向上や、生産力の増進に役立つ基礎資料となるでしょう。

二、はじめに

この調査票はちよつと見るとなかなか面倒のように見えます。けれども手引をよく読んで調査票を見ていただければどの項目も農家の方びたが日常ふりていることですからとくにむずかしいことはないと思います。

ただ統計調査を行ううえできめられているいろいろの約束がありますからそれをよくみ込んで書いてください。

まずはじめに調査全部を通してきめられている約束について述べましょう。

の 印のつけ方

[付表]

満月令早見表

生 年	満才	生 年	満才	生 年	満才	生 年	満才
昭和30年/月 およひ29年	0	昭和 4年	25	明治37年	50	明治 12年	75
28	1	3	26	36	51	11	76
27	2	2	27	35	52	10	77
26	3	大正 15年	28	34	53	9	78
25	4	14	29	33	54	8	79
24	5	13	30	32	55	7	80
23	6	12	31	31	56	6	81
22	7	11	32	30	57	5	82
21	8	10	33	29	58	4	83
20	9	9	34	28	59	3	84
19	10	8	35	27	60	2	85
18	11	7	36	26	61	慶応 4年	86
17	12	6	37	25	62	3	87
16	13	5	38	24	63	2	88
15	14	4	39	23	64	元治 2年	89
14	15	3	40	22	65	文久 4年	90
13	16	2	41	21	66	3	91
12	17	明治 45年	42	20	67	2	92
11	18	44	43	19	68	万延 2年	93
10	19	43	44	18	69	安政 7年	94
9	20	42	45	17	70	6	95
8	21	41	46	16	71	5	96
7	22	40	47	15	72	4	97
6	23	39	48	14	73	3	98
5	24	38	49	13	74	2	99
使 方	/ 月中に生れた人は、ここに書いてある満才にちう/才を加えます。 例えは明治37年/月生れの入は5/才にります。						

あいている欄にあてはまる場合は○印をつけます。
 ○印をつけるのは「」のあてはまるところにつけるので、ただし「/」の「世帯員および兼業」のところはマス目の中にあてはまるところに○をつけます。「ク」の農産物の作物名のように「○でかこむ」と書いてあるところではあてはまるところの文字をつぎの例のように○でかこむてください。

例えば

② 数字の書き入れ方

調査票のうち、例えば

町	反	畝	歩
---	---	---	---

のようにわくでかこんであるところには数字を入れます。数字は1、2、3、……のように算用数字で書いてください。

③ 矢印（↑ ↓）がついている場合

矢印のあるときはその矢にかいてある質問をしたり空欄をうめたりするという意味です。

例えば 調査票に

とある場合には、ある（○）ならば↓の方向の質問「その面積は」をたずねてさらに↓の矢にあるわくの中に面積を書きます。

果 樹 F	みかん・なつみかん・ネーブルオレンジ・その他のカンキツ類・なし・ (ぶどう)・柿・びわ・りんご・おうとう・ (もも)・すもも・あんず・(うめ)・いちじく・くり・くるみ・その他・加工品
	小 計

ヤチダウ

(ハ) いわゆる谷地田がありますか

ある() ない()

↓

その面積は →

町	反	畝	歩
---	---	---	---

(4) 質問の仕方

この調査票ではなるべく票にかいてある質問の言葉をそのまま使えるようにしてあります。項目によつては調査員が更に質問をくわいて農家によくわづねて見なければならぬところもあります。調査員は票に書いてある注意がきへ各々の質問のそばにカッコに入れて細字で書いてあるしや手引きをよく読んで票の質問をおぎなつてたづねてください。

ただし農家に質問するときはこの注意がきを全部読み上げることをしてしないでその意味をくわいて説明したり、念をおすようにしてください。

(5) 記入はペンで書くか濃い鉛筆で書いてください。ただしボールペンは後で読めなくなりますから使わないでください。

三、調査の範圍

非農家も調べる

今度の調査では調査区の中の農家はかりでなく非農家も入れて全戸残らずたづねて調査します。そのわけははじめに述べたように農村社会の仕組みを知ることのほかは農家が調査もれになることをふせぐためです。

非農家の多い場合

そうはいつても、非農家のあまりに多い調査区で全戸調査するのは大変です。から、眼界を設けました。まず、土木や鉱山の飯場があつたり、伐木の飯場などのように、農業者集落とほとんど別居のない非農家が集つてゐる場合にははじめからたづねる必要がありません。

非農家の数が、全戸数の三分の一以上の場合

調査票でも全戸記入する必要がありませんでした。そこでこのようなどころは全戸調査をせず、多

中でも農業を行つてゐるもの、農産物や農産高材の販売をしてゐるものだけを調査することになります。照査票の整理

統計調査事務所からあなたの調査区の照査表を渡します。この照査票にはあなたの調査区内の農家と非農家が書いてあります。この票には調査区内の農家全部と非農家が書かれています。非農家はつぎのような原則でのせてあります。

(1) 調査区内の非農家が全戸数の三分の一より少ないところでは非農家を全部のせる。

(2) 非農家が三分の一以上の場合にはつぎのものだけをのせる。

一畝以上の耕地を耕作してゐるもの。

家畜を飼つてゐるもの。(養殖用を除く)

一反歩以上の耕地を貸付けてゐるもの。

農業生産に三十日以上雇われている家(世帯員の雇われ日数の合計が三十日以上)

農産物(家畜や種などを含む)農産高材(農機具、飼料、肥料などの)販売をするもの。

あなたの調査区が上にあげた(1)になるか(2)になるかは出張所からお知らせします。それによつて照査票に書いてある非農家が上の原則どおりもれなくつてゐるかどうかをしらべ、おちてゐるものがあればつけ加えてください。

調査に取りかゝる場合

前もつて農家であることがわかつてゐるものは、はじめから農家調査票で調査してください。わからない場合には、非農家連記票によつて一々づつたづね調査し必要な事項をきいて記入してください。もしその家の調査の途中で農家の定義にあてはまるものが出ましたならば、連記票のその農家の欄は線をはいて消し、農家調査票に切替えて調査してください。

この場合に調査員がまづ知つておかなければならないことはどのような世帯が農家となるかという

ことです。

地方によつて農家の考え方がまちまちですから、統計のような全国一斉に行う調査では、その基準をそろえねばなりません。したがつて、あなただけの町や村で、農家と考えるかしていない世帯や、商業などの他の産業を主たる収入としている世帯をも、つぎの資格にあてはまれば農家として、農家調査票で調査してください。これから少し農家の定義について述べましょう。

農家の定義

少しでも耕作していたり、家畜を飼っているものをすべて農家とするのが望ましいのですが、非常に面倒になりますので耕地面積の大きさや家畜の頭数で限界を定めそれ以上の農業をやっているものを農家とします。この境目の限界を農家の最低規模と名づけます。

農家の最低規模

(1) 耕地の最低規模

まづ日本全国を二つに分けつぎのように、の県では一反以上の耕地を耕作するもの。この都府県では五畝以上の耕地を耕作するものをまづ農家とします。

／ 青森、岩手、盛岡、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、の十三県では、一反以上の耕地を耕作するもの。

／ 東京、神奈川、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島では五畝以上の耕地を耕作するもの。

(2) 耕地以外の最低規模

つぎはこの耕地の最低規模に満たないものでつぎのようなものを農家とします。

(1) 温室を経営するもの。

- (2) 乳用牛一頭以上を飼っているもの。
 - (3) 仔とり、産つけ、肥育の目的で牧肉用牛または馬を一頭以上飼っているもの。(牧用の牛馬を飼つてもそれだけでは農家としません)
 - (4) 豚を一頭以上飼っているもの。
 - (5) めん羊、山羊を三頭以上飼っているもの。(両方合せて三頭の場合も含みます)
 - (6) 成鶏、おひる、がちょうを三十羽以上を飼っているもの。
 - (7) 兎を三十頭以上飼っているもの。
 - (8) 蜜蜂三群以上を飼っているもの。
 - (9) その他昭和二十九年内に農産物の販売収入二十万円以上あつたもの。
- これらのどれか一つにでもあてはまれば、農家となります。

非農家連記票の書き方

前もつて非農家であることが明かなもの、および農家の定義にあてはまるかどうか明らかなものについては、一度この票で調査します。したがつて農家であることが明らかな世帯は、初めから農家調査票によつて行い、この連記票に記入する必要はありません。

まず、世帯主氏名を記入し、調査表の頭にある見出しにしたがつてきいてゆきます。

耕地その他

宅地の中や道はたに一畝未満の自給用のやさいを作っているものは附いて、耕地はすべて記入してください。樹園地や焼畑などの定義は農家調査票のところをみてください。

経営耕地と家畜をさき終つたならば、農家の定義にあてはまるかどうかを検討してください。最低規模は票の上部に記入してあります。これ以上ならば農家にあてはまります。あてはまる場合はその農家の欄に線をひいて連記票から消し、農家調査票に切替えてください。もし、どの欄も最低規模に

主な取業

申しなければ、その後の項目をつづけてきいてください。
その世帯の取業のうち収入の主なものを記入します。記入方法は別の表に取業を分類してありますから、その番号を書きこんでください。たとえば、種貸商を営んでいれば、ふというようにひきます。

四

(1)

農家調査票の記入のしかた
世帯員および兼業

(1) 調査の相手のきめ方

農家調査をする場合に一つの世帯に一枚の調査票になりますから、家によつては一世帯なのか二世帯なのかかわらないものがあります。このような場合には農業経営が全く別々にいとなまれている収入もそれぞれに分けてある場合には同じ家に住んでいたり、食料などを一緒にしていても二つの世帯に分けて別々に調査して下さい。これは農業の調査ですから農業経営の一つ一つをおさえた方がよい

非農家連記票の取業の分類

自 宅 産 業	家畜商・水産物や農産物の買取販売業・肥料商・農具店など		1
	商店・床屋・酒屋・旅館・工業・鉱業・工建など		2
	貸すり・賃こきなど農業的サービス業		3
	小運送・大工・左官・手制工・賃仕事・行商		4
自 宅 林 業・漁 業	林 業	製炭・製薪・伐木など森林業・林野副産物採取・狩猟	5
	漁 業	ふつうの漁業・のり・みきなど養殖業	6
つ と め 人			7
村長・助役・収入役・農協幹部理事などで報酬を受ける役員 専務役員・技術役員・教員など			
賃 労 幼 者	恒常的にやとわれるもの		8
	日雇・入夫・季節雇・季節出稼		9

からです。

(2)

このやり方は人口調査の世帯のとり方は少し違ふところがありますから気を付けて下さい。

ふだんいる世帯員の農業従事と兼業

(1)の「世帯員および兼業」をしろべるねらひは、世帯員の一入一人について自分の家の農業に従事するし方と農業いひの兼業としてどんな仕事をしているかをなるべくくわしくしろべることです。

ノ、ふだんいる世帯員とは

ふだんいる世帯員とはどういうことでしょうか。

ふだん家にいるというのは、生活の大もとへ本拠へがこの家でありとなまれているということです。ですから調査の日にはまたま家にいない旅行に出でいたり、実家に行つていたりしても、この家の「ふだんいる世帯員」にふくまれます。

出家・行商はどうあつかうか　長いあいだ季節出家ぎへさせつてかきぎや行商へぎしようしように出でている人でも、生活の大もとがこの家であれば、この家の「ふだんいる世帯員」です。反対に調査の日はこの家にとまづていない人でも、生活の大もとがよそにあつてそこに住居をもつてゐる人は、この家の「ふだんいる世帯員」にはふくめません。

同居人・下宿人は世帯員に入れない　下宿料をおさめている下宿人や、部屋をかりている同居人は「世帯員」には入りません。それは非農家軍記票の方にあげます。

住み込雇人のあつかい方　すみこみの雇人もその家で食事をしている傭雇のような人は、ふだんいる世帯員に入れます。もつとも雇人でもはつきりと賃金労働者のあつかいをうけていて食費を払つたり、賃金からまかなひ代をさしひかれてゐるような人は「ふだんいる世帯員」にはい

れません。

なまえはかなともよい　まず世帯員の数をきいて、その一人一人のなまえを書いてゆきます。書き方は家族の人を大抵年の順に書き、つぎに雇人を書いてくだされ。なまえは、調査がやりやすいように書くのですから、正確な字でなくとも、平かなともよいし、場合によっては、よび名でもよいのです。

又、農業経営のししずをする人に○印をつける

なまえを書いたならば、この中で「農業経営のししず」をする人はどれかどぎます。どの農家でも、一年の農作業経営の計画を立てて、この畑にはいつ何をうえ、あの田の裏には何をまく、ということを決める人がいます。この主だつてきめる人を一人だけえらんでつづぎからの欄に○印をつけます。

つづぎにいま○印をつけた人を中心につづぎからを書きます。

例えは

（例ノ一）この家では七十才のおじいさんが自分では田畑に出ておられないが農業のししずはしているとします。この場合は七十才のおじいさんに○をつけ、この人を中心にしてつづぎから書きます。

例 2

	1	2	3	4	5	6
なまえ①	国太郎	よう子	春夫	あい子	秋夫	いずみ
つづぎ② がら	父	母	○	妻	長男	長女
男女別③	男	女	男	女	男	女
年 令④	50	48	28	26	44	0

例 1

	1	2	3	4	5	6	7	8
なまえ①	佐兵衛	さく	太郎	みつ	良夫	一天	久子	つね子
つづぎ② がら	○	妻	長男	よめ	孫	孫	孫	孫
男女別③	男	女	男	女	男	男	女	女
年 令④	70	65	48	45	21	18	17	14

五八八

ですから息子の太郎は四ハオです。長男となり、おじいさんの妻つまりおばあさんは「妻」となります。長男の子供は「孫」となります。

この家では国太郎さんが五ハオで、早くから農業を二ハオの息子にまかせて田、畑の計画はせんべい息子の思うとおりになされています。この場合には息子の春夫さんに○がつき国太郎さんは「父」となり、国太郎さんの妻は「母」となります。春夫さんの妻は「妻」となりその子は長男、長女などとなります。

子は長次男などの区別を書き、孫は区別しない。子の場合には長男、次男、三男……などを区別して書きますが孫の場合は例のようにただ孫とだけかき長、次などを区別してかく必要はありません。

つづきからを調べる目的　このところは、家族員と農業労働とのかんけいをしらべるために大変たいせつなところですから、まちがいのないようにしうべて下さい。

3. 男性別、4. 年令

つづきからと名前をしれば、大体一人一人の男性別は分りますから、調査員は、はつきり判断できるものは自分で男女を記入し、分らないもの（孫や雇人など）や、あやふやなものだけたずねて男性別を全員について記入します。

年令を書くときは、生年月日は分つても年が分らないで時間をとることがよくありますから、この手引きの表紙の裏に、「年令表」をつけておきます。これをみると、生いた年数が分れば、いま何才かがすぐ分ります。

とくに中学在学中中学卒業あたりの方の年令は正しく新年令で記入してください。

(2) 自分の家の農業に従事する人

ここは自分の家の農業に従事するていどを、三つにわけてききます。へこの家に雇われている常

態について、この調査結果を従事する農業者のことにさせていただきます。

イ、経営のごしすだけする人。トほとんど農作業はしないが、経営のごしすだけをする人トというものは、農家の経営主が老令であつたり、おおくの俵取をもつていて農作業はほとんどしないが、農業者の計画をたてたり、ごしすをしたりする場合があります。また大きな果樹園や経営主などでも、経営のごしすはするが農作業はほとんどしない人がいます。こういう人をごしすに入れます。ごしすみる、ごしす、つづきごしすのところ、ト農業者のごしすをする人トということに

○のついたら、農作業はほとんどしない人は、イ、ハ、カ、のどちらかに○印がつきます。

ロ、主になつてつづいてる人。ト主になつてつづいてる人は誰々ですか。トという人は、その家の農業者のごしすにえになつて、主要な農作業に従事する人のことです。小さい農家では一人のこともあり、大きい農家では何人もいます。別な言葉でいえば、その家の農業者の基幹的力のことをいふのです。農作業は直接従事しないで経営のごしすだけをする人は、ここに入れないで、イ、のトごしすだけする人トに入れます。

ロ、に○印のついたら人についてだけ農業者日数をさく、ロ、のト主になつてつづいてる人トのところ、○印のついたら人だけにト一年に何日ぐらい自分の家の農業者に従事したかごしすします。農業者に従事トというのは、田畑に出て働くことばかりでなく、家の中で産物の判断をしたり、収獲物の選別へえり分けや、わら加工をとりすることなどもみえます。ただし製新、製炭、炭木山の手入などの山仕事は農作業にいいないでください。果樹は農作業にはいります。

この従事日数は、正確にかきえる必要はありません。二〇。日か二三。日かというぐらいの大体の目安がわかればよいのです。

ハ、農作業の手助けをしたり農業者だけ手あう人。トごしすだけする人は、イ、のトごしすだけする人ト、ロ、のト主になつてつづいてる人トを除いて自分の家の農業者の力をする人がみなはいります。

例へば老人や子供などが一年中軽い作業をしている人、学生や兼業をしている人が休みのときに
竹いったり、農繁期だけ竹いったりする人です。

一 入に二つ以上の○印をつけてはいけません。イ、ロ、ハの三つの項目は、一人について二つ以上に
○印をつけてはいけません。つまり、○印は一つつか、全くつかないかどうかです。自分の
家の農業に従事しない人には○印をつけません。

なおこの三つは、昭和二十一年内の状態についていうのです。

世帯員の中に入っている雇人についてもこの農業従事の状態をききます。

(3)
一、家事育児などに従事する人。これは家事、育児などを主になつてやる人のことです。たまた
手伝うていどのものはいりません。手のはなせない病人がいて、その看護を専門にやつてい
るような人はここにはいりません。

二 学生。一年を通じて学校に行つてゐるような人に○印をつけます。ただし小学校、中学校、
定府制の高等学校、夜学、家事や野菜のあい向をみて通うような半裁や、お針の稽古はいりま
せん。

三、病氣などの人。病氣や身体の故障のためにこの一年間に十分竹けなかつた人です。現在な
つていても数ヶ月経ていて竹けなかつた人や老令でもないのに軽い仕事しかできなかつた人
をさします。

四、旧専門学校以上の卒業生。旧制の専門学校と旧制大学、新制大学、短期大学の卒業生に○印
をつけます。

(4) 兼業や副業

次は農業以外の仕事をしている人をききます。今度の調査では兼業の方をいろいろな種類にわけ
てくわしくしらべますから、ききもうしのないように内取や下請け、出稼ぎのようなものまでもい

なく書いて下さい。

この書き方は、めんどうでも、調査票にあげてある兼業の種類ごとにその仕事をしている人がいるかどうかをきいて下さい。そうしないと、たとえ直前で知っている仲であっても、書きまちがえがでますから。

○印のつけ方は、まず、兼業欄の仕事をやっている人がいれば、空欄の左のハシの符号のなう人である欄のあてはまる符号を○でかこみます。そして○でかこんだ仕事を、世帯員のどの人がやっているかをきいて、その人の欄に○をつけます。下の例をみてください。

つぎに兼業の種類について説明しますよう。

人、(イ) 報酬を得ている役員 ここでは村長へ町長・市長なども含む。助役、収入役、農業協同

組合と兼業協同組合の常勤理事、県会議員などで雇給をもらっている人に○印をつけます。

総務協同組合など単協の常勤理事や村以上の系統農協常勤理事はもちろん部落の農協支部長などでも一定の雇給を受けている人は含まれます。この場合に一定の雇給とは手当を含めて年

一〇万円以上のものをいいます。

(ロ) 事務職員、技術職員、教員 (ハ) 医師、獣医、神官、僧侶など これは肉体労働を主と

しないで、精神労働を主とするものです。ですから国鉄の労働者は、ふつう国鉄職員とよばれています。機関士、車掌などは賃労働者の方に入れて、この職員には入りません。また技術職員というのは、ふつう教師などとよばれている、資格をもった技術者のことです。職物女工さんが、技術をもっていて会社で取組とよばれていても、これは技術職員ではなく、その「賃労働者」の方に入ります。

ここにあげるものはよきに勤めているものだけです。自分の家でやっている産業の事務をやっているものには入りません。

	1	2	3	4	5	6
なまえ ①	宜三	よし	順吉	良夫	秀子	
つづきがう ②	○	妻	長男	次男	長女	
男を刻 ③	男	女	男	男	女	
年令 ④	50	47	23	17	15	

(4) つぎに兼業や副業についてうかがいます

まず該当欄に○印をつけその人が誰であるかを
ききその人に○印をつける一人の人が二つ以上
兼業があるときは主なものに◎をつける。

1. (イ) 村長、助役、収入役、農協、農協の常勤理
手、農協など報酬を得ている人…………… 1 (イ)
- (ロ) 争務総局、技術総局、教員…………… 1 (ロ)
- ハ) 医師、獣医、神官、僧侶など…………… 1 (ハ)
2. (イ) (原料を飼って) 養水産物の加工業をい
なんでいるもの…………… 2 (イ)
- (ロ) 工業、鉱業、土産業をいとなむもの(雇人
下請、手細工、内職、傭工等はここから除
いて3・(イ)・(ロ)に記入する。…………… 2 (ロ)
- ハ) 家畜商、水産物、農産物の集荷販売業…………… 2 (ハ)
- (ニ) 商店、宿屋、旅館、床屋など…………… 2 (ニ)
- ホ) 運送業(牛馬車、人力による小運送はここ
では除いて3・(ニ)に記入する。…………… 2 (ホ)
3. (イ) 大工、左官、屋根ふきなど雇人…………… 3 (イ)
- (ロ) 町屋、工場の下請、手細工、内職、傭工等
をしている人…………… 3 (ロ)
- ハ) 行商、仲買をしている人…………… 3 (ハ)
- (ニ) 牛馬車、人力による小運送…………… 3 (ニ)
- ホ) 質すり、質びき、野みじ、などをやる人…………… 3 (ホ)
4. (イ) 販売用の { 補助的以外に人を雇わないも 4 (イ) 1
製炭・製薪 } の人を雇ってやっているもの 4 (イ) 2
- (ロ) きのこと、わらび、うるしなど林野副産物の
採取または狩猟…………… 4 (ロ)
- ハ) 伐木などの森林業…………… 4 (ハ)
- (ニ) 漁業をいとな { 家族が主になってやっつい (ニ) 1
んでいるもの } もの…………… 4
雇人が主になってやっつい (ニ) 2
るもの……………

そのような人は、二、三、の「自分の家で営む産業」の方に従事していることとなります。

（イ）では医師や歌臣、神官、僧侶、牧師など自由業の人を書きます。

（ロ） 商、工業など
ここは自分の家で農業以外の産業をしているものです。入を使っているものもないものもここにはいります。自営産業を営むように分けておき、やっているかどうかをきき、従事する人のところに○をつけます。

（ハ） 農水産物の加工業をいっているもの。これは原料を他から買って加工を行うものだけをとり、自分の家でとれた農産物や水産物を原料としているものはここにはいりません。

（ニ） 他から買ったなどどうでぶどう酒を作ったり、い草をたたみおもてを織ったり、製菓をしたり、いわしの煮干し、ちくわ、はんぺん、かつをぶしなどの製造するものです。自分の家とれたものと買入れたものの両方を使う場合は原料の半分以上を買入れる場合だけこの兼業の欄でとり、自給原料の方が多い場合は兼業とけしません。

（ホ） 工業、鉱業、土産業をいっているもの。ここではこうで調査する、大工、左官、屋根ふきなどの職人、小規模の下請、行商、仲買、牛馬車などの小運送、質すり、質びきなどは含めないでください。

（ヘ） 家畜商、水産物農産物の集荷販売業（一） 商店、酒屋、旅館、旅館、床屋など。家畜商には改めて説明はいたしません。米麦やさいなど、種々の加工品を集荷することをするものと、種々のものを農家や漁家から買入れても、これは次の商店の方に入れます。（二）の商店とは店をかまえているものだけをとり、行商、ふり売りは含みません。なお人口調査の産業分類というサービズ業はすべてここにはいります。したがって農機具などの修理業、床屋、風呂屋、旅館、写

真屋、真屋などがはいります。

中 運送業 牛馬車やりヤカーによる小運送はる。(二)に入れますのでここではとりません。オート三輪による運送業はここへ入れます。

3. 雇人、下請、内雇など

(イ) 雇人 大工、左官、屋根ふき、とび、などぶつ雇人とよばれているものです。ただし雇に雇われたり徒弟になつてゐる人は、シ、ク、クの雇われるものにはいります。ここでもうのは自今で請負仕事や賃仕事をするものです。

(ロ) 下請、内雇、賃仕事など 下請とは阿屋や工場の下請で小規模の家内工業として行なつてゐるものです。工場の下請であつても大勢の人を雇つて、いとなんでゐる規模の大きいものはここに入れないで、又の自営産業の方に入れてください。

その外、内雇的に行う、ハタオリ、カゴ作り、衣服の仕立などなはいります。ただし娘が小使銭かせぎに行う雇渡のものは除いてください。

(ハ) 行商、仲買 (ニ) 小運送 これらは 又、の、(三)、(四)であげた以外のものがはいるわけです。

(ロ) 賃ずり、賃びきなど 賃耕、賃びき、賃ずり、などの人口調査でいう農業的サービス業をここへいれます。賃びきというのは、穀物を賃仕事でやるものです。ギョリの賃挽きとまちがえないで下さい。

以上の仕事をやつてゐる場合には一年間に一万円以上の収入があるものだけをとり、それ以下のもはここでは兼業とはしません。

4. 林業と炭業

(イ) 製新炭 炭焼き、薪作りをしてそれを売つたものをここにあげます。自分の山でとつた木

でも他人の山から竊つた木でもひまいません。ただし、歩合や焼子で焼いたものは、またけ
 7. の雇われるものに入ります。それをへ人を雇つてやつたものゝへ補助的以外に人を雇わ
 なかつたものゝに分けてききます。へ補助的以外に人を雇わぬゝというのばつぎのような意味で
 す。

自分の家の農具停雇を使つて穀薪穀をしたり、カマを作る相手や木を切る相手だけに人をた
 のんだ場合は「補助的」と考へてへ人を雇つたゝ方にはいれないでへ補助的以外に人を雇わな
 かつたものゝ方にいれます。

(四) 林野副産物の採取・狩猟　きのこ、わらび、うるし、くず、あべすきなどの林野副産物を
 とつて売る人。狩猟を業としてゐる人をここへあげます。

(イ) (四)ともその仕事によつて年間一万円以上の収入のある人をあげます。

(い) 森林業　ただ山をもつてゐるだけでは森林業としないで、造林して定期的に伐木をするよ
 うなものをあげます。

(ロ) 漁業　ふつうの漁業とのり、かき、真珠、うなぎなどの養殖業を自家でいとなむものをあ
 げます。やつてゐるものがあれば「家族が主としてやつてゐるものゝ」雇人が主になつてやつ
 てゐるものゝ二つに分けてききます。

賃労働者

これは年回を通じて雇われる賃労働者です。日雇人夫でないものはここに入ります。ただし、
 漁夫のうちには、漁期毎に雇主が変るものがあります。漁夫の場合には、一年中漁業労働をし
 ていれば、漁期雇でもここへ入れます。

かよいの農業者雇もここへ入ります。

ここへ○印のついた人があれば、その人の雇われる迄の仕事の種類によつて(い)の符号するわけ

ノ、農業、林業、家畜、
 養蚕、商業、サービス業、
 娯楽業、飲食業、
 宿泊業、劇場、映画、
 娯楽施設、不動産業、
 金融業、運輸業、
 建設業、工業、
 公務のどれかの符号
 をその○印をつけた
 下の欄にかき入ります。
 ただし、その勤め先の企業が雇入4人以下の小企業
 か5人以上の中、大企業かによつて5からに分けま
 す。

6、季節出稼ぎ

これは、一定の時期（ふつう農閑期です）に、地
 元をはなれて、他の地方へ出稼ぎに行く人です。
 新潟から冬の農閑期になると静岡のみかん地帯に出
 稼ぎに出る人がかなりあるのはこのよい例です。も
 っとも農閑期でも、農業の方は妻にまかせて、主人

	1	2	3	4	5	6
なまえ ①	文雄	はる	誠			
つづきから ②	○	要	辨			
男女別 ③	男	女	男			
年令 ④	43	41	38			

5、賃労働者として恒常的に雇われる人がいますか

1	農業、林業、 家畜、養蚕	4	商業、サービス業、金 融、不動産業
2	林業	5	その他工、鉱、土木、 運輸、公務（雇入4人以下）
3	漁業	6	同上 （雇入5人以上）

その人の雇
 われ先の仕
 事の種類の
 （この符号
 をかく）

6、季節出稼ぎをする人がいますか

1	農業	3	水産業
2	林業	4	その他

五九七

は出稼ぎにゆくこともありましよう。これは一年のうちある期間だけ外へ出てゆくものをいうのですから、何年も出たままで益、正月の外は帰つてこないような人は、たとえ仕送りをうけていてもここにはふくめません。そのような人は(6)の「仕送りをしてくける人」に入れます。

次に○印のついた人についてはその仕事の種類をきいて(3)の符号欄の符号を書きます。(3)の符号のうち、3、水産業には煮干し作り、さくらえび作り、しらす干し作りなどの簡単な水産加工を含みます。

7、季節雇、人夫、日雇

これは、一年間のぎまつた契約をしないで雇われる人です。

ここに季節雇というのは、地元をはなれないで季節雇となるもので、出稼は、ここに入らずに季節出稼ぎに入ります。

ここに○印のついた人はその仕事の種類をきいて(4)の符号を○印の下にかきます。

農業日雇いだけは世帯員ぜんぶを合わせて三十日以上出るものはここにとります。あとのものは一人の年間三十日以上出るものをとります。なお(4)の「雇われる仕事」がぎまつていないもの、というのは雇われ先もぎまつていないし、雇われる仕事も一定しないで何の仕事にでも日雇として雇われる、というような自由労働者をあげます。

兼業には一人に二つ以上の○印をつけてもよい。一人の人が二つ以上の兼業をもっているときはそれぞれに○印をつけてかまいません。このやり方は(6)の「農業従事者」のところのやり方とはちがっています。

8、恩給、年金、扶助料、財産収入のある人

財産収入というのは、家賃、地代、配当利子のことです。ここにあげたものは年間一万元以上の収入がある場合をとります。

扶助料というのは公務扶助料、国族扶助料などのことで、生活保護法による扶助の金銭給付はふくみません。

(5) 兼業が主か農業が主か

上の(4)第1項のノからフまでのどれかにか○印のついた人がいればこの世帯は兼業農家になります。そこで(5)の質問「あなたの家の農業以外の仕事をしておいてる人がいますか、あなたの家としては農業が主ですか、従事するか」をきいて、主か従かにか○印をつけます。ノからフのどれかにか○印がついても、自分では農業専業であると考えている人がいます。しかし、統計ではこの場合兼業になることの了解をえてください。なお、左のハシの符号の書いてある欄に二つ以上の○印がついていゑる家では、どちらが主かをきいて、主の方に○印をつけます。もし、どちらか分らないと答えたら、うば、兼業の種類を、ノ、ヨ、フの順に先に答えているもの一つに○印をつけます。

次に、一人一人の世帯員について一人に二つ以上の○印がついているか見直してください。もし二つ以上に○がついていゑるときは、そのうちどれが主かをきいて、主のものに○印をつけます。もし「分らない」と答えたときは、ノ、ヨ、フの順に一番はじめに出たものに○印をつけます。

(6) 仕送りをしてくれる人、仕送りをする人

つぎにこの「ふでん」にいる世帯員に書かなかつた人で外に出て暮らしている人をききます。そのうちへ他の土地に住んでいて何うから仕送りをしてくれぬ人ゝの人数とへ都市へ進学してゑる学生他の土地に住んで徒弟や実習生などになつてゑる人ゝでこちらから仕送りをしなけぬばならぬ人ゝの人数をききます。なおこちらから仕送りしなけぬばならぬ人ゝのうち学生ゝの人数を調べます。

(2)

土地

この項では、土地は、調査するときの現在の状態によつて田、畑などにわけます。また山林だけ合

農面積をとり、他は、みな実面積をとります。実面積というのは、畦畔などをふくめた実際の面積です。

(1) はじめに経営している耕地、宅地、山林などについて所有地、借入地別に記入します。まず、耕地だけをなく、農業経営に関係のある土地を、その種類別に面積をきいて、総数の欄に記入します。土地の分類は本来の利用する目的が何であるかによつて定めますがくわしいことはつぎのべるとおりです。なお、公有地の採草地や山林の割地があればそれもおとさないでください。

田 田というのは「水を湛える設備をもつた耕地」と定められています。したがつて、陸田も田になります。なお、わさび田、くわい田、はす田なども田に含まれます。ただし、畦畔が狭つていても、果樹など永年性樹木を植えてあるものは田としなくて、樹園地とします。

樹園地 樹木が園をなし、肥培管理されているものを樹園地といたします。樹木が未だ小さく、麦や野菜が作付され、その利用面積の方が多くても、樹園地とします。その場合秤養成長すれば園地全体を覆つと考えられるならば、その全面積をとります。もし、間作をする目的で、普通のうわ巾より広く植えてあれば、その利用度にしたがつて、面積を計上し、残りを普通畑として計上してください。また、まわり桑や畦畔に植えた茶も、標準の畦巾に長さをかけ合わせて一畝以上になる場合には樹園地として計上し、宅地内の果樹でもその利用面積が一畝以上になる場合には樹園地として見積つてください。

茶園とするか山林としてみるか、桑園とするか、山桑として山林に入れるかは相当面倒な面倒な問題です。肥培管理にどの程度の手を入れているかによつて定め、管理が行われている場合には樹園地とします。したがつて、竹をとる目的で栽培されている竹、こうき、みつまた、桐、はぜ、こりやなぎなども落さないようにしてください。

普通畑 普通畑の説明はむづかしいので、つぎの焼畑、切替畑、堤外地の不安定な畑、牧草畑を説

んだ後で、これを除いた畑が普通畑であると理解してください。

ただ、新墾地でも作付けをして一回でも収獲があり、今後また作付けされるものは普通畑に入れますから、特に注意してください。

温室の面積も普通畑の中に計上します。

焼畑、切替畑、堤外地の不安定な畑、山林、原野に火入れをし、一季ないし数季作物を作り、地力が衰えれば放棄するのが焼畑です。山林の伐採跡地に作付けして、地力の衰えたときは再び山林とするものが切替畑です。いずれも生産力の極めて低い畑です。ただし、地方によつては山間にある生産力の低い畑を切替畑とよんだり、土地台帳に切替畑とあるものを指したり、夏に日焼けする焼畑とよんでいることがあります。このような地方ではここぞという焼畑、切替畑かどうかをよくしらべた上で、実際によつて分類してください。

堤外地にある畑で、毎年出水の危険のあるものは、不安定ですから、この項に入れます。ただし堤外地にあつても熟畑となつており、数年に一度の程度しか出水のおそれのないものは普通畑として、この中には含めません。

牧草畑 名前の通り、クローバー、チモシー、オーチャード、アルファルファなどの純然たる牧草を多年にわたつて栽培しているものです。えんばく、とうもろこし、家畜ビートなど普通作物を飼料用に表年作付けしていても、これは普通畑に入れます。

クローバー、チモシーなどを二、三年栽培し、その後普通作物を栽培する場合があります。このように輪作している場合は普通畑とし、牧草畑とはしません。それでは何年間牧草を続ければ牧草畑とするかは、地方の事情にもよりますがほぼ四年以上を目安としてください。

牧草畑は三年から五年毎にすき返して播種するのが理想です。しかし十年またはそれ以上放置されたものも牧草畑に含めます。しかし、一度もすき返さず播種したことのないものは牧草畑に含めな

いで、採草地とします。したがって、採草地に施肥したり、野草の間に牧草の種子を撒播した程度
のものは採草地です。

宅地 宅地の場合、特に土地台帳で宅地となつてゐる面積をとらず、現状によつてくだされい。
ですから、土地台帳で宅地となつてゐても、その一部が田や畑になつていたり、山林があればそれ
らを宅地から除き、田、普通畑、樹園地、あるいは山林など、それぞれあてはまる項目に入れてく
ださい。ただし、それぞれの面積が余りにも小さい場合には繁殖ですから、それそれが一畝以上ある
場合に限ることにします。

宅地は一部が田、畑、山林などに利用されることが多く、落ちやすいので特に注意してください。
これを宅地の面積がとくに大きい場合にはその中に、田畑や山林がないかをききかえしてください。
い。

採草地 肥料、飼料、しき草、かやなどの採草を主な目的としてゐる場所が採草地です。したが
つて、ふつう「山」といわれているもの、あるいは土地台帳の地目が、山林となつてゐるもので
も、採草を主な目的としてゐるものは採草地にし、山林には入りません。牧草を播種する場合でも
自然生の草の間に撒播したり、あるいは石灰、燐酸などをやる程度のもものは採草地とし、牧草畑と
はしません。

ただし、採草していても、田畑の畦畔、道端はたや堤防は採草地とはしません。また山林の伐採
跡で林地とする予定のものや、まだ樹令の若い林地などで採草していても、採草地としないで、山
林に入れおとで山林の「採草するもの」にその面積をかきます。

放牧地 牛馬、めん羊などを放牧する専用の土地が放牧地です。したがって、簡単な牧柵、ある
いは線をはり、一年または数ヵ月間放牧、繁殖し、その後放草畑や普通畑として利用するものは放
牧地ではありません。

林間放牧するものは放牧する山林として、放牧地とはしません。また、堤防などに繋牧するものは、たとえ大体の場所が定つていても放牧地とはなりません。

水路、溜池、永久的農道　ここには、畑のさかいをふみ固めた程度の小路やわずかな用排水路までいちいち計上する必要はありません。

山林　用材、薪炭をとるための土地です。ですからここをいう山林とは実際は木が生えている土地であつて、土地台帳で山林となつていても、実際には採草地となつていれば山林には入れません。ただし、伐採跡地でも、その後山林として利用する予定の土地は山林とします。また、伐採の跡であつたり、木が幼令であるため採草していても、本来の用途が山林ならば採草地とはしないで、山林に入れます。

採草地でも樹陰を作る目的などで、木の生えているところがありましよう。この区分は幼令樹の場合を除いて、立木の投影面積が三割以上のときに山林とします。

前回のセンサスでは、放牧する山林と放牧しない山林とに分けました。今回はこれらを合わせて山林面積をきき、次にその内訳として放牧するものと採草するものをきくことにしたから注意してください。

なお、山林面積のみは裏面積によらず、台帳面積によることにしました。

採草する山林　山林で伐採跡地や、幼令樹の場合、あるいは喬木がまばらな場合、採草にも利用することがありますのでその場合にはその面積を山林の「採草するもの」にかきます。

農用地計　農用地計のところは耕地小計④、宅地、採草地などの小計⑤に、山林の放牧するもの⑥、採草するもの⑦、つまり調査票であみ目をかけてある欄を合計します。

所有地、借入地　以上の経営地について種類別に面積をきいたならば、つぎにそれらが、所有地であるか、借入地、その他^⑧の土地であるかをだづねて記入します。

まだ登記してないものでも実際に所有権があるものは所有地とします。また所有名義が世帯員の父、子などに分れていても、その世帯に属するものの所有であれば所有地とします。所有地以外の土地を、借入地・その他に計上します。これには小作または借入契約をしている土地はもちろんつぎのようなものも含まれます。

ノ、無料で、または黙つて他人の土地や、国有地を使用している場合（堤外地を契約または無断で使用している場合も含みます）。

ニ、他人の土地を管理し、使用している場合。

三、借金の方々とつて、また所有権が移つていない土地を使用している場合。

ただし、共有の山林、採草地を割地とし、使用している場合は所有地に入れます。しかし他人に割地されたものを借り、またはゆすり受けて使用している場合はたとえ借入料を払つていなくても借入地に入れます。

温室 温室の面積は、普通畑に計上しますが、外にここに特記します。

温室にはビニール・ハウスとよばれているものも含めます。しかし、ビニール・フレーム程度の簡易なものはいりません。

イ、田の状態について

(1) のノで田の面積をききましたが、それらが昭和ニ九年内にどのように利用されたかをききます。

特殊田 わさび、くわい、はす、せり、い草などを植えて、いねを作らなかつた田です。しかかつて、い草といねを植えたものはニ毛田となります。

陸田 陸田とは畑を田になおして使うものです。まだ本格的な田になつていないもので、すぐ畑に戻せるようなものです。普通、畦畔を地表からつみ上げるので水をたたえたときの水面

がまわりの土地より高くなっているものです。陸田のあるような地方では「陸田」といえばわかれると思います。

畑に転用した田 裏作にいねを作らず、やさい、西瓜、甘藷など畑作物を植えた田のことです。一毛稲田 いねを作付して、この一季間に他の作物を収穫しなかつた田です。ただし、裏作として、りんげ、もくしゆく、青刈大豆を植えたものは二毛稲田としないで一毛稲田とします。二毛以上の稲田 いねの他に、麦、なたね、やさい、たばこ、い草などを植えた田です。いねの二期作を行ったものも二毛稲田に含めます。

ただし、りんげ、もくしゆく、青刈大豆などの裏作は二毛稲田には入りません。

以上の田の分類は昭和二十九年内の実績によつて定めますから、越田であつても裏作を高畦で作つていけば二毛稲田となります。また二毛作のできる田でも裏作をしなれば一毛稲田とします。

高畦栽培や麦などをうね落して作つていてもその田の全面積を二毛稲田としてください。

林田 二十九年内に全く作付を行わなかつた田です。人手不足のためや、災害をうけてまだ復旧をしない田などを含みます。

(ロ) 田 地

田は何カ所にわかれていきますかときいて、田の田地数を求めます。田地とは単または筆の集りで、経営する田の集田です。田と田の間に他人の土地、または自分の経営地であつても畑や原野があれば田地としては別になります。

したがつて、同じ小字にあり、田畑を合わせれば一田地をなしていても、田の田地として分けねばならない場合がありますから注意してください。

ただし、つぎの場合は便宜上、一つの田地として取扱ふことにします。

ノ、田と田の間がごく狭い自己経営の土地で分けられている場合。

又、小さな道や水路で分けられている場合。

三、一面地をなす自己経営の畑の中に田が点在する場合。

(ハ) 谷地田

地方により、やち、やつ、あるいは、さわだ、などいろいろによばれています。谷間や山腹傾斜地にあつて、湯水に悩まされ、日照時間の少ない生産力の低い田です。多く冷水、悪水があり、何ら用水施設がなく、各種の被害が多い田です。必ずしも厳密な定義ではないが、地方により、やち田、といえは分るものです。ただし、単に谷間にあるだけで普通の生産力をもつた田は入れません。そこで調査員の皆さんは、あたりの地方でこのような田を何とよんでいるかを知つて、適当によびかえてください。また、さわだ、とよばれているものでも、ここにいう谷地田とはちがうものもありますから、そういう場合には補足して説明してください。

(ニ) 借りている苗代用地

これは小作地に苗代を作っている場合のことではありません。本田とは別に、時に苗代用地のために借受けている場合を指します。通し苗代を借りたり、集合苗代として借りている場合がその代表的な例です。またこれをけするはなく、水がかりが悪いために苗代用地を借りる場合もあります。

ただし、高冷地で他に苗を依頼し、または苗を買う場合は苗代用地の借受には含まれません。

三 樹園地

(イ) ので樹園地の面積をききました。それを果樹園、茶園、桑園、こうき、みつまた、こりやなぎなどその他の樹園地に分けてその面積をききます。

その他の樹園地にはほかに竹林、桐、はぜなどが入ります。

未成園、成園 つぎに、果樹園、茶園について、未成園、成園に分けて、それぞれその面積をきい

(3)

山林

てください。成園とは、ほぼ経済的にひきあう年令へ経済年令しに達した園地をいいます。たとえば果樹園の場合、結果年令へ突のなる年令より少し後で、その年の収穫が、その年の肥料や、薬剤等の費用と同じみそれ以上になる年令をいいます。しかし茶園の例をとつても実生と合刈の場合では異なるようにこの経済年令はいろいろの場合があります。が上の意味をくんで判断して下さい。

(イ)

共有林の口か株をもっているもの。この共有林には採草地を含めず、山林だけを考えます。共有林が株や口で所有のはつきりしている場合に限り、記入する面積は、株または口にあたる面積を書いしてください。たとえば一八町五反の山が一ニ株に分れ二株もっている人は、 $\frac{1}{2}$ 町十反× $\frac{1}{2}$ ニ株です。

しかし一株がどれだけに当るか、総面積や株数がわからない場合もあるでしょう。その場合は横に少く何山いく株と書いておいてください。後で調べるなり、集落を全部まわるうちに面積のはつきりする人がいるでしょうから面倒でも後で記入してください。

(ロ)

他人の山で下草、枯枝などの採取。はじめに自己経営の山林および共用林を除いた、他人の山林で草、落葉、柴、枯枝をとっているかどうかをききます。地方によつて柴や下草を自由にどうせまたは取るのを黙認しているところもあります。このような場合も含めます。この場合それが有料でも無料でも差支えありません。

つぎに特定の人からその権利を得て取っているかどうかをききます。

(ハ)

町村外の所有山林。この農家のいる町村の外に山林をもっているかどうかをききます。隣接の町村でも一町村外にしてください。村外の山林でも所有になります。県外や村外にある場合、おちやすいので注意してください。

又は(1)で山林のあるものについてだけききます。

(イ) すぎ、ひのぎ、落葉松へからまつし　すぎ、ひのぎ、落葉松へからまつしを植林したものに
ついでだけきくのです。したがって、松や新炭材を植林したものは含めません。山林の面積は白
根面積できくことになっています。しかし、山の一部に植林とその部分の白根面積がわからない
ことも多いでしょう。この場合は、植林した部分としない部分との比率で白根面積を按分し
てくださり。

なお、聞いて昭和二五年以後に植林したものがあるかどうかをきいてください。

(ロ) 国有、都府県有、市町村有、部落有の山林を借りているものはその面積を書きます。これは白
根面積の名義によらないで実態によつてきめてください。たとえば個人有や記名共有のものでも実
態が部落有ならばここに入れます。

(3)

新設農家、土地移動

(1) 新設農家

「あなたの家では昭和二五年一月以前からこの農家集落で農業をしていましたか。」
この質問は、新設農家かどうかをきくためにもうけたものです。

昭和二五年一月以前から農業を「していた」ものは新設農家ではありませんから「していた」に○
印のついたものは「つぎの「農地改革」に」とびます。

二五年一月以前には農業を「して」なかつたに○印のついたものは新設農家ですかう票の矢印の
先をききます。

昭和二五年二月以後に同じ集落のうちで分家して新しく一戸をひまえるようになったものも新設農
家とし、「して」なかつたに○印をつけます。

二五年一月以前からこの集落の内に住んでいたが、農業をはじめたのは二五年二月以降になるとい

うものは「していなかつた」に○印をつけ新設農家とします。よその農業集落や他市町村で農業をやつていて、二五年二月以降にこの集落にうつつてきた人も「していなかつた」に○印をつけてこの農業集落の新設農家とします。それから「していなかつた」に○印のついた家はその理由を五つに分けてきます。

計画入植 理由のうちで計画入植というのは、国や都道府県あるいは市町村の開拓、干拓計画にしたがつて入植してきたものをいいます。

入植の場合には、さらに地元から入つたのか、遠くの市町村から入つたのかをききます。地元とはいつも行き来して、いろいろな援助をうけられるような距離にあるもののことをいいます。それからかならずしも同じ町村の中になくてもよいのです。分家の場合の地元も同じ意味です。もし遠方から分家が入つてきたものがあるればそれは「その地の理由で移つてきた」の方に入れます。

② 農地改革 ここでは農地改革によつて農地を解放したものの、解放をうけたものの面積を田、畑、宅地、採草地、山林などの種類別にききます。

この「解放した」の中には、財産税を物納した耕地、山林などの土地もよくみえます。山林や採草地などの中には、未墾地買収によつて政府に買収されたものがありますが、これも「解放した」面積の中に加えます。

「解放をうけた」方は、農地改革で売却をうけた面積です。この中には未墾地解放によつて売却をうけた面積もよくみえます。その場合には、その土地の種類を解放時の状態によつて分けて下さい。たとえば、売却をうけたときは山林であつて、いま畑になつても山林に計上します。

③ 土地移動 ここでは田、畑の買入れ、売却、返還、借入、交換、開墾などによつて土地の移動があつたものをききます。この表の「き」方は左側の一欄をきいてつぎに右側の一欄をきくというようにそれぞれ対になつてゐる方向をきいてゆくとききやすいでしょう。

まずここにあげてある理由別に土地の移動があつたかどうかをきいてあてはまるところだけに○印をつけます。そして○印のついたものについて田畑別にその面積をききます。

買入れ売却で経営面積の変わらないもの 「田畑を買つたか経営面積が変らないもの」というのは

(イ) いままで借りていた田、畑をそのまま賣つた場合と、(ロ) 他の人が耕作している土地を買つて、そのまま他の人に耕作させている場合の二つが入つてきます。簡単にいへば、自分の小作地を買つた場合と他人が借りている小作地を買つて、しかも他人に貸したまゝ自分が耕さない場合です。

石の礫について「田畑を売つたか経営面積の変わらないもの」というのは、(イ) 買入れの場合と並でいままでも自作地だつた田畑の所有权を他の人に売つたが、しかし同時にその土地を借りて、続けてその土地を小作している場合と、(ロ) いままでも小作に出していた田畑を売つてしまつたものの二つが入ります。(イ) の場合は経営田畑としてはそのまゝのこりますと、(ロ) の場合は経営田畑に關係がないので「経営面積のかわらない」ところに入るわけです。

買入れ・売却で増加減少了なもの 次に「田畑を買入れで経営面積の増加したもの」をききます。これは他の人が作つていた田畑を買つて自分で作るようになったものです。この部分は自分の耕地面積が増加するわけです。

「田畑を売つて経営面積の減つたもの」というのは、自作地を売つてその田畑はもう作らなくなつたものです。

なお、自作地を売つて、別な土地を買つたとか、借りたとかいうときは、その面積が同じであれば経営面積に変化はないわけですが、そういうものは別々の売買や借入として、それぞれをここにあげて下さい。

返してもらつて、返して 「小作地を返してもらつて」というのは、他の人に貸してあつた田畑つまり小作に出してあつた田畑を返してもらつて、自分で作るようになったものです。昭和二五年

以後に新しく土地を入に貸してしまは、もう返してもらっている場合にも「小作地を返してもらつて」に書くと同時に、下欄の「新たに貸して」のところへも同じ面積を記入します。ただし小作地を返してもらつて、すぐ別の入に小作に出した場合は書く必要はありません。

「小作地を返して」というのは、小作地として借りていた田畑を返還したため自分の経営耕地が減つた場合です。

なお昭和二五年二月以後田畑を借りたがいまではもう返してしまつたという場合には「小作地を返して」に記入すると同時に「新たに借りて」の方にも書いてください。この場合は現在の経営面積には変化はないわけですがこの五年間の土地移動をおさえるために両方へ計上します。借入・貸付 「新たに借りて」は文字通り、新しく借入れて、小作地として経営面積の増えたものです。

「新たに貸して」というのは、これまで自分が作つていた田畑を新しく他人に貸したため経営耕地が減つたものです。

分けてもらつて、分けて 「分けてもらつて」というのは分家して土地をわけてもらつたとか、遺産を相続してわけてもらつた土地で、現在自分で作つている田畑をいいます。共同相続などで、名義は自分のものになつてゐるが、実際は自分は作つていないような田畑はここへはいれません。「分けてやつて」というのは上の並の場合で、分家に出したものに分けてやつた田畑や、遺産相続分として分けてやつて実際に作らなくなつた面積をかきます。

交換 「交換」ところはどちらからやつた面積と、こちらえもらつた面積の両方を書きます。差引して増減した面積ではありませんから注意して下さい。したがつて交換によつて面積の増減のない場合もとりまします。ここには交換分合計画によつて交換したものの個入の間の話し合いを交換したもののもろくみます。もし田畑と宅地を交換したようなときには、田畑の面積だけを書きます。

兩墾・干拓・つぶれ地 「開墾・干拓・つぶれ地の復旧」これらの埋田によつて經營土地がふえた場合です。國營干拓地の國有地を買つたような場合には、田畑の購入には入れないで、この干拓に入れます。

「つぶれて」は埋物や道路などを作るために田畑をつぶした場合や災害、耕作放棄などで耕地として使えなくなつたものをいいます。

なお道路などを作るために田畑をつぶして換地をもちつた場合には道路にした田畑は「つぶれて」に入り、換地が山林、原野ならばその換地はここには全く計上しません。ただしその山林原野を開墾して田畑とした場合はその開墾面積だけを「開墾・干拓・つぶれ地の復旧」ところに書きます。

(4)

家畜

(1) のところは現在飼っているものについてだけ調べます。何戸かの共有で、いまはこの家に入らないという場合は次の(2)でさしますし、またよそにあずけたり、この意味はあとで説明しますし、このものは(4)で調べますから(1)に入れないで下さい。(2)は牛馬猪、(3)は養豚関係についてのことです。

この(1)でサイロの基数を調べるのは家畜に関係があるからです。

(2) 次の家畜が居ますか
現在みついているものについてだけ調べます。

家畜の年令別は飼育令で区分して下さい。馬を明ニオとか明ミオとかいうよび方がありますが、これにとらわれないで下さい。

ノ、乳用牛

「役肉用牛」「乳用牛」の区別は品種によつて分けるものではありません。用途へ使用目的によつてわけるのです。つまり乳用牛とは乳を目的として飼われている牛及びそれに産付へ

人工受精用のものも勿論入りますし、するために飼われているおす牛のことです。したかつてホル
シュタインだから、といってすべて乳用牛に入るとは限りません、不妊牛で既に搾乳の目的を失つ
て役用として利用されているものは、殺肉用牛の方に入ります。しかし、数回産付をしたらもう不
妊中のものでも、まだ搾乳牛としての希望を失っていないものは、乳用牛の方に入れてください。
産牡牛と候補牛 産畜法により産牡牛として認定されているものは勿論ですが、摩時産牛とし
て使用されているものも入ります。ニオ未産のおすは血統の関係から当然産牡牛と見られるもの
だけ乳用牛としてください。調査農家の主観で飼われているおす牛で血統が正しくなくて産牛と
認めがたいものは、殺肉用牛に入れてください。ただし牛の生産地帯で予備的に産牡牛となる候補
牛を認定しているところがあるが、これはここに入ります。

3 馬
「種牡馬と候補馬」というのは上の乳用牛のそれと同じ考え方です。から説明は省略します。た
だ馬のところはおすの欄のうちわけとして産牡馬と候補馬が入っていますから、混同しないで下さ
い。その牝のおすとは「きんぬぎ」をしたもの及び半令の閑馬でまだ「きんぬぎ」してない
仔馬のことです。

4 豚
「めす、おす」という区別でなく、肥育用、繁殖用へおす、めす、売る予定の仔に分けてきま
す。売る予定の仔とは繁殖用の豚を飼っていてそれから生産された仔豚をまだ売らないおいて

あるといふものです。

所有別

数戸共有　さきにつづいた通り(1)はいま飼っているものについてこの賣向ですから、数戸共有で飼っている場合でも現在この家にいなければ(2)に入りここには入つて来ません。

小作　地方によつてはたゞあづかつているか、借りているか、とよんでいることがありますから注意してください。

ここで小作というのは、牛、馬、豚、めん羊を地主へ畜主から豚を依頼されて、その家畜収養を地主と自分で分けあう場合です。その分けあう割合がどうであつても、又現金であつても現物であつてもここに入ります。

これは仔取りを主とするものと肥育(育成)を主とするものに分けられると思います。例えは牛の飼育を依頼されて、それから生産された仔牛の販売代金を分け合ふというのは仔取りを目的とする小作と考えられます。

また肉牛の育成や肥育を依頼されて、ある期間を経過してからそれを販売し、その販売代金を分け合ふというのは肥育(育成)を目的とする小作と考えられます。

預つてゐるもの　地主から一定のあづかり料(預託料)をもらつてゐる場合です。中にはあづかり料をもらつていない場合があるかもしれないが、それもこのあづかつてゐる方に入れてください。

この場合は飼育している人は家畜を地主にかえずといふ方であつて、売つたのではありません。そのあとで地主が、誰に、いくらで売ろうと飼育している人には直接関係がありません。

国県町村などの賣付　家畜飼育を奨励する意味で、国や公営団体や農協などが賣付けしている場合です。この場合仔が生れれば親をかえすとか、その仔をかえして親が自分のものになるとか形

態は色々ありましようが、すべてこの中に入れて下さい。

要するに、前の小作やあづかっているときの貸主（畜主）が佃入でなく国や地方公共団体や農協の場合と異なつてもうえばよいわけです。

ただし、農家が家畜導入資金の貸付をうけて家畜を買っている場合は、資金の融資をうけているのであつて、家畜を借りているのではありませんから、ここに入れて自家用の方に入れません。

会社個人の貸付 前の小作のときは畜産物を第三者に販売した場合はしたが、これは、畜産物を貸主へ会社や個人に販売する場合です。牛乳会社が集乳網を拡張したり、強化したりする目的で農家に乳牛を貸付け、それから生産される牛乳を自分の会社が買い取るといふのは会社の貸付のよい例です。又、家畜商が農家に仔豚を渡して肥育させ、それを買取るとき仔豚の代金を差引いて金を支払う、といふのは個人の貸付の例です。

以上のうちで、小作・預っているもの・佃入の貸付の区別は実際にはなかなかしにくい場合が多いと見えます。単に言葉にとらわれずに、相手の答へと、この区別の意味をよくのみこんで正しく判断して下さい。

(2) 共同で持つている牛馬

いでは自分のところにおいて共同で持つているものを調べましたが、ここでは、自分の家にいない共同で持つている乳用牛・役用牛・馬があるかないかをききます。あれば（ ）の中に○印をして下さい。頭数は必要ありません。

(3) 牛馬料をしたかどうか

ここは牛馬がいなかった場合にも関係することがあるので必ずから落さないで下さい。借りていふのは牛馬だけを借りて来て耕起した場合です。相手先から人つきで来てやつてもらつたのは

へ賃料でしか手回替でしかに入ります。かり賃が金でも物でもありません。本家分家の関係とか、親戚関係であるため熱料だったという場合もここに一緒に含めて下さい。なお、かり賃の支払を手回でかえした場合もここに入れて下さい。この手回替は次に述べるように借りた場合とは違うのです。

賃料 はんつきるやつてもらつた場合です。この場合も料金は金でも物でもありません。

手回替で というのは上の賃料の場合と同じなのですが、ただ料金を支払う代りに手回でその分をかえした場合はです。

なかに人によつてもらつて一部金で支払い、一部は手回でかえしたという面方に○印がつくような場合があります。こうした場合はその主な方にだけ○印をつけて○印が二つ以上つかないよううにしてください。

(6) 牛馬料をしてやつたか

賃料・手回替はすで説明しました。その他でというのは、本家・分家のあいだがうとか、親戚関係などです。だとしてやつたという場合のことです。ここはいくつ○印をつけてもさしつかえありません。

(7) サイロ

サイロは設備があつても、使っていない場合があります。現在もサイロとして使っていないし、これから使うつつもりがないものは「ない」として取扱つて下さい。ただし、いまは使っていないが、これから使うつつもりのものであれば「ある」として下さい。この区別は本当はつけにくいのですが、相手の答によつて、どちらかに判断して下さい。いわゆる簡易サイロといわれるものがあります。文字通り穴を掘っただけの間面をレンガ・コンクリートで補強もしてない屋根をかぶせた程度のものはここさいうサイロに入れないで下さい。

(5)

農用機械など

この(1)は農用機械、(2)は除草の関係、(3)は漁船、漁網について、さくようになっています。なお(1)農用機械については、果中の農機具を荷っているかどうかをきき、又、機械(耕種機、脱穀機、収刈機)による農作業をしたかどうかをきき、又、機械による播種、播こき、播すりをしたかどうかで動力耕種機がどのような作業に使われているかを調べます。

動力耕種機 にはハンドトラクター、ガードントラクターとよばれているものも含めます。大型とは、幅巾一尺四寸以上のものをいい、それより小さなものを小型とします。

動力噴霧機 動力殺虫機 は動力によるものだけで、人力によるものは含めません。小型の石油発動機による背負い式のものも含めます。

動力耕種機にはモーターや発動機が一括についていますが、これはそれが備わっている一つの機械と考えますから、これだけ取りはずして使うことがあっても原動機のところに入れなくていい。この原動機は脱穀機、収刈機やカッターを動かしたり、揚水ポンプを動かしたりするのに使う目的で原動機として樹立しているものです。ただし、兼業用にはだけ使って、農業にはぜんぜん使わないものは除いて下さい。

(1) 次の農用機械を荷っていますか

自家所有 (一戸のみで荷っている) の場合は台数を、数戸共有の場合は○印だけをつけます。

数戸共有 の中には買入れてまだ支払が全部終わっていないものも含めます。

と、お金を出し合っても、ここには含めません。数戸共有の場合は自分のところに置いてない場合がありませんが、それを落さないようにして下さい。へこれは家畜の場合とは違います。

(1) の次の農用機械を農作業に使いましたか

ここでは昨年一年間に動力耕種機、動力脱穀機、動力刈穂機を使って耕耘、脱穀、刈りをしたかどうかをききます。

一 起 上のノの質問とは無関係ですから、注意して下さい。機械を所有していても賃耕や農工キや賃すりなどでやってもうったものも入りますし、機械をかりてやったものも入ります。

使ったかたちは大体家畜のところと同じです。

部落共有 いわゆる部落有や実行組合や隣組などで所有のものを使った場合です。農協有のものを使ったというのはここに入れないでつぎの借入れに入れて下さい。

借入れで 賃借したものばかりでなく、親戚や本家からただで借りたというのも、ここに入ります。

賃耕、賃すりなどで 他の人に機械を貸つて来て作業をしてもらうつて料金を支払った場合ですが賃こぎ、賃すりの場合、相手方にもつていつてたのんだというのも入ります。料金の支払いが金でなく米とか豆とかの物で支払った場合もここに入ります。

手回ぐえで 上の場合に金や物でなく、手回ぐえした場合です。

同じ機械で二つ以上○印がつくような場合は、どちらか主な方に○印をつけて、○印が二つ以上つかないようにしてください。

(1) の3 他家の農作業をしてやつたか

自家所有の動力耕種機、動力脱穀機、動力刈穂機で仕事をしやつた場合で、機械だけを賃してやつたというものは入りません。

その他 というのは親戚とか、本家分家の間からで、全然ただとしてやつたという場合です。

(3) 農 船、漁 網

といつても、大小様々であり、その形態も違います。農船については有動力船だけを調査し、漁

(6)

農 業 労 務

綱については、その額をつかつて行う漁業に通常一五人以上の従事者が必要とする規模以上のものだけを調査します。有動力船は必ず漁船登録がしてありますから、その登録上のトン数をきいて下さい。共有の場合にも舟倉だけをなく、全トン数を記入し、また有動力船を二隻以上もっている場合には、その合計トン数を記入します。所有の形態は自家単独で所有する場合と共有する場合とに分れますが自家所有のものと共有のものがあれば西方に○印をして下さい。

ここは家族以外の農業労務についてきく項目ですが、簡単にク人を雇いましたか々などききますと、落ちやすいから面倒でも一つ一つ順にきいてください。

(1) 農業常雇 とは農業のために年契約で雇入れたものです。ただし地方によっては慣習で常雇を

農閑期を除いた三月から一月までの契約としているような場合があります。この場合は正確にいえば年契約ではありませんが、常雇としてください。ただこうした場合の解雇を余りなく考えすぎで、つぎの季節雇に入るものまで常雇の中に入れてしまわないでください。そのため、農閑期のそして常雇を入れる習慣のあるところで、「七カ月以上」の契約で線をひくことにします。

農閑期をはずし契約するという場合ですと、丁度調査時期にたまたま常雇がいらないという場合があります。その場合でも二年内に常雇を入れていければここに含めて下さい。

(住込みの常雇)を(1)で調べているのに又、ここで調べるのはこうした意味もあるのです。農業にゆいた日数のかぎ方は(1)の(2)口で、主になつてゆいている人(1)の日数をきいた程度で結構です。

(2) 季節雇 一カ月以上の期間契約で雇入れたものを季節雇とします。田植から三カ月契約とか、

ミカン収穫期の期間契約などがその例です。

一カ月以上雇入れても、期間契約でなく、日給で約束した場合は日雇となります。

前回のセンサスでは雇われた人が家を離れて出稼ぎにきた場合に、一日でも雇えば出稼ぎできた季節雇を入れたとしましたが、今回はこの定義を変えたのですから注意してください。

(5) 日雇 に入るものは季節雇のところで述べた通り、一月未満の契約ということになります。が

実際には次の様な場合があります。単に金や物を支払ったというばかりでなく、金を貸した代りとか米を貸した代りとか、山で薪を切らしてやる代りに来たというものもここに入るのです。ただし、これは約束をしてきたという場合で、約束をしないのに来てやめて戻ったという場合は、たとえ金や物を支払つてもここに入れないで手伝人の方に入れて下さい。

日雇は農繁期だけ雇いましたか

農繁期は農繁のかたちや組合せによつて異なります。そこでその判断は答える人の考えで済めてください。しかし、大体の基準は、水稲では田の整地、田植、収穫、麦では麦すき刈入、養蚕では四令以後収穫までの特に忙しい時期を指しています。

この項目は、農業雇や季節雇を入れない場合にのみきくのです。そこで、これをまちがえないようにその上の「」の中で整理するようになっています。へ」の中が……を雇った(○)と一つでもなつていればここはきかないでください。

(7) 農産物

この項目は、農業経営組織の分類をするためにこの家の農産物の販売価額、つまり売つて手に入れたお金の総額を調べます。

農業経営組織の分類とはそれ以外の農家の農業経営がどのような種類の農業を中心として営まれているかによつて経営の型を分類することです。例えば東北地方の単作地帯では米の生産販売が農業経営の中心になつていり、大都市の近郊農村では野菜の生産が農業経営の中心になります。そのほか酪農

経営、果樹経営というようにいろいろの形に分けることができます。

この臨時農業基本調査ではまず全農産物の販売価額の大ききこによつて農家の農業経営の性格を次の三つに大別します。

イ 自給農業……農産物の販売価額合計が二万円にみえないもの

ロ 半商品生産農業……農産物の販売価額合計が二万円以上一〇万円にみえないもの

ハ 商品生産農業……農産物の販売価額合計が一〇万円以上のもの

こうして大きくわけた農業経営の型を、さらに米麦の生産がその経営などのかなりの重要さをもっているかによつて分類します。また、酪農や果樹などの商品作物を中心としているものは、その型のちがいが分るような分類を行います。この分類の仕方は、農林省の方で行いますが、分類のもとになる資料を、調査局の方にしらべていただく必要があります。(7)の農産物のところは、そのためにもうけられたものです。

この項目は、農産物の収穫や販売についてさきですが、これは全く上にのべた経営組織の分類のためにだけ使うので、税金や枝出などには全く関係がないのはもちろん、金額の集計も行いません。このことをよく調査農家に説明して、了解をえて協力してもらつてください。

「農産物」の記入のしかた

この表は昭和二九年内の農産物についてさきします。ですから、麦などは現在植えてある麦のことではなくて二九年産の麦のことについてさきわけです。まず、それそれの分類ごとに一たとえば主穀とか、野菜とかに表にあげてある作物を作つていたかどうか、または販売したものがあつたかをさいて、あてはまる作物を○でかこみます。このとき欄を太ワクでかこんである作物へ米・麦・甘藷・馬鈴薯・飼料作物については、作つていれば自給用のものでも、それ以外の作物や農産物は、この一年内に販売したものだけを○でかこみ調査します。したがつて、太わくの外のものは販売しなければ調べる

必要がありません。
 として、○でかこんだ作物については、必ず収穫面積をききます。収穫面積というのは、大体作物の面積のことと見做していただいて結構ですが、ただ作物したけれども収穫皆無だった面積は、収穫面積に入りません。

○でかこんだ作物の順にそのワウの中の一番上から書いていきます。

大根を2反作つていて、そのうち一反五分を売つたというときには、収穫面積は二反と書きます。つまり販売した分の面積ではなくて、その作物の全収穫面積を書くわけです。販売のあった作物や農産物は収穫面積の外に販売価額をききます。販売というのは交換も含みます。つまり他の必要な品物と自分の家の農産物とを交換した場合に販売と考えて面積にみつもつて販売価額を計算します。販売の中にはもちろん供出をふくみます。販売したか、まだ代金はうけとつていないという場合でも、その約束した金額、それが分らなければ見積り金額を出して書きます。

(例)

(1)	作物	収穫面積	販売価額	収穫量	販売量	単価
野菜 (温室、促成をのぞく)	米 { どうもろこし・だいず・えんどう・そらまめ・いんげんなどの豆 }	20	36,000			
	なす・きゅうり・しろうり・トマト・かぼちゃ・とうがん・(すいか)・まくわうり・露地メロン	1500	49,600			
	さといも・やつがしら・とうがらし・しょうが・だいこん・かぶ・(にんじん)・ごぼう・りんご	500	28,800	250 [×]	240 [×]	120
	その他の根菜・きやべつ・その他のカンラン・(白菜)・きょうな・つげな・ほうりんそう・みだんそう・ねぎ・(玉ねぎ)・らっきょう・たけのこ・野菜種子・加工品	2500	84,000	1,500 [×]	1,400 [×]	60
		300	11,900	170 [×]	170 [×]	70
	小計	6800	210,300	(C)		

販売価額というのは、さきにもうべたように販売して手に入れた金額の全部のことです。生産費や税金を引かない前の全部の金額で、現金粗収入というのと同じことです。販売価額は、農家で作物別にあらがじめ分つているときには、その価額を書いてもよいのです。もし分つていないときは、販売価額をしろべてこれをカケ合せて販売価額を計算します。ですから、販売した作物については、収穫面積、販売価額はかならず書かなければなりません。販売量、単価はかならずしも書かなくてもよいのです。

単価は同じ作物でも販売する時期によつて差のひどいものが少なくありませんが、大体最も多く出荷したときの平均価格で主に計算します。しかし、とくに「はしりしや」おそまきしで高く売つて、その販売価額が相当多額になるようなときは、その分だけ別に計算します。

また同じ作物でも、品種が異つてその値段のひらきの大きいもの、たとえばワセの白玉ねぎと、ふつうの玉ねぎを両方作つていて、白玉ねぎの値は倍以上高いというようなときは別々に計算します。また、トマトを半分は野菜として市場に出荷し、半分はトマトソースの原料として工場に売るといふようなときには、その値のひらきが大きければ、別々に計算してください。

加工品は、自分の家で作った農産物を加工して販売したものだけを記入します。めいめいの分類のワケ毎に加工品がかいてありますから、そのワケの中の農産物を加工して売った場合に、それそれの加工品を書きます。たとえば、いねでカマスを作つて売つたものは主穀の「わら加工」、その他の加工のものところを○でかこんでその販売価額をかきます。

作物を、それそれのワケに入れて分類して書くときに注意していただきたいことは、「野菜」のところには、温室、温床、促成栽培などを入れないことです。これらは「園芸」の方に入れます。作物の種子を販売したときは、それそれのワケ内の「種子」というところを○でかこんで、その販売価額を書きます。

「園芸」のところに、温室、温床、石垣などのような設備を必要とするもののほか、施、いちご、わさび、苗木などのように、反当の収益が特に高いものを入れてあります。

(5) 米の配給をうけた月

これは実際に米の配給を受けた月を何カ月と書きます。八月から十一月まで、月一〇日づつ四カ月つけたというときは、四カ月になります。

(6) 農産加工

表にあげた農産加工を行つたものについて、この一年間にそれを取扱したもの、あるいは販売するつもりでいま作っているものをあげます。ここでは、これらの農産加工の合計が一万円以上販売したものをあげます。

五

調査が終つてから

調査を終つたならば、まず次の「整理」をして、次にもう一度はじめから目を通して、ぬけているところや、おかしいところを補正したり、直したりして下さい。

整理の1

(2) 土地の欄の(1)の経営土地の整理 土地の総計欄のうち(2)の「耕地小計」と(3)の「農用地小計」をみて、調査票の一番目の右についている、経営耕地、農用地の整理欄に下の例のように、符号をかきます。

(例)

経営 耕地	(2) 03	経営 農耕地	(3) 04
01	3反 未満	07	3町 以上 5町 未満
02	3反 以上 5反 未満	08	5町 以上 10町 未満
03	5反 以上 1町 未満	09	10町 以上 20町 未満
04	1町 以上 1町5反 未満	10	20町 以上
05	1町5反 以上 2町 未満	11	例外規定に 該当する農 家
06	2町 以上 3町 未満		

たとえば、この家の経営耕地小計⑥が七反なら、経営耕地とある空欄に〇と書き、経営農用地計⑤が一町一反なら経営農用地の空欄に〇と書き、経営耕地と経営農用地の分類符号表ををつけるのは家に帰ってから全部を一緒にしてください。

整理の要

(3)の(3)土地移動の整理 土地表の②から⑦まで、および⑨から⑫までのうちのどれかには○印がついたものがあつた場合は、その合計を田畑別に計算して⑧⑩欄にそれぞれ記入します。つぎに、田畑の面積を合計して、⑨⑪の欄に記入し、その同じ数を、右側の「差引増減」欄の⑨⑪欄に転記します。そして、⑨と⑪の多い方から、少ない方を引いて、を、下の⑩欄にかき、もし⑨の方が⑪よりも大きかつた場合には頭に△印をつけてください。

次にぬけているところや足りないところをみます

特に注意しなければならないのは、

ノ、一つか○印をつけてはならない所に、(1)の(2)、(4)の(5)、(5)の(1)の(2)に二つついていることがない。

2、世帯員および兼業のところでは、○印のつけ方や◎印のつけ方がちがつていないかどうか、特に一世帯に二つ以上の兼業があるときは、必ず◎印をどれかにつけること。

3、(3)の土地移動のところでは、計の出し方や、差引増減の書き方がまちがつていないかどうか。

4、(7)の収穫面積、販売価額などをみて、この農家の経営が能からして、少なすぎたりしないかどうか、をみます。

5、ことに、兼業もなく、農産物の販売も少ないような家では、何によつて生活を立てているのかをきいて、書きおとしのないようにして下さい。

6、共有林の口や株があつて面積の記入のないものには、調査後必ず入れてください。などの点です。

農 業 集 居 調 査 番 号	⑥				⑦			
	総 戸 数	戸 数	戸 数	戸 数	総 戸 数	戸 数	戸 数	戸 数
	01	3	反	未	07	3	町	以
	02	3	反	以	08	5	町	以
	03	5	反	以	09	10	町	以
	04	1	町	以	10	20	町	以
	05	1	町	以	11	町	外	定
	06	2	町	以		町	外	定

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
な ま え ①															
つ づ ぎ ②															
男 女 別 ③															
年 令 ④															
さ し す ⑤															
主 に ⑥															
⑥ の 日 数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
手 助 け ⑦															
家 事 ⑧															
学 生 ⑨															

☆ 調査員は記入不用			
集落 階層		産業 分類	
総合 経歴		①	
②		③	
④		⑤	

⑦ 指定統計第75号	
昭和30年臨時農業基本調査	
都府 県名	農家調査票
郡市 区名	(昭和30年2月1日調査)
町村 名	農林省
農家 番号	世帯主 氏名

1) 世帯員および兼業

1) 最初に、あなたの家におだんいる世帯員について
おたずねしますが

1、一人ずつ名前をおしえてください..... ⇨

2、その中で農業経営のさしすをする人は誰ですか..... ⇨
(その人に○印をつける)

{さしすする人とは作付、管理、販売など農業上の計画を主だつてきめ
る人、1人だけをする}..... ⇨

その人を中心としてつづきからをいつてください..... ⇨

3、(男女別をかく)..... ⇨

4、年令は如何才ですか..... ⇨

2) あなたの家の農業に{該当者に○印をつける。○印は1人の人に二つ以上はつかない}

イ ほとんど農作業はしないが、さしすをする人..... ⇨
{②欄に○印のついた人で、農作業はほとんど従事しない人}

ロ 主になつて初めている人は誰と誰ですか..... ⇨
{農作業のさしえになつてゐる人である}

その人達は1年に何日位農作業(屋内作業を含む)をし
ますか..... ⇨

ハ 農作業の手助けをしたり、農繁期だけ手伝う人は..... ⇨

3) あなたの家では{該当欄に○印をつける}

一 家事、育児などに従事する人は誰ですか..... ⇨

ニ 学生は(小中学校、定時制高校、夜学は除く)..... ⇨

疾	弱 ㊦
寧	辛 ㊧
{ 符 号 }	
→ / (イ)	
→ / (ロ)	
→ / (ハ)	
→ ㄥ (イ)	
→ ㄥ (ロ)	
→ ㄥ (ハ)	
→ ㄥ (ニ)	
→ ㄥ (ホ)	
→ ㄣ (イ)	
→ ㄣ (ロ)	
→ ㄣ (ハ)	
→ ㄣ (ニ)	
→ ㄣ (ホ)	
→ ㄥ (イ) /	
→ ㄥ (ハ) ㄥ	
→ ㄥ (ロ)	
→ ㄥ (ハ)	
→ ㄥ (ニ) /	
→ ㄥ (ニ) ㄥ	

- 三 病气、身体に故障があつて働けなかつた人……………→
- 四 旧専門学校以上を卒業したものがいますか……………→
- (4) つぎに副業や副業について、うかがいます

〔該当者があれば、まず、符号欄に○印をつけ、さらにその人に○印をつける〕

- ノ (イ) 村長、助役、収入役、養協連協の常勤理事、県議
などで報酬をえている人……………
- (ロ) 事務取員、技術取員、教員……………
- ハ 医師、獣医、神匠、僧侶など……………
- ニ (イ) (原料を買つて)農水産物の加工業をいとなんで
いるもの……………
- (ロ) 工業、鉱業、工建業をいとなむもの……………
- 〔輸入、下請、手廻工、内販、備仕等はここでは除いて予(イ)に記入する〕……………
- ハ 家畜商、水産物、農産物の集荷販売業……………
- (ニ) 商店、酒屋、旅館、床屋など……………
- (ホ) 運送業〔牛馬車、人力による小運送はここでは除いて予(ニ)に記入する〕……………
- 三 (イ) 大工、左官、屋根ふきなど取入……………
- (ロ) 向屋、工場の下請、手廻工、内販、備仕等をして
いる人……………
- ハ 行商、仲買をしている人……………
- (ニ) 牛馬車、人力による小運送……………
- (ホ) 質すり、質びき、野かじなどをやる人……………
- 四 (イ) 販売用の製炭製薪 { 補助的以外に人を雇わないもの……………
人を雇つてやっているもの……………
- (ロ) きのこと、わらび、うるしなど林野副産物の採取ま
たは狩猟……………
- ハ 伐木などの森林業……………
- (ニ) 漁業をいとなんでいるもの { 家族が主になつてやつ
ているもの……………
雇人が主になつてやつ
ているもの……………

[illegible]

兼 業 の 整 理

家としての兼業の整理 上表の(4)の1から7までの符号欄に、
二つ以上○印がついた農家に、ついでに、この家としてはどれ
が主であるかをきいて、その主なものに◎印をつける。わか
らない場合は(4)の2、4、1、3、5、6、7の順に◎印をつける。

各個人の事業の整理 同じくノ人ノ入に(4)のノみろフまでは二
つ以上○印がついた場合は、その人としては、どれが主である
かをきいて、その主なものに◎印をつける。わからない場合は、
(4)の1、2、3、4、5、6、7の順に◎印をつける。

5 賃労働者として恒常的に雇われる人がいますか.....

い	1	農業・林業	4	商業、サービス業、金融・不動産業
	2	林業	5	雇入4人以下の工、鉱、土建、運輸
	3	漁業	6	雇入5人以上の工、鉱、土建、運輸、公務

その人の雇われ先の仕事の種類は

.....【いの符号をかく】.....

6 季節出稼ぎをする人がいますか.....

ろ	1	農業	3	水産業
	2	林業	4	その他

その人の雇われ先の
仕事の種類は

.....【ろの符号をかく】.....

7 季節雇、入夫、日雇として雇われる人がいますか

は	1	農業・日雇	4	製炭・製薪	雇われる仕事の 7 まっていないもの なか、子府
	2	林業	5	水産業	
	3	伐木	6	工業、土木工事、その他の産業	

その人の雇われ先の仕事の種類は

.....【はの符号をかく】.....

8 恩給、年金、扶助料・財産収入（配当、利子、家賃、地代収入など）などのある人

(5) 【(4)の1から7までのどれか一つで、もし印のついた欄に付いてたけきく】

あなたの家の農業以外の仕事をして働いている人がいますか
あなたの家としては農業が主ですか、従ですか

農業が主() 農業が従()

(6) ぶだんいる世帯員以外は、外に出ていて、仕事をしてくれる人、または仕事をしなければならぬ人がいますか

いる() → { 仕事をしてくれる人 人
仕事しなければならぬ人 人

(そのうち学生 人)

いない()

又、経営している田について、さらにうかがいますか

(4) この一年間に植えた作物によって分けて

		町	反	畝	歩
わさび、くわい、はす、せ					
①	り、い草を植えて、稲を作 うなかつた田の面積	→特殊田			
②	陸田	→陸田			
③	夏に畑作物を植えた田の面積	→畑に転用した田			
{ 以上の① } ④ 一毛作をし { ②③の田 } た田の面積 { を除き } (1畝1反が夏作は毛田とする)		→一毛作稲田			
ニ毛作以上					
⑤	をした田の面積	→ニ毛作稲田			
⑥	この1年田全く作付しなかつた田の面積	→休閑田			
計					

(5) 田は何か所(田地)に分れていますか 田地

(6) いわゆる谷地田がありますか

ある() → その面積は

ない()

町 反 畝 歩

(7) 特に苗代用地として整っているものがありますか

ある() ない()

(8) 〔ノで積置地のあるものについてだけきく〕

積置地についてその種類別に面積をおしえてください

(2) 土 地

- (1) 1. いま、あなたの家で経営している土地について、共有地の割地があればそれも含めて、その種類別に面積をおしえてください。

共有地の { 「山地」・「採草地」の割地は「所有地」に } 計上
 「耕地」の割地は「借入地・その他」にする

		総面積			所有地			借入地・その他		
耕 地	田「陸田を含む」 〔畦畔を含める〕 ①	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	
	樹 園 地 ②									
	普通畑〔新墾畑を含む〕 ③									
	焼畑・刀耕畑 境外地の不安定な畑 ④									
	牧 草 畑 ⑤									
	小 計 ⑥									
そ の 他	宅 地〔宅地内の田畑山林を除く〕 ⑦									
	採 草 地 ⑧									
	放 牧 地 ⑨									
	水路、溜池、永久農道 ⑩									
	小 計 ⑪									
山林〔山林面積だけは台帳面積で〕 ⑫										
山林のうち	放牧するもの ⑬									
	採草するもの ⑭									
農用地計〔⑥+⑪+⑬+⑭〕 ⑮										

六三三

温 室	坪
-----	---

	後 通 積				未 成 園				成 園			
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
果 樹 園												
茶 園												
桑 園												
こうぞ、みつまた、こりやなぎ など、その他の樹園地												
計												

畑				耕地計				宅地				採草地				山林			
町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩

△ 【(2) (1) で山林のあるものについて左の如く】

(1) すぎ、ひのき、落葉松（からまつ）の植林をしたものがありますか

あ る () な い ()

① その面積は ----- →	所有地				借入地				計			
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩

② 昭和25年以降植林したものとあります

あ る () な い ()

(11) 国、都府県、市町村、部落から山林を借りていますか

借りている () → その面積は 町 反

借りていない ()

(2) いま、他人に貸している土地がありますか

あ る () → その面積は
な い ()

田			
町	反	畝	歩

(3) 山林についてうかがいますか

1 (イ) 共有林(山林だけ)の口か株をもっていますか

もっている () → { その口数は、株数は _____
その面積は _____

植 したも	林 の反	その他	計
町	反	町	反

(ロ) 他人の山(共有林は除く)で下草、落葉、朽葉などを
とっていますか

とっている () → 特定の人からとらせてもらっ
ていますか

いる () いない ()

とっていない ()

(ハ) 町村外に山林をもっていますか

もっている () → それは ----- 県内 () 県外 ()

もっていない ()

(2) あなたの家では農地改革によって土地を解放したりも物納を含める」解放をうけましたか

	解放した 〔物納を含める〕				解放を受けた			
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
田								
畑(樹園地などを含める)								
耕地計								
採草地・山林								
宅地								
溜池・その他								

たものがありますか(増減のない農家についてもきく)

	ある 〔〇印〕	田				畑			
		町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
田畑を売ったが経営面積の変わらないもの ①	()								
田畑を売って経営面積の減ったもの ②	()								
小作地を返して ③	()								
新たに賃して ④	()								
令けてやつて ⑤	()								
交換(やつた面積) ⑥	()								
つぶれて ⑦	()								
計〔②+③+④+⑤+⑥+⑦〕 ⑧									

①の説明
耕作していた自己所有地を他人に売ったがその田畑を小作地としてそのまゝ賃入れて耕作し続けているもの、および他人に小作地として賃していた田畑を売ったので、経営面積は変わらないものの面積をかく。

計 ⑧の田畑合計 ⑨	町	反	畝	歩
------------	---	---	---	---

(3) 新 設 農 家 ・ 土 地 移 動

1) あなたの家は昭和25年1月以前からここ（農業集落）で農業をしていますか

していた（ ） していなかった（ ）

↓
それであなたの家は

① 地元から分家したのですか（ ）①

以前からここ（農業集落）に住ん

② でいて25年2月以降に農業をは（ ）②

じめたのですか

③ 計画入植で入ってきた { 地元から（ ）③

④ のですか { 遠方から（ ）④

⑤ その他の理由で移ってきたのですか（ ）⑤

(3) あなたの家で昭和25年2月以降に次の理由で田畑の移動し

①の説明 ←		ある (○印)	田				畑			
			町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
田畑は買ったが経営面積の変わらないもの 従来からの小作地であつたもの および他人の小作地を買取つたが他人にそのまま耕作させているので、経営面積は変わらないものの面積をかく	田畑を買ったが経営面積の変わらないもの ①	()								
	田畑を買入れて経営面積の増したもの ②	()								
	小作地を返してもらつて ③	()								
	新たに借りて ④	()								
	分けてもらう ⑤	()								
	交換 (もらつた面積) ⑥	()								
	開拓・干拓・つぶれ地の復旧 ⑦	()								
計 (②+③+④+⑤+⑥+⑦) ⑧										

計 ⑧ の田畑合計 ⑨	町	反	畝	歩
-------------	---	---	---	---

差 引 増 減				
⑨と⑩との差を計算して「10」に記入する。⑨が⑩より大きくなるときは「10」に△をつける				
⑨	町	反	家	歩
⑩				
⑨ - ⑩ 「10」				

{4} 家 畜

(1) あなたの家には、いま、次の家畜がいますか

1. 乳用牛

めす・おす別

年 令 別

め す				産 牝 牛	老 予 牛	計
2才未満	2才以上10才未満	10才以上		と 候 補 牛	定 仔 牛	
頭	頭	頭		頭	頭	頭

所 有 別

自 家 教 ア 小 作 預 づ け 国 県 町 村 会 社 個 人	所 有 共 有 有 作 するもの	の 飼 養 者	の 飼 養 者	の 飼 養 者	の 飼 養 者
頭	頭	頭	頭	頭	頭

2. 殺肉用牛

めす・おす別

年 令 別

め す				お す			計
2才未満	2才以上10才未満	10才以上		2才未満	2才以上10才未満	10才以上	
頭	頭	頭		頭	頭	頭	頭

所 有 別

自 家 教 ア 小 作 預 づ け 国 県 町 村 会 社 個 人	所 有 共 有 有 作 するもの	の 飼 養 者	の 飼 養 者	の 飼 養 者	の 飼 養 者
頭	頭	頭	頭	頭	頭

3. 馬

めす・おす別

年 令 別

め す				お す (さんねぎも含む)			計
3才未満	3才以上10才未満	10才以上		産 牝 馬 と 候 補 馬	そ の 他 の お す		
				3才未満	3才以上10才未満	10才以上	
頭	頭	頭		頭	頭	頭	頭

所 有 別

自 家 教 ア 小 作 預 づ け 国 県 町 村 会 社 個 人	所 有 共 有 有 作 するもの	の 飼 養 者	の 飼 養 者	の 飼 養 者	の 飼 養 者
頭	頭	頭	頭	頭	頭

大 四 〇

4 豚

肥育・繁殖用別
年令別

肥育用		繁殖用		売る予 定の豚	計
6カ月 未満	6カ月 以上	6カ月 未満	6カ月 以上	頭	頭

所有別

自 家 小 作	種 つ て い る もの	国 県 町 村 などの 貸	会 社 の 貸	入 付 の 貸
頭	頭	頭	頭	頭

5 めん羊
めす・おす別
年令別

めす		おす		計
ノ オ 未 滿	ノ オ 以 上	ノ オ 未 滿	ノ オ 以 上	頭

所有別

自 家 小 作	種 つ て い る もの	国 県 町 村 などの 貸	会 社 の 貸	入 付 の 貸
頭	頭	頭	頭	頭

6 山羊

頭

7 にわとり
(1) 年令別

6カ月 未満	6カ月 以上	計
羽	羽	羽

(1) 産卵として卵を売りま
したか

売った() 売らない()

(2) 卵薬を盛んでいます
か

いる() いない()

8 兎

頭

(2) 以上のほかに、他の家と共同でもっている牛馬で、いま、あ
なたの家にはいないものがありますか

ある() →それは-----乳用牛() 牧肉用牛() 馬()
ない()

(3) この一年間にあなたの家で生れた牛馬がありましたか
生れた仔は、いま、いなくてもかまいません

あつた () →それは----- 乳用牛() 役肉用牛() 馬()
 なかった()

(4) あなたの家でよそに小作に出したり、あずけたり、貸付けた
 りしている家畜がありますか

あ る () →それは { 乳 用 牛 ----- 小 作 に お づ け て 賃 付 け て
 頭 頭 頭
 役 肉 用 牛 ----- 頭 頭 頭
 馬 ----- 頭 頭 頭
 な い () 豚 ----- 頭 頭 頭

(5) あなたの家ではこの一年間に牛馬耕をしましたか

した() しない()

{ 主なものの一つに○印 }

後肉用牛馬で() → ()^{自家所有の} ()^{数戸共同の} ()^{借りて、賃耕を} ()^{手回す}

乳用牛で() → () () () () ()

(6) あなたの家ではこの一年間に他の家のために牛馬耕をしてや
 りましたか

した() →それは---賃耕で() 手回りで() その他で()
 しない()

(7) あなたの家にはサイロがありますか

あ る () → _____ 基
 な い ()

(8) 農 用 機 械 な ど

(1) 農用機械についておたずねしますか

1 次の農用機械をあなたの家だけ、あるいは数戸の家と共同で
 もっていますか

{ 自家所有の機械については台数、数戸共有の機械については
 ○印を該当欄に記入する }

	動力耕耘機			動力脱穀機	動力収刈機	動力噴霧機	動力撒粉機	動力カッター	原動機		オート三輪	畜力	カルチベーター
	大・型	小・型	動力カルチ						モーター	発動機			
① 自家所有	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
② 教戸共有	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

又 あなたの家でもっているのも他から借りたのもあるいは賃耕・賃こきなどしてもらったのもよいのですが、この一年間に次の機械をあなたの家の農作業に使いましたか。

		動力耕耘機			動力脱穀機	動力収刈機
		大・型	小・型	動力カルチ		
使った (該当欄に○印を記入する)		()	()	()	()	()
使った機械は (使った機械のうち主なもの)	① 自家所有または教戸共有のもの	()	()	()	()	()
	② 部落共有のもの	()	()	()	()	()
	③ 借りて	()	()	()	()	()
	④ 賃耕・賃ずりなどして	()	()	()	()	()
	⑤ 金を払わすて手向をかえして	()	()	()	()	()

又 ()で動力耕耘機・動力脱穀機・動力収刈機のどれかに台数が記入されたものだけについできく]

この一年間にあなたの家では動力耕耘機・動力脱穀機・動力収刈機を使って他家の農作業をしてやりましたか

(該当欄に○印を記入する。○印は一つの機械についで二つ以上つけてもよい]

		動力耕耘機			動力	動力
		大型	小型	動力 カ ル チ	脱穀機	収穫機
他 家 の 農 作 業 を す る 場 合	① 賃耕、賃こ き賃ずり	()	()	()	()	()
	② 手 間 交 換	()	()	()	()	()
	③ そ の 他	()	()	()	()	()

4 (2) 動力耕耘機を「使った」に〇印のついたものについてだけ書く]

動力耕耘機をどのような作業に使いましたか (該当欄に〇印を記入する)

- 1 稲 作…新起・碎土()-----代かき()
 2 麦作・なたね作…新起・碎土()-----中 耕()
 3 蕎 麥…新起・碎土()-----中 耕()
 4 果 樹-----中 耕()
 5 そ の 他…新起・碎土()-----中 耕()

(2) あなたの家で昨年除草は何で行ったかを、いねとその他の作物に分けておしえてください

- 1 いね お…薬田()-----畜力()--人力()
 2 その他の作物…薬田()-----^{動力}耕耘機()--畜力()--人力()

(3) あなたの家では次の漁船・漁網をもっていますか

(もっているものに〇印)

- 1 有動力船 ()→それは----()--() 合計トナ数
 2 5人以上の従 ()→それは----()--() トン
 争者でやる網

六四四

(6) 農 業 務 効

- (1) あなたの家では、この一年間に農業常雇を雇いましたか
雇った () 雇わない ()

↓
 / その人数は かよひ _____ 人 住込み _____ 人
 この一年間に農業
 ↓
 に付いた日数は かよひ _____ 日 住込み _____ 日
 計 _____ 日

- (2) この一年間に農業のために季節雇（ノカ月以上の約束で）を
雇いましたか

雇った () 雇わない ()

↓
 そののべ日数は _____ 日

- (3) この一年間に農業のために日雇を雇いましたか

雇った () 雇わない ()

↓
 / 雇った人を農業集
 落の内と外、農家
 と非農家に分けて
 そののべ日数をあ
 らわしてください。

	農 家	非農家	計
集 落 内	日	日	日
集 落 外	日	日	日
計	日	日	日

(1) (2) (1) 農業常雇を雇った () どちらにも印がつかない農家を除いて次の
 から転記 (2) 季節雇を雇った () みをまく

- 2 日雇は農業期だけ雇いましたか その他の時期にも雇
 いましたか

農業期だけ () その他の時期にも ()

大
四
五

- (4) この一年間に農業のために手伝人、ゆい、手向番を入れましたか

入れた () → そののべ日数は { 手伝人 _____ 日 → { 親 類 _____ 日
 { ゆい _____ 日 { その他 _____ 日
 { 手向番 _____ 日

入れない ()

〔7〕農産物

(1) あなたの家で、この一年間に、収穫したり、販売したりした
ものについておしえてください

ここで作物や農産物についてこまかくうかがいますが、こ
れはあなたの家の農業がどういう産業分類にあてはまるか
を調べるためにうかがうのです 税金や輸出とは全く関係
がありません

(太ワウでかこんだものは、作っていれは自給用のものでも
調べる。その他のものは販売したものだけ、作物・農産物の
名を○でかこんでから調べる)

作物		収穫面積	販売面積	収穫量	販売量	単価
主 穀	水 稲	畝	畝	kg		円
	陸 稲					
	小 麦 (昭和29年産)					
	大 麦 (昭和29年産)					
	ビール麦 (昭和29年産)					
	はだか麦 (昭和29年産)					
	わら加工・その他の加工					
	小 計			(注)		
雑 穀	甘 藷					
	黒 鈴 薯					
	だ い ず (乾燥)					
	ライ麦・えん麦・とうもろこし(乾燥)もろこし あわ・きび・ひえ・そば あずき・ささげ・りよく とう・えんどう・そらまめ・いんげんなどの豆 らっぴせい・加工品					

六四六

	作物	収獲面積	販売面積	収獲量	販売量	単価
A	小計			(A)		
野菜 (温室・温床・促成栽培は除く)	大豆 { どうもろこし・だい 豆 { す・えんどう・そら 豆 { まめ・いんげんなど の豆 なす・きゅうり・しろり トマト・みぎちや・とう がん・すいみ・まくわう り・露地メロン・さとい も・やつがしら・とうが らし・しょうが・だいこ ん・みず・にんじん・ご ぼう・れんこん・その他 の根菜・きやべつ・その 他のカンラン・白菜・き ような・つけな・ほうれ んきゅう・ふだんそう・ね ぎ・玉ねぎ・らっきょう たけのこ・野菜の種子 加工品					
	小計			(C)		
茶	生葉・荒茶(自産のもの だけ)					
D	小計			(D)		
工業作物	なたね・ごま・その他の 搾油作物・わた・あさ・ あま・ラミー・こうま・ その他セニイ作物・い草					

大五七

	作物	収穫面積 町反畝歩	販売価額 円	収穫量	販売量	単価 円
工業作物	しちとうい・さとうきび・ 豚虫菊・たばこ・はつか こんはやくいも・こうそ みつまた・こりやなぎ・ はぜのき・その他・加工 品					
	小計		(E)			
果樹	みかん・なつみかん・ネ ーブルオレンジ・その他 のカンキツ類 なし・ぶどう・柿・びわ りんご・おうとう・もも すもも・あんず・うめ・ いちぢく・くり・くるみ その他・加工品					
	小計		(F)			
その他の作物	銅					
	料					
	作					
	物					
	青刈作物					
G	緑肥作物・緑肥の種子					
	小計		(G)			

六四八

	農 産 物	収 穫 面 積				販 売 価 額	販 売 量	単 価
		町	反	畝	歩			
園 芸	温 室 栽 培							
	温 床 ・ 石 垣 栽 培							
	庭 成 栽 培							
	花 ・ 肥 の 種 子 ・ い ち ご							
	菓 草 ・ 苗 ・ 苗 木							
	わ さ び ・ し い た け							
	マ ツ シ ュ ル ー ム							
	加 工 品							
計	小 計						(H)	
酪 農	牛 乳 ・ 乳 牛 の 存 付							
	産 加 工 品							
I	小 計						(I)	
そ の 他 の 畜 産	鶏 卵 ・ 鶏							
	牛 乳 生 産 ・ 肥 育							
	豚 ・ め ん 羊 ・ 山 羊 ・ 兎							
	種 付							
	養 蜂							
J	そ の 他 の 畜 産 物							
	加 工 品							
	小 計						(J)	
養 蚕	春 蚕 夏 秋 蚕							
	種 苗 ・ 加 工 品 ・ 桑							
K	小 計						(K)	

六四九

- (2) いまあなたの家で作られている麦の面積を田畑別におしえてください

	田				畑			
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
小 麦								
大麦・ビール麦								
は だ か 麦								

- (3) あなたの家ではこの一年間に米の配給を受けましたか

うけた () 受けない ()



何カ月受けましたか _____ カ月

- (4) あなたの家ではこの一年間に自家の農産物を加工して次のものを売りましたか

わら加工品 ----- () あさ、ラミー、あ
 こうろ、みつまた ----- () ま、こうまなどに ----- ()
 による製紙 よるセーイ
 こりやなぎ ----- () たたみおもて ----- ()
 による製炭 はなむしろ

調査員	印
氏 名	

☆ 調 査 員 は 記 入 不 用					
合 計 棟	主	主 穀		円 A ~ K のうち、 最も多いものの%	主穀の % %
	A	雑 穀 ・ い も			
	C	野 菜			
	D	茶			
	E	工 業 作 物			
	F	果 樹			
	G	そ の 他 の 作 物			
	H	園 芸			
	I	酪 農			
	J	そ の 他 の 畜 産			
	K	養 蚕			
	A ~ K までの計			100%	
主 穀 を 加 え た 総 計				100%	

(北海道)		⑥				⑦			
農 業 集 落 名	調 査 区 番 号	経 営 地	01	3 反 未 蒔	経 営 地	07	3 町 以 未 上 蒔	08	5 町 以 未 上 蒔
			02	5 反 以 未 上 蒔		08	5 町 以 未 上 蒔	09	1 0 町 以 未 上 蒔
			03	5 反 以 未 上 蒔		09	1 0 町 以 未 上 蒔	10	2 0 町 以 上
			04	1 町 以 未 上 蒔		10	2 0 町 以 上	11	例 外 規 定 に 農 家
			05	1 町 5 反 以 未 上 蒔		11	例 外 規 定 に 農 家		
			06	2 町 以 未 上 蒔					

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
な ま え ①															
つづきから ②															
男 女 別 ③															
年 令 ④															
こ し ず ⑤															
主 に ⑥															
⑦ の 日 数															
手 助 け ⑧															
家 事 ⑨															
学 生 ⑩															

☆調査員は記入不用			
家 階 層		産 業 分 類	
①		②	
③		④	
⑤		⑥	

② 指定統計第フ5号			
昭和30年臨時農業基本調査			
支庁名		農家調査票	
市 名		(昭和30年2月/日調査)	
町村名		農 林 省	
農家 番号		世帯主 氏 名	

〔1〕世帯員および兼業

(1) 最初に、あなたの家におだんいる世帯員についておたずねしますか

1 一人ずつ名前をおしえてください →

2 その中で農業経営のさしずをする人は誰ですか →

{その人に○印をつける}

{さしずをする人とは作付、管理、販売、など農業の計画を主として定める人、1人だけをさす} →

その人を中心にしてつぎがらをいつてください →

3 (男女別をおく) →

4 年令は新何才ですか →

(2) あなたの家の農業に {該当者に○印をつける、○印は1人のみ以上はつかない}

イ ほとんど農作業はしないが、さしずをする人は →

{②欄に○印のついた人で、農作業にほとんど従事しない人}

ロ 主になつて働いている人は誰と誰ですか →

{農作業のさしえになつてゐる人である}

その人達は1年に何日位農作業 {屋内作業を含む}

をしますか →

ハ 農作業の手助けをしたり、農繁期だけ手伝う人は →

(3) あなたの家では {該当欄に○印をつける}

一 家争、育児などに従事する人は誰ですか →

二 学生はく小・中学校、定時制高校夜学を除く →

[illegible]

三 病短、身体に故障があつて初けなかつた人は.....⇒

四 旧専門学校以上を卒業したものがいますか.....⇒

(4) つぎに兼業や副業について、うかがいます

〔該当者があれば、まず村号欄に○印をつけ、さらにその人に○印をつける〕

ノ (イ) 村長、助役、収入役、農協農場の常勤理事、県議などで報酬をえている人.....

(ロ) 事務取員、技術取員、教員.....

(ハ) 医師、獣医、神官、僧侶など.....

ニ (イ) (原料を買つて) 農水産物の加工業をいとなんで.....

(ロ) 工業、鉱業、工建業をいとなむもの.....

〔雇入、下請、手細工、内販、賃仕事はここでは除いて、ヨ(イ)(ロ)に記入する〕

(ハ) 家畜商、水産物・農産物の集荷販売業.....

(ニ) 商店、宿屋、旅館、床屋など.....

(ホ) 運送業〔牛馬車、人力による小運送はここでは除いて、ヨ(ニ)に記入する〕.....

三 (イ) 大工、左官、屋根ふきなど雇入.....

(ロ) 向屋や工場の下請、手細工、内販、賃仕事を.....
している人.....

(ハ) 行商、仲買をししている人.....

(ニ) 牛馬車、人力による小運送.....

(ホ) 質すり、質びき、野かじなどをやる人.....

四 (イ) 販売用の製炭製薪 { 補助的以外に人を雇わないもの.....
人を雇つてやっているもの.....

(ロ) きのこと、わらび、うるしなど林野副産物の採取ま.....
たは狩猟.....

(ハ) 炭木などの森林業.....

(ニ) 漁業をいとなんでいるもの { 家族が主になっている.....
もの.....
雇人が主になっている.....
もの.....

A blank sheet of graph paper with a grid of vertical and horizontal lines. The left margin contains three sets of arrows pointing right, labeled 5, 6, and 7 respectively. At the bottom left corner, there is a circled number 8.

兼業の整理

家としての兼業の整理 上表の(4)の1から7までの符号欄に、二つ以上○印がついた農家については、この家としてはどれが主であるかをきいて、その主なものに◎印をつける。わからない場合は(4)の2, 4, 1, 3, 5, 6, 7の順に◎印をつける。

各個人の兼業の整理 同様にノ人の人には(4)のノからクまでは二つ以上○印がついた場合は、その人としては、どれが主であるかをきいて、その主なものに◎印をつける。わからない場合は、(4)のノ、ニ、三、四、五、六、アの順に◎印をつける。

5 賃労働者として恒常的に雇われる人はいいますか

い	1	農林業, 家事労働	4	商業, サービス業, 金融不動産業
	2	林業	5	雇人4人以下の工, 鉱, 工建, 運輸
	3	漁業	6	雇人5人以上の工, 鉱, 工建, 運輸, 公務

その人の雇われ先の仕事の種類は

〔いの符号をかく〕

6 季節出稼ぎをする人はいいますか

ろ	1	農 業	3	水 産 業
	2	林 業	4	その 他

その人の雇われ先の
仕事の種類は

〔ろの符号をかく〕

7 季節雇, 日雇, 日雇として雇われる人はいいますか

は	1	農家日雇	4	製 粉 製 薪	雇われる仕事の ざらへ
	2	造 林	5	水 産 業	
	3	伐 木	6	工業, 土木工事, その他の産業	

その人の雇われ先の仕事の種類は

〔はの符号をかく〕

8 恩給・年金・扶助料・財産収入(配当利・家賃収入など)などのある人

(5) 〔(4)の1から7までのどれか一つにでも〇印のついた農家についてだけ書く〕

あなたの家の農業以外の仕事をして切っている人はいいますか

あなたの家としては農業が主ですか 従ですか

農業が主() 農業が従()

(6) ぶだんいる世帯員以外に, 外に出でいて, 仕送りをしてくれる人, または仕送りをしなければならない人はいいますか

いる () → { 仕送りをしてくれる人 _____ 人
仕送りをしなければならない人 _____ 人

(そのうち学生 _____ 人)

いない()

(5) (1)で樹園地のあるものについてだけ書く

樹園地のうち、果樹園の面積を未成園、成園別におしえてください

	総面積			未成園			成園		
果樹園	町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝

(6) (1)で永年牧草地のあるものについてだけ書く

永年牧草地について牧草の種類別に面積をおしえてください

		総面積	牧草の種類							
			豆科だけ			禾本科だけ		豆科と禾本科の混栽		
播種後の年数 〔その年は除く〕	3年以下のもの	町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝
	4年以上 10年以下のもの									
	11年以上のもの									
	計									

(7) あなたの経営地のうち政府から貸与されている土地がありますか

あ る () な い ()

↓
その面積は 町 反 畝 そのうち耕地 町 反 畝

(8) いま、他人に貸している土地がありますか

あ る () な い ()

↓
その面積は

田	畑	耕地計	宅地	保草地	山林
町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝

(9) (1)で山林のあるものについてだけ書く

すぎ、ひのき、落葉松（からまつ）の植林をしたものがありますか

あ る () な い ()

六五八

〔2〕 土 地

- (1) いま、あなたの家で経営している土地について、その種類別に面積をおしえてください

		総 面 積	所 有 地	借入地その他
		町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝
耕 地	田（畦畔を含めず）①			
	樹 園 地 ②			
	普通畑（新墾畑を含む）③			
	焼畑・切着畑 （農地の不安定な畑）④			
	永年牧草地⑤			
	小 計 ⑥			
そ の 他	宅 地（宅地内の田 畑山林を除く）⑦			
	採 草 地 ⑧			
	放 牧 地 ⑨			
	水路、沼池、永久的農道⑩			
	小 計 ⑪			
山 林（山林面積だけを は台帳面積で）⑫				
山林のうち	放牧するもの⑬			
	採草するもの⑭			
農用地計（②+⑦+⑧+⑨+⑩）⑮				

温 室	坪
-----	---

六五五

- (2) あなたの家には5年輪作、7年輪作のように、計画的輪作している畑がありますか

ある（ ）→その面積は-----町反畝
ない（ ）

- (3) あなたの経営する土地のなかに、畑や永年牧草地に用立てできる土地がありますか

ある（ ）→その面積は-----町反畝
ない（ ）

① その面積は

所有地			借入地			計		
町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝

② 昭和25年以降植林したのがありますか

ある() ない()

その土地は植林する前は何か

畑() 永年牧草地() 山林() 未利用地()

(2) あなたの家では農地改革によって土地を解放したり(物納を含める)解放を受けたりしましたか

	解放した 〔物納を含める〕			解放を受けた		
	町	反	畝	町	反	畝
田						
畑(棚田などを含める)						
耕地計						
採草地・山林						
宅地						
溜池その他						

(3) あなたの家では、この一年間に、畑や永年牧草地を田にしたのがありますか

ある() ない()

その面積は

町 反 畝

六六。

(4) あなたの経営地のまわり、または内部に防風林がありますか

あ る () な い ()



あなたの経営に属する防風林

の長さは合計どれ程ですか

_____ 間

(3) 新 設 農 家 ・ 土 地 移 動

(1) あなたの家がここ（農業集落）で農業を始めたのはいつですか

大正 〇 年以前 () 昭和 〇 年以前 ()

昭和 〇 年以前 ()

昭和 〇 年以後 ()

←（ここは○印のついた農家に
だけ、次のことをきく）



それではあなたの家は

- ① 地元から分家したのですか ----- () ①
- ② 以前からここ（農業集落）に住んでいて
〇 年 〇 月以降に農業をはじめたのですか () ②
- ③ ----- 地元から () ③
- ④ 計画入植で入ってきたのですか ----- 遠方から () ④
- ⑤ その他の理由で移ってきたのですか ----- () ⑤

したものがありませんか（増減のない農家についてもきく）

	ある {0 町}	田	畑
		町	反
田畑を売ったが経営面積の変わらないもの ①	()		
田畑を売って経営面積の減ったもの ②	()		
小作地を返して ③	()		
新貸にして ④	()		
方けつて ⑤	()		
交換 (やった面積) ⑥	()		
つぶれて ⑦	()		
計 [②+③+④+⑤+⑥+⑦] ⑧			

①の説明

耕作していた自己所有地を他人に売ったがその田畑を小作地としてそのまま借入れて耕作し続けているもの、および他人に小作地として貸していた田畑を売ったので、経営面積は変わらないものの面積をかく。

計⑧の田畑合計 ⑨	町	反	畝
-----------	---	---	---

差引増減		
⑧と⑨との差を計算して 10 に記入する。⑨が⑧より大ききときは 10 に△をつける		
⑧		町
⑨		
⑧ - ⑨	10	

六六二

(4) あなたの家で昭和25年2月以降に次の理由で田畑の移動

①の説明	ある (○印)	田			畑		
		町	反	畝	町	反	畝
田畑を買ったが経営面積の変わらないもの ①	()						
田畑を買入に経営面積の増加したもの ②	()						
小作地を返してもらつて ③	()						
新たに ④	()						
分けてもらつて ⑤	()						
交換(も)うった面積 ⑥	()						
開墾・干拓・つぶれ地の復旧 ⑦	()						
計(②+③+④+⑤+⑥+⑦) ⑧							

計⑧の田畑合計 ⑨	町	反	畝
-----------	---	---	---

(4) 家 畜

(1) あなたの家には、いま、次の家畜はいいますか

1、乳用牛

めす・おす別

年 令 別

め す			種 牡 牛 と 候 補 牛	売 る 予 定 の 仔 牛	計
2 オ 未 滿	2 オ以上 10 オ未滿	10 オ 以 上			
頭	頭	頭	頭	頭	頭

所 有 別

〔売 る 予 定 の
仔 牛 を 除 く〕

自 家 所 有	数 戸 共 有	小 作	預 っ て い る も の	国 道 町 村 な どの 貸 付	会 社 個 人 の 貸 付
頭	頭	頭	頭	頭	頭

2 役肉用牛

めす・おす別

年 令 別

め す			お す			計
2 オ 未 滿	2 オ以上 10 オ未滿	10 オ 以 上	2 オ 未 滿	2 オ以上 10 オ未滿	10 オ 以 上	
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

所 有 別

自 家 所 有	数 戸 共 有	小 作	預 っ て い る も の	国 道 町 村 な どの 貸 付	会 社 個 人 の 貸 付
頭	頭	頭	頭	頭	頭

3 馬

めす・おす別

年 令 別

めす			おす (きんぬきも含む)			計	
			種牡馬 と 候補馬	その他のおす			
3才 未満	3才以上 10才未満	10才 以上		3才 未満	3才以上 10才未満	10才 以上	
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

所 有 別

自 家 所 有	数 戸 共 有	小 作	預 っ て い る も の	国 道 町 村 な どの 貸 付	会 社 個 人 の 貸 付
頭	頭	頭	頭	頭	頭

4 豚

肥育繁殖用別

年 令 別

肥 育 用		繁 殖 用		売 る 予 定 の 仔 豚	計
6 カ 月 未 滿	6 カ 月 以 上	6 カ 月 未 滿	6 カ 月 以 上		
頭	頭	頭	頭	頭	頭

所有別

{ 處る予定の
仔豚は除く }

自家 所有	小作	預つて いるもの	国道町村 などの貸付	会社個人 の貸付
頭	頭	頭	頭	頭

羊

めす・おす別

羊 令 別

めす				おす				計
ノ 未	オ 前	ノ 以	オ 上	ノ 未	オ 前	ノ 以	オ 上	
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

所有別

自家 所有	小作	預つて いるもの	国道町村 などの貸付	会社個人 の貸付
頭	頭	頭	頭	頭

山 羊 頭

にわとり

羊 令 別

ノ 未	オ 前	ノ 以	オ 上	計
頭	頭	頭	頭	頭

(17) 産卵として卵を売り

ましたか

売った ()

売らない ()

い 示明業を営んでいますか

いる () いらない ()

卵 頭

(12) 以上のほかに、他の家と共同でもっている牛馬で、いま、あなたの家にはいないものがありますか

あ る () →それは---乳用牛 () 後肉用牛 () 馬 ()

な い ()

(13) この一年間にあなたの家で生れた牛馬がありましたか

生れた仔は、いま、いなくておかまいません

あつた () →それは---乳用牛 () 後肉用牛 () 馬 ()

なかった ()

(14) あなたの家でよそに小作に出したり、あずけたり、貸付けたりしている家畜がありますか

小作にあずけて 飼料は

ある()→それば

乳用牛	頭	頭	頭
役肉用牛	頭	頭	頭
馬	頭	頭	頭
豚	頭	頭	頭

ない()

(5) あなたの家にはサイロがありますか

ある()→ 基

ない()

(6) あなたの家ではこの一年間に、牛、馬、めん羊を放牧、繋牧しました

した() しない()

どこで放牧、繋牧しましたか

	放牧地		山林	永年 放草地	普通畑	道路傍・防 風林・堤防 など
	国有・町村 所有地	自家 営地	(防風林 を除く)			
搾乳中の牛	()	()	()	()	()	()
搾乳しない牛	()	()	()	()	()	()
馬	()	()	()	()	()	()
めん羊	()	()	()	()	()	()

(このワケ内は○印のついたものについて次のよをきく)

2 放牧のしかたは

	一年中	数カ月 (畜舎に 入れない)	昼間だけ
搾乳中の牛	()	()	()
搾乳しない牛	()	()	()
馬	()	()	()
めん羊	()	()	()

六六

(5) 農 用 機 械 に つ い て

(1) 農用機械についておたずねしますが

1 次の農用機械をあなたの家だけ、あるいは他の数戸の家と
共同でもっていますか

2 自家所有の機械については台数を、数戸共有の機械につい
ては○印を該当欄に記入する

	自 家 有	トラクタ ー	動力耕起機	動力脱穀機	動力収穫機	動力噴霧機	動力撒粉機	動力カッター	原動機		畜 力 カ ル チ ベ ー タ ー	畜 力 鋤 耘 機	モ ー ア	デ ィ ス ク ハ ー	オ ー ト 三 輪	ト ラ ッ ク
									モ ー タ ー	発 動 機						
自家有		台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
数戸共有		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

3 あなたの家でもっているのでも他から借りたのでもあるいは
賃料・賃こきなどしてもらったのでもよいのですが、こ
の一年間に次の機械をあなたの家の農作業に使いましたか

	自 家 有	トラクタ ー	動力耕起機	動力脱穀機	動力収穫機	動力噴霧機	動力撒粉機	動力カッター	原動機		畜 力 カ ル チ ベ ー タ ー	畜 力 鋤 耘 機	モ ー ア	デ ィ ス ク ハ ー	オ ー ト 三 輪	ト ラ ッ ク
									モ ー タ ー	発 動 機						
使用 [○印]		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(3) あなたの家では次の漁船・漁網をもっていますか(もってい

るものに○印)

自家 共有
所有

1 有動力船 () → それは --- () --- () 合計トン数

2 15人以上の従 () → それは --- () --- () トン

事者でやる網

〔6〕 農 業 労 働

(1) あなたの家では、この一年間に農業専雇を雇いましたか

雇った () 雇わない ()

↓
 1. その人数は 男より _____ 人 女より _____ 人
 2. この一年間に農業に付いた日数は 男より _____ 日 女より _____ 日
 計 _____ 日

(2) この一年間に農業のために季節雇（1ヵ月以上の約束で）を雇いましたか

雇った () 雇わない ()

↓
 そののべ日数は _____ 日

(3) この一年間に農業のために日雇を雇いましたか

雇った () 雇わない ()

↓
 1. そののべ日数は _____ 日

2. (1) (2) の農業専雇を雇った () どちらにも
 から雇託 (2) 季節雇を雇った () 印がつかない
 農家だけに
 ついて次の
 ように書く

3. 日雇は農業期だけ雇いましたか その他の時期にも雇いましたか

農業期だけ () その他の時期にも ()

(4) この一年間に農業のために手伝入、ゆい、手回番を入れましたか

入れた () 入れない ()

↓
 そののべ日数は……手伝入 _____ 日 ゆい、手回番 _____ 日

またへ

(7) 農 産 物

(1) あなたの家で、この一年間に、収穫したり、販売したりした
ものについておしえてください

ここで作物や農産物についてごまかくうかがいますが、こ
れはあなたの家の農産物がどういう産業分類にあてはまるか
を調べるためにうかがうのです。税金や仕出とは全く関係
がありません

(大づつでかこんだものは、作っていけば自給用のものでも
調べる。その他のものは販売したものだけ、作物・農産物の
名を○でかこんでから調べる)

作物		収穫面積	販売価額	収穫量	販売量	単価
主	水 稲	町 反 畝	円			円
	陸 稲					
	小 麦 (昭和29年産)					
	大 麦 (昭和29年産)					
	ビール麦 (昭和29年産)					
	はだか麦 (昭和29年産)					
	い な き び					
	わら加工・その他加工					
	小 計			(注)		
い も 雑 穀	甘 藷					
	馬鈴薯 (種子用・食用・製粉用)					
	そば					
	ライ麦・とうもろこし (乾燥)・もろこし・あわ					
	ひえ・加工品					
	小 計			(A)		
ま め	だいず (乾燥)					
	小 豆 ・ 大 納 言					

ナメカ

	作物	収穫面積	販売価額	収穫量	販売量	単価
ま	菜 豆 (まめ・うずら)	㎡	円			円
	え ん ど う					
め	まらまめ・らっかせい・ その他の豆類・加工品					
	小 計			(B)		
野	未 熟 の 豆					
	とうもろこし・だい ず・えんどう・まめ・いんげんなどの					
菜	なす・きゅうり・しろうり トマト・みょうちや・とう がん・すいか・まくわう り・さといも・やつぱし ら・とうがらし・しょう が・だいこん・みづ・け んじん・ごぼう・その他 の根菜・きやべつ・その 他のカンラン・白菜・き ょうな・つけな・ほうれ んそう・ふだんそう・ね ぎ・玉ねぎ・らっきょう 野菜の種子・加工品					
	小 計			(C)		
特 用 作 物	あま・その他のセンイ作 物・ビート・はつか 除 虫菊・みずよもぎ・その 他の薬草・加工品					
	小 計			(E)		

六七。

	作物	収穫面積	販売価額	収穫量	販売量	単価
果樹	なし・ぶどう・柿・りんご・おうとう・もも・すもも・あんず・うめ・いちぢく・くり・くるみ・その他・加工品					
	小計			(F)		
	えん麦					
	デントコーン					
	家畜ビート、ルタパカ、スエーデンかぶなど根菜					
飼料作物 (普通畑だけ)	クローバ、ザートウィツケンなど豆科だけ					
	チモシー、オーチャードなど禾本科など					
	まめ科と禾本科の混栽					
	その他の青刈作物					
	小計			(G)		

	農産物	収穫面積	販売価額	販売量	単価
園芸	温室栽培	町反畝	円		円
	露天栽培				
	アスパラガス				
	花の種子				
	苗・畝				
計	加工品				
	小計			(H)	
酪農	牛乳・乳牛の仔種				

六七一

	農 産 物	収穫面積	販売面積	販売量	単 価
1	加 工 品				
	小 計		(I)		
その他の畜産	鶏 卵 ・ 鶏				
	牛 馬 生 産 ・ 肥 育				
	豚 ・ めん羊 ・ 山羊 ・ 鹿				
	種 付 牝 牛				
	養 蜂				
丁	その他の畜産物				
	加 工 品				
	小 計		(J)		

(2) あなたの家ではこの一年間に米の配給を受けましたか
う け た () う け な い ()



何カ月受けましたか _____ カ月

(3) あなたの家で、昨年、被害のため1割以上減収になった作物
がありましたか

あ っ た () な か っ た ()



作物の種類別に、
平年の何割ぐらい
の減収であつたか
をおしえてくださ
い。

	被害があつた 〔〇印をつける〕	平年に対する 減 収 率
水 稻	()	割
だいず(麦を除外)	()	
小豆・大納言	()	
菜 豆	()	
い な ぎ び	()	
そ ば	()	
とうもろこし	()	
え ん 麦	()	
デントコーン	()	

六七二

調査員 氏 名	印
------------	---

☆ 調 査 員 は 記 入 不 用					
合 計 欄	主	主 穀	円	Aの丁のうち、最も多いものの%	主穀の%
	A	い も・雑 穀			
	B	ま め			
	C	野 菜			
	E	特 用 作 物			
	F	果 樹			
	G	飼 料 作 物			
	H	園 芸			
	I	蹄 産			
	J	その他の畜産			
A～Jまでの計				100 %	
主 穀 を 加 え た 総 計					100 %

大
三

基本調査

票

経 営 地 ⑥	経 営 地 ⑦
00 5 畝 未 蒔	07 3 町 以 上 5 町 未 蒔
01 5 畝 以 上 3 反 未 蒔	08 5 町 以 上 10 町 未 蒔
02 3 反 以 上 5 反 未 蒔	09 10 町 以 上 20 町 未 蒔
03 5 反 以 上 1 町 未 蒔	10 20 町 以 上
04 1 町 以 上 1 町 5 反 未 蒔	11 例外規定に該 当する農家
05 1 町 5 反 以 上 2 町 未 蒔	
06 2 町 以 上 3 町 未 蒔	

(2) あなたの家では昭和29年1月1日から12月31日の1年
間に30日以上自家単独で養蚕を営みましたか
営んだ () 営まない ()



養蚕をやらずに養蚕だけを営ん
でいるものはすぐ(3)にうつ
る

いでお戻すねします

⑨ 指定統計78号

奄美群島における農業及び漁業の

市町村名

調 査

農業集落

調査区番号

(昭和30年2月1日調査)

農家番号

農 林 省

世帯主氏名

{1} 農 家 お よ び 漁 家

(1) あなたの家では農業をやっていますか

やっている () い な い ()



それは農家の最低現度

以上をやっていますね

やっている () やっていない ()



{2} の農業についてきく

六七五

{2} 農 業 に つ い て

1 世帯員および兼業

(1) あなたの家にふだんいる世帯員(柱の戸籍も含む)につ

20才～29才			30才～39才			40才～49才			50才～59才			60才以上		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計

兼業の種類番号

の兼業種類欄に
○印を付ける

人、または仕送りを

1	林業自営（森林業、製薪炭業で販売額／万円以上）
2	漁業自営（漁業・養殖で販売額／万円以上）
3	手業所をもつてやっている工・鉱業および商店・旅館・床屋など
4	大工・左官などの職人・行商・仲買・牛馬車運送・賃すり・賃耕
5	事務取員・技術取員・教員など
6	恒常的に雇われる賃労働者
7	季節出稼
8	季節産・入夫・日雇（1人で30日以上のもの）

六七六

	総 員			15才以下			16才～19才		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
イほとんど農業はしないか 農作業の負担だけする人									
ロ農作業で主になって働いて いる人（農作業のささ えになっている人									
ハ農作業の手助けをしたり 農繁期だけ手伝う人									
ニ農業に従事しない人									
ホ 計									

(2) あなたの家では兼業をしていますか

している () していない ()



どのような種類の仕事をしていますか

調査員は兼業の種類別表をみて該当の兼業の種類番号を下
記入し、2つ以上兼業ある場合はそのうち主なものの1つに

兼業の種類 番 号			
--------------	--	--	--

(3) あなたの家としては農業が主ですか従ですか

農業が主 () 農業が従 ()

(4) ふだんいる世帯員以外に、外に出ていて、仕送りしてくれる
しなければならない人がいますか

いる () → 仕送りをしてくれる人 _____人

仕送りをしなければならない人 _____人

(そのうち学生 _____人)

いない ()

2 土 地

(1) いま、あなたの家で経営している土地について、共有地の、
割地があればそれも含めて、その種類別に面積をおしえて
ください

{ 共有地の { 「山林」・「採草地」の割地は「所有地」に
「耕地」の割地は「借入地・その他」に
計上する }

		総面積	所有地	借入地・その他
		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
耕 地	田〔畦畔を含める〕①			
	樹 園 地②			
	普通畑〔新墾地を含める〕③			
	庭 畑・切 替 畑④			
	庭外地の不定定な畑④			
	放 草 地⑤			
小 計 ⑥				
そ の 他	宅地〔宅地内の田・畑〕⑦			
	採 草 地⑧			
	放 牧 地⑨			
	水路・池・永久的敷置⑩			
	小 計 ⑪			
山林〔山林面積だけ〕⑫				
山林のうち	放牧するもの⑬			
	採草するもの⑭			
農用地計〔⑥+⑪+⑬+⑭〕⑮				

六七八

温 室	坪
-----	---

(2) いま、他人に貸している土地がありますか
あ る () な い ()



その面積は

田	畑	耕地計	採草池	山林
町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝

3 家 畜

(1) あなたの家には、いま、次の家畜がいますか

1 乳用牛 頭

め す					お す					計
めす	めす	めす	めす	めす	めす	めす	めす	めす	めす	
別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	
6カ月未満	6カ月以上10カ月未満	10カ月以上	10カ月以上	10カ月以上	6カ月未満	6カ月以上10カ月未満	10カ月以上	10カ月以上	10カ月以上	頭
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

め す					お す					計
めす	めす	めす	めす	めす	めす	めす	めす	めす	めす	
別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	
6カ月未満	6カ月以上10カ月未満	10カ月以上	10カ月以上	10カ月以上	6カ月未満	6カ月以上10カ月未満	10カ月以上	10カ月以上	10カ月以上	頭
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

肥 育 用		繁 殖 用		計
6カ月未満	6カ月以上	6カ月未満	6カ月以上	
頭	頭	頭	頭	
頭	頭	頭	頭	頭

改良産	在来産	計
頭	頭	頭
頭	頭	頭

6 兎 頭

6カ月		6カ月以上		計
めす	めす	めす	めす	
別	別	別	別	
頭	頭	頭	頭	頭



6カ月以上のめすについて白色レグホン。その他の別は羽数をあわせて下さい

白 し、グホン	その他	計
明	明	明



昨日と一昨日の産卵量をこたえてください

昨日 ----- 週

一昨日 ----- 週

8 あみる 週

9 ぶちよう 週

10 みつばち 群

4 農 機 具

- (1) 次の農機具をあなたの家だけ、あるいは他の农户の家と共同でもっていますかまた次の農機具をこの一年間に使ったかをこたえて下さい

- 1 农户共有のものについては現在管理している家はご
の台数をその他の農家は○印をつけてください
2 「使用」については、共有のものを使つても賃料、
賃こきなどをしてもらつても使ったことになります

	自家所有	农户共有	使 用 (使用したものに○印)
1 す き			
2 燕 把			
3 動力脱穀機			
4 動力剥種機			
5 足踏脱穀機			
6 甘蔗压榨機			

六八。

フ 製 正 機			
8			

5 農業産廃労力

(1) あなたの家ではこの一年間に農業専産を雇いましたか

雇った () 雇わない ()



その人数は

住込み	人
かよひ	人

(2) 季節産・日産などをこの一年間に農業のため雇いましたか

雇った () 雇わない ()



その

人数は

季節産	正 人	手 伝	正 人
日 産	正 人	労力交換	正 人

6 養 蚕

(1) あなたの家では昨年蚕を飼いましたか

飼った () 飼わない ()



蚕期別に繰立卵量・収蒔量をおしえて下さい

		春 蚕	夏 蚕	初秋蚕	晩秋蚕	その他	計
繰立卵量	糸 蒔	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム	グラム
	種 蒔						
収蒔量	糸 蒔	匁	匁	匁	匁	匁	匁
	種 蒔						
糸蒔の販売量							

(2) 桑園はどれだけありますか

園をなしているもの				けいはん,宅地などにあるもの			
町	反	畝	歩	町	反	畝	歩

7 農作物

あなたの家るこの一年間に収穫した作物についておしえてください

			収 穫 面 積				収 穫 量		販 売 の 有 無 〔販売のもの の に ○ 印〕
主 産 物	水 稲	一 期 作	町 反 畝 歩				石	斗	()
		二 期 作							()
穀	雑 穀								()
	大 麦 ・ 小 麦 ・ は ち 麦								()
さい づ ま も	秋 植							畧	()
	春 植								()
雑 穀									()
豆 類	大 豆						石	斗	()
	そ の 他 の 豆 類								()
野 菜								畧	()
工 業 作 物	甘 蔗							斤	()
	茶						生 葉	畧	()
	そ の 他 の 工 業 作 物								()
果 樹	柑 橘 類					本		斤	()
	バ ナ ナ					本		斤	()
	パ パ イ ヤ					本		斤	()
	そ の 他 の 果 樹					本			()
飼 料	お 糞	よ び 物	町 反 畝 歩						()
									()
									()

(3) 漁業について (1)(2)で漁業を営んだと答えたものは全部調べる

(1) あなたの家では昭和29年中にどんな漁業を営みましたか

(漁業産類別番号をかき主なものは〇印)

漁業産類別番号				
漁獲体数				

漁業産類別番号

1 底びき網漁業		11 イカー本釣		正徳漁業
2 イワシあぐり巾着網	まき網漁業	12 マグロ正徳		
3 アジ・カバ巾着網		13 その他の釣・正徳		
4 イワシ縫切網		14 定置網漁業		
5 その他のまき網		15 地びき網	地びき・船	
6 敷網漁業		16 船びき網	びき網漁業	
7 イワシ刺網	刺網漁業	17 採貝・採藻		
8 その他の刺網		18 その他の漁業		
9 カツオー本釣	釣	19 養殖漁業		
10 アミ・サバー本釣				

(2) あなたの家では漁船を所有していますか

所有している () いない ()



	隻数	合計総数
操動刀船		
有動刀船		

(3) あなたの家で昨年1年間にとった漁獲物の数量と金額をおしえてください

	漁獲数量	漁獲金額
魚 類	量	円
貝 類		
その他の水産動物		
藻 類		
計		

(4) 漁撈作業に従事した人は最も多い時で何人でしたか

家 族	人
雇用者	人
計	人

調査員
氏 名

記 入 の し か た

{1} 農家および漁家

(1) 農家の最低規模とは調査要綱1頁に記されている規模のことです。

{2} 農業について

1(1) 世帯員 ふだん家にいるというのは生活の大もとがその家で営まれているということです。それ故相当長い間出稼したり、行商に出ている、その生活の大もとがその家であれば「ふだんいる」ことにします。

(2) 兼 業 ここでは農業以外にどのような仕事をしているかを調べます。酒屋を営んでいて、農業は極く小さくしかや

つていない場合でも、ここでは農業を中心としてみますから酒屋の方が兼業となり、この場合は商業ですから兼業の産類番号3と記入してもらいます。家族のものが一人でも学校の先生をしたり、或は入社に出たりするとすまたはその数字を記入して下さい。なお兼業が2以上あるときは2つ以上の番号を記入します。

2 土 地

- (1) 畑の周囲に茶や桑を植えてあるときは、その面積を見積って樹園地にあげて下さい。
- (2) みかんやパイヤを植えたが、樹令が若いためその圃場に野菜などを全面的に栽培しても、その圃場全部を樹園地とします。
- (3) ペルーグラスなど純然たる牧草を栽培してあるところは牧草畑にしますが、えん麦を栽培したときはそれを飼料用としても普通畑にします。なお今まで1回もすき起したことがなく、単に草を刈って飼料とするところは採草地とします。

3 農業雇労働力

- (1) 常雇というのは1カ年の契約で雇入れたものです。
- (2) 季節雇というのは常雇ではないが1カ月以上の契約で雇入れたもの。
- (3) 日雇は1カ月未満の契約で雇入れたもので、現金でなくとも現物を支払ったときも含めます。
- (4) 手伝いというのはきまつた金やものを支払う約束なしでしてもらったものです。多少の現物を謝礼としてやったものでもここへふくめてよいのです。

4 養 蚕

- (1) 春蚕とは5月10日以前に締立てたもの。
- (2) 夏蚕とは5月11日から8月15日の間に締立てたもの。
- (3) 初秋蚕、晩秋蚕、その他、8月16日以後に締立てたもの。

をそれぞれ分けて記入して下さい。

ア 農作物

- (1) やさいなどは1年間の収穫のべ面積を記入して下さい。なお思鈴薯はやさいに含めて下さい。
- (2) 果樹は散在しているものの本数も含めて計上します。
- (3) 雑穀とはとうもろこし、あわ、きび、ひえ、そば、えん麦などです。
- (4) 「その他の工業作物」とはキヤッサバ、アロルート、い、七島いなどです。

その他の

(2) の2の「土地」の④又は⑤欄の面積によつて欄外の経営規模が類符号欄に該当する数字を記入して下さい。

(3) 漁業について

1. ここで言う「漁業」とは自家単独で営んだ漁業に限りますから、共同経営の漁業の分を含めないよう注意して下さい。
2. 「漁船体」とは、漁船、漁網、漁具、競争者の一体よりなる漁業生産を行うための最小の単位をいいます。
3. 「漁船」とは、自分の所有であつても、自営漁業に全く使用しなかつた漁船は含めず、僅に借入船でも自営漁業に使用したものは含めます。
4. 「漁獲金額」は漁獲数量を金額であらわしたものであり、加工して販売したものは加工しない前の価格で計算し表示して下さい。

X X X X

京都大学学術情報メディアセンター 食料・農業統計情報開発研究分野
統計研究資料 J シリーズ

- No.1 復刻 農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）（第 1 分冊）
No.2 復刻 農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）（第 2 分冊）
No.3 復刻 農林省統計調査要綱輯覧（農業センサス，農業動態調査の部）（第 1 分冊）

統計研究資料 J シリーズ編集委員会（五十音順）

齊藤 昭（代表） 神宮司一誠 仙田徹志 三重遷一 山口幸三 吉田嘉雄

京都大学学術情報メディアセンター 食料・農業統計情報開発研究分野

統計研究資料 J シリーズ No.4

復刻 農林省統計調査要綱輯覧（農業センサス，農業動態調査の部）
（第 2 分冊）

発 行 日 ： 平成 30 年 1 月

編集・発行：京都大学学術情報メディアセンター 食料・農業統計情報開発研究分野

〒 606-8501 京都市左京区吉田本町

印 刷 所 ： 創文堂印刷株式会社

〒 918-8231 福井県福井市問屋町 1 丁目 7 番地



Reprinted Edition

**The Collection of statistical survey
guidelines and notices of Ministry of
Agriculture and Forestry
(Category of Agriculture Census)**

Volume 2

Jan. 2018